議会運営委員会の概要

1 発言通告及び質問要旨について

・議事調査課長から、別紙「発言通告及び質問要旨」のとおり通告書の提出があった旨 の説明があり、了承された。

2 議事日程第2号及び第3号について

・議事調査課長から、別紙「会議順序表」により6月19日及び22日の議事日程の説明があり、了承された。

3 予算特別委員会の質疑者について

・議事調査課長から、別紙「予算特別委員会の質疑者一覧表」のとおり連絡があった旨 の報告があり、了承された。

4 その他

(1)「令和3年度政府の施策等に対する提案」について

・みらい企画創造部長から、別紙「『令和3年度政府の施策等に対する提案』について」 により、今後のスケジュール、提案書(案)の構成等についての説明があり、了承さ れた。

【発言概要、質疑等】

- (渋間委員) 提案書(案)が出されたが、(案)には全国知事会で共通の提案とする項目が 掲載されておらず、議会として意見検討を行う場合、全国知事会の提案と重ならない ようにしたいので、全国知事会で出す要望も教えていただきたい。
 - ⇒ (みらい企画創造部長) 全国知事会で出す要望についても情報提供したい。

(2) 議場、予算特別委員会室へのアクリル板パーティションの設置について

・議事調査課長から、議場及び予算特別委員会室における質疑、答弁は長時間にわたり、

マスクを着用したままでの発言は、息苦しくなろうかと思われるので、新型コロナウイルス感染防止も踏まえながら、質疑、答弁の際にマスクを外して発言できるように、議場の議長席、演壇及び予算特別委員会室の質疑委員席、答弁者席に透明のアクリル板パーティションを設置してはどうかとの説明があり、明日(19日)の代表質問以降、議場の演壇及び予算特別委員会室の質疑委員席、答弁者席で、マスクを外しての質疑、答弁も可とすることについて、了承された。

5 次回議運開催日時

· 令和 2 年 6 月 2 9 日 (月) 午前 1 0 時

6 6月19日(金)及び22日(月)の開議時刻

・午前10時と決定された。

議会運営委員会協議事項

令和2年6月18日(木) 午前 10 時

- 1 発言通告及び質問要旨について
- 2 議事日程第2号及び第3号について
- 3 予算特別委員会の質疑者について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時6月29日(月)午前10時
- 6 6月19日(金)及び22日(月)の開議時刻

令和2年6月定例会 代表質問

月日	通告順序	議席番号	氏	名		主	意	答	弁	者
6.19 (金)	1	20	矢 吹	栄 修	1	新型コロナウイル 新未来への展望に~	ス感染症対策の総括とついて	知事		
					2	補正予算の編成方	針と今後の財政運営に	総務部	長	
					3	県におけるICT て	化に向けた対応につい	みらい	企画創:	造部長
					4	新型コロナウイル 世帯への影響と支持	ス感染症による子育て 爰策について	子育て	若者応	援部長
					5	新型コロナウイル いて	ス感染症への対応につ	健康福	祉部長	
					6	企業の事業継続に「	向けた支援策について	産業労	動部長	
					7	今後の消費拡大策に	こついて	産業労	動部長	
					8	観光業の復興につい	ハて	観光文を長	化スポ	ーツ部
					9	さくらんぼ農家への	の支援策について	農林水	産部長	
					10	水産振興条例につい	ハて	農林水	産部長	
					11	これからの公共工 対応について	事のあり方と少雪への	県土整体	備部長	
					12	ICT教育と教育	課程の対応について	教育長		

令和2年6月定例会 代表質問

月日	通告順序	議席 番号	氏	名		主	意	答	弁	者
6.19 (金)	2	25	吉 村	和武	1	新型コロナウイル 応について	レス感染症への今後の対	知事		
					2		携と新型コロナウイルス │生臨時交付金について	総務部はみらい。産業労	企画創	
					3	緊急経済対策の成	え果について	産業労	動部長	:
					4	新型コロナウイル えた少子化対策に	レス感染症の影響を踏ま	子育で	若者応	援部長
					5	新型コロナウイバ まえた農林水産業	レス感染症のリスクを踏 色の振興について	農林水	産部長	:
					6		レス感染症の状況を踏ま 長興計画の推進について	教育長		
					7	ICT教育の推進	能について	教育長		

令和2年6月定例会 一般質問

月日	通告順序	議席 番号	氏 名		主	意	答	弁	者
6.22 (月)	1	10	五十嵐 智 洋	1	コロナ後の山形県は	こついて	知事		
(月)				2	合計特殊出生率の	知事公約について	知事		
				3	20歳代、30歳代男	男女の人口減少対策につ	知事		
				4	廃校舎の解体費用 いて	に対する財政支援につ	教育長		
				5	新型コロナウイル 受ける介護事業所へ	スの感染拡大の影響を への支援について	健康福祉	业部長	
				6	冬の感染症予防対策	策について	健康福祉	业部長	
				7	県産農産物の消費	拡大について	農林水	産部長	
	2	4	原田和広	1		づく政策形成(EBPM)」 ルス感染症対策につい	知事		
				2	PCR検査、抗体検 と隔離政策の運用に	食査に係るランダム調査 こついて	健康福祉	业部長	
				3	社会的な孤立につい	ハて	健康福祉	业部長	
				4	実存的な苦悩と「オ の可能性について	ープン・ダイアローグ」	健康福祉	业部長	
				5		話に基づく実践(NBP)」 ニケーションについて	知事		

令和2年6月定例会 一般質問

月日	通告順序	議席 番号	氏	名	主	意	答	弁	者
6.22 (月)	3	29	鈴木	孝	1 山形県の子育で いて	- 支援策の新たな展開につ	知事		
						ロークス関連産業の振興の 策の方向性について	産業労	動部長	
					3 防災減災対策に	ついて	防災く 県土整		
					4 農林水産業の振 ト農業の推進に	興·活性化に向けたスマー ついて	農林水	産部長	
					5 地域を題材とし 学習の時間の充	、体験を重視する総合的な 実について	教育長		
					6 特別支援学校に 整備について	こおけるICT教育環境の	教育長		

会 議 順 序 表

[議事日程第2号]

令和2年6月19日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
	< 開 議 >	
1	○ 議案上程(議第87号から議第105号まで及び発議第10号の20件)	
	○ 質疑及び一般質問 (代表質問)	
	20番 矢 吹 栄 修 議員	
	25番 吉村和武議員	
	< 散 会 >	

会 議 順 序 表

[議事日程第3号]

令和2年6月22日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
	< 開 議 >	
1	○ 議案上程(議第87号から議第105号まで及び発議第10号の20件)	
	○ 質疑及び一般質問	
	10番 五十嵐 智 洋 議員	
	4番 原田和広議員	
	29番 鈴 木 孝 議員	
	< 散 会 >	

議 事 日 程 (第2号)

令和2年6月19日(金)午前10時開議

第	1	議第 87号	令和2年度山形県一般会計補正予算(第2号)
第	2	議第 88号	令和2年度山形県病院事業会計補正予算(第2号)
第	3	議第 89号	山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について
第	4	議第 90号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
			いて
第	5	議第 91号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第	6	議第 92号	山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条
			例の設定について
第	7	議第 93号	山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
第	8	議第 94号	山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改
			正する条例の制定について
第	9	議第 95号	山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第	10	議第 96号	一般国道287号道路改築事業米沢北バイパス橋梁(仮称)桁製作架設工事請
			負契約の締結について
第	11	議第 97号	山形県立庄内総合高等学校特別教室棟改築(建築)工事請負契約の締結につ
			いて
第	12	議第 98号	除雪機械の取得について
第	13	議第 99号	除雪機械の取得について
第	14	議第100号	除雪機械の取得について
第	15	議第101号	排水ポンプパッケージの取得について
第	16	議第102号	化学消防車の取得について
第	17	議第103号	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免
			除に係る額について
第	18	議第104号	県道路線の廃止について
第	19	議第105号	山形県公安委員会委員の任命について
第	20	発議第10号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について

第 21 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第3号)

令和2年6月22日(月)午前10時開議

第	1	議第 87号	令和2年度山形県一般会計補正予算(第2号)
第	2	議第 88号	令和2年度山形県病院事業会計補正予算(第2号)
第	3	議第 89号	山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について
第	4	議第 90号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
			いて
第	5	議第 91号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第	6	議第 92号	山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条
			例の設定について
第	7	議第 93号	山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について
第	8	議第 94号	山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改
			正する条例の制定について
第	9	議第 95号	山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第	10	議第 96号	一般国道287号道路改築事業米沢北バイパス橋梁(仮称)桁製作架設工事請
			負契約の締結について
第	11	議第 97号	山形県立庄内総合高等学校特別教室棟改築(建築)工事請負契約の締結につ
			いて
第	12	議第 98号	除雪機械の取得について
第	13	議第 99号	除雪機械の取得について
第	14	議第100号	除雪機械の取得について
第	15	議第101号	排水ポンプパッケージの取得について
第	16	議第102号	化学消防車の取得について
第	17	議第103号	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免
			除に係る額について
第	18	議第104号	県道路線の廃止について
第	19	議第105号	山形県公安委員会委員の任命について
第	20	発議第10号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について

第 21 県政一般に関する質問

予算特別委員会の質疑者一覧表

令和2年6月定例会

月日	質 疑 者(質疑順)
	自由民主党 梶原宗明 委員
6月24日(水)	日本共産党 関 徹 委員 山形県議団
	自由民主党 楳 津 博 士 委員
	自由民主党 奥山誠治 委員
6月25日(木)	無所属 今野美奈子 委員
	自由民主党 小野幸作 委員
6月26日(金)	県政クラブ 青木 彰 榮 委員
0万20日(並)	自由民主党 星川純一 委員

【備考】質疑時間:60分(答弁含む)

「令和3年度 政府の施策等に対する提案」について

1 概要

第4次山形県総合発展計画に基づいた令和3年度以降における本県の施策推進にあたり、政府の令和3年度における予算編成での対応や制度の創設・改正等が必要となる事項を各府省に提案するもの。

2 実施主体

山形県開発推進協議会
(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

3 スケジュール

県議会への意見照会 6月18日(木)〔回答期限:6月30日(火)〕

• 各府省に対する提案活動 7月上旬

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の流行状況等により、日程等を変更する可能性があります。

4 提案書(案)の構成等

(1) 構成

新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立が、政府・地方を通じた大きな課題となっていることを踏まえ、2部構成とする。

第1部 「新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立」を目指して

第2部 「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

(2)提案項目数

	項目数	令和3年度提案	令和2年度提案
新規	項目(新規+一部新規)	5 4	4 9
	新規(新たに提案する項目)	2 1	1 5
	一部新規(提案内容を追加・見直す項目)	3 3	3 4
継続	項目	2 9	4 4
	合 計	8 3	93

「令和3年度 政府の施策等に対する提案」(案)重要項目一覧(45項目)

◆提案項目総数: 83 (新規:21 一部新規:33 継続:29)

第1部「新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立」を目指して

新型コロナウイルス感染症への対応 「○ 新型コロナウイルス感染症への対応	
〇 新型コロナウイルス感染症から命と健康を守る取組みの強化 【新規】	内閣官
・医療・福祉提供体制の確保や感染症の拡大防止対策の強化に向けた支援の充実	法務*
・感染拡大期における衛生資材や検査試薬などの安定的な供給体制の構築・成熟は土地及び医療過程制におけるような意味を発展しています。	厚労?
・感染拡大期及び医療過疎地におけるオンライン診療の活用に向けた実効性のある取組みの推進	
・医療従事者、感染者等への誹謗中傷防止のための啓発の充実 〇 新型コロナウイルス感染症への対応に向けた病院の経営基盤の強化 【新規】	内閣
・新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営状況の悪化に対する財政支援の充実	総務:
・公立病院に係る資金不足比率の算定に係る特例措置の創設	厚労:
○ コロナ禍により厳しい状況に置かれた女性労働者等を支える仕組みの充実 【新規】	内閣
・就労者の個々の事情に応じた柔軟で働きやすい制度の整備(テレワーク、ローテーション勤務等の導入促進)	厚労:
・子育て中のひとり親に寄り添う支援体制の充実(ひとり親の経験者によるサポート)	14-73
・働く妊婦の代替人員確保に係る経費への助成	
地域経済の活性化、人材の育成・確保の推進	
○ 将来の感染症対策も視野に入れた地方分散の推進 【新規】	内閣官
・テレワークなどの新しい働き方の定着に必要となるICT環境整備への支援の充実	内閣
・企業の本社機能や政府関係機関など東京圏に集中している機能の地方への分散強化	総務
・分散型の国土形成に向け、地方創生推進交付金をはじめとする関連予算の拡充	経産
)地方への人口分散による少子化の克服 【新規】	内閣
・小さい頃からの結婚や子育ての魅力啓発と地方で家族が暮らす優位性等をメディアミックスにより発信	厚労
・家事・育児関連サービス利用に対する公的支援制度の創設	
・女性の地方移住を前提とした出会いの場の創出や、地方の実情に応じた施策に対する財源措置の創設	
) サプライチェーンの再構築と地方分散型の産業構造への転換【一部新規】	経産
・国内で必要な医療資機材や部品等を安定供給する生産拠点の地方分散に向けた優遇策の充実(新規)	
・首都圏にある本社機能・研究開発機能の地方移転の実現、人材の地方移転・定着を促す総合的な支援制度の創設(新規)	
・「地域未来投資促進法」に基づく地方税の減免に係る減収補てん措置の対象要件の大幅な緩和等	
つ地域中小企業・小規模事業者の事業継続や持続的発展に向けた取組みの推進 【一部新規】	厚労
・中小企業・小規模事業者の事業継続・雇用維持に向けた実効性のある対策の推進(新規)	経産
・企業活動のデジタル化・リモート化を促進するテレワーク等の導入支援の充実(新規)	
・中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組み(IoTやAI、ロボット導入等)に対する支援の充実	
・商工会・商工会議所の体制強化に係る支援の充実(新規)	
〇 将来にわたる農業の持続的な発展を支える仕組みの充実 【新規】	農水
・国民の生命を支える食料の国産農産物による供給に向けた生産基盤や振興策の抜本的な強化	
・主食用米や果実の価格安定に向けた対策の推進	
・耕作放棄地への飼料作物の作付け等による活用促進	
〇 観光先進国の実現に向けた地方の観光施策への支援 【新規】 	国交
・地方が主体的に企画実施する継続的な需要喚起策への財政支援	
・インバウンド需要の回復を見越したソフト・ハード両面での受入環境整備への支援	
つ コロナ禍の影響を受けた地域公共交通や地方航空路線の維持に向けた支援の拡充 【新規】	国交
・地域公共交通(バス・地域鉄道・タクシー)の維持に向けた支援の拡充	
・地方航空路線の維持に向けた支援の拡充 ・航空会社における新型コロナウイルス感染防止策に関する人員確保や機器調達等に対する支援の実施	
・加至云社にわける利至ユロナワイルへ感染的正束に関する人員確保や機益調達寺に対する又族の実施) 高速道路・地域高規格道路等の整備推進	マ カ
J 高迷退始・地域高規格退始寺の釜偏推進 ・生産拠点の国内回帰に向けた、やまがた創生を牽引する縦軸の整備(高速道路の早期供用)	国交
・生産拠点の国内回帰に向けた、やまかた創生を牽引する純軸の整備(高速道路の早期供用) ・雨や雪に強く信頼性の高い横軸の整備(地域高規格道路等の整備加速)	
・附や当に短く信頼性の高い横軸の整備(地域高規格道路等の整備加速) う新しい生活様式を支えるICT社会基盤整備 【一部新規】	総務
J 新しい生活様式を又えるIO↑社会基盤登舗 【一部初規】 ・オンライン化に必要な設備等の導入支援の充実、通信事業者に対する低廉なサービス提供の働きかけ (新規)	心伤
・ICT人材の育成に対する支援の充実(新規)	
・行政手続オンライン化に資する業務の標準化及び自治体セキュリティクラウドの広域化の推進(新規)	
・特別豪雪地帯にある緊急輸送道路の携帯電話不感区間の解消に向けた支援の充実	
)コロナ禍における子どもたちの学びを保障するICT教育の充実 【新規】	文科
・GIGAスクール構想の早期実現に向けた財政支援及び家庭での負担軽減に向けた支援の充実	^11
・ICTにより探究型学習等を指導する教員への研修の充実	
・遠隔授業に係る単位取得上限の撤廃	
感染症発生等の不測の事態に備えた仕組みの構築	
○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る地方財政基盤の確立 【新規】	内閣
・新型コロナ対応地方創生臨時交付金の継続と交付金総額の確保	総務
・感染拡大防止や地域経済の回復に係る財政需要の地方財政計画への的確な反映	,,,,
・地方交付税の増額による財源不足対策など、適切な地方財政措置の実施	
○ 危機発生時における柔軟かつ総合的な経済対策の展開 【新規】	経産

第2部 「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

学校教育の充実	
) 学習環境改善のための支援の充実	文科
・中学校3年生までの35人以下学級の実現	
・小学校の英語専科教員の配置要件緩和と加配配置の拡充	
・特別支援学級における学級編成基準の引下げ及び特別支援教育に係る教職員定数の拡充	
) 学校における働き方改革推進のための支援の充実	文科
・部活動指導員など専門スタッフの配置のための財政支援の拡充	
・大学入学者選抜の調査書電子化に係るセキュリティ対策に関する支援等	
2 若者の定着・回帰の促進	
つ地方大学の機能強化等【一部新規】	内閣'
・学生の東京一極集中の是正に向けた、地方大学の定員増や大学における遠隔授業導入等の促進(新規)	文科
・地方における知の拠点である大学の安定運営の確保(国立大学法人運営費交付金の充実等)	
)公共職業訓練に対する支援の充実強化 【新規】	厚労
・訓練を受けるための支援の充実・強化に向け、文部科学省所管の大学等と同様の給付型奨学金制度の創設	
・ 瞳がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実(障害者委託訓練コースの委託料の増額等)	
)非正規雇用の処遇改善及び労働者の所得向上に向けた総合的な取組みの推進【一部新規】	内閣
・中小企業における正社員化等を推進するためのキャリアアップ助成金の拡充	厚労
・人口の都市部集中の大きな要因である賃金の地域間格差の是正	'+'
・八口の部門部業中の人さな姿凶とめる真金の地域間格差の走正・地域就職氷河期世代支援加速化交付金の地方の提案を踏まえた柔軟な制度運用(新規)	
・ 型域就概が何朔直代文後加速化文件並の地方の姓衆を踏またた来教は前度連州(利成))建設業における担い手の確保 ~持続可能なものとするために~【一部新規】	農フ
・公共工事設計労務単価に関する隣接県及び首都圏との格差の是正	国引
	国う
・技術検定制度の見直し(1級土木施工管理技士学科試験第1次検定の年間実施回数の複数化)(新規) ・建設現場の遠隔臨場等の導入・活用を含め、ICT活用に係る積算基準の見直し(新規)	
	<u> </u>
競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化 	
やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成	1
)農林業の専門職大学設置に向けた支援の充実	内閣
・専門職大学の設置に係る施設整備や運営に関する財政支援制度の拡充・創設	文和
・就農・林業就業を支援するための学生に対する給付金の支給期間延長	農刀
「やまがた森林ノミクス」の加速化	•
)森林(モリ)ノミクスの推進による地域活性化 【一部新規】	総系
・再造林や保育等の森林整備や国産材の利用拡大、人材育成などの総合的な施策推進と財源確保	農ス
・森林整備を担う市町村に十分な財源が確保されるよう森林環境譲与税の譲与基準の見直し(新規)	
付加価値の高い水産業の振興	
)水産業の成長産業化に向けた支援の強化 【新規】	農刀
・畜養など漁業の成長産業化に資する新たな取組みに対する技術的・財政的支援の充実	
・日本海における水産資源確保に関する取組みの強化(外国船のスルメイカの違法操業の排除、サクラマスの広域資源管理など)	
・漁業収入安定対策事業の安定的な運営と漁業無線機器の整備に対する支援制度の充実	
高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化	
IoTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出	
) 世界最先端技術を活かした産業集積による拠点形成など地方創生の取組みに対する支援の充実強化	内閣
・山形大学の世界最先端の研究開発や事業化の拠点形成に向けた取組みに対する支援の充実	内限
・慶應先端研を核とするバイオ分野の世界的な研究拠点の形成に向けた研究基盤強化等への支援の充実	文科
・国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点(政府機関の地方移転方針を受けて慶応先端研と連携)に対する支援の継続	経過
地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展	
)中心市街地・商店街活性化に向けた支援の充実・強化	経産
・中心市街地活性化基本計画等に基づくハード・ソフト両面の新たな支援制度の創設	
・百貨店等の中核施設を失った中心市街地・商店街における商業機能・集客機能の再生など、地方の実情に沿った支援の充実	
国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化	
) 地方におけるインバウンドの推進	単う
助方におけるインバウンドの推進・国際観光旅客税の一定割合を自由度が高く創意工夫が活かせる交付金等として地方へ配分	国交

大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化	
) 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた、防災・減災、国土強靭化に向けた対策の推進 【新規】	総務
・防災・減災、国土強靱化に必要な財源の別枠確保と地方財政措置の継続	国交
・社会資本整備の新規事業採択時における費用対効果の算定に関する地方への配慮	
) 防災・減災対策及び発災直後の被災地支援への財政措置の充実	内閣
・緊急防災・減災事業の継続	総務
・大規模災害時の被災地支援に適用される「被災市区町村応援職員確保システム」による応援経費の政府の全額措置	小心力
・ 人 税	4//\ 3/
	総務
 ・市町村の消防施設設備整備等に関する支援の拡充 	
・消防防災へリコプターの安全な運航確保に向けた操縦士の養成・確保体制の整備と財政支援の拡充(新規)	
)被災者生活再建支援制度の充実 【新規】	内限
・被災者生活再建支援制度による支援金の支給対象の拡大	
・対象区域に関する適用基準の見直し(同一災害による支援対象を全ての被災区域に拡大)	
) 冬期間の安全・安心な交通を確保する雪対策の強化 【一部新規】	国艺
・安全な道路交通等の確保、航空機の安全性確保に必要な除雪体制維持に係る財政支援の充実(交付金の対象化) (新規)	
・雪寒事業費に関する十分な予算の確保、補助対象の拡大(降雪地域における舗装等の損傷)(新規)	
・冬期間の風による影響が大きい庄内空港等における「低層風情報提供システム」の導入	
保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現	
) 医師偏在の是正や自治体病院への経営支援強化等 ~地域住民が安心して暮らせる医療提供体制の構築~	総系
・医師の都市部への偏在是正、地域における医師定着に向けた実効性ある対策の実施	厚労
	147
・医療従事者の確保に向けた地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充、柔軟な運用	
・自治体病院の実態に即した、運営費等や施設・設備の整備費、再編・ネットワーク化に係る地方財政措置の更なる拡充	
・消費税率引上げに伴い医療機関に消費税相当額に係る持ち出しが生じないよう診療報酬上の適切な措置の実施	
総合的な少子化対策の新展開	
)子育て世代の経済的負担の軽減 【一部新規】	文科
・全国一律の子ども医療費助成制度の創設及び国民健康保険の国庫負担減額措置廃止	厚労
・特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療)、人工授精に関する医療保険の適用(新規)	
・特定不妊治療費助成事業の拡充(特に第2子以降の助成回数上限の緩和)	
・放課後児童クラブについて、多子世帯や所得に応じた利用料軽減措置の創設	
・多子世帯の高校・大学等の教育費について、所得制限がない負担軽減措置の創設	
・県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備	
) 女性活躍による経済活性化のための総合的な施策展開 【一部新規】	内閣
・「女性も男性も互いに尊重し合い、ともに支え合い、社会に貢献する」という教育の推進(新規)	文和
・地域や企業等における男女共同参画及びウーマノミクスの加速化を図る取組みの積極的な推進	厚労
・女性の再就業支援の強化(マザーズコーナーの設置、ワンストップ就労支援窓口の拡大)	
・子育で・介護と仕事との両立支援に向けた社会的セーフティネットの充実(新規)	
・地域女性活躍推進交付金の増額、柔軟な運用	
・ひとり親が自立して活躍できるよう、養育費の不払いを政府が立て替える制度の創設(新規)	
未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用	
国内外との交流を拡大する広域交通ネットワークの整備促進	
)地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充	国3
・国際チャーター便・定期便の誘致に必要な滑走路2,500m化に対する技術的・財政的支援	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保	国3
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大) 酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大) 酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規)	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大) 酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進	
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現	内閣
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援	内閣
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化 【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額	内閣 国3
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額)高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~	内閣国
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額)高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~ ・高速道路の無料区間におけるSA・PA機能を有する「道の駅」の整備に対する財政支援の拡充	内閣国
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大)酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進)国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額)高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~ ・高速道路の無料区間におけるSA・PA機能を有する「道の駅」の整備に対する財政支援の拡充 ・新設ICへの実質的なアクセス道路整備に対する財政支援の拡充	内閣国
・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大) 酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進) 国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額) 高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~ ・高速道路の無料区間におけるSA・PA機能を有する「道の駅」の整備に対する財政支援の拡充 ・新設ICへの実質的なアクセス道路整備に対する財政支援の拡充	内閣国系
・地方空港のターミナルビルの施設整備など受入れ環境整備への支援の拡充 ・羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形便の恒久的な2便化運航の確保 ・羽田=庄内便の更なる増便に向けた羽田発着枠政策コンテストにおける枠の拡大 プ酒田港の機能強化【一部新規】 ・酒田港の防波堤の整備・改良の推進 ・大型船舶の受入れ拡大に向けた既存岸壁の大型化の着手(新規) ・新庄酒田道路等について、重要物流道路としての重点的な整備推進 プ国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・トンネル整備に係る新たな支援スキームの創設を含む早期事業化に向けた財政支援 ・奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手、関係予算の増額 の高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~ ・高速道路の無料区間におけるSA・PA機能を有する「道の駅」の整備に対する財政支援の拡充 ・新設ICへの実質的なアクセス道路整備に対する財政支援の拡充 ・新設ICへの実質的なアクセス道路整備に対する財政支援の拡充 ・地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり 系統制約の克服に向けた対策の推進 ・既存系統を最大限活用する柔軟な系統運用の早期実現	内国交

〇 洋上風力発電の円滑な導入に向けた環境整備 【一部新規】	農水省
・風力発電設備の設置エリア(促進区域)の指定の前提となる「有望な区域」の選定における個別事案に即した柔軟な対応	経産省
・供給価格上限額の設定にあたり、漁業協調や地域振興の実現など、洋上風力発電と地域との共生に関する考慮	国交省
・促進区域内における漁業操業や漁礁の設置等に関する制限の見直し(安全確保等の最小限の範囲に限定)(新規)	
〇 地域環境の保全を考慮した採石法の改正	内閣官房
・採石法の岩石採取計画の認可基準における環境に配慮した項目の追加	経産省
・水循環基本法の基本理念に則り、関係業法の検証・見直しを行うよう各省庁への働きかけの実施	
3 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成	
〇 地方創生の充実・強化に向けた財政支援の拡充 【一部新規】	内閣官房
・地方創生交付金のより一層の自由度の向上と十分な予算の継続的な確保	内閣府
・地方創生拠点整備交付金の予算措置拡充(新規)	
4 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進	
〇 水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実 【一部新規】	厚労省
・水道施設の耐震化を促進するための交付金事業の予算確保等	
・市町村の区域を超えた水道事業の広域連携を促進するための交付金事業の交付率の引上げ、採択基準の緩和(新規)	
VI 東北全体の復興・再生に向けた施策の展開	
1 避難者支援の継続	
□ ○ 東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続	復興庁
・避難者の経済的負担の軽減(保育料減免、就学支援、高速道路無料措置等)の継続	文科省
・受入支援に取り組む地方自治体への財政支援の継続	厚労省
	国交省

令和3年度 政府の施策等に対する提案

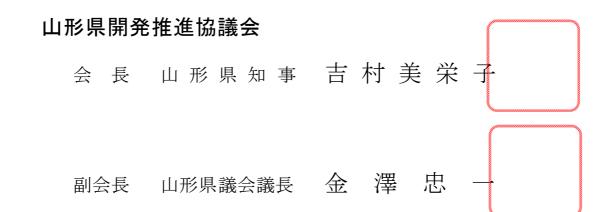
写真

山形県



『あいさつ文』(調整中)

令和2年7月



一 目 次 -

第1部「新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立」を目指して

(1)	新型コロナウイルス感染症への対応
1	新型コロナウイルス感染症から命と健康を守る取組みの強化
	【内閣官房】【法務省】【厚生労働省】・・・・・・・」
2	新型コロナウイルス感染症への対応に向けた病院の経営基盤の強化
	【内閣府】【総務省】【厚生労働省】・・・・・・・・3
3	コロナ禍により厳しい状況に置かれた女性労働者等を支える仕組みの充実
	【内閣府】【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	地域経済の活性化、人材の育成・確保の推進
1	将来の感染症対策も視野に入れた地方分散の推進
	【内閣官房】【内閣府】【総務省】【経済産業省】・・・・・・・7
2	地方への人口分散による少子化の克服 【内閣府】【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	サプライチェーンの再構築と地方分散型の産業構造への転換
	【経済産業省】・・・・・・11
4	地域中小企業・小規模事業者の事業継続や持続的発展に向けた取組みの推進
	【厚生労働省】【経済産業省】・・・・・・・13
(5)	将来にわたる農業の持続的な発展を支える仕組みの充実 【農林水産省】・・・・・・・15
	観光先進国の実現に向けた地方の観光施策への支援 【国土交通省】・・・・・・・17
7	コロナ禍の影響を受けた地域公共交通や地方航空路線の維持に向けた支援の拡充
	【国土交通省】・・・・・・・19
8	高速道路・地域高規格道路等の整備推進 【国土交通省】・・・・・・・ 21
9	新しい生活様式を支えるICT社会基盤整備 【総務省】・・・・・・ 23
10	コロナ禍における子どもたちの学びを保障するICT教育の充実
	【文部科学省】・・・・・・25
(3)	感染症発生等の不測の事態に備えた仕組みの構築
•	
(1)	新型コロナウイルス感染症への対応に係る地方財政基盤の確立
<u></u>	【内閣府】【総務省】・・・・・・・27 会機発生時における矛動かの総合的な経済対策の展閲 【経済産業学】・・・・・・20
(2)	危機発生時における柔軟かつ総合的な経済対策の展開 【経済産業省】・・・・・・・29

第2部 「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感 できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

(1)	学校教育の充実	
1	学習環境改善のための支援の充実	【文部科学省】 · · · · · · · 31
2	学校における働き方改革推進のための支援の充実	【文部科学省】 · · · · · · · · 33
3	公立学校施設整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解係	本に対する財政支援の
	充実 【総務省】	【文部科学省】 · · · · · · · · 35
4	私立高等学校及びその生徒に対する国庫補助制度の充実	【文部科学省】 · · · · · · · · 37
(2)	生涯を通じた多様な学びの機会の充実	
1	東京オリンピック後を見据えた競技力向上やスポーツ施記	没の整備等に向けた支
	援の充実	【文部科学省】 · · · · · · · · 39
(3)	若者の定着・回帰の促進	
1	地方大学の機能強化等 【内閣官房】	【文部科学省】 · · · · · · · 41
2	公共職業訓練に対する支援の充実強化	【厚生労働省】・・・・・・43
3	非正規雇用の処遇改善及び労働者の所得向上に向けた総合	合的な取組みの推進
	【内閣府】	【厚生労働省】・・・・・・45
4	奨学金を活用した若者の地方定着の促進に向けた取組みる	を行う地方公共団体に
	対する支援の拡充 【内閣官	宮房】【総務省】・・・・・・ 47
(5)	建設業における担い手の確保 ~持続可能なものとする方	こめに~
	【農林水産省】	【国土交通省】 · · · · · · · 49
(4)	国内外の様々な人材の呼び込み	
1	留学生のさらなる受入れ拡大に向けた施策の推進	【文部科学省】・・・・・・51
2	外国人材の受入れ拡大に向けた総合的な取組みの推進	【法務省】・・・・・・53
Ⅱ 竞	競争力のある力強い農林水産業の振興・活性 (<u>k</u>
— "		-
	やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成	
1	農林業の専門職大学設置に向けた支援の充実	
		【農林水産省】・・・・・・55
2	「新たな外国人材の農業分野での積極的活用に向けた制度」	· · · · -
	- 1 1 1 1 1 1	【農林水産省】・・・・・・57
3	多様な担い手が活躍する農業生産基盤の整備推進と農業局	
	の安定確保	【農林水産省】・・・・・・59
4	産地生産基盤パワーアップ事業の継続的な実施及び支援対	
		【農林水産省】・・・・・・61
(5)	荒廃農地の利活用をはじめとする農村振興のための地域政	
		【農林水産省】・・・・・・・63
	収益性の高い農業の展開	
1	水田農業の経営安定化に向けた対策の充実	【農林水産省】・・・・・・・65

② 農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進 ③ 農林水産業を起点とする6次産業化の推進に向けた支援の	【農林水産省】・・・・・・67
◎ 成州外是来已起派亡 / 3 0 <u>以</u> 是来旧约底是に同切。	【農林水産省】・・・・・・69
④ 地理的表示(G I)登録の推進	【農林水産省】・・・・・・71
⑤ GAPの定着と普及拡大に向けた支援の充実	【農林水産省】・・・・・・73
⑥ 植物防疫の強化に向けた対応の充実	【農林水産省】・・・・・・75
⑦ CSF (豚熱)・ASF (アフリカ豚熱) の感染及びまん	
	【農林水産省】・・・・・77
(3)「やまがた森林ノミクス」の加速化	
① 森林(モリ)ノミクスの推進による地域活性化【総務省】	【農林水産省】・・・・・79
(4) 付加価値の高い水産業の振興	
① 水産業の成長産業化に向けた支援の強化	【農林水産省】・・・・・81
Ⅲ 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性	化
(1) IoTなどの先端技術の活用等による産業イノベーション	の創出
① 世界最先端技術を活かした産業集積による拠点形成など地	
する支援の充実強化	274 AH 4
【内閣官房】【内閣府】【文部科学省】	【経済産業省】・・・・・・83
(2) 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展	
① 中心市街地・商店街活性化に向けた支援の充実・強化	【経済産業省】・・・・・・85
(3) 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化	
① 特色ある文化資源を活かした地方創生の推進	【文部科学省】・・・・・・87
② 旅館・ホテル等のバリアフリー化の促進	【国土交通省】・・・・・・89
③ 地方におけるインバウンドの推進	【国土交通省】・・・・・・91
Ⅳ 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会	きづくり
(1) 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化	
① 頻発・激甚化する自然災害を踏まえた、防災・減災、国土	・強靱化に向けた対策
の推進 【総務省】	【国土交通省】・・・・・・93
② 中小河川における治水対策の推進 【総務省】	【国土交通省】・・・・・・95
③ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化	
【総務省】	【農林水産省】・・・・・・97
④ 防災・減災対策及び発災直後の被災地支援への財政措置の)充実
- "	府】【総務省】・・・・・・99
⑤ 消防力の充実・強化のための財政措置の拡充等	【総務省】・・・・・101
⑥ 日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と	
	【国土交通省】・・・・・103 - K ス 財政 末援の サカ
⑦ 常時観測火山における観測体制の充実及び避難施設整備に 【内閣府】【文部科学学】	-保る財政文援の孤允 【国土交通省】・・・・・105
【内阁村】【又部科子有】 ⑧ 被災者生活再建支援制度の充実	【内閣府】・・・・・105
◎ つか同い女工 女心な人思で無体するヨハ水ツは旧	【四工人四日】109

⑩ いきいき雪国やまがたの実現に	向けた総合	的な雪対策の推	赴
		【総務省】	【国土交通省】・・・・・111
① 日本海沿岸部における北朝鮮か	らの漂流・	漂着船等への対	计 応強化
【内閣府】	【法務省】	【農林水産省】	【国土交通省】113
(2) 暮らしの様々なリスクへの対応に	りの強化		
① 消費者行政の機能強化の推進			【内閣府】・・・・・115
(3) 保健・医療・福祉の連携による	「健康長寿」	日本一」の実現	
① 医師偏在の是正や自治体病院へ	の経営支援	強化等 ~地域	は住民が安心して暮ら
せる医療提供体制の構築~		【総務省】	【厚生労働省】・・・・・117
② 安定的で持続可能な医療保険制	度の確立		【厚生労働省】・・・・・・119
③ がん対策の充実と骨髄移植ドナ	一確保のた	めの支援制度の	
			【厚生労働省】・・・・・・121
④ 高齢者もその家族も安心して暮	らせる社会	:の実現	【厚生労働省】・・・・・123
⑤ 障がい者もいきいきと暮らせる	共生社会の	実現	【厚生労働省】・・・・・125
(4)総合的な少子化対策の新展開			
① 子育て世代の経済的負担の軽減	;	【文部科学省】	【厚生労働省】・・・・・127
② 困難を有する子どもや家庭等に			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		【厚生労働省】・・・・・129
③ 保育の充実と保育士の処遇改善	に向けた子		
策等の拡充		【文部科学省】	
(5) 県民誰もが個性や能力を発揮し、			1.1 — 7.7 M.A. — — — — — — — — — — — — — — — — — —
① 未来を担う若者政策の推進	THE TE	3 > 11 > 11 > 11 > 11	【内閣府】・・・・・・133
② 女性活躍による経済活性化のた	めの総合的	な施策展開	1 , 4190/14
			【厚生労働省】・・・・・135
	E) 4/B3/14 Z		1.1 — 7.7 P.7 H. 2
Ⅴ 未来に向けた発展基盤とな	よる県土の	り整備・活用	1
(1) 国内外の活力を呼び込む多様で重要が	重層的かな;	甬ネットワー ク	の形成
① 地方空港の機能強化と航空ネッ			
② 酒田港の機能強化 ~やまがた			
③ 国土の強靱化と交流拡大に不可		, - ,,	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
線の早期実現	八な佃町		- 人の安初 - 初越初軒 - 【国土交通省】・・・・・・141
(4) 高速道路等の整備効果を高める	佐竿の批准		-· · - · - · · -
世 同歴旦昭寺の霊圃効果を同める	旭州の住地	は「但の分別へ」	【国土交通省】······143
5 地域公共交通の維持・確保に向	ルナを形知り	への古塔	【国工父进省】・・・・・145
の 地域公共文地の維持・権床に同	() / 二双胍二分		【国土交通省】・・・・・145
(9) 地域の曲みな白然と地球の理控	と、ウァ 世紀		
(2)地域の豊かな自然と地球の環境を			
① 安全で持続可能なエネルギー供		体	【経済産業省】······147
② 系統制約の克服に向けた対策の	., _	·	【経済産業省】・・・・・・149
③ 洋上風力発電の円滑な導入に向			【国土交通省】151
【農			
④ 地域環境の保全を考慮した採石	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

(3) 地域の特性を活かし春らしを文える活力める圏域	(7) 州乡府义	
① 地方財政基盤の確立	【総務省】・・・・・・1	55
② 地方創生の充実・強化に向けた財政支援の拡充	【内閣官房】【内閣府】・・・・・・1	57
③ 新たな過疎対策法の制定と支援の充実	【総務省】・・・・・・1	59
(4) 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進		
① 水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実	実 【厚生労働省】······1	61
② 社会資本のメンテナンス確立への支援 ~点検・	・診断から措置まで~	
1	【総務省】【国土交通省】 \cdots 1	63

VI 東北全体の復興・再生に向けた施策の展開

- (1) 避難者支援の継続
 - ① 東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続

【復興庁】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】 · · · · · · · 165

第1部

「新型コロナウイルス感染症対策と経済活性 化の両立」を目指して

新型コロナウイルス感染症から命と健康を守る取組みの強化

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室】【法務省人権擁護局】 【厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、老健局】

【提案事項】予算拡充

新型コロナウイルス感染症から県民の命と健康を守るため、

- (1) 医療・福祉提供体制が安定的に確保できるよう「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などの支援策について、地域の実情に応じた迅速な感染防止対策や経営支援などが柔軟に行えるよう使途を幅広く設定した上で、実施する施策に係る経費の総額が確保できるよう充実すること
- (2) 今後の感染拡大期においても、医療機関、福祉施設が事業を継続できるよう、今回構築された政府による医療資機材、マスク、ガウン等衛生資材などの安定的な供給体制を確保するとともに、検査試薬、治療薬についても必要量が十分供給される体制を構築すること
- (3) 感染拡大に伴い時限的・特例的に実施したオンライン診療の評価・検証を 行い、有事及び医療過疎地での診療等における活用に向けた実効性のある 取組みを進めること
- (4) 感染拡大防止のため、感染の疑いのある者の検査や行動制限など、実効性のある措置を講じることができる仕組みを構築するとともに、医療関係者、 感染者などがいわれのない不当な偏見や差別・誹謗中傷を受けないための 啓発を充実すること

【提案の背景・現状】

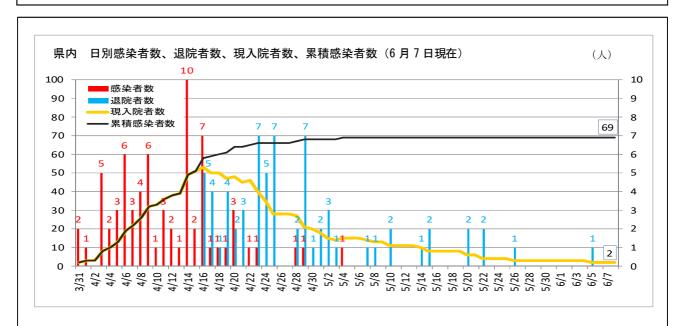
- 医療資源が限られている中で、本県では介護等福祉施設と連携して地域の医療提供体制を構築しており、医療機関はもちろん、福祉施設においてクラスターが発生した場合にも、地域の医療提供体制が崩壊する懸念がある。
- こうした中、感染が拡大した時期に、マスクやガウン、スワブ等の医療資材、衛生資材が不足した。また、検査体制の拡充・強化のため、県内の医療機関等にPCR検査機器導入を進めているが、専用の検査試薬が市場にわずかしか供給されていない。
- 時限的・特例的に実施しているオンライン診療について、本県では一部の医療機関 での電話による診療など、限定的なものにとどまっている。
- PCR検査を受けたにも関わらず自宅待機をせずに勤務先へ出勤した事例や、感染症 指定医療機関の看護職員の子が保育施設から登園を拒否された事例などがあった。

【山形県の取組み】

- 医療機関、福祉施設等において感染が広がらないよう、職場の同僚など、無症状でも濃厚接触者として感染疑いのある者に対して幅広にPCR検査を実施したことで、 感染拡大を最小限に抑えられた。
- 市町村や関係団体と連携し、県内の福祉事業所に対して、感染症防止対策の強化や サービスを継続できる仕組みづくりなどへの支援を行うこととしている。
- 医療機関等に対し、県独自に購入したサージカルマスクを配布したほか、県内企業が製作したガウン等を斡旋している。福祉施設には県産布製マスクを配布した。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止や医療従事者等への差別・誹謗中傷防止等について、県政広報番組等での広報を継続して実施している。

【解決すべき課題】

- 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、感染のおそれがある場所で勤務する場合の危険手当、市町村の休日夜間診療所に勤務したことで濃厚接触者となり休業した場合の休業手当、補助対象備品の拡大など、使途を幅広く設定し、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある。
- 医療資機材、衛生資材については、今後の感染拡大も想定して、安定した供給体制を 維持するとともに、検査試薬や新たに開発された治療薬について、地域の検査体制、医 療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、政府において安定的に供給される仕組みを 構築する必要がある。
- オンライン診療は、対面による診察ができず、医師側、患者側の双方に懸念もあることから、今回の時限的・特例的な診療の実施から得られた課題等を検証し、実現に向けた取組みを進める必要がある。
- 職場等におけるクラスターが発生しないよう、感染疑いのある者の検査や行動制限など、実効性のある措置を講じることができる仕組みを作るとともに、医療従事者等への差別・誹謗中傷防止等の啓発についても、国全体の取組みとして更に推進していく必要がある。



本県の医療体制(6月7日現在)

<患者受入可能病床>

(床)

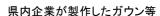
	県立 中央病院	公立置賜 総合病院	日本海 総合病院	その他 の病院	計
病床数	39	34	37	40	150
うち重傷者病床	8	4	4	ı	16

<宿泊療養施設> 200 床分確保

東北6県の累積感染者数・PCR検査件数(6月7日現在)

(件)

	山形県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
累積感染者数	69	27	0	88	16	81
PCR検査数	2,454	888	742	3,108	951	5,004





山形県担当部署:健康福祉部 健康福祉企画課 TEL:023-630-3136

新型コロナウイルス感染症への対応に向けた 病院の経営基盤の強化

【内閣府地方創生推進事務局】 【総務省自治財政局準公営企業室】 【厚生労働省医政局地域医療計画課、健康局結核感染症課】

【提案事項】 制度創設 制度改正 予算拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、病院の経営状況が急激かつ大幅 に悪化する中、今後も持続可能な医療提供体制を維持するため、

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営状況の悪化に対 する十分な財政支援を行うこと
- (2) 公立病院について、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の 悪化分を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。) 第22条第2項に規定する資金不足比率の算定の対象から除外する等の 特例措置を設けること

【提案の背景・現状】

- 新型コロナウイルス感染症患者の入院に対応している医療機関では、当該患者の治療 への医療資源の集中や感染拡大防止のため、手術の延期や救急患者の受入抑制などの対 応を行っており、従来の診療活動を縮小している。
- また、感染リスクを恐れた患者の受診控えの影響もあり、医療機関では、入院患者数 及び外来患者数が前年度よりも大きく減少しているため、大幅な減収が見込まれる。
- 今年度創設された、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、 このような減収に対する支援がなく、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金」についても、民間、公立を問わず医療機関の減収に対する財政支援が対象となる か明確になっていない。
- なお、民間の医療機関については、独立行政法人福祉医療機構による無利子融資 及び診療報酬の概算前払の支援制度があるが、いずれも短期的な資金繰りの対策に 留まっている。
- 病院など公営企業に対しては、新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金繰り への対応として、特別減収対策企業債の発行が認められ、その償還利子について特別交 付税による措置(償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措 置)が講じられることとなった。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う患者数の減少等により、公立病院が直面している減収は、通常の変動幅を大きく超える規模となっており、大幅な収入減少により、 多額の資金不足が生じる恐れがある。

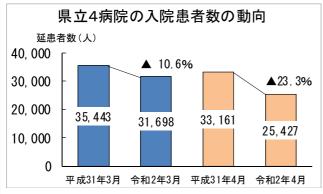
【山形県の取組み】

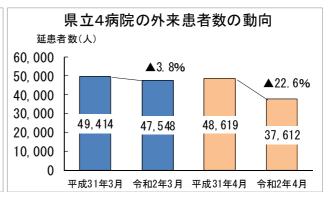
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための医療提供体制の構築 入院患者の病床確保、軽症者の療養施設の確保
- 指定感染症医療機関をバックアップするための非感染の救急患者等への対応

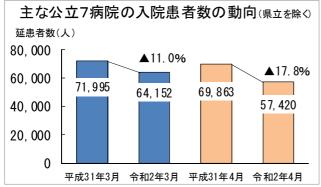
【解決すべき課題】

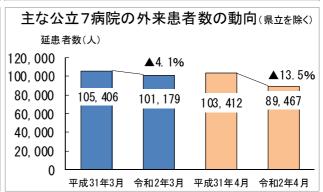
- 新型コロナウイルス感染症の影響による急激かつ大幅な収益の減収は、医療機関単体 の経営努力では対応が困難で、その財政基盤を根底から揺るがすものであり、今後も引 き続き適切な医療提供体制を維持するため、減収に見合った財政支援が必要である。
- 病院運営の財政支援について、既存の交付金での措置に加え、資金不足を生じた公立 病院が、「特別減収対策企業債」を発行する場合には、償還利子の全額に加え、元金分を 含めた特別交付税の措置が行われなければ、病院経営の存続は困難である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による減収が大きい公立病院では、資金不足比率が 法に定められた経営健全化基準を上回ることが想定されるため、資金不足比率の算定に 係る特例的な取扱いが必要である。

<県立4病院及び県内における主な公立7病院の患者数の動向>

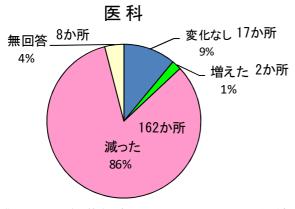


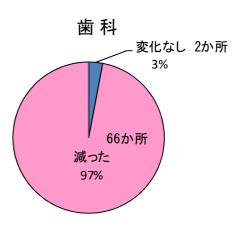






<参考> 医療機関の外来患者数の動向(一部公立病院を含む。平成31年4月と令和2年4月の比較)





出典:山形県保険医協会 新型コロナウイルスの影響調査 (令和2年5月)

山形県担当部署 : 健康福祉部 医療政策課 TEL: 023-630-3133

病院事業局 県立病院課 TEL: 023-630-2119

みらい企画創造部 市町村課 TEL: 023-630-3268

コロナ禍により厳しい状況に置かれた女性労働者等を支える 仕組みの充実

【内閣府男女共同参画局総務課】

【厚生労働省 雇用環境・均等局在宅労働課・雇用機会均等課、子ども家庭局家庭福祉課】

【提案事項】予算拡充 予算継続 制度創設

新型コロナウイルス感染症を経験して、働き方改革が一気に進む中、アフターコロナを見据えて、男女ともに、安心して暮らし働き続けられる環境づくりを強力に推進していくことが必要であることから、

- (1) 妊婦や子育て中の方を含め就労者の個々の事情に応じた、テレワーク等多様で柔軟な働きやすい制度を整備すること
- (2) 子育で中のひとり親に寄り添う相談・支援体制を充実すること
- (3) 働く妊婦の代替人員の確保経費の助成等の支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 県内企業においては、緊急事態宣言解除後もテレワークの継続や交替勤務等、感染防止と経済活動の両立に向けた取組みが進められている。また、家庭においては、親の在宅勤務に伴って、子どもと過ごす時間が増えたことで、子の精神的な安定や親子関係の絆の深まり等の好影響も見られる。これを機に、妊娠や子育て・介護等、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現が求められる。
- 女性は、男性に比べ非正規雇用やひとり親家庭の割合が高く、特に経済的基盤の弱い ひとり親家庭では、新型コロナウイルスの影響により、解雇・雇止め・収入減などその 多くの生活に影響が生じている。
- 新型コロナウイルス等の緊急時において、妊婦の心理的ストレスによる母体や胎児へ の影響が懸念されている。

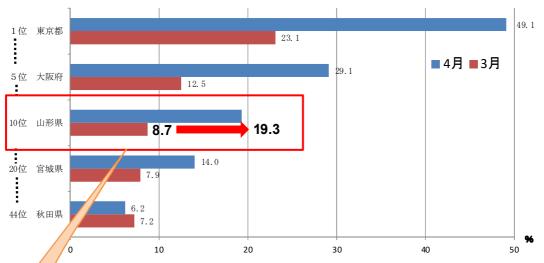
【山形県の取組み】

○ ひとり親家庭からの生活や子育て、仕事、養育費など様々な相談や支援要請に対する ワンストップの対応窓口として、「山形県ひとり親家庭応援センター」を全国に先駆けて 設置するとともに、県内各地に「母子・父子自立支援員」を配置し、相談に応じている。

【解決すべき課題】

- 中小企業におけるテレワーク導入支援の更なる延長、ローテーション勤務や時差出勤など働き方の新しいスタイルを導入促進するための中小企業に対するインセンティブの付与、緊急時に備えて日ごろから休暇・休業が取得できるよう代替要員の登録制度の整備や処遇向上による人材確保を行う事業者への支援が必要である。
- ひとり親家庭の不安を解消するための経済的支援の充実、ひとり親の経験者等がピア・サポーターとして、子育て中のひとり親に寄り添う相談・支援体制の充実が必要である。
- 妊娠中の女性労働者が安心して出産できるよう、休業等職場の就労体制の整備が必要であることから、休業や配置替え等、令和3年1月末までの時限とされている働く妊婦への事業主の措置義務の期間の延長、中小企業の積極的な取組みを促進するための代替人員の確保に対する支援が必要である。

【都道府県別・テレワーク実施率ランキング】



出典:パーソル総合研究所 「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」

本県におけるテレワークは、新型コロナウイルスへの対応から急速に導入が進み、実施率は令 和2年3月の8.7%(全国21位)から4月の19.3%(全国10位)へ、一か月で2倍以上に増 加した。

【ひとり親世帯の現状】

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況	81.8%	85.4%
うち、正規	44.2%	68.2%
うち、自営	3.4%	18.2%
うち、非正規	43.8%	6. 4%
母又は父の平均 年間就労収入	<mark>200万円</mark> 正規:305万円 非正規:133万円	398万円 正規:428万円 非正規:190万円

ひとり親世帯は、約142万世帯。 そのおよそ9割が母子世帯(母子 世帯は、30年間で1.5倍)。 母子世帯の収入は、父子世帯の 約1/2

出典:厚生労働省 H28 全国ひとり親世帯等調査結果

【本県のひとり親家庭の相談支援体制】



山形県ひとり親家庭応援センター

【概要】

- ○ひとり親家庭からの相談や支援要請による ワンストップ窓口
- ○県や市町村、ハローワークなど関係する行政機関 や支援機関との連携拠点
 - ※来所・電話・メール相談他、出張相談会、弁護 士相談の実施

山形県担当部署:子育て若者応援部 若者活躍・男女共同参画課 TEL: 023-630-2262 子ども家庭課 TEL: 023-630-2267

将来の感染症対策も視野に入れた地方分散の推進

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】 【内閣府 地方創生推進事務局】

【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課】 【総務省 自治行政局 地域自立応援課、情報流通行政局 地域通信課】

【提案事項】 予算拡充 税改正 制度創設

今般の新型コロナウイルス感染症により、大都市圏への過度な人口集中に伴うリスクを有する我が国の脆弱な国土構造が改めて浮き彫りとなった。今後の新たな感染症の脅威にもしっかりと対応できる地方分散型の国づくりを進め、将来世代に引き継いでいくことは、今を生きる我々の世代に課せられた歴史的な大きな青務であることから、

- (1)地方への人の分散を進めるため、テレワークやオンライン会議などの新しい働き方の定着に必要となるICT環境の整備等への支援の充実・強化を図ること
- (2) 東京圏への一極集中を是正し、地方分散を推進するため、
 - ①企業の本社機能や研究開発機能の地方移転を促進する地方拠点強化税制 の拡充や大規模な助成金等の実効性の高い支援制度を創設すること
 - ②中央省庁や研究機関・研修機関等の政府関係機関の地方移転の取組みを 強化・加速すること
 - ③東京圏の大学定員や住宅関連制度等の見直し及び地方への人口移動を後押しする優遇税制の導入などを促進すること
- (3)分散型の国土形成に向け、地方創生推進交付金をはじめとする関連予算を 拡充すること

【提案の背景・現状】

- 本県人口の社会減少は、3,500人~4,200人程度で推移し、県外転出者の約8 割を占める進学や就職を理由とした若者の県外流出が主な要因となっている。
- 近年は、東京圏等の若い世代を中心に「田園回帰志向」の高まりが見られるものの、地方から東京圏への転出超過は年間約15万人に上っており、東京圏への一極集中の傾向は加速している。
- 新型コロナウイルス感染症は、東京をはじめとする大都市部への過度な一極集 中に伴うリスクを改めて顕在化させた。
- 情報通信技術の発達に伴い、時間と場所にとらわれることのない柔軟な働き方としてテレワークが普及してきており、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止においても新しい生活様式への対応として活用されている。

【山形県の取組み】

○ 移住定住策を県・市町村・企業・大学等オール山形で一体的に展開する新たな 推進組織を令和2年4月に設立し、移住希望者を地域や企業に繋ぐコーディネー ト機能の強化を図るとともに、移住支援策の充実や情報発信の強化などを積極的 に展開している。

【解決すべき課題】

- 県内各地域での人口減少、特に将来を担う若年層等の社会減少の進行に対応 し、持続可能な社会を形成していくためには、多くの若者等の人材が山形での暮 らしを希望する県づくりを進めていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、テレワークの推進など新しい生活様式の 実践に対応しながら、地方創生の推進に向け、地方への新たな人の流れを創出す る必要がある。
- 企業の本社機能、研究開発機能や政府関係機関の地方移転が進んでおらず、 東京圏への一極集中是正の取組みを加速させる必要がある。

〈東京圏との人口密度の比較〉

	人口 (人)	面積(k㎡)	人口密度 (1 kmのたり)	人口密度の比率 (山形県=1)
山形県	1, 068, 863	9, 323. 15	115	1
東京圏(※)	36, 809, 725	13, 565. 74	2, 714	23. 6

(※) 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(出典:各都県公表人口(推計)(令和2年4月1日現在)、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調(令和2年1月1日時点))

<人口移動の状況>

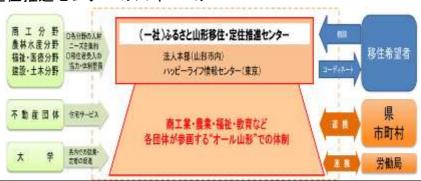
(単位:人)

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R 元)
1	本県人口	1, 123, 891	1, 113, 029	1, 101, 452	1, 089, 805	1, 077, 057
2	本県の社会減少数	4, 143	3, 431	3, 701	3, 533	4, 151
3	東京圏への転出超過数	119, 357	117, 868	119, 779	135, 600	145, 576

(出典:「1」本県推計、「2」「3」住民基本台帳人口移動報告(総務省))

く(一社)ふるさと山形移住・定住推進センターのスキーム>

東北初!官民一体・オール 山形での移住促進のための 法人組織



山形県担当部署: みらい企画創造部 移住・定住推進課 TEL: 023-630-2680

産業労働部 中小企業振興課 TEL: 023-630-2393 工業戦略技術振興課 TEL: 023-630-2548

地方への人口分散による少子化の克服

【内閣府 男女共同参画局 子ども・子育て本部】 【厚生労働省 雇用環境・均等局在宅労働課・雇用機会均等課 子ども家庭局家庭福祉課】

【提案事項】 | 予算拡充 | 予算創設 | 制度創設 |

少子化・人口減少が社会の根幹を揺るがす大きな課題である中、今回のコロナ禍は、若い世代が結婚や妊娠・出産、子育てを人生のリスクと捉えかねない状況となった一方で、大都市の脆弱性と地方の子育て環境の安心感を際立たせた。今こそ政府と地方が一体となり、地方への人口分散と子育て環境の充実を図る取組みを加速し、少子化対策を強力に進める必要があることから、

- (1)小さい頃から結婚や子育ての魅力を啓発し、若い世代に地方を子育てに最 良の地として選んでもらえるよう地方で家族が暮らす優位性と安心感をメディ アミックスにより発信すること
- (2)テレワーク等企業における働き方の新しいスタイル導入を加速する制度を整備するとともに、男性の家事・育児参画意識が高まったこの機に、参画が一気に拡大するよう、家事・育児関連サービス利用に対する公的支援制度を創設すること
- (3)東京圏への一極集中を解消する視点に立ち、大都市に住む若者、特に女性 の地方移住を前提とした出会いの場の創出や、バランスのとれた人口分散誘 導策の導入など政府の責任で積極的に取り組むこと
- (4) これに伴い、移住者も含め地方における子育ての負担感を軽減するための地方の創意工夫を活かした子育で・若者応援策への柔軟な財源を措置すること

【提案の背景・現状】

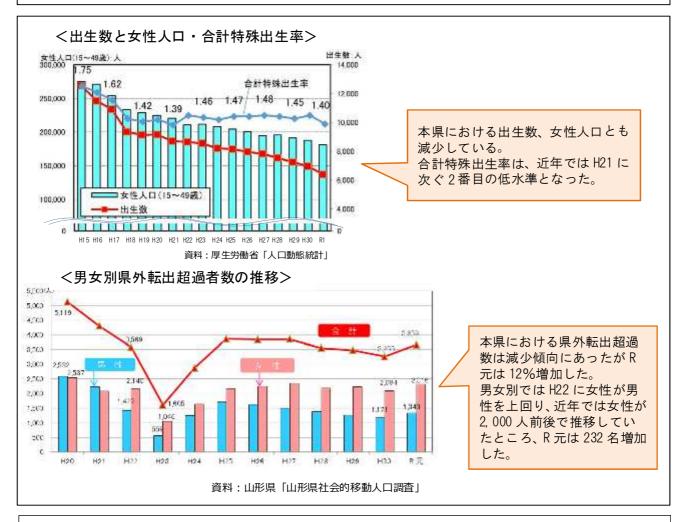
- 新型コロナの影響により、お見合いや結婚式・披露宴の延期・中止が相次いだ。 若い世代の所得の減少や雇用の不安定化の長期化は、未婚化・晩婚化を助長し、さ らなる少子化を進める懸念がある。
- 新型コロナを経験して、県内企業の働き方改革が進み、若い世代では夫婦が協力して育児や家事を担う意識が高まったが、在宅による家事・育児負担増で逼迫する家庭への支援が求められる。一方、子育て家庭においては、外出を自粛して家庭で過ごす時間が増えて親子間の絆が深まり、子どもが精神的にも安定する効果があった。
- 特に本県の豊かな食べ物と自然の優位性を活かし、地方での暮らしのゆとり・楽 しみを満喫したいという若者や子育て家庭の希望を後押しする実効性ある取組み が求められる。

【山形県の取組み】

- 「やまがた出会いサポートセンター」やボランティア仲人による結婚支援のほか、 子育て応援パスポート事業の展開など出会い・結婚・妊娠・出産・子育てのライフ ステージに応じたきめ細やかな支援を行っている。
- 県外在住の若い女性を対象にした「山形暮らし」の魅力発信、移住者に対する本 県の米・味噌・醤油の提供、住宅リフォームや住宅ローン・家賃への補助などを行 っている。

【解決すべき課題】

- 中小企業における働き方の新しいスタイルの導入促進するためのインセンティ ブの付与とともに、新しい働き方に伴い増大する家事・育児への負担を軽減するた めの支援措置が必要である。
- 人口分散を一気に進めるための政府における人口分散を誘導する出会いの場の創出や東京圏からの移住者に対するインセンティブの付与とともに、地方の実情に応じて施策を進めるため「地域少子化対策重点推進交付金」に代わって、少子化対策に柔軟に、かつ安定的・継続的に実施できる地方に対する新たな支援制度の創出が必要である。



山形県担当部署:子育て若者応援部 子育て支援課 TEL:023-630-2117

サプライチェーンの再構築と地方分散型の産業構造への転換

【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課、 地域経済産業政策課、地域産業基盤整備課】

【提案事項】制度創設 予算拡充

今後の感染症の発生に備えて、国内で必要な医療資機材や部品等を安定供給していくためには、国内におけるリスク分散の観点から、サプライチェーンの各地方への分散配置を進めるとともに、企業の本社機能や人材の地方移転を加速するなど、地方分散型の産業構造への転換が不可欠なことから、

- (1)「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」制度について一時的なものとせず、長期的に活用できるよう継続するとともに、対象企業の生産拠点を各地方に分散できるよう優遇措置を講じること 新規
- (2) 首都圏にある本社機能や研究開発機能の地方移転を実現できるよう、「地域再生法」の税優遇制度などに加え、企業の投資負担を軽減する大規模な助成金や、人材の地方移転・定着を促すための優遇策など、総合的な支援制度を創設し、産業と人材の地方への誘導を図ること 新規
- (3) 企業が地方で事業を拡大しやすい環境をつくるため、「地域未来投資促進法」に基づく地方税(不動産取得税・固定資産税)の減免に係る減収補てん 措置の対象要件を大幅に緩和するとともに、更なる優遇策の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 新型コロナウィルスの感染拡大によって、安心で安全な生活を維持していくために不可欠である医療資機材を海外生産に大きく依存していることが浮き彫りとなった。また、自動車や電子機器関連産業のサプライチェーンが寸断したことにより、産業構造の脆弱性が顕在化された。
- 一方、企業は人口の過密状態へのリスク回避とともに、在宅勤務やテレワークの普及 に伴い場所にとらわれない勤務形態が浸透してきており、分散型社会の実現の可能性 (期待)が高まっている。
- 分散型社会の実現に向け、本社機能や研究開発拠点の地方移転を掲げた「地域再生法」 などにより支援してきたが、従業員や研究員などを伴う移転は一向に進んでいない。
- 本社機能や研究開発拠点の地方移転には企業の大規模な投資が必要であるが、投資に 対する直接的な支援(施設・設備に対する補助)制度は、それぞれの地方自治体が実施 している現状にある。

【山形県の取組み】

- 医療資機材の確保に向け、県内の縫製会社などに協力を仰ぎ、布製マスクの生産、流通を支援するとともに、県内企業の協力のもとフェイスシールドや消毒用アルコール等の医療資機材の生産支援に取り組んでいる。
- 地域内でのサプライチェーン構築のため、企業間連携の促進、取引拡大の支援、物流 網の構築支援などに取り組んでいる。
- 企業の地方移転に向け、県内での大規模な設備投資に対し最大50億円の支援や、従業員の住環境の整備、地域特性(雪対策)に対応した助成金を制度化している。

- 強みを活かせる有機エレクトロニクスやバイオテクノロジー等の先端分野や、本県の 多様な技術力を持つ企業の集積を活かした自動車関連企業等の誘致を促進している。
- 産業団地の整備、固定資産税の免除など、県内市町村において独自の優遇措置の充実 を図っている。

【解決すべき課題】

○ 企業の国内生産拠点の整備を支援する「サプライチェーン対策のための国内投資促進 事業費補助金(上限 150 億円)」は今年7月までの申請となっているが、継続的に地方 分散型の産業構造への転換を促進していくためには、長期的な支援制度とすることが必 要である。

また、首都圏近郊に生産拠点を整備した場合と本県に整備した場合の補助率等に違いがなく、国内におけるリスク分散の点から地方に整備する場合は補助率の嵩上げをするなど優遇策を講じる必要がある。

- 「地域再生法」に基づく支援は、税優遇制度が中心となっており、企業の投資負担を 軽減する支援としては、地方自治体の補助金しかなく、現状として企業の本社機能、研 究開発機能の移転が思うように進んでいないことから、企業の投資を直接誘導する大規 模な助成金の創設や、企業の従業員や研究者等の地方移転に伴う経費及び居住環境の整 備支援など、人材の地方移転・定着を促す総合的な支援策が必要である。
- 企業による地方での事業拡大に伴う設備投資を促していくため、「地域未来投資促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する減収補てん措置の交付要件(建物・構築物・土地の取得額1億円超)を大幅に引き下げる(旧「農村地域工業等導入促進法」に準じた交付要件(建物・付属施設・機械・装置等の取得額3千万円超)を想定)など、地方創生に取り組む自治体への財政支援を拡充する必要がある。
 - ◆医療資機材の海外依存度 (出典:日本経済新聞社調べ(2020年5月11日日本経済新聞電子版)) ⇒国内で流通する医療品の多くを海外生産に依存している

品目	輸入依存度	主な依存先
人工呼吸器	90%超	欧州、米国
N95マスク	30%	中国
サージカルマスク	70~80%	中国
不織布	約40%	中国
全身防護服	ほぼ100%	中国、ベトナム、米国
医療用ガウン	大部分	中国、インドネシア

◆共同通信アンケート調査 (2018 年 11 月)

東京23区からの企業誘致

- ・全国市町村の76%で「成果なし」
- ・本社機能移転件数 25件 (うち10件が関東圏)



地方創生の一つの目玉とした企業の地方移転が進んでいない。

◆東京都内企業(従業員30人以上)における テレワークの導入率(東京都調べ)

⇒感染拡大対策としてテレワークが飛躍的に増加



≪勤務形態にとらわれない働き方の可能性が拡大≫

山形県担当部署:産業労働部 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-2548

地域中小企業・小規模事業者の事業継続や 持続的発展に向けた取組みの推進

【経済産業省 中小企業庁 経営支援部 技術·経営革新課、小規模企業振興課】 【経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課】 【厚生労働省 雇用環境·均等局 在宅労働課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上や受注が大幅に減少し、感染症の長期化等先が見えない不安の中、多くの中小企業・小規模事業者が倒産・廃業するなど地域経済は危機的状況にあることから、この難局を乗り越え、地域の事業者が持続的に発展できるよう

- (I) 地域中小企業・小規模事業者の事業継続・雇用維持のための実効性ある 対策を講じること 新規
 - ①感染症により影響を受ける事業者に対する損失補償や持続化給付金などの 現金給付による継続的な事業者支援
 - ②経営が困難な事業者に対する家賃や税·社会保険料などの固定経費の負担を軽減する措置の充実
 - ③雇用維持のための雇用調整助成金の特例措置の延長や申請手続きの更な る簡素化や助成金支給の迅速化
- (2) 感染症に対応したガイドラインに基づく新しい生活様式の導入支援を充実するとともに、企業活動のデジタル化・リモート化を促進するテレワーク等の設備 導入支援の充実を図ること 新規
- (3) 感染症を克服し、地域経済の持続的発展を担う中小企業・小規模事業者の生産性を向上させるための支援の充実を図ること
 - ①「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「小規模事業者 持続化補助金」等の予算規模の拡大と、販路開拓の支援の充実
 - ②IoTやAI、ロボットの導入等への補助制度や、デジタル人材の育成・活用に対する支援の充実
- (4) 中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するため、商工会・商工会議所 の体制強化に係る支援の充実を図ること 新規

【提案の背景・現状】

- 人口減少や高齢化により産業活力が低下し、地域の中小企業・小規模事業者が疲弊している中、感染症の影響により売上が大幅に減少するなど深刻な影響が生じている。特に飲食店や地場産業を担う小規模事業者は、経営状況の悪化から倒産・廃業の危機に直面している。
- 感染症対策として、新しい生活様式に対応した非対面式設備やテレワーク等の導入、 生産性向上を目的とした I o T や A I、ロボット等の導入は、導入費用や情報不足等の 問題から、中小企業・小規模事業者での取組みは進んでいない状況にある。

【山形県の取組み】

- ゴールデンウィーク期間中の営業自粛や夜間営業の短縮を要請するにあたって、営業自粛 等の要請に協力した事業者に対して、緊急経営改善支援金の交付による支援を講じている。
- 事業継続に悩む事業者のための「事業継続相談窓口」を設置するとともに、政府に先駆けた本県独自の無利子融資による資金繰り支援、雇用調整助成金申請手続に係る県相談窓口の設置、雇用調整助成金の上乗せ等、事業継続・雇用維持のための支援を講じている。
- 県内中小企業及び小規模事業者の研究開発から設備投資、販路開拓までを一貫して支援する「中小企業スーパートータルサポ補助金」を実施している。
- 平成29年度に産学官の連携による「山形県IoT推進ラボ」を創設し、IoTやAIの 導入・活用に取り組むとともに、企業のロボット導入に向け、研修会の開催やロボット 導入支援アドバイザーの派遣による支援、ロボットSIerの育成に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 感染症の第2波・第3波の発生や国内経済回復の遅れなど影響の長期化により、事業者の更なる倒産・廃業が懸念される状況にあり、事業継続・雇用維持のためには、休業要請に伴う損失補償の制度化、雇用調整助成金の更なる充実、産業経済活動の回復状況に応じた迅速な支援等を政府において継続的に講じる必要がある。
- 感染症の影響を克服し、地域の事業者が感染症の状況に関わらず将来にわたって事業 活動を維持・発展できるよう、新しい生活様式に対応した企業活動を促進するための環 境整備やテレワーク等の設備導入を迅速かつ強力に支援する必要がある。
- I o TやA I 、ロボットなどの最新技術の活用・導入に対する支援の充実とともに、 大学等の教育機関と連携し、新技術に対応し新ビジネスを創出・拡大できる人材を育成 する必要がある。
- 中小企業・小規模事業者の事業継続には、商工会・商工会議所の経営指導員の資質の 向上と人員拡充が不可欠であることから、体制強化に対する政府の直接的な支援や関連 する普通交付税の一層の充実が必要である。



山形県担当部署:産業労働部 商工産業政策課 TEL:023-630-3151 中小企業振興課 TEL:023-630-2135 工業戦略技術振興課 TEL:023-630-2696

将来にわたる農業の持続的な発展を支える仕組みの充実

【農林水産省 官房政策課食料安全保障室、政策統括官付農産企画課】 【 // 生産局園芸作物課、飼料課、農村振興局地域振興課】

【提案事項】制度創設

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、一部の国で自国の食料確保を優先し輸出を制限する動きが見られるなど、食料の海外への依存度の高い我が国において、食料安全保障の重要性が再認識されている。また、国内消費については感染拡大により、外食需要が著しく減少していることから、今後、大幅な米価の下落を招く可能性が強く、農業生産の基幹をなす稲作の経営安定に大きな影響が及ぶことが懸念されている。さらに、インバウンドや観光需要の激減により、牛肉、花き、さらには高価格帯の果実や水産物についても大幅に価格が下落し、再生産が危惧される厳しい現状となっている。このため、

- (I) 国民の生命を支える食料は、できる限り国産の農産物で供給できるよう、生産基盤 盤や振興策の抜本的な強化を行うこと。
- (2) 需要が減少している主食用米については、価格安定に向けた対策の一つとして、アフリカ諸国をはじめとした食料難の国々への支援米などとして隔離するなど、価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。
- (3) 政府の価格安定制度がなく、価格下落はそのまま農業者の収入減少となる果実 について(本県ではさくらんぼなど)、緊急価格安定対策を講じること。
- (4) 耕作放棄地の発生防止や活用を図る観点から、飼料作物(とうもろこしなど)の作付けや放牧による国産飼料の活用促進を図る取組への支援策を創設すること。

【提案の背景・現状】

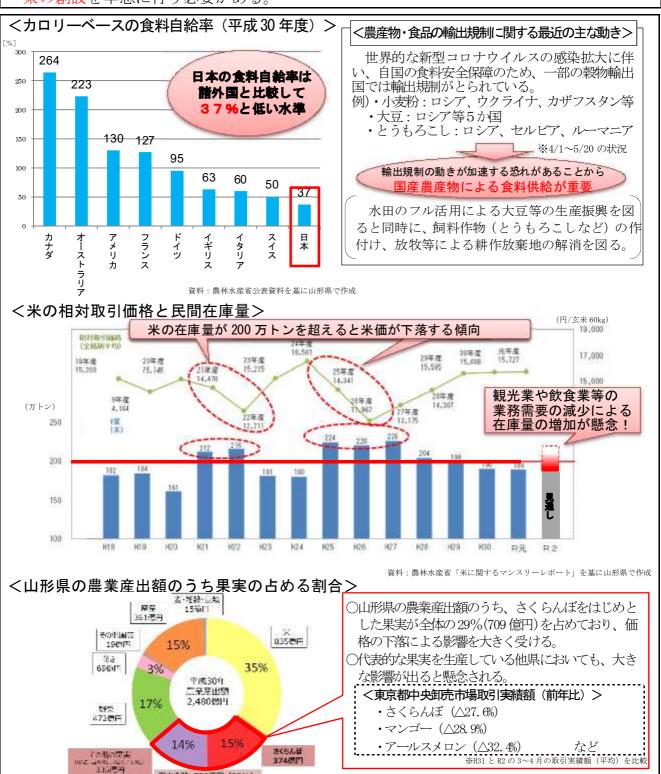
- 世界規模で感染が拡大する中、一部の国では、自国を優先し、食料輸出を制限する動きがあり、食料自給率37%(平成30年度)の我が国にとって憂慮すべき事態となっている。
- また、観光業や飲食業などの営業自粛の影響を受け、米の在庫量の増加とそれに続く需 給バランスの崩れによる価格の急落が懸念され、稲作所得の減少による経営悪化を招き、 今後の継続的な米の生産が困難になる恐れがある。
- 果実については、観光需要の減少などによる消費の落ち込み、価格の下落が生じており、特に、本県が全国シェア1位を誇るさくらんぼは、生産意欲の減退、経営悪化等により再生産の維持が困難になる恐れがある中、政府における品目別の価格安定制度(セーフティネット)がない。
- 我が国の畜産物においては、飼料作物(とうもろこしなど)の多くをアメリカ等の外国からの輸入に依存している一方、耕作放棄地面積は増加を続けている(全国、H17:39 万 ha→H27:42 万 ha)。

【山形県の取組み】

- 食料自給率の向上に資するよう、国産割合の低い大豆等の生産振興を図る施策誘導の ほか、今年度から、耕作放棄地が荒廃し農作物の栽培が不可能な農地の再生を図る県単 独事業を講じている。
- 米については、集出荷団体と連携した「オール山形」体制のもと、県産米の消費拡大・ 販売促進に向けてプロモーション活動を強力に展開している。
- さくらんぼの価格安定対策として、野菜等の青果物で実施している県独自の価格安定 制度をモデルに、今年度、新たに県独自の緊急価格安定対策を講じている。

【解決すべき課題】

- 食料自給率の向上に大きく寄与する水田の有効活用や耕作放棄地の解消を加速するため、 生産基盤の強化や大豆等の水田を活用した土地利用型作物の生産振興を図る産地交付金の大幅な増額や、耕作放棄の解消・発生防止に向けた飼料作物(とうもろこしなど)の作付け、放牧等による国産飼料の活用促進を新たに図る取組への支援策の創設が必要である。
- 感染拡大に伴う米の在庫対策として、市場隔離による米の価格安定に向けた緊急的かつ機動的な対策を講じる必要がある。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、政府による果実に対する価格安定対 策の創設を早急に行う必要がある。



山形県担当部署:農林水産部 農政企画課 TEL: 023-630-3659 県産米ブランド推進課 TEL: 023-630-2309 園芸農業推進課 TEL: 023-630-2453 畜産振興課 TEL: 023-630-3350 農村計画課 TEL: 023-630-2506

資料:山形県園芸農業推進課調べ

畢実合計 709億円 (29%)

観光先進国の実現に向けた地方の観光施策への支援

【国土交通省観光庁観光産業課】

【提案事項】 予算新設 予算拡充

新型コロナ収束後における「観光先進国」の実現と観光振興による地方創生の実現に向けて、

- (I) 地方が主体的に地域の観光資源等を活用して企画実施する継続的な需要 喚起策に対する財政的支援を行うこと
- (2) インバウンド需要の回復を見越したソフト・ハード両面での受入環境整備に ついて、地方の実情に応じた支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 本県の主要な観光地における観光者数は平成30年度に4,651万人、外国人旅行者受入延べ人数は、令和元年に速報値で370,588人とそれぞれ過去最高となった。
- しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、宿泊業だけでなく、バス・タクシー 事業者、お土産店、観光果樹園など幅広い業種で売り上げが激減し、危機的な状況に置 かれている。
- 一方、民間の調査によれば、緊急事態宣言が解除されても、治療薬やワクチンが完成 し効果が出るまで旅行を控えるという人の割合が高いという結果が出ている。
- さらに、2020年中に予定・検討している国内旅行の行き先は、「居住地域と同じ地方」 とする比率が高い結果となっており、人の移動は限定的となることが予想される。
- また、自分の地域への外国人旅行者の受け入れについて、抵抗を感じている人が多い。

【山形県の取組み】

- 県民による県内観光消費の回復に向け、県内の観光立寄り施設で利用できるクーポンを発行する「県民県内お出かけキャンペーン」や県民が県内の旅館等で利用できる宿泊 割引クーポンを発行する「県民泊まって応援キャンペーン」などを実施した。
- 新型コロナ収束後を見据えて、本県の観光資源に係る<mark>国内外の旅行者の興味関心を収集・分析し、効果的な施策の展開に活用</mark>するとともに、自治体、観光協会等を対象として、分析結果を活用したマーケティング研修会を実施予定。
- さらに、これまでの台湾、香港、中国、ASEAN、韓国に加え、新たに重点地域に 位置付けた欧米豪を中心に市場の特性や嗜好を捉えた誘客を積極的に推進する予定。

- 観光客の減少は宿泊業のみならず、お土産店、観光果樹園など、幅広い産業へ影響を 及ぼすため、地域の実情に応じた需要喚起策が必要である。
- バス・タクシー事業者は、極めて厳しい事業環境に追い込まれているが、令和3年に 開催が予定されている東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における選手 や観客の輸送及び大会を契機とした地方への誘客のほか、地域の二次交通にも大きな 役割を果たすものであり、事業継続に向けた支援が必要である。

- 観光需要が以前の水準に回復するには時間がかかると考えられ、地方の観光産業を持続可能なものとしていくためには、国内の観光需要喚起策が必要である。
- 誤った情報による旅行控えの防止や観光地周辺住民の観光客受け入れに対する拒否 感の緩和等のための国内外への正確な情報発信とともに、新しい生活様式に対応した おもてなし接客スキル研修や設備投資への支援など受入環境整備が必要である。

新型コロナウイルスに係る影響調査(山形県)

令和2年4月実施

回答数:旅館・ホテル 42 事業者、旅行業者 67 事業者

【旅館・ホテル】

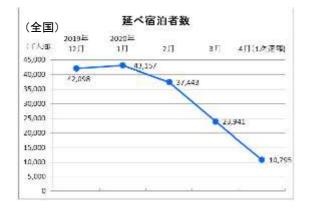
- ・会合が無くなったのに加え、小規 模な家族の集まりもなくなった。
- ・開業していても 0~2、3 人の客しかいない。
- 毎日のようにキャンセルが出ており、キャンセル料の請求もしづらく、収入はゼロ。
- ・繁忙期に宴会等が軒並みキャンセルとなり、支払い関係や従業員の 雇用も厳しい。
- ・雪不足とコロナの問題で二重、三 重で集客不足である。

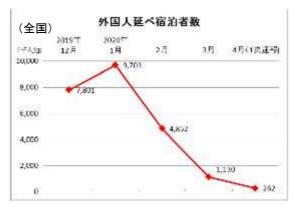
【旅行業者】

- 新規予約が皆無。
- ・仕事が全部無くなった。収入はゼロだが、固定費の支払 があるので生活できない。
- ・夏までの手配旅行、受注型 企画旅行の予約ゼロ。
- ・すべての主催企画は催行中 止となった。
- ・法人、企業の受注は中止お よび時期未定の延期の状態。



(人通りのない温泉街)





観光庁 「宿泊旅行統計調査」をもとに山形県作成

県内の関係団体の声

【山形県バス協会】(R2.6.2)

本年3月以降、インバウンド客の 激減、新型コロナウイルス感染の影響によるイベントの自粛、小中学校 及び高校の臨時休校の延長、さらに は「人の移動制限」及び県境をまた いだ「移動自粛」の継続などにより、 本年3月からバス事業の休業状態 が長期化し、事業運営は過去に経験 のない極めて厳しい状況に追い込 まれている

【山形県観光果樹園協議会】 (R2.5.13)

これまで 86%以上を県外からのお客様に依存している状況を鑑みると、事業継続も危ぶまれる、存亡の危機と言っても過言でない、非常に困窮した経営状態となっている



(稼働していない貸切バス)

山形県担当部署:観光文化スポーツ部 観光立県推進課 TEL:023-630-2104 イン・アウトバウンド推進課 TEL:023-630-3385

コロナ禍の影響を受けた地域公共交通や地方 航空路線の維持に向けた支援の拡充

【国土交通省 総合政策局、自動車局、航空局】

【提案事項】予算拡充

新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用者数の大幅な減少等により、地域公 共交通や地方航空路線を取り巻く経営環境が厳しさを増していることから、

- (1)バス、地域鉄道、タクシーなどの地域交通事業者が、安全かつ持続的に事業 を継続していくことができるよう、経営維持・安定化のための支援策を講じるこ と
- (2)地方航空路線の維持のため、運航継続や利用回復に向けた地方公共団体 及び航空会社の取組みに対する支援や、地方空港ビル等の経営の安定化に 必要な支援を実施すること
- (3) 航空会社における新型コロナウイルス感染拡大防止策など増大する地上業務について、人員確保や機器調達等に係る支援を実施すること

【提案の背景・現状】

- 地域公共交通(バス、地域鉄道、タクシー等)は、住民の生活を支える身近な移動手段として、新型コロナウイルスの感染が拡大し、移動需要が大きく減少する中でも一定の事業継続が求められたことから、もとより地方部では厳しかった事業者の経営状況はさらに深刻な状況にある。
- 今後も、早期の移動需要の回復は困難と見込まれる一方で、感染拡大防止策も引き続き実施していく必要があり、事業者の負担は大きく、地域交通事業者の経営維持・安定化に向けた早急な支援が求められる。
- 地方航空路線に関しては、コロナ禍で全国的な移動制限が行われる中、航空需要の急減に伴い減便や運休がなされ、本県でも、庄内空港は4月中旬以降、羽田便1往復の運航となり、山形空港は5月上旬から6月中旬にかけて全便運休となった。
- 地方にとって、大都市圏はもとより、乗り継ぎにより国内外につながる航空路線は、 地域の発展に向けて重要な存在であり、安全・安心を確保しつつ、利用回復に努め、早期の運航再開・復便、路線維持につなげていく必要がある。
- また、国内定期便の運休に加え、一定の収入が見込める国際チャーター便の運航取り やめにより、空港ビル及びグランドハンドリング業者も厳しい経営状況となっている。

【山形県の取組み】

- バス運行に関する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、県は国と同額の協調補助を行っているが、コロナ禍での事業者負担軽減のため、県協調補助については、概算払いも可能となるよう制度の見直しを行った。
- 学校休業に伴いスクールバスの運行キャンセル・通学定期券の払い戻しが生じたバス 事業者・地域鉄道事業者について支援を行った。
- 航空会社への支援として、国土交通省における国管理空港の取扱いに準じ、山形空港 及び庄内空港の着陸料及び停留料の納期限の支払い猶予を行っている。

【解決すべき課題】

- バス運行に係る国庫補助金の支払い方法の見直し(概算払い)や、バス・地域鉄道・ タクシー等の運行継続に向けた緊急的な支援など、特に平時から厳しい経営を強いられ ている地方部においては手厚い支援の充実が必要である。
- 地方航空路線の撤退・縮小を防ぐため、地方公共団体が行う航空便の運航継続や利用 回復に向けた取組みへの支援、政府による航空会社の運航経費や航空料金の割引に対す る支援等の充実が必要である。
- 円滑かつ安全・安心な運航再開に向けて、地方において不足する航空関係の専門人材 を維持・確保するため、厳しい経営状況下にある地方空港ビルやグランドハンドリング 業者に対する支援が必要である。
- 加えて、利用者が安心して航空便を利用できるよう、航空会社の新型コロナウイルス 感染拡大防止策に係る人員確保やサーモグラフィー等の機器調達など、増大する地上業 務に対する支援も求められる。

◎緊急事態宣言下(全国 4/7~5/25)における状況

○本県の地域公共交通の輸送人員

	令和2年5月における輸送人員の状況
バス	県内の乗合バスの輸送人員は、対前年同月比で 50%を超える減少
タクシー	県内の乗用タクシーの輸送人員は、対前年同月比で70%を超える減少

〇山形空港・庄内空港の運休・減便(最大運休・減便時)

<山形空港>

便名	航空会社	計画	状況
羽田便	JAL	2往復4便	運休
伊丹便	JAL	3往復6便	運休
名古屋便	FDA	2往復4便	運休
札幌便	FDA	1往復2便	運休
合	計	8往復16便	運休

<庄内空港>

便名	航空会社	計画	状況
羽田便	ANA	4往復8便	1往復2便
成田便	JJP	1往復2便	運休
合	計	5往復10便	1往復2便

◎山形空港・庄内空港における新型コロナウイルス感染拡大防止策



[乗客に対する検温・チラシ配付による啓発活動]



山形県担当部署:みらい企画創造部 総合交通政策課 TEL:023-630-3079

高速道路・地域高規格道路等の整備推進

【国土交通省 道路局 企画課、国道·技術課、環境安全·防災課、高速道路課】

【提案事項】予算拡充

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化した。サプライチェーンを構成する生産拠点の国内回帰に向けて、重要な立地要件となる物流の効率化やアクセス向上が図られる高速道路等の整備が必要である併せて、国土強靭化及び地方創生の実現に向け、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、物流、観光、企業誘致等の基盤となる高速道路等の整備推進に必要な予算を確保すること

- (1) やまがた創生を牽引する 縦 軸 の整備 日本海側と太平洋側の格差是正を図るため、未だ6箇所ものミッシングリンク がある本県高速道路の早期供用を図ること
- (2) 雨や雪に強く信頼性の高い 横軸 の整備 本県内陸地域と庄内地域、新潟県及び宮城県との地域間交流を支えるとと もに、豪雨・豪雪等災害時のリダンダンシーを確保し、安定的な物流を確保する ため、横軸となる一般国道 47 号、113 号の地域高規格道路等について、整備 の加速を図り、重要物流道路として必要な機能強化や重点整備を確実に実施 すること

【提案の背景・現状】

- 本県の高速道路供用率は 76%であり、全国の 88%、東北の 91%に比べ著しく低く、 こま切れのため、十分な機能を発揮していない。
- 本県の地域高規格道路供用率は 29% (約 40%が未事業化区間) であり、豪雨や豪雪による通行規制が発生している。

【山形県の取組み】

- 隣接県や沿線市町村等と「地域活性化協議会」を組織し、高速道路のストック効果を 地域活性化につなげるための議論を行っている。
- 地域活性化 I Cやアクセス道路の整備に取り組んでいるほか、円滑な事業実施に向け、本県基金を活用した事業用地の先行取得に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

—— [縦軸 高速道路]-

- 〇 東北中央自動車道
 - ・東根北~大石田村山間、泉田道路、新庄金山道路の早期完成を図ること
 - ・金山道路、真室川雄勝道路の整備推進を図ること
 - ・スマートICの整備推進を図ること
- 〇 日本海沿岸東北自動車道
 - ・酒田みなと~遊佐間、遊佐象潟道路の早期完成を図ること
 - ・朝日温海道路の整備推進を図ること
- 〇 東北横断自動車道酒田線
 - ・月山IC~湯殿山IC間の事業化に向けた調査・検討に着手すること
- 〇「高速道路における安全・安心基本計画」の推進
 - ・暫定2車線区間の4車線化優先整備区間について、計画的に整備推進を図ること [本県の有料区間173kmのうち、4車線の区間は23km(13%)]

「横軸 地域高規格道路等]=

〇 新庄酒田道路(一般国道 47号)

- ・新庄古口道路全線及び高屋道路の早期完成、高屋防災の整備推進を図ること
- ・戸沢~立川間の早期事業化に向けた調査推進を図ること
- ・事業未着手区間の事業化に向けた調査に着手すること

○ 新潟山形南部連絡道路(一般国道 113 号)

- ・梨郷道路の早期完成、小国道路の整備推進を図ること
- ・事業未着手区間の事業化に向けた調査に着手すること

〇 石巻新庄道路(一般国道 47号)

・事業化に向けた調査着手、特に、冬期間に交通障害が頻発する宮城県境部について 調査・検討を本格的に行うこと

〇 一般国道 48 号

・大雨等による事前通行規制解消に向けた調査・検討を本格的に行うこと

〇 一般国道 112号

・山形中山道路の整備推進を図ること



山形県担当部署:県土整備部 高速道路整備推進室 TEL: 023-630-2609

新しい生活様式を支えるICT社会基盤整備

【総務省 情報流通行政局 地域通信振興課】 【総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課】 【総務省 自治行政局 地域情報政策室】

【提案事項】予算拡充

新型コロナウイルス感染症予防のための新しい生活様式の実現に向けて、ICT社会を支える基盤整備及びそれを推進する人材の育成が不可欠であることから、

- (1)「働き方改革」、「学び改革」、「くらし改革」を実現しようとする中小企業・小規模事業者や地方公共団体・教育機関に対し、サービス・設備の導入支援の充実を図るとともに、通信事業者に対し、通信量の拡大に対応した低廉なサービスを提供するよう働きかけること 新規
- (2)産業分野における生産性向上や付加価値創造を目的とした先端ICT技術の導入のため、ICT人材の育成に対する支援の充実を図ること 新規
- (3) 行政の ICT 化の一層の推進に向けた環境整備のため
 - ①行政手続オンライン化に資する業務の標準化を政府主導で進めること 新規
 - ②自治体情報セキュリティ対策について、取り扱う情報の性質に応じて柔軟に対応できるよう配慮すること

また、自治体セキュリティクラウドについて、広域化を進め、地方公共団体の 負担軽減を図ること 新規

(4)特別豪雪地帯にある<mark>緊急輸送道路の携帯電話不感区間の解消</mark>に向けて補助制度の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 社会経済活動の維持のため、テレワークやウェブ会議による「働き方改革」、オンライン教育を活用した「学び改革」、子育て支援、医療など、暮らしの中の様々な仕組みをオンライン化・リモート化する「くらし改革」の動きが進んでおり、行政事務を含め社会全般においてインターネット利用の重要性が増している。
- 産業分野における I o TやA I、ロボット等を活用した製造業やスマート農林水産業の進展は、コロナ禍の地域経済の回復に大きな役割を果たすものと期待されている。
- 近年、局所的な豪雪被害の発生が頻発し、通信手段の重要性が増している緊急輸送道 路において、依然、携帯電話の不感区間が残っている。

【山形県の取組み】

- 中小企業・小規模事業者のテレワークやオンライン商談のための機器・通信環境等の 整備の支援に取り組むこととしている。
- 県立学校の全学校の普通教室に無線LANを整備するとともに、特別支援学校等には 1人1台の情報端末等を導入することとし、また、市町村には早期の整備を促している。
- 大学等学術機関やICT企業などと連携し、IoT、AI等の先端ICT技術の導入 を企画できる人材を育成するための講座を開催している。

【解決すべき課題】

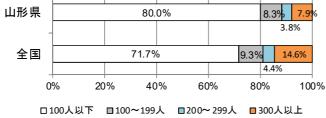
- テレワーク、オンライン教育、オンライン診療など、オンライン化・リモート化を進めるうえで、機器の増設、ネットワークの増強等の通信環境の確保が不可欠であり、その整備にかかるコスト負担の軽減が必要である。
- 中小企業・小規模事業者において、ノウハウ不足・専門的な人材不足が先端 I C T 技術の導入の障壁となっており、専門家の派遣や先進事例の成果を等しく普及させるための取組みが必要である。
- 行政手続のオンライン化には、制度そのものや慣習など、書面や対面を前提としたデジタル完結を拒む要件を見直すことが重要である。
- 行政のICT化では、ネットワーク分離等の環境の中、業務効率化のためのインターネット活用等の利便性向上も重要であり、インターネット接続して業務を行う場合も、情報の重要度等それぞれの実情に合わせた対策を選択できるようにする必要がある。
- 携帯電話不感地域の解消に対する補助制度は、トンネル部分は「電波遮へい対策事業」、それ以外は「携帯電話エリア整備事業」に分かれ、緊急輸送道路が一体的に整備されないことが懸念される。また、事業規模の面から地元負担の軽減が必要である。

企業のテレワーク導入率(規模別)



(出典) 平成 30 年通信利用動向調査 (総務省)

従業者数の割合 (規模別)



(出典) 平成 28 年 経済センサス活動調査 (総務省)

主要な携帯電話不感路線及び当該区間内にある 携帯電話不感トンネル

路線	不感距離	区間内トンネル
国道121号 <米沢市入田沢~福島県>	約 18 km	大峠トンネル3,940m
主要地方道 米沢飯豊線 <飯豊町高峰>	約7km	屛風岩トンネル 345m
主要地方道 尾花沢最上線 <尾花沢市市野々>	約6km	山刀伐トンネル 538m
県道 楢下高畠線 <高畠町柏木峠>	約4km	柏木トンネル 322m

(出典) 平成 27 年度道路交通情勢調査 (国土交通省): 交通量 1,000 台以上

教育の情報化の実態に係る主な指標(概要)

指標(全学校種)	山形県平均値	全国平均值
教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	4.7 人/台	5.4 人/台
普通教室の 無線LAN整備率	<u>42. 3 %</u>	41.0 %
インターネット接続率 (30Mbps 以上)	<u>93. 6 %</u>	93.9 %
インターネット接続率 (100Mbps 以上)	<u>67. 5 %</u>	70.3 %
普通教室の 大型提示装置整備率	<u>42. 9 %</u>	52.2 %
統合型校務支援 システム整備率	<u>25. 9 %</u>	57.5 %
教員のICT活用指導力	<u>69. 9 %</u>	69.7 %

- ※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう。
- ※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子 黒板のことをいう。

(出典) 平成30年度学校における教育の情報化の実態等 に関する調査結果(概要)(平成31年3月現在)[確定値] 令和元年12月文部科学省

専門人材育成講座の開催





受講者への追跡調査(令和元年)

ICT導入に至っていない理由の回答として、「設備等のコスト」、「県内のプロ人材が不足」「マンパワー不足」「人材育成への投資が困難」などの課題が多く挙げられている。

山形県担当部署:みらい企画創造部 ICT政策推進課 TEL:023-630-3197

コロナ禍における子どもたちの学びを保障する ICT 教育の充実

【文部科学省 初等中等教育局 情報教育・外国語教育課、教育課程課】 【文部科学省 高等教育局 大学振興課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設 規制緩和

Society5.0 時代を生き抜き、また、新型コロナウイルス感染症等の、非常時におけるICT教育環境下での学習に、児童生徒、学生の間で差が生じぬよう、

- (1)「GIGAスクール構想」の早期実現に向け、必要となる財源等を継続的に確保すること。また、安心してICTによる家庭学習等ができるよう、通信事業者に、児童生徒、学生向けの低料金かつ大容量の料金プランの提供を働きかけること
- (2) 小学校から高等学校において、学校や家庭でのオンライン学習に向け、教 材等のソフトウェアを充実させるとともに、ICTを活用して、本県が推進する探 究型学習等による協働的な学びを効果的に進めていくため、教員への実践的 な研修等を行うこと
- (3) 大学等における遠隔授業を促進するため、単位の取得上限を撤廃すること。 また、高等学校における長期の臨時休業時の特例的な措置として、指導計画に 沿ったICT等を活用した家庭学習を授業として扱うこと

【提案の背景・現状】

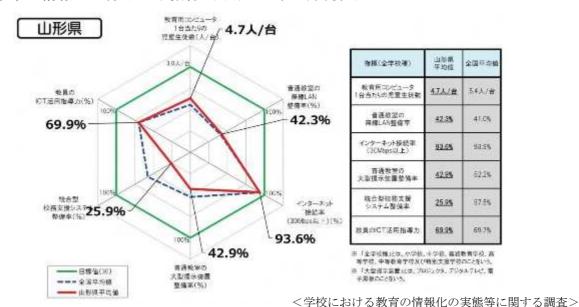
- 政府は、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 I C T環境の実現」 を目指す「G I G A スクール構想」を掲げ、その実現に向けた予算措置を講じている。
- 政府は、新型コロナウイルス感染症が拡大した際、家庭学習でICTを最大限活用して遠隔で対応することが効果的とし、学校はあらゆる工夫に努めることとしている。
- 大学等における積極的な遠隔授業の活用は、特例的な措置と位置付けられている。
- 小学校から高等学校での臨時休業中の家庭学習は、授業として認められていない。

【山形県の取組み】

- 政府の「GIGAスクール構想」に対応して、県では、令和2年度、県立学校の全学校の普通教室に無線LANを整備するとともに、特別支援学校等には1人1台の情報端末等を導入することとし、また、市町村には早期の整備を促している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業下でも、児童生徒の学びの機会が保障 されるよう、授業動画の作成・配信等に取り組んできた。しかし、大部分の学校では、 オンライン学習を実施するまでには至っていない状況にある。

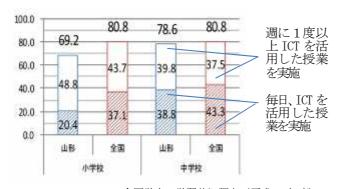
- 「GIGAスクール構想」の実現に向け、今後も地方財政措置も含めた十分な予算の 確保が必要である。また、家庭学習では家庭の協力も必要であることから、データ通信 料金の引下げなど、家庭での負担軽減が必要である。
- 地方での I C T の利活用には、技術者やサポートスタッフの人材確保への支援、並びに 継続的に配置することが必要である。
- ICT教育の急速な進展に対応した教員のICT活用指導力を向上させるため、オンラインでの研修の実施による早急なスキル向上や、ソフトの開発、実践的な好事例集の提供などが必要である。

1 本県の情報化に係る主な指標(平成31年3月現在)



2 教員がICTを活用した授業の実施状況

本県でも活用は進んでいるものの、全国平均より低い状況



<全国学力・学習状況調査(平成31年度)>



ICT機器を活用した授業

3 新型コロナウイルス感染拡大による休業中での本県の学習支援事例

(1)授業動画の活用

・小学校1~6年生までの算数、中学校1~3年生、高校 1年生の数学に関する授業動画を作成。動画投稿サイト で配信を行い、広く活用を普及

(2) NHK教育講座の活用

・授業進度に合わせた学習、かつ系統的な学習が行えるウェブでも視聴可能な講座を活用

(3) オンライン学習の試行

・家庭での環境が整っている生徒を対象にオンライン学習 を試行し、今後効果等を検証



教員による授業動画作成・配信

山形県担当部署:教育庁教育政策課 TEL:023-630-2409

義務教育課 TEL: 023-630-2866

高校教育課 TEL: 023-630-3106 総務部学事文書課 TEL: 023-630-3305

新型コロナウイルス感染症への対応に係る地方財政基盤の確立

【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】 【内閣府 地方創生推進事務局】

【提案事項】予算継続・拡充

新型コロナウイルス感染症の終息は見通すことができず、また、地域経済に甚大な影響が生じており、回復には長期的に取り組んでいく必要があることから、

- (1) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を継続したうえで、所要額を確保すること。また、継続に当たっては、地方自治体が地域の実情に応じた多様な事業を実施できるよう、基金の造成を認めるなど、より柔軟な制度への見直しを図ること
- (2) 感染の拡大防止や地域経済の回復に係る財政需要を地方財政計画に的 確に反映すること
- (3) 経済活動の縮小に伴い税収の大幅な落ち込みが懸念されることから、地方 交付税の増額による財源不足対策等、地方の財政運営に支障を生じないよう 適切な地方財政措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 新型コロナウイルス感染症の終息は見通すことができず、引き続き防疫・医療提供体制の整備が必要な状況にあり、また、緊急事態宣言解除後も事業活動に多大な影響が生じていることから、地域経済の回復には長期間を要することが想定される。
- また、本県においては新型コロナウイルス感染症の拡大以前から毎年度 150 億円以上の財源不足が見込まれており、財源不足の拡大が懸念される。

【山形県の取組み】

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度当初予算で計上した事業について、中止・見送り等の見直しを図り、財源の確保に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、政府の補正予算に呼応するとともに、 事業者への経営改善支援金の交付や県産農産物の需要喚起など本県独自の緊急対策を 盛り込んだ補正予算を編成している。

- 感染拡大の防止や地域経済の回復に全力で取り組むため、これらの財政需要については、地方財政計画に的確に反映される必要がある。
- その上で、事業者への融資に対する利子補給といった長期にわたる負担や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金配分額の不足等による地方自治体の負担に対する配慮も必要である。
- 経済活動の縮小に伴う税収の大幅な落ち込みにより、令和3年度予算の編成において大幅な財源不足が懸念される。

【参考資料】

1. 新型コロナウイルス感染症への対応に係る主な事業

主な事業	事業規模(百万円)
商工業振興資金(※)の拡充(無利子融資枠及び利子補給の追加)	117,617
患者増に備えた病床等の確保や入院医療費の公費負担	5,519
県内事業者に対する緊急経営改善支援金	1,111
新型コロナ受診相談センターの回線増設等	167
県内企業製布マスクの児童施設や妊婦等への配布	84
県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動・検温	38
県産さくらんぼ・山形牛・花き等の需要喚起・販売促進に向けた支援	37

※商工業振興資金の利子補給に伴う負担額

最近1ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者への融資制度

(億円)

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
3.8	3.8	3.4	3	2.5	2.1	1.7	1.2	0.8	0.3	22.6

融資総額750億円(利子補給期間:10年間、県負担割合:0.5%)を全額融資した場合の負担額

2. 今後の財政収支の見通し(感染症への対応等に係る財政需要を除く)

(単位・億円)

	(単位:億円)									
						令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
	県				税	1, 107	1, 131	1, 139	1, 159	1, 177
歳	地	方	交	付	税	1, 976	1,999	1, 993	1, 960	1, 919
	国	庫	支	出	金	721	681	682	677	674
	県				債	686	605	592	614	582
入	そ		の		他	1, 526	1, 515	1, 523	1, 532	1, 548
		計		(A)		6, 016	5, 931	5, 929	5, 942	5, 900
	人		件		費	1, 547	1,539	1, 517	1, 487	1, 475
歳	社	会 保	障関	係系	圣費	671	683	696	710	724
/·1×	公		債		費	890	901	915	933	949
	_	般	行	政	費	2, 072	2,075	2, 091	2, 099	2, 109
出	投	資	的	経	費	954	883	870	889	855
		計		(B)		6, 134	6,081	6, 089	6, 118	6, 112
財	源	不 足	額	(C=	A-B)	△118	△150	△ 160	△176	△212
	調•	整 基 財	金 政		言 字	105	△45	△ 205	△381	△593

注1:山形県財政の中期展望(令和2年2月)より作成。

注2:「地方交付税」には地方議与税、地方特例交付金を含む。 注3:「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注4:各数値は財源確保対策を講じる前(令和2年度は講じた後の当初予算)。

山形県担当部署:総務部 財政課 TEL: 023-630-2044

危機発生時における柔軟かつ総合的な経済対策の展開

【経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ 地域経済産業政策課】

【提案事項】制度創設 予算創設

地震や台風などの自然災害、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など想定外の事案の発生により地域経済は大きな打撃を受けている。地域経済が持続的に発展していくためには、危機発生時における迅速かつ総合的な回復策が必要であり、

政府において、次に掲げる総合的な経済対策をあらかじめ制度化し、危機発生 時に速やかに発動できるようにすること

- ① 金融対策(資金繰り支援等)
- ② 財政対策(中小企業·小規模事業者支援、雇用対策等)
- ③ 税制対策(固定資産税、法人税の減免等)や公共料金等の特例措置
- ④ 損失補償
- ⑤ 景気回復に向けた給付金の支給や観光誘客のための大規模キャンペーンなどの消費喚起策

【提案の背景・現状】

- 令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震や同年10月12~13日に発生した台風19号による浸水被害などの自然災害、令和2年冬の暖冬・少雪による影響及び令和元年10月の消費税率引上げによる反動減が生じた。
- この度発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の幅広い業種において 収入減等の影響が生じ、地域経済が急激に減退しており、今後、地域経済は回復困難な 状況に陥るおそれが高まっている。
- 県内中小企業・小規模事業者においては、売上げ減少や受注の減少が続く中、雇用の 維持や資金繰り等多くの課題を抱えており、極めて厳しい状況となっている。
- 特に飲食業や旅館・ホテル業、旅行業や小売業等については、売上が大幅に減少するなど深刻な影響が生じており、また、基幹産業である製造業においても、世界的な感染拡大に伴い、経済活動の停滞や消費の減退から、自動車や電子機器関連の企業等で、受注の減少や生産活動の縮小が見られ、従業員を一時休業させる動きも生じている。

【山形県の取組み】

- ゴールデンウイーク期間中に、県からの企業等の活動の自粛要請を受け、営業自粛に 御協力いただいた事業者に対して、緊急経営改善支援金の支給により支援している。
- 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援として、<mark>政府に先駆けて、県、市町村、金融機関が連携した無利子融資を実施</mark>するとともに、政府の緊急経済対策を受け既往債務の借り換えも可能な新メニューを追加し商工業振興資金の拡充を図っている。
- 身近な地域の経済活動を活性化させるため、県、市町村、商工団体が連携し、「山形 県緊急地域経済対策協議会」創設による商店街支援など、感染防止に努めながら<mark>商店街</mark> 等での販売促進など地域における消費活動を喚起するための取組みを支援している。
- 雇用の維持に向けては、政府の雇用調整助成金の申請手続を円滑に進められるよう事業者向けの相談窓口を開設し、社会保険労務士による専門的な指導・助言を行うとともに、雇用調整助成金の上乗せを実施することとしている。

【解決すべき課題】

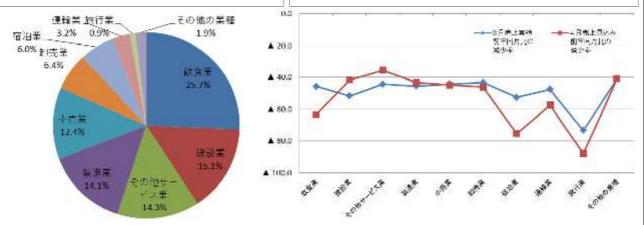
- 幅広い業種において収入減等の影響が生じ、多数の民間事業者が廃業の危機に瀕する 事態が生じた場合、事業者の収入の急減に対する補償や資金繰り支援、税・公共料金の 特例措置など、あらゆる手立てを政府が先頭に立って講じる必要がある。
- 消費マインドや経済活動が急激に減退する想定外の事案に対して、冷え込んだ経済の 迅速な回復に向けた支援策を講じる必要がある。

〇山形県商工業振興資金(事象:新型コロナウイルス)における融資の認定状況

<業種別認定件数の割合>

<業種ごとの売上げ減少率(前年同月比)>

- ・幅広い業種に売上減少が生じている。
- ・飲食業が認定件数では最も多い(全体の25.7%) 認定金額では全体の11.9%を占める。
- ・外出自粛や学校休業等の影響を直接受けた飲食業、宿泊 業、運輸業及び旅行業で、売上げの減少幅が大きい。
- ・多くの業種で3月より4月の売上減少幅が拡大。



対象制度:山形県商工業振興資金 地域経済変動対策資金(指定事象:新型コロナウイルス) 出 典:山形県中小企業振興課調べ 認定時期:令和2年3月16日~5月29日

〇山形県の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策

(1) 財政面・金融面における事業継続・雇用維持の支援

区分	事業名	支援内容
*	新型コロナウイルス関連 事業継続相談窓口	資金繰りや雇用の維持など課題や悩みを抱える事業者のための相談窓口を県内4か所に設置。「よろす支援 拠点」と連携し助言するとともに市町村や商工会等と情報共有しながら、事業者の実情を踏まえた伴走型支援
乗の難	休業要請に係る 緊急経営改善支援金	県からの要請で、4月25日〜5月10日の間、休業又は夜間営業の自粛をし、経営改善の検討を行う事業者に対して支援 (交付額) 1事業者当たり法人:20万円 個人事業者:10万円(事業所賃借の場合20万円)
政	中小企業スーパー トータルサボ補助金	中小企業の研究開発、設備投資 販路開拓までの一貫Lた支援、小規模事業者の売上げ拡大などの持続的 発展につながる取組みへの支援
南荒	雇用調整助成金 県単独上乗せ	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に県独自に上乗せ助成 (助成率)4~6月 解雇等を行わない場合⇒1/10上乗せ(左記以外→1/20上乗せ), 7~9月:1/3上乗せ
1	雇用調整助成金の 申請手続サポート	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金活用事業者向け山形県相談窓口の開設 県内事業者における雇用調整助成金甲請手続について社会保険労務士が指導・助言
1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	県商工業振興資金 (地域経済変動対策資金)	最近1か月の売上高▲30%以上: 貸付上限5千万円、貸賃10年(据置2年)以内、無利子。保証料ゼロ 最近1か月の売上高▲50%以上: 貸付上限2億円 、賃賃10年(据置2年)以内、無利子、保証料ゼロ

(2) 地域経済の回復に向けた消費喚起策

事業名	支援内容
県緊急地域経済対策協議 会への基金による支援	県商工会連合会内に設置した「山形県緊急地域経済対策協議会」において、県と市町村が拠出した6千万円の基金を活用し、地域経済元気回復キャンペーンとして、県内の商店街が一斉に行う消費喚起キャンペーンを実施
がんぱる商店街緊急応援 事業による支援	商店街等が行うセールの開催、商品券・クーポン券の発行、ポイント還元等、地域の実情に合わせた集客や消費 喚起及び売上増に資する取組みに対し、その事業に係る経費を商工会・商工会議所を通して緊急的に支援

山形県担当部署:産業労働部 商工産業政策課 TEL:023-630-2134

中小企業振興課 TEL: 023-630-3950 商業・県産品振興課 TEL: 023-630-3370

第2部

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと 幸せを実感できる山形」を目指して

学習環境改善のための支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

【提案事項】 予算継続 予算拡充

教職員が子どもとじっくり向き合い、児童生徒個々の能力を最大限に伸ばすため、

- (1) 中学校 3 年生までの 35 人以下学級を実現するとともに、「指導方法工夫 改善加配」等の教職員定数を維持・確保すること。併せて、義務教育9年間を 見通して、小学校における教科担任制など、加配定数の拡充等を行うこと
- (2) 特に小学校の英語の専科教員については、配置要件を緩和するとともに、 加配配置をさらに拡充すること
- (3) 特別支援学級編制の標準について、8人から6人に引き下げるとともに、特別支援教育に係る教職員定数を拡充すること
- (4) 小規模校を活性化させ、地域と連携した学校づくりを推進するため、教職員 定数を充実すること
- (5) 複式学級編制の標準について、小学校では 16 人から 14 人に引き下げるとともに、変則複式学級に関する教員加配を実現すること。また中学校では複式学級を廃止すること
- (6) スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置に向けて財政支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 政府では、学校における指導・運営体制の効果的な強化充実を図り、教職員定数の改善、 専門スタッフや外部人材の配置の拡充等を一体的に推進し、新学習指導要領の円滑実施 や複雑・困難化する教育課題に対応することとしている。
- 小中学校の通常学級には特別な支援が必要な児童生徒が多く、特別支援学級では個に応じた支援が必要、また障がい程度が重い児童生徒が増え、現在の教員数では対応が困難である。
- 複式学級は、発達段階や教育課程が違い、多人数や変則の複式学級は教員の負担が大きい。

【山形県の取組み】

- 〇 "教育山形「さんさん」プラン"として、小1から中3まで33人以下による少人数学級編制、小中学校の特別支援学級では編制標準を6人に引下げ等を実施している。
- 高等学校では、小規模校と地元自治体等による協議会を設け、連携協働により学校の 魅力化等に取り組むこととしている。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援学校の就労支援コーディネーター、特別支援教育支援員などの配置を進めている。

- きめ細かな配慮のある指導支援のため、一人ひとりに目が届く35人以下の学級編制が必要である。本県の"教育山形「さんさん」プラン"では、「指導方法工夫改善加配」等の活用に加え、県単独事業で教員を確保している状況にあり財政支援が必要である。
- 小学校における英語の専科教員は配置要件が厳しく、複数の学校を担当しており、また授業 の準備や評価に十分な時間を取れないため、配置要件の緩和や加配配置の拡充が必要である。
- 小規模校は地域で果たす役割が大きく、特色あるカリキュラムの編成や地域との交流 促進に取り組んでいることから、多様な教育活動を支える教職員体制が必要である。

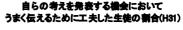
- 本県は、複式学級を含め全学年が単学級の小学校が6割と多く、教科担任制の導入に は加配定数が必要である。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、就労支援コーディネーター、 特別支援教育支援員の配置にあたっては、さらなる財政支援の拡充が必要である。特に 特別支援教育支援員への地方財政措置は、高等学校をはじめ必要な人数を配置するには 不足していることから、予算の確保が必要である。

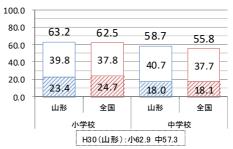
1 "教育山形「さんさん」プラン"の効果

少人数学級による各生徒への適切な支援により、児童生徒の主体的な学びの向上がみられる



H30(山形):小79.9 中77.1

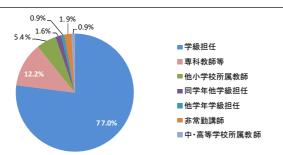




(出典) 全国学力・学習状況 調査(H31)

2 小学校における外国語活動を主として担当している割合

学級担任の負担が大きいのが現状 (令和2年度は英語の専科教員を13名(23校)配置)



<英語教育実施状況調査(速報)(令和元年度)>



小学校での英語の授業の様子

3 特別支援学級の状況

年々増える特別支援学級数・児童生徒数 また単一障がいでない児童生徒や障がいの程度が重い児童生徒が増加

	学級数(単位:学級)		児童生徒数 (単位:人)		江:人)	
	令和 元年度	令和 2年度	増減	令和 元年度	令和 2年度	増減
小学校	468	488	+20	1,232	1, 347	+115
中学校	218	223	+5	600	632	+32
合 計	686	711	+25	1,832	1, 979	+147

4 複式学級学校の状況

複式学級の割合が多い山形県

	山形県		全国
	複式 全学級に 学級数 占める割合		全学級に 占める割合
小 学 校	83	3.3%	1. 7%
中学校	4	0.4%	0. 1%

※山形県は令和2年度(見込み)、全国は令和元年度の数値

5 本県のスクールカウンセラーの相談件数の推移

年々相談件数が多くなり、必要性も高まるスクー ルカウンセラー

	平成29年度	平成30年度	増減率
相談件数	8, 778	10, 051	14.5%
1校当たり平均	156. 8	179. 5	

<文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業に係る調査」>

山形県担当部署:教育庁 教職員課 TEL:023-630-2865 義務教育課 TEL:023-630-2866

学校における働き方改革推進のための支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】 【文部科学省 高等教育局 大学振興課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設

新しい時代の教育にむけた持続可能な学校指導・運営体制構築のため、

- (1) スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の専門スタッフについて、高等 学校での配置も含めて、希望する全ての公立学校への配置や、活動経費等へ の財政支援を拡充すること
- (2) 大学入学者選抜で必要となる調査書の電子化にあたっては、セキュリティ対策の仕様を早急に示すとともに、校務支援システムの改修が必要となる場合は、財政支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 本県の教員の超過勤務時間(令和元年10月調査)は、小学校約45時間/月、中学校 及び高等学校約60時間/月、特別支援学校約30時間/月程度となっており、業務負担 の軽減が進んでいない状況にある。
- 高大接続システム改革では、大学入学者選抜において、生徒の主体性等の評価を重視するため、調査書を活用することとしている。政府は、令和4年度から電子調査書を原則的な取扱いとすることを目指し、電子化に必要なセキュリティ環境モデル等の調査・研究を行っている。

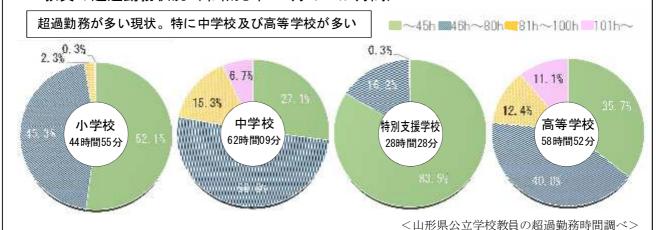
【山形県の取組み】

- 「山形県公立学校における働き方改革プラン」(令和元年12月)を策定し、勤務時間管理の徹底や適切な部活動運営の推進、教員の事務負担の軽減、地域人材の活用など、令和2年度から3年間、重点的に取り組むこととしている。令和2年度は、スクール・サポート・スタッフとして、学級数が多い小学校に28校、中学校13校に配置、また、部活動指導員を公立中学校95校中93校、県立高等学校42校中4校に配置予定である。
- 本県では、令和3年度の県立高等学校等への統合型校務支援システムの稼働に向け、 令和2年度は情報セキュリティ対策の詳細設計及び構築を行うこととしている。

- 教員の業務負担軽減は、教員一人ひとりの取組みや学校の業務負担軽減のみで実現するものではなく、教員数が少なく業務負担の大きい小規模校へスクール・サポート・スタッフを配置するなど、さらなる配置の拡充が必要である。また、部活動指導員は、活動充実のためには、十分な活動時間や引率経費等への財政支援が必要である。
- 調査書の電子化にあたっては、教育現場に過度の負担を掛けず、かつ都道府県によって差異があり、大学入学者選抜を受ける高校生に不利益が生じぬよう、政府の電子化にあたっての仕様の早期の公表と、財政支援が必要である。

教員の超過勤務状況(令和元年10月の1か月間)

円グラフの時間は平均超過勤務時間



- 専門スタッフ配置の効果
- (1) スクール・サポート・スタッフ
 - ① 配置前後の教員一人当たりの総勤務時間



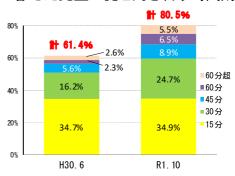
<文部科学省調査(教員等の勤務状況報告)>

(2) 部活動指導員

配置前後の顧問一人当たりの部活動の総指導時間



② 配置による教員一人当たり 増えた児童生徒と向き合う時間割合



<山形県教職員課調査>



部員を指導する部活動指導員

調査書の電子化と本県の統合型校務支援システム整備のスケジュール 3

	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	【電子調査書(原則) に向(けた検証と準備期】 文部科学省委託事業中心に高等学校と大学間で 合意したところから、電子調査書が活用可能		2022年度を目途に全面電子化	
調査書の電子化	□電子調査書を活用した 評価モデルの調査・研究 (2020年度まで)	□電子調査書システムの 改修とその情報等の公表 □電子調査書に対応する セキュリティ要件を満た すシステム環境モデルの 普及	システムの改修が必要	n d
本県の統合型校務 支援システム整備	仕様書作成 基本設計・詳細設計・構築		運用開始・保守	

TEL: 023-630-2865 山形県担当部署:教育庁 教職員課 TEL: 023-630-2910 教育政策課

公立学校施設整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課】 【文部科学省 初等中等教育局 参事官(高等学校担当)産業教育振興室】 【総務省 自治財政局 交付税課、地方債課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

公立学校施設整備(公立高校の産業教育施設整備を含む)の計画的な事業 実施のため、

- (1) 当初予算において、施設整備に必要な財源を確保すること
- (2) 公立学校の施設整備に係る補助単価を引き上げること
- (3) 非構造部材の耐震対策に係る支援を拡充すること
- (4) 解体経費への補助制度や除却に係る地方債への交付税措置を創設するなど、廃校校舎等の解体経費に対する財政支援を充実すること

【提案の背景・現状】

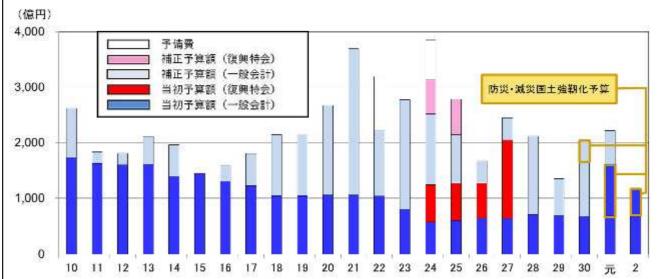
- 政府の公立学校施設に係る一般会計当初予算は、平成23年度以降は国土強靭化関連の予算を除いて1,000億円を切る水準となっている。一方で、小中学校や公立高校の産業教育施設では、老朽化対策や耐震化のため改築が必要なものが多い。
- 政府の令和2年度当初予算において、山形県の補助単価は8.0%程度引き上げられた ものの、依然として補助単価と実勢単価に大幅な乖離が生じており、市町村が負担する 事業に見合った額が補助されていない。
- 本県の小中学校の耐震化率は着実に向上しているものの、吊り天井を含む非構造部材 の耐震化が遅れている。
- 既存の廃校施設は地域の実情に応じ利活用している一方、未活用の廃校施設も多い。

【山形県の取組み】

- 県立学校の整備にあたっては、老朽化の程度や県立高等学校の再編を踏まえた全体計画の中で、優先度をつけながら整備を進めている。
- 市町村において施設ごとの長寿命化計画を早期に策定するよう、市町村教育委員会を 対象とした研修会を開催するなどの支援を行っている。

- 公立学校施設の老朽化対策や冷房設備設置、公立高校の産業教育施設整備などの諸事業が計画的に進められるよう、政府において所要の財源を当初予算で確保し、内定の早期化を図ることが必要である。
- 学校設置者の負担を軽減するため、補助単価を実情に合った額へ早期に引き上げることが必要である。
- 吊り天井を含む非構造部材の耐震化には学校施設環境改善交付金による補助がある ものの、耐震化を要する小規模な事業の中には補助要件を満たさないものもあり、耐震 化の早期実施のため、下限額の要件の緩和や、補助率の引上げが必要である。
- 事故・災害対策や地域の振興のため、解体が必要な廃校舎について、多額の経費を要することから、補助制度や除却に係る地方債への交付税措置の創設などの市町村の負担 軽減が必要である。

1. 公立学校施設整備費予算額の推移



(参考) 県内公立小中学校のうち建築後40年以上経過した校舎等の割合(平成30年4月現在)

	全棟数	建築後 40 年以上 経過した棟数	割合
小学校	1, 738	550	31.6%
中学校	809	196	24. 2%
合 計	2, 547	746	29. 3%

2. 小中学校の建築単価の推移

(円/m²)

· 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(1 1/ 111/
	校舎	屋内体育館
平成 30 年度	187, 700	219, 500
令和元年度	194, 100	227, 500
令和2年度	209, 500	231, 200

補助単価は上昇傾向にあるが、実施単価とは乖離が生じている

(円/m²)

	補助単価	実施単価
小学校改築の例 (平成30年度補正)	192, 400	283, 187

※上記の単価は改築の際の補助単価であり、左表建築単価の2.5%増となっている

3. 令和2年度学校施設環境改善交付金の内容

	耐震補強事業		
補助対象	工事費が 400 万円~ 2 億円の事業		
補助率	1/3		

4. 県立高等学校での主な産業教育施設の整備予定箇所





耐震性の低い産業教育施設 (寒河江工業高校の校舎)

山形県担当部署:教育庁 教育政策課 TEL: 023-630-2909

私立高等学校及びその生徒に対する国庫補助制度の充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム】 【文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課】

【提案事項】 予算拡充·予算継続

公私立高等学校間、私立高等学校に通う生徒の世帯間の授業料負担の格差の縮小及び東日本大震災の教訓等を踏まえた学校施設の耐震化は、私立高等学校における極めて重要な課題であるため、

- (1) 年収約 590 万円以上世帯への私立高等学校等就学支援金の支給及び 支給額の引上げを行うとともに、引き続き、都道府県への交付時期の早期化 を図ること
- (2) 令和2年度までとされている私立高等学校施設の耐震改築補助制度について、さらなる期限の延長を図るとともに、十分な予算額を確保すること

【提案の背景・現状】

- 平成 22 年度に私立高等学校等就学支援金制度が創設され、令和 2 年度から、年収約 590 万円未満世帯の生徒を対象に、その支給上限額を引き上げることにより、年収約 590 万円未満世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現したところである。
- 一方で、年収約 590 万円以上世帯への支給は令和元年度以前の水準が据え置かれており、私立高等学校へ通う生徒の保護者等から支援の拡充を求める強い要望がある。
- 耐震改築事業に係る国庫補助制度は、令和2年度までの時限措置となっているが、ま だ耐震化が完了していない学校がある。

【山形県の取組み】

- 平成 22 年度の私立高等学校等就学支援金制度の創設に併せて、県単独の上乗せ補助 を開始し、令和 2 年度からの就学支援金の拡充後においても、新たに年収約 590 万円以 上~910 万円未満世帯への上乗せ補助(月額 7,100 円)を行うなど支援を拡充している。
- 平成26年度の耐震改築の国庫補助制度創設に併せて、県単独の補助制度(補助率1/5) を創設した。県内私立高等学校施設の耐震化率は、平成26年4月1日時点の57.1%から平成31年4月1日現在で90.3%となり、大きく向上している。

- 公私立高等学校間及び私立高等学校に通う生徒の世帯間の授業料負担の格差を縮小するため、年収約590万円以上世帯への高等学校等就学支援金の支給及び支給額の引き上げが必要である。また、令和2年度から都道府県への交付時期を早めることとしているが、各校の資金繰りに配慮し、引き続き、交付時期の早期化を図ることが必要である。
- 県内私立高等学校施設の耐震化率は向上しているものの、約1割の施設の耐震化が完了していないことから、今後、耐震改築工事を希望する全ての学校が事業に着手できるよう、十分な予算額を確保したうえで、国庫補助制度を延長することが必要である。

〈令和2年度の私立高等学校等就学支援金・県の上乗せ授業料軽減補助の拡充状況 (月額)〉

世帯年収		令和元年度		
区分	就学 支援金	県補助額	支援額 合計	
約 270 万円 未満	24, 750 円	8, 250 円	33,000 円	
約 270~ 350 万円	19,800円	4,950円	24,750 円	
約 350~ 450 万円	4.4.0 5 0 H	7,450円	22,300 円	
約 450~ 590 万円	14,850円	2,500円	17,350円	
約 590~ 910 万円	9, 900 円	_	9,900円	
約910万円以上	_		_	

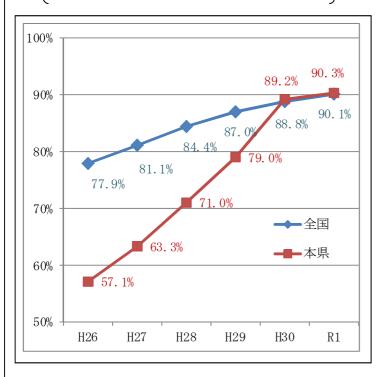
	令和2年度	
就学 支援金	県補助額	支援額 合計
33, 000 円	1, 000 円	34,000円
9,900円	7,100円	17,000 円
_		_

〈本県の私立高等学校に通う生徒の世帯年収別割合(令和元年7月現在)〉

 \Rightarrow

业 世左位区 八	約 270 万円	約270~	約 350~	約450~	約 590~	約910万円	
	世帯年収区分	未満	350 万円	450 万円	590 万円	910 万円	以上
	山形県	13. 3%	14.5%	13.5%	18.6%	26.9%	13.2%

私立高等学校施設に係る耐震化率の推移 (各年の4月1日現在)







国及び県の補助制度を活用し耐震改築を行った県内私立高等学校の校舎・体育館(平成30年度完成)

山形県担当部署:総務部 学事文書課 TEL: 023-630-2191

東京オリンピック後を見据えた競技力向上やスポーツ 施設の整備等に向けた支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 競技スポーツ課 参事官(地域振興担当)・(民間スポーツ担当)】

【提案事項】予算拡充 予算創設

日本代表選手のメダル獲得等に向けた強化策をオールジャパン体制で推進するとともに、スポーツ振興の面から地方創生をさらに進めるため、

- (1) オリンピック等での活躍を目指すアスリートの育成など、地方における競技 カ向上の効果的・継続的な取組みに対して、財政支援の拡充を図ること
- (2) 地方におけるスポーツ施設の改築・改修や競技規則の改正に伴う機能向上などに対して、日本スポーツ振興センターが実施する助成金等の財政支援の拡充を図ること
- (3) アスリートが、大学等の卒業後に社会人選手として、または引退後に指導者として地方で活躍するための取組み等に財政支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 政府が東京オリンピック等におけるメダル獲得に向け取り組んできた強化事業や次世代アスリートの発掘・育成をレガシーとして残すためには、東京オリンピック等の後も取組みを継続し、政府が地方と一体となって有望選手を発掘・育成する取組みが不可欠である。
- その基盤となる施設は、老朽化や競技規則改正に伴う改築・改修が求められている。
- 政府は「スポーツキャリアサポート戦略」として、アスリートの引退後のキャリア形成に向けた準備支援(研修、企業とのマッチング等)などを行っている。

【山形県の取組み】

- 「山形県スポーツタレント発掘事業」として、オリンピック等で活躍するトップアスリートの輩出を目指した次世代アスリートの発掘育成に取り組んでいる他、スポーツ 医・科学充実強化を図っており、年代別日本代表に選出されるなどの実績を上げている。
- 本県の公共スポーツ施設は老朽化が進行しているため、県では市町村による一定の施 設改修に助成し、練習環境の維持に努めている。
- 企業スポーツに取り組む企業で構成される「山形県企業スポーツ振興協議会」(加盟 47 社)では、うち加盟企業9社の選手の支援に取り組んでいる。また、県が中心となってアスリートを受け入れる企業が増えるよう、情報を提供している。

- 「山形県スポーツタレント発掘事業」のような競技力向上に向けた地方の創意工夫の ある取組みを加速するには、東京オリンピック後を見据えた継続的な事業展開と、十分 な財源確保が必要である。
- スポーツ施設の老朽化の進行により、今後も増加する改修・整備に対応するには、政 府による支援が必要である。
- アスリートの県内回帰・定着を促進し、スポーツ振興の面から地方創生を図るため、 大学等を卒業予定のアスリートと企業とのマッチング等の就労支援や、アスリートを雇 用する企業への支援などが必要である。

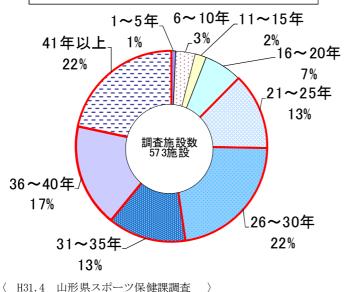
次世代トップアスリートの発掘・育成



スポーツタレント育成の様子

本県の公共スポーツ施設の87%が建築から20年超経過している

山形県の公共スポーツ施設の建築経過年数

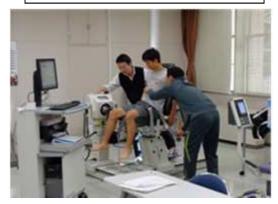


老朽化したスポーツ施設



スケート場(山形市総合スポーツセンター) 平成元年度築

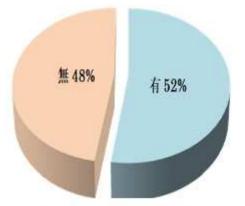
アスリートの医・科学的支援



医・科学的知見に基づくアスリートへの助言

企業におけるアスリートの雇用意向

アスリート支援に積極的な企業においても、アスリートの受入れが可能な企業は半数程度にとどまっている



山形県企業スポーツ振興協議会に 加盟する21社から回答 (H31.3 山形県スポーツ保健課調査)

競技を引退したアスリートによる指導



オリンピ アン: 武田聡 (1998 ソウル・水泳) 小学生水泳教室での指導の様子

山形県担当部署:教育庁スポーツ保健課・競技力向上・アスリート育成推進室 TEL: 023-630-2561

地方大学の機能強化等

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】 【文部科学省 高等教育局 大学振興課、国立大学法人支援課】

【提案事項】 予算拡充 規制緩和

人口減少の要因として、県外への進学による若者の流出があることから、学生の東京一極集中を是正し、地方大学等が、地方創生の実現に向け、地域の雇用 創出や若者の地元定着などの役割を十分に果たしていくため、

- (1) 地方大学の定員増や大学における遠隔授業導入等を促進すること 新規
- (2) 地方における知の拠点である大学が、安定的な運営を確保するため、国立 大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること

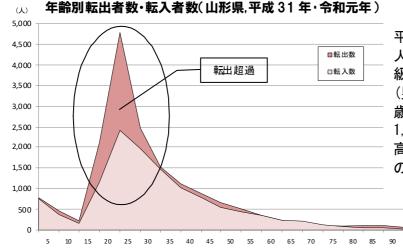
【提案の背景・現状】

- 地方大学は若者を留める受け皿になっているとともに、地方創生に向けてその果たす 役割が重視されており、「地域における雇用創出」や「若者の地元定着」、「地域ニーズ に対応した人材育成」、「地方課題の解決への貢献」など、これまで以上の取組みが期待 されている中、地域のニーズを踏まえ学科改編を予定している大学も出ている。
- 政府は、若者の東京一極集中を是正し、地方への若者の流れを促すため、東京 23 区内の大学等の定員抑制や地方創生の加速化などに取り組んでいるが、2019 年の東京圏の転入超過数(日本人)は約14.6万人と東京一極集中に歯止めがかかっていない。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、大学における<mark>遠隔授業の活用</mark>が進み、 地方に住みながら全国の大学で学ぶことができる環境が整いつつあるが、政府としては 積極的な遠隔授業の活用は特例的な措置と位置付け、面接授業を原則としている。
- 地方大学は収入に占める運営費交付金の割合が高く、その削減により経営環境は厳しさを増しているが、運営費交付金の成果・実績等に応じた配分の拡大や大幅な配分方法の見直しは、大学運営基盤の不安定化を招き、教職員の確保、教育の質の確保のための人件費や教育研究費に影響が及ぶ恐れがある。

【山形県の取組み】

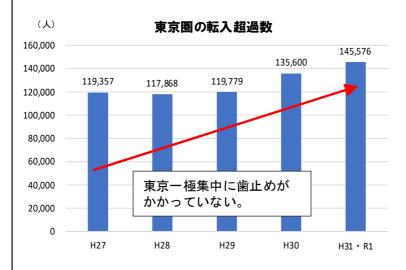
- 平成30年度、新たに「オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会」を設立し、 内各界が連携して若者の県内定着・回帰の促進に向けた就職支援等に取り組んでいる。
- 県内の大学は、地元企業等と連携し、先導的な分野における研究開発・人材集積・技術の実用化を進めているほか、地域と連携しながら、地域課題解決の中心的な役割を担う人材の育成に努めている。

- 教員など地域が必要とする人材の育成を担う地方大学の定員増などにより、地方への 人の流れをつくるとともに、遠隔授業の積極的な活用により地方における多様な学びの 機会の創出を図ることにより、若者の地元定着を促進していく必要がある。
- 運営費交付金の充実及び安定的な配分により、大学の教育研究活動の基盤的部分がしっかり確保される必要がある。



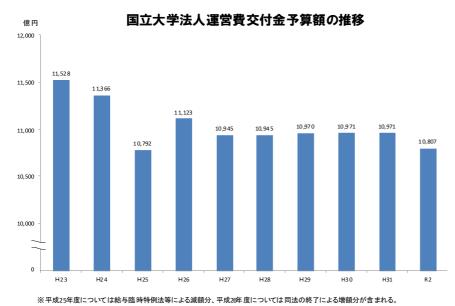
平成31年・令和元年における本県の 人口移動の状況(日本人)を年齢階 級別に見ると、「15~19歳」が951人 (男性426人・女性525人)、「20~24 歳」が2,362人(男性987人・女性 1,375人)の転出超過となっており、 高校や短大、大学等を卒業する年代 の転出超過が顕著。

出典:総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」



平成31年・令和元年における東京圏 (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉 県)の転入超過数(日本人)は14万 5576人で、前年(平成30年:13万5600 人)より9,976人増加している。

総務省 住民基本台帳人口移動報告 2019年(令和元年)結果





山形県における 知の拠点「山形大学」

安定的な運営のためには、 運営費交付金の充実と安 定的な配分が必要

山形県担当部署:総務部 学事文書課 TEL:023-630-3305

公共職業訓練に対する支援の充実強化

【厚生労働省 人材開発統括官 訓練企画室】 【厚生労働省 人材開発統括官 特別支援室】

【提案事項】制度創設 予算拡充

公共職業訓練は、「生産性の向上に向けた人材の育成」や「障がい者など様々な人たちの社会参加の促進」の役割を担っており、職業能力の底上げを図るうえで重要であることから、訓練を受けるための支援の充実・強化が必要であり、

- (1)都道府県が運営する公共職業能力開発施設の入校生の経済的負担を軽減する支援を充実させ、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の拡大を図るため、文部科学省所管の大学等と同様の給付型奨学金制度を創設すること
- (2)障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実を図るため、地域の実情に合わせた、少人数での訓練実施が可能となるよう、障害者委託訓練「知識・技能習得訓練コース」の委託料の設定について見直し、増額すること

【提案の背景・現状】

- 都道府県が運営する公共職業能力開発施設では、地域の実情やニーズに応じ、地域産業に必要な多様な技能・知識を持つ人材を養成する訓練を行っており、その修了生は地域産業の重要な担い手となっている。
- 文部科学省所管の大学等では令和2年度より、住民税非課税世帯等を対象に授業料等の減免と給付型奨学金の制度が開始された。一方、公共職業能力開発施設では、文部科学省と同様の授業料等免除制度が設けられたが、給付型奨学金の設定は見送られた。
- 集合訓練方式で行う障害者委託訓練「知識・技能習得訓練コース」について、委託料が受講者1人当たりで定められているが、地方の実情として、各地域では対象となる障がい者が少ないため、受講者が少人数にならざるを得ない。
- 「知識・技能習得訓練コース」を委託する民間教育訓練機関等からは、受講者が少ないことに加え、障がい特性に応じた複数の講師配置など、通常よりも経費を要するため、現行の委託単価では受託できないとの意見があり、委託先の確保が困難になっている。

【山形県の取組み】

- 学卒者向けの公共職業能力開発施設として3施設を設置運営するとともに、その授業料について以前より独自に減免措置を講じるなど、経済的な事情のある入校生への支援に取り組んでいる。
- 「知識・技能習得訓練コース」の委託先を確保するため、障害者委託訓練に関する専 任の職員を配置して、委託先の開拓に取り組んでいる。

- 所得が低いなどの経済的な事情により公共職業能力開発施設で訓練を受けられない ことがないように、経済的負担を軽減する措置を充実する必要がある。
- 受講者が少なくても「知識・技能習得訓練コース」の訓練委託先を確保できるよう、 委託単価の増額や、受講者1人当たりの単価設定とは別に一定額を保証するなどの委託 料の設定方法の見直しが必要である。

〈高等教育無償化に伴う政府の施策の比較について〉

所管	文部科学省 (四年制大学、専門学校等)	厚生労働省 (職業能力開発施設)
対象者	住民税非課税世帯及びる	これに準ずる世帯の学生
授業料減免制度	減免制度要件:経済要件及び成績要件に該当した学生 ※経済要件に応じて、全額免除、3 分の2免除、3分の1免除となる。 ※消費税増税分を財源。	文科省の授業料減免制度と同様 ※経済要件に応じて、全額免除、3 分の2免除、3分の1免除となる。 ※令和2年度当初予算。
奨学金 給付制度	授業料減免制度該当者を対象。 ※経済要件に応じて、全額給付、3 分の2給付、3分の1給付となる。	奨学金給付制度なし

〈山形県の県立職業能力開発施設における令和元年度授業料減免状況〉(県独自の減免措置)

施設名	授業料	在校者数	免除者数	女【前期】	免除者数	女【後期】
地 放石	(年額)	(H31. 4. 1)	全額	半額	全額	半額
産業技術短期大学校 (専門課程)	390, 000 円	240 名	23 名	21 名	21 名	20 名
産業技術短期大学校庄内校 (専門課程)	390, 000 円	50名	5名	0名	5名	0名
山形職業能力開発専門校 (普通課程)	118, 800 円	75 名	5名	0名	5名	1名

※訓練生の世帯の収入状況に応じて全額又は半額免除。成績要件:上位2分の1



訓練状況 産業技術短期大学校



訓練状況 山形職業能力開発専門校

〈障害者委託訓練実施状況〉

(コース数、() 受講者数)

71 1 II II II II II II I		•		,	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 -111+ 1 - 22 - 1
訓練コース	地域	H27	H28	H29	H30	R1
知識・技能習得	内陸	3 (24)	2 (11)	2 (14)	3 (18)	1 (7)
	庄内			1 (7)		
安 昳处 - 1	内陸	2 (2)	5 (5)	3 (6)	2 (2)	2 (2)
実践能力取得	庄内	7 (7)	7 (7)	2 (2)	6 (6)	2 (2)

※内陸:山形市、米沢市、新庄市等の本県内陸部の地域。庄内:鶴岡市・酒田市を中心と した日本海側の地域。

山形県担当部署:産業労働部 雇用対策課 TEL:023-630-2389

非正規雇用の処遇改善及び労働者の所得向上に向けた 総合的な取組みの推進

【厚生労働省 雇用環境·均等局 有期·短時間労働課】 【厚生労働省 労働基準局 賃金課】 【内閣府 地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室】

【提案事項】予算拡充 制度改正

出生数増加の鍵となる若者の定着・回帰を促進するため、不本意非正規雇用 労働者の正社員化や、同一労働同一賃金の実現による非正規雇用の処遇改善、 労働者の所得向上に向けた総合的な取組みを一層推進するため、

- (I) 中小企業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を促進するキャリアアップ助成金において、小規模事業者の助成区分を新設するとともに、助成額の拡充を図ること
- (2) 人口の都市部集中の大きな要因である賃金の地域間格差の是正に向けて、 最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引 上げによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること
- (3) 地域における就職氷河期世代の正社員化・就業促進に向けた先進的・積極的な取組みを支援する地域就職氷河期世代支援加速化交付金について、地方の提案を踏まえた柔軟な制度運用を行うこと 新規

【提案の背景・現状】

- 「第 15 回出生動向基本調査(平成 27 年実施)」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、結婚する意志を持つ未婚者の割合は男女とも8割を超えているが、結婚の障害として「結婚資金」を挙げた人が最も多い。また、本調査とは別に非正規雇用の増加が生涯未婚率増加の一因となっているとの指摘もなされている。
- 最低賃金改定の引上げの目安額は、令和元年度はAランクとDランクでは2円の差があり、Aランクの東京都(最上位)とDランクの本県の最低賃金の差は、改定前222円から改定後223円に広がり、地域間格差が拡大している。
- 令和2年度予算において、政府が示した地域就職氷河期世代支援加速化交付金の活用 例示を踏まえながら、就職氷河期世代の正社員化・就業促進に効果的な事業(①正社員 化に向けた奨励金の加算、②技能検定手数料の無料化、③本県での就職希望者への交通 費助成)を予算化したが、その後の内閣府の審査により①以外交付対象外とされている。

【山形県の取組み】

- キャリアアップ助成金(正社員化コース)に上乗せ支給する奨励金を平成29年度に 全国に先駆けて創設し、年々、対象年齢を拡大しながら、正社員化の取組みを支援して いる。さらに、令和2年度は、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、就職氷 河期世代に対する上乗せ額の加算を行うこととしている。
- キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース・賃金規定等共通化コース) に上乗せして奨励金を支給する制度を平成 29 年度に全国に先駆けて創設し、処遇改善の取組みを支援している。また、業務改善助成金と一体的に支給する制度を平成 30 年度に全国で初めて創設し、企業の業務改善と労働者の所得向上を支援している。

【解決すべき課題】

- 都市部と地方の所得格差の拡大が地方の人口流出を招いていることから、地方創生を 推進するうえでも、最低賃金については、ランク制度を廃止し、全国一律の適用を行う など、都市部と地方の格差を是正することが必要である。
- その際、最低賃金の引上げによって経営に影響を受ける中小・小規模事業者について は、支援措置の充実を図る必要がある。
- 以上の課題の解決に向けて、企業の動機づけとなる助成額の充実や対象の拡大、小規模事業者に配慮した助成額や利用しやすい受給手続きなど、キャリアアップ助成金などの拡充・見直しを図る必要がある。
- 就職氷河期世代の正社員化・就業促進を効果的に行うためには、地域の実情を踏まえた地方の提案を積極的に採用することが必要である。

<最低賃金改定の目安額と本県の最低賃金>

			H 27	H28	H29	H30	R1
	Α	6都府県	19円	25円	26円	27円	28円
目安	В	11府県	18円	24円	25円	26円	27円
額	С	14道府県	16円	22円	24円	25円	26円
	D	16県(山形県含む)	16円	21円	22円	23円	26円
		最上位(東京都)	907円	932円	958円	985円	1,013円
最 低		加重平均	798円	823円	848円	874円	901円
賃金		山形県	696円	717円	739円	763円	790円
71.		最下位	693円	714円	737円	761円	790円

<山形県正社員化促進事業奨励金>

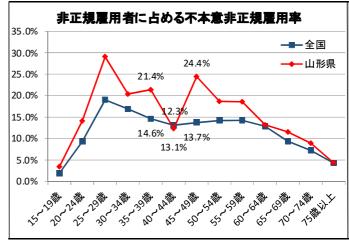
<非正規雇用者に占める不本意非正規雇用率>

キャリアアップ助成金 正社員化コース	キャリアアップ [°] 助成金 (厚生労働省)	県奨励金 (上乗せ支援)
	ф 57	小 40万円
有期→正規	中 57万円	中 30万円
	大 42.75万円	大 10万円
	中 28.5万円	小 20万円
無期→正規	中 20.3万円	中 15万円
	大 21.375万円	大 5万円

小規模事業者※への支援額を手厚くし、 正社員化処遇改善を促進。

※ 本県企業数:87.3% (全国平均:84.9%)同従業員数:34.6% (全国平均:22.6%)(出典)平成28年経済センサス-活動調査

(総務省・経済産業省)



(出典) 平成29年就業構造基本調査(総務省)

非正規雇用労働者のうち、不本意非正規雇用労働者の割合は、本県では、特に、就職氷河期世代である35~39歳が21.4%、45~49歳が24.4%と高くなっている。

山形県担当部署:産業労働部 雇用対策課 TEL:023-630-3117

奨学金を活用した若者の地方定着の促進に向けた 取組みを行う地方公共団体に対する支援の拡充

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】 【総務省 自治財政局 財務調査課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設

地域産業の担い手となる幅広い人材の回帰定着を着実に推進するため、

- (1) 奨学金返還支援のために設置した基金への出捐金に対する特別交付税 措置の対象経費の拡大・措置率の引上げや新たな交付金の創設等により、 財政措置の拡充を図ること
- (2) 公共職業能力開発施設に在学する学生で地方公共団体独自の奨学金を 利用している者についても、特別交付税措置の対象に含めること

【提案の背景・現状】

- 本県の生産年齢人口(15~64 歳)の割合は、全体の人口減少を上回る水準で減少しており、県内経済の縮小や労働力不足が深刻化していることから、若者の県内定着による産業人材の確保が急務となっている。
- 奨学金返還支援制度を実施する地方公共団体は支援実施のための基金の大部分を出 捐しているが、その出捐額に対する財政支援は交付金等ではなく、特別交付税により措 置されている。
- 本年6月に策定された「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」において、特別 交付税の対象者が幅広い分野、学種に拡大されるなど一部改善が図られたほか、市町村 の出捐金に対する特別交付税措置の対象経費については、これまで「全負担額の5/10」 とされていたものが「市町村負担額の10/10」に見直されたものの、都道府県分については1/2のままである。また、措置率については県・市町村とも0.5のまま見直されていない。
- 公共職業能力開発施設に在学する学生は地域産業の重要な担い手となっているが、経済的な事情がある場合でも日本学生支援機構の奨学金を利用することが出来ないことから、地方公共団体独自の奨学金などを利用している。

【山形県の取組み】

- 本県の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、地域の中核企業等を担う リーダー的人材を確保するため、奨学金の貸与を受ける大学生等を対象に、<mark>奨学金の返 還支援制度を、県・市町村・産業界等が連携して実施することとし、「山形県若者定着 奨学金返還支援事業」を創設し、スタートから毎年度200名程度の学生を助成候補者 に認定しており、卒業後の県内への回帰・定着が期待されている。</mark>
- 公共職業能力開発施設の学生のうち経済的な事情がある者の授業料については、以前より県独自の減免措置を講じるなど、支援に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- この度の支援措置の見直しの中で、市町村分を中心とした支援の拡充が行われたものの、都道府県の出捐金に対する特別交付税措置については、対象経費の上限が当該年度の基金への出捐総額の1/2、措置率が0.5のまま見直しが行われなかった。
- 今後も奨学金を活用した人材の県内定着を安定的・継続的に実施するため、対象経費 の拡大や措置率の引上げなど特別交付税措置の更なる見直しや交付金等の安定した財政 支援の創設など、政府による財政措置の拡充が必要である。
- 公共職業能力開発施設に在学する学生は、地域産業に必要な多様な技術・知識を持つ 人材として重要な担い手となることから、学校教育法に規定する学校の学生と同じく、 経済的な支援により地域への定着を促進する必要がある。

《山形県若者定着奨学金返還支援事業の概要》

名 称	対象となる奨学金	募集枠 (年間)	支援財源
①地方創生枠	日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)	100名	県、市町村、産業界
②市町村連携枠	県内市町村が指定する奨学金	150名	(企業・団体等)が出
③産業団体等連携枠	県内産業団体等が指定する奨学金	50 名	損する基金

■支援対象産業分野

①商工分野 ②農林水産分野 ③建設分野 ④医療・福祉分野 ⑤その他(県内の事業所等におけるリーダー的人材の確保に資する場合)

■返還支援額(上限額)

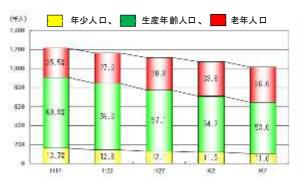
貸与を受けた奨学金の返還残額、又は2万6千円に奨学金の貸与を受けた月数を乗じた額のいずれか低い額 (例)大学4年制学科卒業の場合 ⇒最大124万8千円

【制度開始後の累計認定者数】

区分	認定者数(人)
地方創生枠	500
市町村連携枠	4 3 6
産業団体等連携枠	4 5
合 計	981

※令和2年5月末現在

【山形県の年齢別人口の推移】



出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の 都道府県別将来推計人口(平成30年3月)



【奨学金返還支援事業リーフレット】



【山形県立産業技術短期大学校(庄内校)】



【山形職業能力開発専門校】

建設業における担い手の確保 ~ 持続可能なものとするために ~

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 大臣官房 技術調査課 (建設システム管理企画室)、 土地・建設産業局 建設市場整備課、建設業課】

【提案事項】制度改正・創設

地域建設業は、特に雪国において社会資本の整備を担うだけでなく、道路除雪や自然災害への対応等、人々の暮らしに不可欠な産業であるため、担い手確保の観点から、

- (1)働き方改革を推進するとともに、公共工事設計労務単価については、全国一 律とするなど、隣接県及び首都圏との格差を是正するとともに、週休2日に見 合う水準となるようにすること
- (3)働き方改革を推進するために、遠隔臨場等の導入・活用を含めた ICT 活用 に係る費用を適切に設計計上できるよう、積算基準を見直すこと 新規

【提案の背景・現状】

〇 令和2年度の本県の設計労務単価(主要12職種平均)は、東北で最下位であるとともに、隣接県及び首都圏との格差が大きいことから、建設業に携わる労働者のこれら地域への流出が懸念されている。また、地域の安全・安心を支える建設業の担い手(労働者)は、平成17年から平成27年の10年間で10,744人(18%)減少しており、このうち29歳以下の減少率が48%で最も顕著である。

また、担い手(労働力)を確保するため、<mark>週休2日制への取組</mark>みは必須であるが、労働日数の減少に伴う<mark>技能労働者の所得低下が懸念</mark>されている。

○ 令和元年6月の建設業法の改正により、元請の監理技術者を補佐する制度が創設され、各現場に技士補(主任技術者の要件を満たし、かつ第1次検定(1級土木施工管理技士学科試験)合格者を想定)を置くことで、監理技術者の現場兼務が認められることとなり、併せて技術検定制度の見直しが令和3年4月に実施される予定である。

地方の建設業界では、大きな災害が発生した場合に技術者が不足し、災害復旧に遅れが生じる傾向があるため、監理技術者を補佐する制度は有効であるが、現行の年1回の試験では、近年、全国的に頻発化・激甚化する災害対応に必要な技士補の確保に時間を要する。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」の実践のため、建設 現場への立会い等に際し配慮が必要な状況となった。

【山形県の取組み】

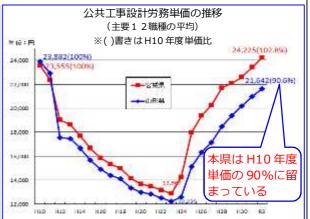
○ 建設工事の低入札価格調査基準のうち、現場管理費及び一般管理費の比率を県独自に引き上げるなど、積極的にダンピング受注の防止を図ることにより、賃金の引き上げにつながるよう配慮している。(平成30年度の平均落札率は96%)

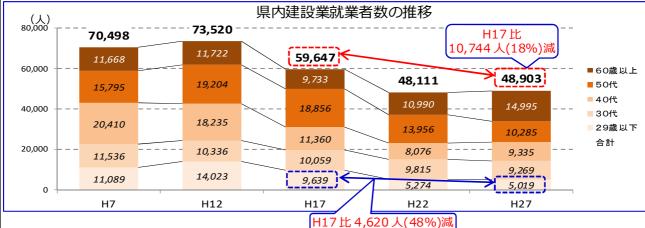
【解決すべき課題】

○ 令和2年度の設計労務単価の宮城県との差は2,583円であり、隣接県との格差是正、 週休2日に見合う水準への単価の引上げを行うことにより、建設業の担い手確保、県 外流出を抑える必要がある。

- 技術者の育成には時間がかかることから、技士補を早急に確保するためには、第1次 検定の実施回数を増やす必要がある。
- 建設現場の遠隔臨場等の導入・活用を推進するため、適切な費用計上が必要である。







建設業法の改正(R1.6.5成立、R2.10.1施行)

○監理技術者の専任緩和

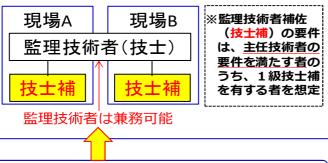
監理技術者補佐(技士補)を専任で置いた場合は、 元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする

○元請けの監理技術者を**補佐する制度の創設**

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2 次検定に再編。(R3.4~)

第1次検定の合格者に技士補の資格を付与

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



災害復旧を迅速に進めるためには、<mark>技士補配置による監</mark> 理技術者の複数現場兼務は有効。

技士補を増やすために、資格取得のチャンス増を要望。

(人) 45000 _十	2 級:			里技士 ・ 合格		(全国	国) の -
40000 35000 35000 25000 15000 5000							■受技者数 ■合格者数
0 +	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年團	平式30年置	命都元年	

	H26~H28 平 均	増加率 (%)	
受検者数(人)	32,375	38,753	19.7
合格者数(人)	18,168	24,682	35.9
合格率(%)	56.1	63.7	_

2級土木施工管理技士の技術検定では、平成29年度から学科試験が年2回となり、受験者数・合格者数が増えている。

山形県担当部署:県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2653

農林水産部 農村整備課 TEL: 023-630-2510

留学生のさらなる受入れ拡大に向けた施策の推進

【文部科学省 高等教育局 学生・留学生課】

【提案事項】 予算拡充 規制緩和

本県では年間 | 万人超の人口が減少しており、地方の人口減少対策や地域活性化のためには、留学生の受入れ拡大が重要であるため、

- (I) 国費外国人留学生の募集枠の拡大など、留学生への経済的支援制度の 充実を図ること
- (2) 留学生の定員管理に関する弾力的運用、国費外国人留学生の地方の大学等への重点的な配置、地元に就職を希望する留学生に対する奨学金など、地方の大学等における留学生受入れ拡大・定着促進に向けた取組みへの支援を行うこと
- (3) 留学生別科や日本語教育機関の設置·運営への支援充実など、学部等への入学前の日本語教育の充実に向けた施策を推進すること

【提案の背景・現状】

- 人口減少が著しく進行している地方においては、産業を担う人材となり得る留学生は、地域・社会を維持・形成するために大きな役割を果たすことが期待されていることから、地方大学における留学生の受入れ促進が必要である。
- 外国人留学生在籍状況調査((独)日本学生支援機構)によると、令和元年5月1日現在の留学生は約31.2万人と政府の目標(30万人)を達成したが、本県の留学生は311人に留まる。
- 日本語教育機関の多くは東京など大都市に集中しており、在籍する留学生は令和元年 5月現在で約8.4万人(専修学校を除く)と近年増加傾向にあるが、本県を含む11県 で日本語教育機関がない又は同機関に在籍者がいない状況である。

【山形県の取組み】

- 平成 31 年度から、県内に就職を希望する留学生に対し支給する奨学金制度の創設や 大学等による入学者募集活動への支援を実施しているほか、県内企業への就職に向けた 支援等、留学生支援の充実に県を挙げて取り組んでいる。
- 山形大学の留学生就職促進プログラムが平成 29 年度に文部科学省から採択され、関係団体と連携し、日本語教育・キャリア教育のほか、インターンシップや就職促進に向けた事業等を行っている。
- 県内では、東北文教大学短期大学部に留学生別科が置かれており、日本の大学(学部等)への入学を希望する留学生等に対する日本語教育に取り組んでいる。

- 留学生の地方への受入れ拡大を図るためには、安心して学業に専念できるよう、政府 による留学生への経済的支援の充実のほか、地方の大学や県の取組みへの支援が必要で ある。
- また、地方においても、留学生別科や日本語教育機関など、留学生が必要な日本語を 学べる環境の整備・充実が必要である。



(人) 留学生数の推移(山形県) 350 山形県の伸び率 1.39 倍 (H25→R 元) 300 250 200 150 100 50 224 241 239 261 265 293 311 平成25年 平成27年 平成30年 平成26年 平成28年 平成29年 令和元年 ■高等教育機関 出典:(独)日本学生支援機構 山形県の伸び率(平成25年→令和元年)は1.39倍

(日本語教育機関の在籍者はいない)



山形大学「留学生募集活動説明会」



山形大学「留学生就職促進プログラム」

外国人材の受入れ拡大に向けた総合的な取組みの推進

【法務省出入国在留管理庁政策課】 【法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課】

【提案事項】予算拡充

新たな在留資格「特定技能」について、地方における外国人材の受入れを一層推進するため、

- (I)「特定技能」の受入れ拡大の障害となっている手続き上等の課題について 早急に改善を図るとともに、制度についてより一層周知を図ること 新規
- (2) 外国人材の確保及び地方定着を図るために地方の中小企業・小規模事業者等が実施する取組みに対する支援を行うこと
- (3) 特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に集中して就労することとならないよう、産業分野別協議会が行う調整機能を強化するとともに、外国人材を雇用しようとする地方の中小企業等が行う住まいの確保を始めとした受入れ環境の整備等に対する直接支援など、実効性のある措置を講じること
- (4) 行政・生活全般の情報提供や相談を多言語で行う一元的窓口の整備に対する財政支援を継続すること

【提案の背景・現状】

- 製造業や建設業、介護、サービス業関連など<mark>幅広い職種で人手不足は解消されておらず、</mark>人口減少の克服に向けて外国人など多様な人材の活躍の推進が必要である。
- 外国人材の送出しを行う国との取り決めや試験の遅れ、資格取得手続きの煩雑さ等により、全国でも特定技能の在留資格を持つ外国人が予定よりも増えておらず、県内で特定技能の在留資格を持つ外国人は3人(令和2年3月法務省速報値)と少ない状況である。
- 本県の最低賃金は790円であり、東京都1,013円と比較し約1.3倍の開きがあり、賃金水準の地域間格差により、今後特定技能外国人労働者が大都市圏に集中することが懸念される。

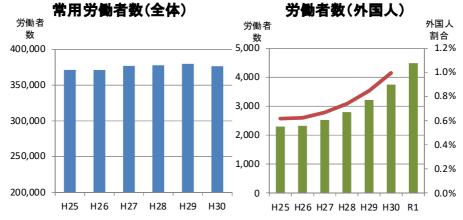
【山形県の取組み】

- 県内企業を対象に外国人労働者の雇用実態に関するアンケート調査を実施したほか、 外国人材の受入れに関する制度の理解促進のためのセミナーを開催し、課題の把握や制 度周知に取り組んでいる。
- 外国人総合相談ワンストップセンターによる相談窓口を設置し、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語及び日本語により、在住外国人からの相談のほか、外国人の雇用に関する企業からの相談にも対応している。

- 外国人材の受入れ拡大のためには、受入れが見込まれる国との間の取り決めのための 政府文書の作成を進めるとともに、在留資格取得等に関する手続きの簡素化や制度のさ らなる周知が必要である。
- 外国人材を受入れる企業等が行う日本語教育や能力開発研修などの取組みや、外国人の住まいの確保など受入れ環境の整備について、人手不足が深刻化する地方の中小企業・小規模事業者ほど資金力が乏しいことから、外国人材の都市部への集中・偏在を予防するうえで外国人材の地方誘導を図る実効性のある対応が不可欠である。
- 外国人総合相談ワンストップセンターの運営のために必要な「外国人受入環境整備交付金」について、国が責任をもって継続して財源を確保することが必要である。

◆山形県内の外国人の就労状況

≪労働者数の推移一常用労働者比較ー≫



≪産業別内訳≫



〈出典〉外国人労働者数(各内訳含む): 外国人雇用状況の届出集計結果(山形労働局 各年10月末現在) 労働者数(全体): 毎月勤労統計調査地方調査結果報告書(各年平均・事業所規模5人以上の常用労働者数)

◆企業が行政に期待すること~外国人労働者の雇用実態に関するアンケート調査より~

5.0

(全体%) 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0

日本語習得教育等の支援 就労マッチングの支援 外国人雇用に係る制度:毛続き第の研修の充実 外国人雇用に関する企業向け相談窓口の充実 外国人材活用制度の情報発信 地域社会(住民)との共生に向けた支援 外国人労働者向けの相談窓口の充実 入管や技能実習計画手続き等の支援 在留資格取得の簡素化 在留資格取得の厳格化(縮小化) 技能実習2号移行の対象職種等の拡大 その他

数育等の支援 の研修の充実 談窓口の充実 間度の情報発信 にに向けた支援 談窓口の充実 総志等の支援 取得の簡素化 格化(縮小化) 職種等の拡大 その他 不明(未記載)

27.9

24.6

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.5

24.6

24.5

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.5

24.6

24.6

24.5

24.6

24.6

24.5

24.6

24.6

24.6

24.5

24.6

24.6

24.6

24.5

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.6

24.

出典:山形県「外国人労働者の雇用実態に関するアンケート調査結果」(平成31年3月)





外国人総合相談ワンストップセンターでの相談支援

山形県担当部署 : みらい企画創造部 国際人材活躍支援課

: 産業労働部 雇用対策課

TEL: 023-630-2129 TEL: 023-630-2377

農林業の専門職大学設置に向けた支援の充実

【内閣府地方創生推進事務局】 【文部科学省高等教育局専門教育課】 【農林水産省経営局就農・女性課】 【農林水産省林野庁林政部経営課】

【提案事項】 予算創設 予算拡充

国民の生命を支える産業である農林業を担い、国際競争にも打ち勝てる人材を育てるため、我が国の「食料供給基地」である東北地方に農林業の専門職大学を設置することが肝要である。本県では東日本初となる農林業専門職大学の開学(令和5年4月)に向けた検討を進めているところであり、その実現に向け、

- (I)農林業の専門職大学の設置に係る施設整備や運営に活用できる財政支援 策を拡充、創設すること。
- (2)農業次世代人材投資事業及び緑の青年就業準備給付金事業について、専門職大学在学期間を通して支給できるよう弾力的に運用を行うこと。

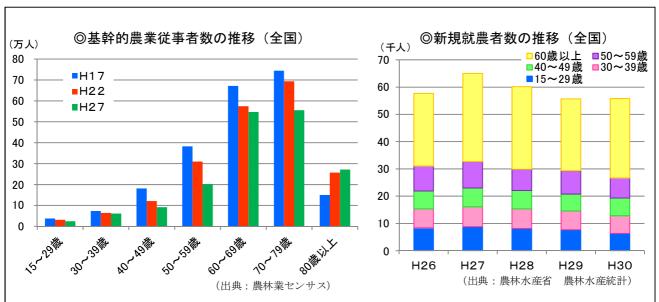
【提案の背景・現状】

- 農林業を取り巻く社会経済情勢は、従事者の減少・高齢化、経済連携協定の進展等によるグローバル化等、大きく変化してきている。また、若者の新規就農者数が少ない一方、非農家出身の農林大学校で学ぶ者の割合が増えている。
- こうした状況の中で、我が国の食料供給基地である東北地方を牽引する本県の農林業について、今後も強みを伸ばし、持続的に発展させていくためには、様々な情勢の変化・ 課題に対応していくことができる農林業経営とそれを支える高度な人材の育成が不可欠となっている。

【山形県の取組み】

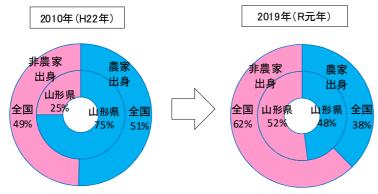
- 農林業の専門職大学設置に向け、令和元年 12 月に大学の基本構想を決定した。令和 5 年 4 月開学を目指し、現在、カリキュラムや教員編成、施設整備などの具体的な内容 を定める基本計画の検討を進めている。
- 既存の農林大学校については、引き続き、生産現場で活躍できる人材を育成する教育 機関として、専門職大学の附属校に位置付け、両者を一体的に運営することとしている。

- 専門職大学の施設整備については、地方創生拠点整備交付金の活用を検討しているが、総事業費は同交付金の事業費ベースの上限額(30 億円)を大きく超える見込みである。
- 農林業の専門職大学を、これからの日本の農林業を牽引する高度な人材を育成する教育機関とするためには、施設整備や運営に関し、卒業要件単位数の1/3以上が実習等であるなど、従来の大学との違い等を踏まえた財政支援制度を拡充、創設する必要がある。
- 専門職大学在学期間は、就農や林業就業に向けて必要な技術等を修得するための期間であることから、現在2年間となっている農業次世代人材投資事業(150万円/年)及び緑の青年就業準備給付金事業(最大155万円/年)の支給対象期間を、専門職大学在学期間を通して支給できるようにする必要がある。



農業従事者の高齢化が進んでおり、一方で、新規就農者数に占める若者の割合は少ない。今後 も、多数の離農者が見込まれる中にあって、高度な能力を持つ担い手の育成が重要。

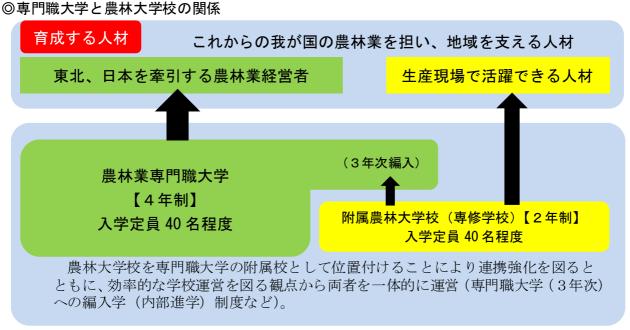
◎全国及び山形県の農林大学校入校者の状況



(出典:全国農業大学校等の概要)

農林業人材の育成を担う全国の 農林大学校の入校者数のうち、非 農家出身者の割合は60%程度(本 県においては50%程度)に高まっ ており、専門職大学においても同 様の傾向になることが想定され

生産基盤を持たずに農林業を志 す学生に対する支援が必要。



山形県担当部署:農林水産部 農政企画課 TEL: 023-630-2480

「新たな外国人材の農業分野での積極的活用に向けた 制度の拡充」と受入れの促進

【法務省出入国在留監理庁】 【農林水産省経営局就農・女性課】

【提案事項】制度改正

農業分野における外国人材を活用した労働力確保に向け、短期的な雇用が可能な「特定技能」の速やかな受け入れを促進するため、

- (1)「外国人技能実習制度」による送出し数の多いベトナムや中国における、送出手続の整備や資格取得に必要な試験実施を一層促進すること
- (2)登録支援機関における委託費用や具体的な支援内容などの情報の周知を 図り、農協や農業者が外国人材を受け入れやすい環境を整備すること
- (3)都市部と比較して賃金水準の低い地方において、外国人材の定着と働きや すい環境づくりに向けた支援を講じること

【提案の背景・現状】

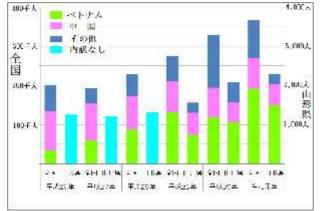
- 「特定技能」による農業分野での受入人数は、全国が292人、本県では受入実績がなく(令和元年12月末現在)、政府の見込み(農業分野5年間で最大36,500人)どおりの受入れができていない。
- 受入人数が見込みよりも遅れている背景として、①送出し国での許可等送出手続が整っていない国が多いこと、②送出し国での認定試験(日本語能力、技能測定)の実施が遅れていること、③雇用のために要する経費が不透明なため受入れ者(農協・農業者)が慎重になっていること、などがあげられている。

【山形県の取組み】

- 平成30年に「山形県農業労働力確保対策実施協議会」を設置し、JAの無料職業紹介所の設置拡大、JA独自の労働力確保システムの構築、求人情報サイトの開設・運営、省力化に向けた技術開発、農福連携や外国人材等の多様な人材の活用などにより、園芸作物の農繁期における労働力確保対策に取り組んでいる。
- 平成31年4月1日に、「山形県外国人総合相談ワンストップセンター」を設置し、外国人の雇用に対する相談や情報提供を行っている。
- 令和2年度には、外国人材活用の手法としてワーキングホリデー制度の活用も視野に 入れた農業体験モニターツアーを実施し、外国人材の呼び込みを行うこととしている。

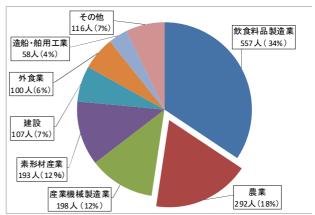
- 特定技能外国人の円滑な受け入れのため、未締結となっている中国との2国間協定の 締結を促進するとともに、我が国の外国人材の大きなシェアを占めるベトナム、中国に おける体制整備(許可等手続整備、認定試験の実施)を促す必要がある。
- 登録支援機関の委託費用の相場や具体的な支援内容等の周知を図り、受入れしやすい 環境整備が必要である。
- 「特定技能」による入国者には転職の自由があり、賃金水準の高い都市部に短期間で 転職することが懸念されることから、地方で働く外国人向けの住環境を整備するための 空き家改修に対する支援など、地方への定着を促す施策が必要である。

技能実習生数の推移 (令和元年12月末現在)



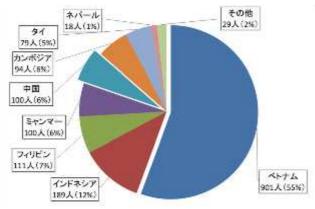
(出典:法務省発表資料)

特定技能の分野別割合 (令和元年 12 月末現在)



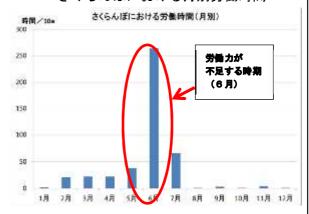
(出典:出入国管理庁発表資料)

特定技能の国籍別割合 (令和元年 12 月末現在)



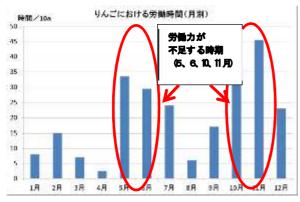
(出典:出入国管理庁発表資料)

さくらんぼにおける月別労働時間



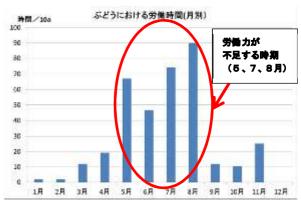
(出典:第3次農林水産業元気再生戦略に係る営農類型経営指標)

りんごにおける月別労働時間



(出典:第3次農林水産業元気再生戦略に係る営農類型経営指標)

ぶどうにおける月別労働時間



(出典:第3次農林水産業元気再生戦略に係る営農類型経営指標)

外国人学生ボランティアによる援農

(さくらんぼ収穫作業、りんご収穫作業、えだまめ選別作業)



山形県担当部署:農林水産部 農業経営・担い手支援課 TEL: 023-630-2286

多様な担い手が活躍する農業生産基盤の整備推進と 農業農村整備事業関係予算の安定確保

【農林水産省 農村振興局設計課、水資源課、農地資源課】

【提案事項】予算拡充

地域農業の多様な担い手が活躍し、競争力のある力強い農業の振興と活性化を実現するためには、水田農業の低コスト化・省力化と水田の畑地化・汎用化のための生産基盤の整備や農業水利施設の長寿命化対策を計画的に推進する必要があることから、

- (1)新規地区採択に必要な農業農村整備事業関係の当初予算の安定的な確保及びTPP等関連農業農村整備対策を継続すること
- (2) 農地耕作条件改善事業におけるソフト事業の活用について、他のハード事業 実施の場合も可能とするとともに、農地集積推進型の事業実施主体に市町村 や土地改良区等を追加すること
- (3) 農業水利施設の更新や長寿命化に向けた調査・計画に係る定額助成制度 の継続を図ること 新規

【提案の背景・現状】

- 本県では「第4次山形県総合発展計画」を令和2年3月に策定し、「競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化」を政策の柱として、水田農業の低コスト化・省力化や水田の畑地化・汎用化、農業水利施設の長寿命化対策等を計画的に推進することとしている。
- 担い手の多様なニーズに合った基盤整備を行い、農地の大区画化や担い手への集約化等を図る上で、農地耕作条件改善事業は、ソフト事業とハード事業を一体的に取り組む必要があり、高収益作物への転換やスマート農業の導入を進めるためのソフト事業単独では実施できない状況である。また、農地集積推進型は事業主体が県に限定されている。
- 本県の基幹的農業水利施設の多くは老朽化が著しい状況にある一方、近年の気象災害 の頻発等に伴い、安定的な用水供給の必要性が増している。

【山形県の取組み】

- 農業経営の安定化、所得向上を図るため、農家の減少・高齢化の進展を踏まえ、水田 農業の生産性向上及び水田における園芸作物の導入を後押しする農地整備事業の要望 が多く、現在、60 地区の県営農地整備事業を実施中である。また、新規着手を希望す る地区も多く、現在、30 地区の調査計画事業を実施中である。
- 昭和30年代以降に30a区画で整備された地区において、再整備(区画拡大及び用排水路のパイプライン化等)の地元要望も多く、農家負担に配慮しながら、県営事業においてモデル的にきめ細かな基盤整備を行っている。
- 〇 本県には、県営造成の基幹的農業水利施設が856施設あり、造成・更新年度を踏まえて令和2年度までに458施設の個別施設計画を策定することとしており、144施設の長寿命化対策を行っている。

【解決すべき課題】

- 本県における水田の標準区画整備率は76.9%と高いが、水田の大区画化率は3.7%と 低く、担い手への農地集積・集約化やスマート農業の導入も含めた水田農業の生産性向 上や園芸作物の導入を進めるためには、低コスト化・省力化に向けた大区画化等の生産 基盤の条件整備の推進が必要となっている。
- 他県に比べて立ち遅れる農地の大区画化等の地域要望に対応するため、新規採択に必 要な当初予算をはじめ、これまで措置されたTPP等関連対策等の政府の補正予算な ど、あらゆる機会を捉えた安定的な予算確保が課題となっている。
- きめ細かな基盤整備が実施できる農地耕作条件改善事業の効果的な活用を図るため、 農家負担の軽減措置がある農地集積推進型について、市町村や土地改良区などによる団 体営事業でも実施可能とすることが必要である。
- 農業水利施設の機能を将来にわたって安定的・効率的に発揮するため、現状、比較的 造成・更新年度の新しい施設の個別施設計画策定や長寿命化対策を一層計画的に進める 必要があり、定額助成制度の継続等、十分な予算措置が不可欠である。

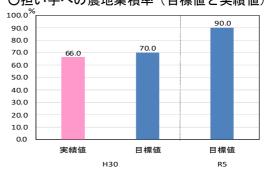
〇水田整備状況 (平成30年度)

煙準区画整備率と大区画化率

127 =	<u>画 </u>	大区画化率
山形県	76.9%	3.7%
全国	65.9%	10.6%

(出典:農林水産省「農業基盤情報基礎調査」)

〇担い手への農地集積率(目標値と実績値)



(出典:山形県農村計画課作成資料)

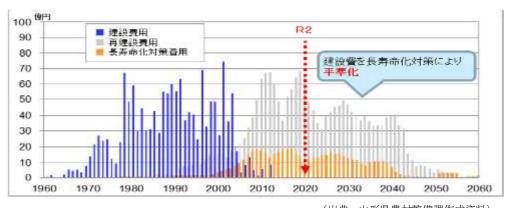
〇大区画化されたほ場(村山市 長島地区)

〇高収益作物(セルリー)を導入したほ場(山形市 南石関地区)





○本県における農業水利施設の建設費と長寿命化対策費の試算



(出典:山形県農村整備課作成資料)

産地生産基盤パワーアップ事業の継続的な実施 及び支援対象事業の充実

【農林水産省 生産局 総務課生産推進室】

【提案事項】 予算継続 予算拡充

高収益な園芸作物の導入や、土地利用型作物の省力・低コスト化等を含めた 生産性の高い栽培体系への転換を図り、産地の競争力維持・強化を図るために は、産地の高収益化に向けた継続的な支援を実施するとともに、支援内容を充実 する必要があることから、

- (1)計画的な産地づくりを支援していくため、当初予算による産地生産基盤パワーアップ事業の継続を図ること
- (2) 農業用ハウス等の生産基盤を円滑に次世代に引き継ぐため、親子間での農業用ハウス等の継承を支援対象とすること 新規
- (3) 既存施設の有効活用を図る観点から、低コスト耐候性ハウス等の一部改修 を補助対象とすること 新規

【提案の背景・現状】

- 〇 政府は、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、農業の国際競争力の強化を図り、産地の高収益化に向けた取組みを総合的に支援するため、平成27年度補正予算から、産地生産基盤パワーアップ事業を実施してきた。
- 近年、資材費等の高騰により、施設整備等に伴う農業者の負担は大きくなっている。
- 現行の補助事業では、農業用ハウス等の生産基盤を次世代に引き継ぐため、園芸施設 や農業機械等の再整備を支援するメニューが新設されたものの、その継承は第三者に限 られている。
- また、同事業の整備事業では、支援対象が施設の新築、新設に限られており、被覆資材の機能向上や内部設備の導入などの一部改修は支援の対象とはなっていない。

【山形県の取組み】

- 本県では、「園芸大国やまがた」の実現を目指し、令和2年度に園芸作物産出額1,300 億円を目標に掲げ、競争力の高い産地づくりに取り組んでおり、政府の産地生産基盤パ ワーアップ事業を最大限有効に活用している。
- その中でも、園芸施設及び農業機械の機能向上や、園芸団地の販売額1億円を目指し 生産性と収益性の高い大規模園芸団地を形成する取組みに力を入れている。
- また、本県では高品質・良食味米の生産とコスト削減に関係者が一丸となって取り組んでおり、米生産費は全国平均を下回っている。

- 今後も産地の高収益化を図るためには、継続的な支援を実施する必要がある。
- 農業の継承は親子間で行われることが多く、産地を守っていくためには、親子間での 継承まで支援対象を拡大する必要がある。
- 施設の内部設備及び被覆資材等の高機能化を進め、生産性・収益性の向上を図るため には、施設の一部改修の取組みを補助対象とする必要がある。

【産地パワーアップ事業の活用事例】

山形市:きゅうり団地:H29~R1活用



○整備状況 H29:32 棟、H30:28 棟、R1:26 棟 ○H29 整備分の販売額の伸び

0千円 (H28) ⇒56,940千円 (R1)

〇団地の生産者 20 人のうち 12 人が新規就農者

(3か年合計)



○整備状況 H28: 育苗ハウス 1 棟、H29: 32 棟 ○H29 整備分の販売額の伸び

10,796 千円 (H28) ⇒51,975 千円 (R1)

〇団地の生産者7人のうち5人が新規就農者 (2か年合計)

川西町:生産支援事業:H28~H29活用



〇導入状況

トラクター 8 台、ハロー 7 台、コンパ・クン3 台 乾燥機 4 台、フレコン計量機 1 台、籾摺機 2 台 田植機 1 台、育苗機 1 台、播種機 1 台他 〇水稲の生産コストの低減(10a 当たり)

K桶の生産コストの低減(10a 当たり) 124,380円(H27)⇒105,224円(H30) 10 a 当たり米生産費 全算入生産費 平成30年度 全国平均 128,724円

, 山形県 117,917円

【パイプハウスの設置経費の推移について】



【農業における親子間の継承について】

本県における農業経営については、多くが親子間で継承さているのが実態であり、農業 次世代人材投資資金の受給者の状況においても、農家出身の受給者が6割を超えている。

R元年度の農業次世代人材投資資金(経営開始型)の受給者*の状況

□ 4人 ★ ***			受給者のうち
受給者数	うち非農家出身	うち農家出身	農家出身の割合
359 人	127 人	232 人	64.6%

※ 県内で、独立・自営就農した認定新規就農者で49歳以下の者。

山形県担当部署:農林水産部 園芸農業推進課 TEL:023-630-2466 県産米ブランド推進課 TEL:023-630-2309

荒廃農地の利活用をはじめとする 農村振興のための地域政策の強化

【農林水産省農村振興局 地域振興課、農地資源課】

【提案事項】予算拡充

農地を守り、農村の振興を図るため、地域政策の強化が必要であることから、

- (1) 荒廃農地の利活用を図る荒廃農地等利活用促進交付金を復活すること
- (2) 多面的機能支払交付金の長寿命化予算を活用した応急対応に係る適用要件を柔軟にするとともに、十分な予算を確保すること 新規
- (3)棚田地域振興活動計画に基づく活動への支援について、一括交付金化を図るなど使い易くすること 新規

【提案の背景・現状】

- <u>荒廃農地等利活用促進交付金が平成30年度に廃止され、</u>荒廃農地の利活用を主目的 とする施策支援がなく、当県では荒廃農地の面積が拡大している。
- 農地等が被災した場合など<mark>異常気象時の応急対応は、営農意欲の低下を防止する大きな要因</mark>となっている。農地等の復旧に際しては、国庫補助事業である災害復旧事業を活用するとともに、単独事業や多面的機能支払交付金などを活用しながら早期の復旧に努めている。
- 多面的機能支払交付金の長寿命化予算を応急対応に活用する場合は、政府の承認が必要となり個別に判断されているため、迅速な対応ができない状況にある。また、多面的機能支払交付金は、要望に対して十分な予算措置がなされていない。
- 棚田地域への支援策として政府から 51 の事業が示されているが、市町村が個々の事業を理解したうえで有効に活用することは現実的に困難である。

【山形県の取組み】

- 令和2年度から荒廃農地の再生を図る県単独の「やまがた『人・農地』リニューアル 事業」に取り組んでいる。
- 多面的機能支払交付金は、本県の対象農用地の約70%で取り組んでいる。
- 平成30年度及び令和元年度において、政府の災害復旧事業に該当しない小規模な災害復旧を支援する県単独の「小規模農地等災害緊急復旧事業」に取り組んでいる。多面的機能支払交付金については、長寿命化予算の活用が困難なことから、活用実績はない。
- 棚田基金を活用し、棚田カードの配布やスタンプラリーの実施など棚田地域のPRや 保全活動への支援に取り組んでいる。

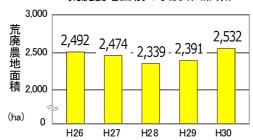
- 現状、荒廃農地利活用の施策支援がなく、利活用を求められる<mark>新規就農者等の再生活動に支障</mark>をきたしており、その対応が必要である。
- 農地等が被災した場合など異常気象時の応急対応への支援は、迅速かつ的確に実施していく必要がある。多面的機能支払交付金の長寿命化予算の活用について取組みやすい制度にするため、適用要件を柔軟にする必要がある。

○ 政府の棚田支援に係る 51 事業について、当面、活用頻度の高い農林水産省の 23 事業の一括交付金化などの地域の実情に沿った活用ができるようにすることが必要である。

〇荒廃農地の状況

政府の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」において、近年、漸減傾向にあった本県 の荒廃農地が増加に転じている。

荒廃農地面積の状況(山形県)



再生した荒廃農地を活用している事例





再生農地を活用したコケ栽培 (山形市高瀬・楯山地区)

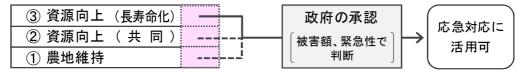
ワイン用ぶどう栽培 (高畠町屋代地区)

〇異常気象時の応急対応に係る多面的機能支払交付金の活用

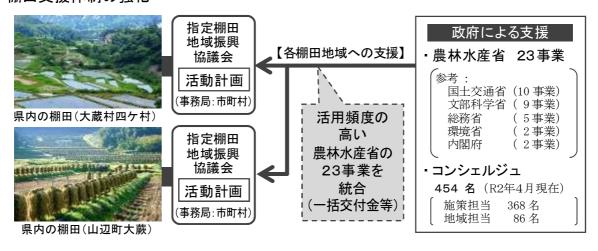
【制度】 ・ 多面的機能支払交付金(①農地維持、②資源向上(共同)、③資源向上(長寿 <u>命化)</u>の3種類の交付金で構成)は、<u>予算の範囲内で異常気象時の応急対応</u> に活用可能。

- 【課題】 ・ ①農地維持、②資源向上(共同)については、被災した活動組織の 65%が応 急対応に活用。
 - ・ ③資源向上(長寿命化)については、活用実績なし。
 - ・ <u>③資源向上(長寿命化)を活用する場合</u>は、<u>甚大な災害であり政府の承認が必</u> 要となっているが、その適用要件が不明確で柔軟に対応できない。

【 甚大な災害で特例を受ける場合 】



〇 棚田支援体制の強化



山形県担当部署:農林水産部 農村計画課 TEL: 023-630-2506

水田農業の経営安定化に向けた対策の充実

【農林水産省政策統括官付 穀物課】

【提案事項】 予算継続 制度改正

水田農業経営の安定化を図るためには、主食用米の価格安定に資する需要に 応じた米生産に取り組むとともに、地域の特色ある作物への転換を推進し、主食 用米以外からの所得の確保が重要であることから、

- (1)生産者が安心して継続的に転換作物に取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金制度を恒久化し、交付対象品目や交付単価を維持継続すること
- (2) 産地交付金については、地域段階で重点的に振興する作物に対して支援するため、一層の弾力的な運用を可能とすること

【提案の背景・現状】

- 交付対象作物・要件・単価等が毎年のように変更される状況では、生産者は転換作物に安心して継続的に取り組むことができず、支援の有無や金額の多寡によって作付けする作物を乗り換えるため、加工用米や新規需要米の供給が不安定になる現状がある。
- アンケートや意見交換会においても、支援の継続性への不安から飼料用米の取組みに 消極的にならざるを得ないとの声や、複数年契約加算の要件が新たに課されたことに対 し、その継続を不安視する意見がある。
- 令和元年度の産地交付金の当初配分から、県枠割合が指定された影響で地域への配分額が減少し、地域の設定単価を減額せざるを得ない状況が発生している。
- 本県では日本海沿岸や内陸地域で気候や土壌条件が異なる地域が多いことから、産地 交付金の県枠を一律に水稲以外の作物で設定することが困難であり、県枠の拡大に伴 い、地域で高収益作物等の支援に必要な資金枠が圧迫されている。

【山形県の取組み】

- 需要に応じた米生産を推進するため、関係機関が一丸となって「生産の目安」に則した米づくりに取り組んでいる。
- 平成 26 年度から産地交付金に「県保留枠(飼料用米・そば・えだまめ等)」を設け、 地域の取組みに応じて追加配分を行うことで県が推進する作物への誘導を図っている。 追加配分は地域段階での支援内容設定に活用できることとしており、地域で特色ある作 物等への作付転換に活用されている。

- 行政による生産数量目標の配分廃止に伴い、農業者(産地)が主体的に需要に応じた 生産・販売を行うためには、安定経営に資する制度や交付単価の維持継続が必要である。
- 高齢化の進展や担い手不足の状況は地域で異なることから、支援内容や交付単価等を 県内一律に定めることとされている産地交付金の県枠の設定を弾力的に運用できるよ うにし、それぞれの地域の特色を生かした作付転換を支援する必要がある。

1 産地交付金の県枠割合

令和元年度当初配分から県枠割合の増加に伴い、地域配分額が減少している。

平成30年度

令和 元年度

令和 2年度

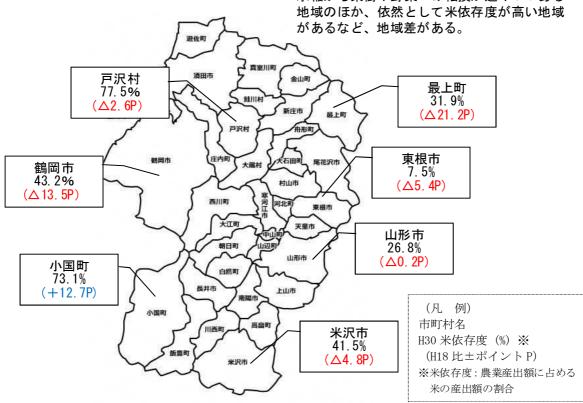
(県保留枠:	31%) 地域配分額
県枠 10% _{(県保留枠}	+9%) 地域配分額
県枠 15% (県	保留件9%) 地域配分額

※地域配分額の中で県保留枠を設定し、一定の施策誘導を図っている。

(県保留枠: 飼料用米 2,600円/10a、そば 800円/10a、えだまめ(拡大分)5,900円/10a、加工用米(H30)4,600円/10a)

2 米依存度の地域差

県内においては、果樹栽培が中心の地域、 水稲から果樹や野菜への転換が進みつつある があるなど、地域差がある。



3 地域独自の特色ある取組み(転換作物のうち主な例)

地域ごとに重点的に振興する作物が異なるため、産地交付金の地域段階の支援内 容は、対象作物や単価設定が異なっている。

A市 野菜・花き(ハウス栽培) 36,000 円/10a

大豆・そば 4,000円/10a

E町 飼料用米 1,000~3,000 円/10a B町 野菜・花き等 14,000 円/10a

大豆 6,000 円/10a

F市 耕畜連携 9,900円/10a

山形県担当部署:農林水産部 県産米ブランド推進課 TEL: 023-630-2309

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省 消費・安全局植物防疫課、食料産業局輸出先国規制対策課、生産局食肉鶏卵課】

【提案事項】予算拡充

人口減少等に伴い国内マーケットの縮小が見込まれる中、政府では、2030年の農林水産物・食品の輸出額の目標を新たに5兆円としたところであり、海外への農産物等の新たな販路を開拓・拡大し、農業者所得の向上に向けた輸出しやすい環境を整備するため、

- (1)酒田港から中国への米輸出を実現するため、山形県内の精米工場が中国 向け精米施設として指定されるよう中国政府への働きかけを一層強化すること
- (2)海外各国·地域の検疫条件の緩和等に向けた政府間交渉をより一層強化すること
- (3)輸出対応の食肉処理施設の整備を支援する制度の充実(ソフト事業の創設、補助率の引上げ、補助対象の拡大)を図ること

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫と して本州日本海側で追加登録されたが、県内に中国向けの指定精米工場がなく、県産米 の中国への輸出については、県外の指定精米工場・登録くん蒸倉庫を利用せざるを得な い状況である。
- 検疫の関係で、中国、米国、韓国向けに輸出できる農産物が少ない、また、タイ向けのメロンでは、令和元年12月からミバエのトラップ調査や、タイから検査官を招へいしての合同輸出検査が求められる等、輸出相手国の検疫条件へ対応すべき新たな負担が生じており、本県農産物の輸出拡大に向けての障壁となっている。
- 本県の牛肉輸出は、近年、台湾・香港を中心に増加しているものの、香港へは県外の 食肉処理施設を経由しており、流通コストが掛かり増ししている状況にある。

【山形県の取組み】

- 農業者所得の向上を目指し、アジア地域を中心に輸出の拡大に取り組んだ結果、平成 30 年度の県産農産物の輸出量は 1,507 トンと過去最多となった。
- 平成30年度の県産米の輸出量1,197トンのうち、中国向けは68トンに留まっている。 県内の精米工場では、中国向け精米施設の指定を受けるため、準備を行っている。
- (株) 山形県食肉公社は、対米牛肉輸出基準に適合する食肉処理施設を新たに整備する ため、現在、県や関係機関が連携し施設整備基本構想の策定作業を進めている。

- 本県のみならず米の主産地である東北・新潟各県の中国向け精米輸出を加速するためにも、中国向けとして既に登録されたくん蒸倉庫がある酒田港から中国への精米輸出が可能となるよう、県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。
- 県産農産物等の輸出拡大の障壁となっている、海外各国・地域の検疫条件の規制緩和 等が必要である。
- 輸出に対応可能な食肉処理施設の整備は多額の費用を要することから、精度の高い収支計画の策定等を支援するソフト事業の創設や、施設整備に係る補助の対象経費拡大 (地盤改良工事等)など支援制度の充実が必要である。

〈日本産精米の中国向け輸出に使用が可能なくん蒸倉庫(7施設)>

`	て日本産情不の中国同び制田に使用が可能な「10然后庫(7.20改)」						
	くん蒸倉庫名	所在地					
1	小樽倉庫事業協同組合 低温倉庫	北海道小樽市					
2	石狩湾新港倉庫事業協同組合 低温倉庫	IJ					
3	酒田港西埠頭 くん蒸上屋	山形県酒田市					
4	株式会社 日新 神奈川倉庫	神奈川県横浜市					
(5)	全農 神奈川恵比須町倉庫	IJ					
6	株式会社 上組 神戸支店 住吉倉庫	兵庫県神戸市					
7	株式会社 上組 八代支店 八代倉庫	熊本県八代市					



<日本産精米の中国向け輸出に使用が可能な精米工場(3施設)>

	工場名	所在地	備考
0	ホクレン農業協同組合連合会 パールライス工場	北海道石狩市	
2	全農パールライス株式会社 神奈川精米工場	神奈川県綾瀬市	輸出停止中
8	株式会社 神明きっちん 阪神工場	兵庫県西宮市	

※全農パールライス㈱神奈川工場においてカツオブシムシが発見され、平成30年8月6日以降、 中国向けの精米を停止している

<海外各国・地域の検疫条件(主な農産物)> 中国、米国(本土)、韓国向けは輸出可能な品目少ない

輸出先国・地域	かき	おうとう	日本なし	西洋なし	ぶどう	5	りんご	メロン	精米	玄米	牛 肉 <i>K</i>	豚肉
中国	×	×	PQ	×	×	×	PQ	×	*	×	(\times)	×
米国(本土)	*	×	*	×	×	×	*	×	0	0	*	×
韓国	Q	Q	X	X	Q	×	X	Q	Q	Q	X	X
台湾	Q	Q	*	*	Q	*	*	Q	0	Q	*	×
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*
タイ	*	*	*	X	*	*	*	*	Q	×	*	*
シンガポール	\D\'	0	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*
マレーシア	タイ	句けの言	手里物 (+ - 🗐	問合音	に其づ	/ 拾症冬	性のク	リアが	次要でに	以前より原	あ ぬ化
ΕU	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-317 07 F	Q	~, — 🖂	W I I I	Q Z	Q Q	Q	<i>y</i> , , , , ,		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7

凡例) ◎:植物検疫無しで輸出可能、Q:植物検疫証明書が必要、P:輸出先の輸入許可証が必要 ★:二国間合意に基づく特別な検疫条件のクリアが必要、×:輸入禁止又は輸入条件が不明 ※中国向け牛肉については、月齢30カ月以下の骨なし肉の輸入禁止が解除されたが、具体的 な検疫条件は、まだ策定されていない

県産農産物の輸出量の推移 (トン) (県独自調査) 1600 **■米** 1400 ■その他 1200 輸出量は米を 1000 中心に増加 800 231 600 400 182 200 O H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30

県産牛肉の輸出量の推移 (トン) (県独自調査) 100 ■台湾 90 ■香港 80 ■その他 70 60 50 40 62.8 30 20 23.9 10 13.6 10.1 O H26 H27 H28 H29 H30

老朽化した食肉処理施設

- ・ 処理ラインの交差 (牛/豚)
- ・鉄筋部分の腐食(サビ)

山形県担当部署:農林水産部 6次産業推進課

畜産振興課

TEL: 023-630-2427 TEL: 023-630-2471

- 68 -

農林水産業を起点とする6次産業化の推進に向けた 支援の充実強化

【農林水産省 食料産業局 産業連携課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

地域における6次産業化を促進し、農林漁業者の所得の向上、地域における雇用の創出を図るためには、成功が見込まれる事例に絞った集中的な支援だけではなく、新たに6次産業化に取り組む「芽出し」への支援などきめ細かな支援が必要であることから、

- (1)6次産業化都道府県サポートセンターにおける支援対象者の範囲を拡大し、 幅広く支援できるようにすること 新規
- (2)都道府県が6次産業化支援機関に配置するコーディネーターの人員体制の 充実及びその活動に対して、十分かつ安定的な財源を確保すること
- (3) 従前の新商品開発支援に加え HACCP に沿った衛生管理や食品表示法改正への対応など高度化・複雑化する農林漁業者が抱える個別課題に応え、農林水産業を起点とする新たな価値創出に積極的に取り組んでいる都道府県への支援を一層、充実すること 新規

【提案の背景・現状】

- 食品の衛生管理・表示や消費者ニーズの多様化への対応など農林漁業者等が6次産業化に取り組む際のハードルが上がっている。新規参入より廃業・休業の方が多いとの声もあり、「芽出し」への支援も含め実践者に対するきめ細かな支援が求められている。
- 一方、政府が実施する6次産業化都道府県サポート事業は、令和2年度より「6次産業化等に取り組む農林漁業者等」から「経営改善を目標に6次産業化に取り組む農林漁業者等」の支援へ、対象を限定する改正がなされている。
- 六次産業化・地産地消法の目的である「農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化」の実現には、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することが必要であることから、ビジネスとしての視点に加え、「地域の活性化」や「中山間地域の資源を活かした生業の創出・所得の確保」等の視点も重要である。

【山形県の取組み】

- 県は、平成 21 年度より山形大学、金融機関等と連携し、6 次産業化に取り組む実践者の育成を目的とする「やまがた6 次産業ビジネス・スクール」を開設した。
- 平成 23 年度に「山形 6 次産業化サポートセンター」を開設し、配置したコーディネーターが農林漁業者の課題解決に向けきめ細かく対応している。
- また、県単補助金も活用し、県独自に国庫補助金の対象外となる個別課題の解決の相談にもきめ細かく対応している。

- 今後とも、農林漁業者等の6次産業化の取組みにワンストップで対応できる窓口を設け、柔軟な対応を行うことが必要である。
- サポートセンターにおける体制の充実とその活動の活性化に向け、十分かつ安定的な 財源を確保することが必要である。
- 中長期的な6次産業化の発展を見据え、将来の大きな成果の「芽」となりうる農林漁業者等の個別課題に応える施策への支援が必要である。

<山形6次産業化サポートセンター支援実績>

		相談内容別派遣実績(延べ)								
	プランナー派遣件数	新商品設計 (デザイン等)	販路 開拓	フ゛ラン ディング	経営 管理	加工 技術	品質 管理	その他	計	
H29 年度	2 3 8	4 4	2 3	4 0	3 8	1		2 4 1	3 8 7	
H30 年度	2 2 2	6 8	5 3	4 6	2 4	1 8	2	170	3 8 1	

[※] 相談内容別派遣実績(延べ)は、1回の派遣において、相談内容が複数含まれている場合は、それぞれの 相談内容項目にカウント

<山形6次産業化サポートセンター支援事例>

■ 耕作放棄地を活用した醸造用ぶどうの生産拡大に向けた、付加価値の高いワイン醸造施設の整備 (プランナー派遣(H29)した翌年度の実績 ⇒ 産出額 約 250%増)



【自社のナチュラルワイン】

■地場産エゴマの搾油・販売及び 搾油残渣の付加価値向上

(プランナー派遣(H29)した翌年度の実績 ⇒ 産出額皆増、雇用 125 人日/年増)



【えごま油】



【ワイン醸造施設】

■自家栽培した果物(さくらんぼ等)や野菜 の規格外品を使った加工商品の開発・販売 (地元の女性6人が、女性の感性で商品化)



【果実ジャム】

<新たに6次産業化に取り組む実践者育成の取組み>

■やまがた6次産業ビジネス・スクール修了生数の推移(延べ262人)



(スクールの特徴)

- ・修了生の約半分は農林漁業者であり、 山形県で農業がやりたいと熱意を持ち UIターンした者も含まれる。
- ・ぶどう栽培・ワイナリー設立希望者が 増加している。
- ・H30年度から県内の6次産業化実践者 の協力を得て先進事業者視察を実施。

山形県担当部署:農林水産部 6次産業推進課 TEL:023-630-3076

地理的表示(GI)登録の推進

【農林水産省 食料産業局 知的財産課】

【提案事項】規制緩和

地理的表示(GI)保護制度を活用し、「山形ラ・フランス」等の全県を対象とした産品を、知的財産として早急に保護し、歴史に裏付けられた大規模な産地のGI登録の推進を図るため、

- (1)申請中の「山形ラ・フランス」を、早急に GI に登録するとともに、申請から登録までの迅速化を図ること
- (2)制度を弾力的に運用すること

【提案の背景・現状】

- 本県の西洋なし「ラ・フランス」は、産地としての長い歴史と圧倒的なシェアを有し、 全国の果樹生産者や市場関係者の間では「山形ラ・フランス」が広く深く定着している。
- 一般的に、GIの申請から登録までは1年以上の長期間を要している。
- 酒類のGI制度では、生産地の重複が認められているが、農林水産品では、既にGI 登録された産品と特性や生産地に一部重複がある場合は登録が認められていない。

【山形県の取組み】

- 山形県「ラ・フランス」振興協議会は、これまで築きあげてきたブランド価値を守っていくとともに、輸出拡大に向けた海外での権利保護を見据え、「山形ラ・フランス」を平成30年11月にGI保護制度に登録申請。令和2年4月15日の公示に至るまで、1年5か月にわたり、農林水産省(知的財産課)と申請内容の協議・補正を実施。
- ○さくらんぼについては、「山形さくらんぼ」のGI登録の申請について検討している。

- 「山形ラ・フランス」の協議・補正に時間がかかっており、令和2年秋からのGIでの出荷に間に合わない可能性がでてきていることから、歴史的背景や圧倒的なシェア等に基づく社会的評価も重視して、GIの登録を早急に進めていただきたい。
- 歴史等を裏付けとする社会的評価に基づいた、大規模な産地のG I 登録は、全国的に も進んでいない。
- 「山形さくらんぼ」のG I 登録には、既に登録されている「東根さくらんぼ」との生産地等の重複について、酒類に合わせた制度の運用が必要である。





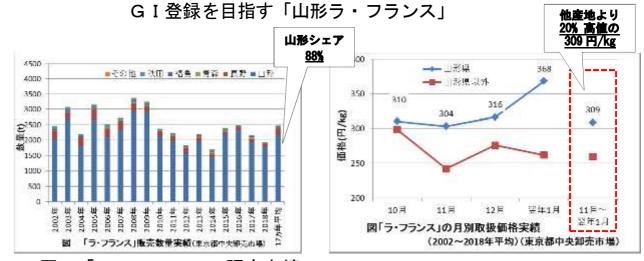


図 「ラ・フランス」販売実績 (東京都中央卸売市場, 2002~2018 年平均値)

表 近年の主なGI登録産品と登録までの日数

名称	生産地	申請日	登録日	登録までの 日数
「山形セルリー」	山形県山形市	2017/1/27	2018/4/9	437
「南郷トマト」	福島県南会津郡南会津町など	2016/4/20	2018/8/6	838
「大山ブロッコリー」	鳥取県西白郡など	2016/10/17	2018/12/27	801
「こおげ花御所柿」	鳥取県八頭郡八頭町	2017/5/29	2018/12/27	577
「つるたスチューベン」	青森県北津軽郡鶴田町など	2018/3/9	2019/3/20	376
「小笹うるい」	山形県上山市東地区など	2018/7/26	2019/3/20	237

生産規模の大きなGI登録産品の例

農林水産物の全登録産品 (95 品) のうち、生産者数 1,000 名以上の産品 但馬牛 (牛肉)、市田柿 (果実加工品) などがあるが、青果物はない 《参考》「山形ラ・フランス」の生産者 約 2,200 名 (2019 年 8 月現在) 「山形さくらんぼ」の生産者数 8,379 名 (2015 年農林業センサス)

酒類GI登録産品における産地重複の例(管轄:国税庁)

清酒では次の4つの登録があり、産地の範囲が重複している。 「日本酒」(日本国)、「山形」(山形県)、「白山」(石川県白山市)、 「灘五郷」(兵庫県神戸市灘区、東灘区、芦屋市、西宮市)

山形県担当部署:農林水産部 6次産業推進課 TEL:023-630-3029

園芸農業推進課 TEL: 023-630-2453

GAPの定着と普及拡大に向けた支援の充実

【農林水産省生産局農業環境対策課】

【提案事項】制度創設・予算継続

GAPの取組みは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達を契機に増加しており、今後も生産現場への普及拡大と産地の販売戦略に応じた第三者認証の取得を推進するためには、GAPの定着と認証取得拡大に向けた支援の充実が必要であることから、

- (1)「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の国際水準への改訂に当たっては、農業者が取り組みやすい内容となるよう配慮すること
- (2) GAP共通基盤ガイドラインに準拠した地域版GAPは、GAPの導入に大きな 役割を果たすため、その普及や認証制度に対する支援制度を創設すること
- (3)国際水準GAPの認証取得支援に向けた指導員の育成を充実すること
- (4)国際水準GAPの認証取得に係る費用に対する支援を継続すること

【提案の背景・現状】

- 政府は、2020 東京大会後から 2030 年までをGAP推進の第2期とし、ほぼ全ての国内産地での国際水準GAPの実施に向けて、GAP共通基盤ガイドラインを国際水準に改訂することとしている。
- 多くの都県でGAP共通基盤ガイドラインに準拠した地域版GAPの取組確認・認証制度を運用しており、GAPの普及・定着に大きく貢献している。
- GAP指導員の育成について、全国で1,000人以上の目標が達成されたことを受け、 政府の令和2年度予算では、GAP指導員の育成は、交付金の対象外となっている。
- 輸出等農産物の取引要件としての取得が想定される国際水準GAP (GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP、JGAP) では、認証審査料に加え、専門コンサルタントによる指導や環境整備に係る費用が高額であり、認証取得が進まない要因の一つとなっている。政府は、これらの費用に対する支援を実施し、認証取得を推進している。

【山形県の取組み】

- 農林水産省のGAP共通基盤ガイドラインに完全準拠した「山形県版GAP」を作成成し、本県農業者に広くGAPの取組みを推進している。
- 2020 東京大会へ県産農産物を供給するとともに、国際水準GAPへのステップアップを図るため、平成30年度に「山形県版GAP第三者認証制度」を創設した。
- 普及指導員等がJGAP指導員基礎研修を受講し、GAP指導体制を構築している。
- 平成 30 年度と令和元年度は、政府の交付金を活用し、国際水準GAPの認証取得を 支援した。

- 国際水準GAPが県内産地に浸透するためには、広く<mark>農業者が取り組みやすい内容</mark>に GAP共通基盤ガイドラインを改訂する必要がある。
- 国際水準GAPの認証取得を推進するには、第一ステップとして地域版GAP認証制度が果たす役割が大きいことから、地域の認証制度に対する財政的支援が必要である。
- GLOBALG. A. P. や ASIAGAP の認証取得を推進するためには、普及指導員等の高度な研修の受講など、指導員のスキルアップが図られるような支援策の充実が必要である。
- 農産物の輸出等に向けた国際水準GAPの認証取得の促進を図るためには、高額な費用に対する支援の継続が必要である。

山形県におけるGAP認証取得状況

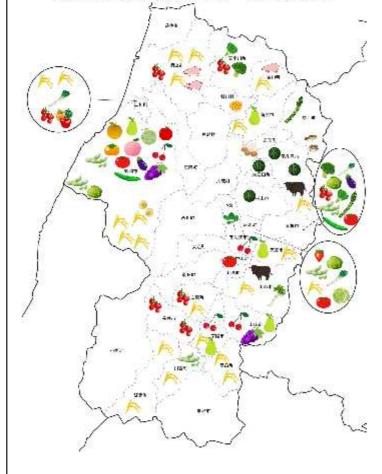
	GLOBALG.A.P.		ASIAGAP		JGAP		山形県版GAP		合計	
	件数	農場数	件数	農場数	件数	農場数	件数	農場数	件数	農場数
平成29年度	2	26	4	4	11	11	1	1	17	41
令和元年度	2	26	8	8	21	40	23	210	54	284

各種GAPの点検項目数と認証経費

GAPの種類	点検·評価項目	点検項目数	認証経費※			
GAPUN程規	总快"計画设计	从快场日 数	新規	維持·更新		
GLOBALG.A.P.	食品安全 環境保全	約230項目	1,025千円	500千円		
ASIAGAP	労働安全	労働安全	約160項目	655千円	180千円	
JGAP	人権保護 農場経営管理	約130項目	655千円	180千円		
山形県版GAP	食品安全 環境保全 労働安全	約50項目	40千円	40千円		

[※]個別認証の場合の経費であり、審査料の他、コンサルタントの指導や環境 整備、残留農薬分析費用を含む。これまでの認証事例を参考に試算した。

県内GAP認証取得状況マップ (令和242月末現在)





「GAPスペシャルランチ」でPR 県内の22種類のGAP認証食材を使用 (県庁食堂: R1.7.24~26)



普及指導員、JA営農指導員等

山形県担当部署:農林水産部 農業技術環境課 TEL: 023-630-2555

植物防疫の強化に向けた対応の充実

【農林水産省消費・安全局植物防疫課】

【提案事項】予算拡充

国外からの侵入病害虫や薬剤耐性菌の出現、新たな防除器具の開発・普及など、病害虫防除対策の多様化に対応した植物防疫の充実・強化が必要であることから、

- (1)リンゴ黒星病対策等の緊急を要する新規防除薬剤の実用化や無人マルチローター(ドローン)による効率的・効果的な防除の実施に向け、農薬メーカーや都道府県との連携強化等により、農薬登録の迅速化を図ること
- (2)全国的に問題になっている侵入警戒病害虫や薬剤耐性菌などの対策が十分実施されるよう政府の予算を安定的に確保すること

【提案の背景・現状】

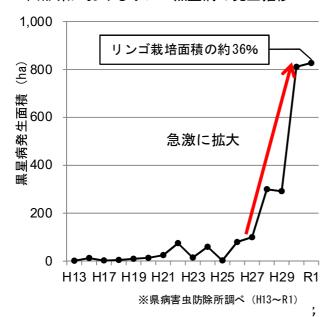
- 気候変動や薬剤耐性菌の出現により、全国的にリンゴ黒星病やモモせん孔細菌病などの主要病害が増加しており、緊急的な現地調査や防除対策等が必要となっている。特にリンゴ黒星病では、特効薬 (DMI剤) に対する薬剤耐性菌が確認されている。
- 効率的・効果的な防除を行うため、ドローンの導入が増加しており、水稲以外の品目でも効率的に防除できる高濃度少量散布の農薬登録の要望がある。
- 政府の方針で侵入警戒病害虫については、調査対象が現在の 14 種から令和 4 年度には 72 種の病害虫に大幅に増加することとされている。
- 植物防疫事業交付金は年々減少傾向にあり、植物防疫で活用可能な消費・安全対策交付金についてもCSF対策等により本県への予算配分が減額されている。

【山形県の取組み】

- リンゴ黒星病対策については、政府や他県と連携した防除技術の確立試験や「リンゴ 黒星病撲滅対策会議」の開催等県内関係機関が連携した防除対策を実施している。
- 政府の方針に沿ってツマジロクサヨトウやクビアカツヤカミキリなどの侵入警戒病 害虫の監視活動を実施している。

- リンゴ黒星病に対する治療効果の高い新規薬剤の開発と農薬登録が必要である。
- 政府では、ドローン用農薬の登録に必要な試験成績の簡略化等制度面の緩和を行って きたが、早期農薬登録を進めるためには、関係者の連携体制の充実が必要である。
- 農薬登録には、効果試験や薬害試験等多くの試験事例が必要となることから、農薬メーカーと政府、都道府県の連携を強化し、早期の登録を進める体制の構築が必要である。
- 飛翔可能な害虫については、県域を越えて拡散する恐れがあることから、都道府県間で対応に差が生じないように、調査に係る予算措置を含めた政府主導の対策を講じる必要がある。

山形県におけるリンゴ黒星病の発生推移



本県の防除用無人マルチローター (ドローン)の導入状況

年度	機体数
H28	3機
H29	6機
H30	33機
R1	53機

※県農業技術環境課調べ

ツマジロクサヨトウ発生状況



※ツマジロクサヨトウ

- ・体長:成虫は開張約37mm、終齢幼虫は体長約40mm
- ・分布:北米~南米、インド、中国 等
- ・日本では平成31年1月に鹿児島県で国内初確認
- ・トウモロコシや稲を食害
- 本県では未確認

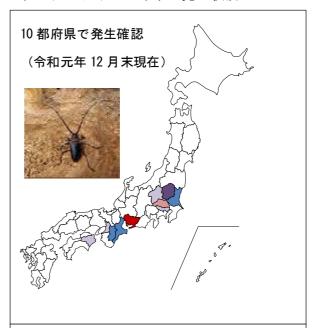
※農林水産省資料より作図

リンゴ黒星病



- ・ 近年全国的に発生拡大
- ・薬剤耐性菌が確認されている
- 本県でも発生面積が拡大

クビアカツヤカミキリの発生状況



※クビアカツヤカミキリ

- · 体長: 25~40mm
- ・分布:中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム 等
- ・日本では平成 24 年に愛知県で国内初確認
- ・平成30年1月に環境省が特定外来生物に指定
- ・サクランボ、モモなどに広く寄生し、樹を枯らす
- ・本県では未確認

<発生初

- ●:H24年 愛知県
- ●:H24年 埼玉県
- ●:H27年 群馬県、東京都、大阪府、徳島県
- ●:H28年 栃木県
- ●:R1年 奈良県、三重県、茨城県

※農林水産省資料より作図

山形県担当部署:農林水産部 農業技術環境課 TEL:023-630-2555

CSF(豚熱)・ASF(アフリカ豚熱)の感染及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費·安全局動物衛生課】

【提案事項】予算拡充

国内で発生しているCSFの感染拡大防止及びアジア地域で発生が拡大しているASFの国内への侵入防止のため、これらの家畜伝染病の感染及びまん延防止対策の充実・強化が必要であることから、

- (1)海外からの**違法な肉製品の持込みによる病原体の侵入**を防止するため、地方空港やクルーズ船が寄港する港での検疫探知犬の配備による入国者の携帯品検査の徹底など、水際対策を強化すること
- (2)野生いのししにおけるCSF・ASFの全国的なサーベイランスに必要な予算を 十分に確保すること
- (3) CSF感染が拡大した場合のワクチン接種推奨地域の拡大等に迅速かつ的 確に対応できるよう、十分なワクチン量を確保すること

【提案の背景・現状】

- 平成30年9月に国内では26年ぶりに発生したCSFは、海外から違法に持ち込まれた肉製品が原因として考えられており、現在も各地の空港や港において、違法な持ち込み事例が後を絶たない。摘発された肉製品からはASFの病原体も確認されている。現在、検疫探知犬は、国際空港と主要な地方空港に配備されているが、本県には配備されていない。
- 現在、国内の野生いのししにおいてCSFの感染が拡大しつつあり、ASFについて もアジア地域で広範囲に感染が拡大し、ASFの病原体の海外からの侵入リスクも高ま っている。
- 今後、国内でCSF感染が更に広がった場合には、ワクチン接種推奨地域の拡大に伴い必要となるワクチン量も増加していく。

【山形県の取組み】

- 空港において国内線の通路に消毒マットを設置、また、港においても大型クルーズ船 寄港時に下船口に消毒マットを設置し、靴底消毒を実施している。
- 県野生鳥獣担当部局及び市町村、猟友会の協力を得ながら、死亡又は捕獲された野生 いのししのCSF及びASFの検査を実施している。
- ワクチン接種推奨地域に指定された場合、速やかにワクチン接種が行えるよう準備を 進めている。

- 国際チャーター便の運航や大型クルーズ船の寄港が増加していることから、検疫探知 大の出張配備による入国者の携帯品の検査の徹底が必要である。
- 県内の飼養豚への感染リスクを的確に把握するため、野生いのししにおける CSF・ASFのサーベイランスが必須となっており、十分な関連予算の確保が必要である。
- 野生いのししにおける CSFの感染が抑止できずにワクチン接種推奨地域が拡大し、 飼養豚のワクチン接種頭数が大幅に増大した場合においても十分に対応できるワクチン量の確保が必要である。

<野生いのししにおけるCSF感染状況(R2.5.29 現在)>

野生いのししCSF陽性県(15 府県)

陽性頭数: 2,318頭

(検査頭数:13,731頭 H30.9.13~R2.5.29)

CSFワクチン接種推奨地域(24 都府県)

(出典:農林水産省動物衛生課)

<山形県内の豚の飼養状況*及び捕獲いのししのサーベイランス実施地域>

酒田港

庄内空港

山形空港

※R2. 2. 1現在

庄内地域

農場数: 62

頭 数:88,870

捕獲いのししのサーベイランス実施地域 (令和元年度~)

置賜地域

農場数: 20

頭 数:28,200

最上地域

農場数: 4

頭 数:14,651

村山地域

農場数: 13

頭 数:30,936

県全体

農場数: 99

頭 数:162,657

(出典:各総合支庁家畜保健衛生課)

<山形県における主なCSF・ASF侵入防止対策>



山形空港における靴底消毒用 マットの設置



養豚場における野生いのしし侵入 防止柵の設置



CSF及びASF検査の実施

山形県担当部署:農林水産部 畜産振興課 TEL:023-630-2470

森林(モリ)ノミクスの推進による地域活性化

【総務省 自治税務局 市町村税課】

【農林水産省 林野庁 林政部 経営課・木材産業課・木材利用課、森林整備部 計画課・森林利用課・整備課・研究指導課】

【提案事項】 予算拡充 税改正

森林は、木材の供給はもとより、地球温暖化の防止や水源のかん養に寄与するなど、多面的機能を通して国民の生活や産業経済に欠くことのできない役割を果たしている。また、近年、全国各地で豪雨災害が頻発・激甚化しており、治山・治水対策が一層重要になっている。

このような中、本県では、豊かな森林資源を活用し、林業をはじめ関連産業の振興と雇用の創出を図り、地域活性化につなげる『森林(モリ)ノミクス』に取り組んでいるが、地方創生に向けてこうした取組みを全国各地で展開していくことが有効である。

また、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る森林経営管理制度 を適正に運用し、森林を健全な姿で将来に引き継いでいく必要があることから、

- (1)森林資源の循環利用が拡大するよう、主伐·再造林や保育等の森林整備、 公共·民間施設の木造化·木質化など国産材の利用拡大、林業等を担う人材 育成、更にはレーザ測量等スマート林業の導入など、川上から川下までの総 合的な施策の推進及びこれらに対する十分かつ安定的な財源を確保すること
- (2)森林を多く有し、その整備を担う市町村に十分な財源が確保されるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うこと 新規

【提案の背景・現状】

- 国土の約7割を占める森林は、戦後植林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えているが、管理放棄等により荒廃している箇所も目立ち始めており、森林資源の活用や 適正な森林管理を推進し、森林を再生させることが全国共通の課題となっている。
- こうした中、経営管理が行われていない森林について、市町村が主体となり管理する「森林経営管理法」と、同法による新たな制度を支える財源として「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月1日に施行された。さらに、令和元年の災害の激甚化・多発化を踏まえ、令和2年度から森林環境譲与税が前倒しで増額譲与される。

【山形県の取組み】

- 平成 28 年に「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」を制定し、再造林の推進や高性能林業機械の導入、県産木材の率先利用や林工連携、人材育成など川上から川下までの総合的な対策を実施している。
- 森林経営管理制度を推進するため、担当職員が直接市町村に出向いて進捗状況に応じた個別・具体的な助言・指導を行うとともに、全市町村や林業関係団体等で構成する協議会での情報共有や、制度運用に関する研修会などを行っている。

- 森林資源の循環利用を推進するため、計画的かつ効率的な主伐・再造林や保育等の実施、国産材の安定供給や利用拡大、それらを担う人材育成の促進などに一層取り組んでいく必要がある。
- 森林経営管理制度を適正に運用するためには、市町村が実施する森林整備等の経営管理に必要となる財源を十分に確保する必要がある。



<整備されている森林は山地災害を防止>



山地崩壊



河川への流木 <整備されていない森林で発生した山地災害>





再造林の推進



高性能林業機械による間伐



山形県立農林大学校 林業経営学科



公共施設の内装木質化 (山形県庁ロビー)



大径材製材施設



地上レーザ測量

人口が多く、森林面積が少ない主な都市の森林環境譲与税額(令和6年度以降)

都市名	森林環境 譲与税額 (千円) ④	私有林人工林 面積による 算出額(50%)	積算内訳(千円) 林業就業者数 による算出額 (20%)	人口による 算出額(30%)	私有林人工林 面積(ha) (H31.1.30現在) B	私有林人工林 1haあたりの 森林環境譲与税額 (千円/ha) (A)÷(B)
全国(市町村)	54,000,000	27,000,000	10,800,000	16,200,000	7,062,420	8 (全市町村平均)
Α市	479,549	1,977	3,046	474,526	517	928
В市	369,921	0	27,077	342,843	0	_
C 市	301,342	596	8,292	292,453	156	1,932
D市	191,715	57	3,723	187,935	15	12,781
Ε市	163,782	50	2,708	161,025	13	12,599
山形県内の 35市町村平均	20,933	11,224	5,618	4,091	2,936	7 (最大25、最小5)

山形県担当部署:農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL: 023-630-3367

水産業の成長産業化に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁管理調整課、漁業取締課、水産経営課、漁場資源課、研究指導課】

【提案事項】予算拡充・制度継続

漁業者の減少や高齢化、漁獲量の減少など、本県の水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業を持続可能なものとし、永続的な発展を図るためには、水産業の成長産業化に向けた支援の充実・強化が必要であることから、

- (1) 蓄養などによる付加価値の創出や新規漁場や資源の開拓など、漁業の成長 産業化に資する新たな取組みに対する技術的・財政的支援を行うこと
- (2)スルメイカの外国船による違法操業の排除による資源保護と漁場の確保や、 サクラマスの広域資源管理など、日本海における重要な水産資源の確保に関 する取組みを強化すること
- (3)漁業共済制度の強化及び「積立ぷらす」などの漁業収入安定対策事業の安定的な運営とともに、漁業者の安全安心のために必要な漁業無線機器の整備に対する支援制度の充実など、漁業経営に対する支援の強化を図ること

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は368名(H30)で、5年間で100名減少し、65歳以上の割合も51%と高齢化が進んでいる。また、令和元年の海面漁業の漁獲量は4,446 t (平成元年の約4割に減少)で、本県の漁獲量の約3割を占める令和元年のスルメイカも過去最低の1,316 t (同約3割)となっており、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。
- 中型いか釣り船の主たる漁場である大和堆周辺水域では、北朝鮮や中国の漁船が違法 操業を繰り返しており、スルメイカ資源への悪影響のみならず、操業妨害などの被害も 発生している。
- 「県の魚」であるサクラマスについては、単に放流するだけでは効果が見えにくく、 加えて、回遊途中で漁獲する関係道県がその資源管理について話し合う場がない。
- 本県漁業者の多くが加入している漁業共済は、近年の不漁を受けて共済金の支払額も増大しており、その重要性が高まっている。支払額の増加により、共済金支払いの原資となる基金の枯渇が危惧され、漁業経営への影響が懸念される。
- 電波法関係省令の改正に伴い、無線機器等について令和4年11月までにスプリアス 基準対応機に更新する必要があり、本県漁業者の多くが対応をせまられている。

【山形県の取組み】

- 漁船漁業の効率化と収益向上を目指し、新「最上丸」(R1.9竣工)等を活用した新規漁場や深海性の新資源の開拓等の取組みを開始したほか、「庄内北前ガニ」や「ニジサクラ」など新たなブランドの創出にも取り組んでいる。
- 不漁等に見舞われた県内漁業者に対する運転資金の無利子化や、大和堆など危険な水域で操業する中型いか釣り船漁業者の無線機器更新を支援し、漁業者の負担を軽減する経営支援を行っている。

- 水産業の成長産業化を実現するためには、蓄養などの新たな取組みに対する技術的・ 財政的支援が必要である。
- 日本海における漁業資源の確保・保全を図るためには、大和堆などにおける外国漁船 の違法操業への対策が必要である。
- 政府の主導によるサクラマス資源管理対策を検討する場の設定が必要である。
- 漁業者の経営の安定化、無線機器更新に対する支援が必要である。

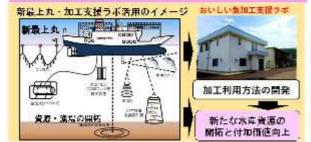
<山形県の漁業就業者数と 65 歳以上の割合の推移> (A) □ 漁業就業者数 減少と高齢化 1500 80 1,326 165歳以上 が進行 1200 51.1 50.8 49.5 897 900 - 40 600 500 474 368 20 300 305 297 241 188 209 0 0 563 H10 H20 H25 H30

<漁業共済の加入状況及び共済金等の支払い実績>

			単	位:件、	百万円
	H26	H27	H28	H29	H30
加入件数	352	331	321	310	295
漁獲共済	34	37	40	82	163
積立ぷらす	81	62	47	69	152
支払計	115	100	87	151	315

<積立ぷらす基金残高の推移> 80,000 60,415 64,236 63,580 百万 60,000 基金残高(31,200 40,000 15,893 20,000 0 H26 H27 H28 H29 H30 **R1**

新農上丸とおいしい魚加工支援ラボを活用した漁業の 成長産業化支援



蓄養技術等を活用した庄内浜水産物の付加価値向上



活魚出荷体制の構築)



おいしい魚加工支援ラボにおける開発支援

<山形県の漁獲量及び漁獲金額の推移> 総漁獲量 スルメイカ 総漁獲量 令和元年の漁獲量は平 (トン) (トン) - スルメイカ漁獲量 成元年の約4割に減少 12,000 9,000 10,264 10,570 スルメイカは過去最低 10,000 8,000 6.000 6,175 6,725 6,303 5,740 5,045 4,446 6,000 4.000 3.000 2,000 0 H1 H11 H21 H26 H27 H28 H29 H30 R1

<山形県におけるサクラマスの漁獲量と放流数の推移>



新たな水産振興に向けた取組み

本県の水産振興の今後のあるべき姿の実現に向け、新たに水産振興計画に定め、本県水産業の永 続的な発展を期する。

着目すべき新たな視点

【水産業の成長産業化】

- ◆ 浜の資源フル活用に向けた施策の展開
- ◆ 漁業のICT化や効率的な操業により厳しい 経営環境下でも持続できる経営体の育成
- ◆ 栽培漁業や資源管理の高度化による持続可能な漁業・養殖業の確立
- ◆ 消費者や需要者のニーズに応える産地卸売 市場や流通構造の改革

検討の進め方

元気な山形県水産業を創る プロジェクト推進本部

- 〇水産関係業界、有識者(水産庁、大学関係など)、行政(市町村、県)による検討
- ○関係漁業者、水産業界等現場の声を反映させるための意見交換会を実施

山形県担当部署:農林水産部 水産振興課 TEL:023-630-3330

世界最先端技術を活かした産業集積による拠点形成など 地方創生の取組みに対する支援の充実強化

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】【内閣府 地方創生推進事務局】 【文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課】 【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課】

【提案事項】 予算継続 予算創設

先進諸国のほとんどが政府主導で先端技術開発を推進する中、我が国が国際競争に打ち勝つためには、本県が先導的に取組む世界最先端技術である「有機エレクトロニクス分野」と「バイオ分野」について、政府の強力な主導により、研究拠点形成や産業集積を加速し、世界を牽引するグローバル産業に発展させていく必要があることから、

- (1) 有機エレクトロニクス分野の研究拠点である山形大学工学部の研究活動に対する継続的な財政支援を行うとともに、事業化を牽引する中核企業や地域企業に対する支援の充実、県と山形県産業技術振興機構が整備運営する「有機エレクトロニクス事業化実証施設」に対する財政支援を行うこと
- (2) バイオ分野の研究拠点である慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究 教育活動に対する財政支援や、同研究所発ベンチャー企業の事業化・産業化 に対する支援の強化を図るとともに、新たなバイオベンチャーを生み出すシス テムの構築やバイオ産業に携わる研究者や若者の定着促進など、バイオクラ スター形成に向けた多面的な支援を行うこと
- (3) 政府機関の地方移転方針に基づき慶應先端研と連携したがん研究を実施している「国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点」の整備運営経費については、政府が責任をもって継続的な支援を行うこと

【提案の背景・現状】

《有機エレクトロニクス分野》

- 山形大学では、有機ELのほか、有機トランジスタ、有機太陽電池、蓄電デバイスといった有機エレクトロニクス分野に加え、関連するフレキシブルエレクトロニクス分野、印刷エレクトロニクス分野も含め国際的な研究拠点の形成を進めている。
- 有機 E L 分野の事業化を牽引する中核企業が「有機エレクトロニクス事業化実証施設」に入居し、有機 E L ディスプレイ用の部材製造事業を展開。有機 E L 照明分野においては新たに中国での市場開拓に向け現在準備を進めている。

《バイオ分野》

- 本県と鶴岡市が地方単独で年間合計 7億円の支援を実施して、世界最先端の研究に取り組む慶應先端研の研究教育活動を支えている。また、本県が中心となって、慶應先端研やバイオベンチャーと地域企業が連携して取り組む研究開発等を支援している。
- 国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点では慶應先端研のメタボローム解析技術を 活用し、がんの診断薬やバイオマーカーに係る研究開発等を推進している。

【山形県の取組み】

《有機エレクトロニクス分野》

- 世界初の有機EL照明専業会社「ルミオテック」の設立や「山形大学有機エレクトロニクスイ」バーションセンター」等の設置など、有機エレクトロニクス関連産業の集積を進めてきた。
- 平成30年に誘致した中核企業の早期定着等を図るため、「有機エレクトロニクス事業 化実証施設」の大規模改修や事業立ち上げ支援など、強力にバックアップしている。 《バイオ分野》
- 慶應先端研の研究教育活動への支援と併せ、関連産業の集積を目指し、コーディネート体制整備、共同研究支援、バイオベンチャー事業化支援等を実施しており、これまで同研究所発のバイオベンチャー企業が6社誕生している。
- 国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点については、県と鶴岡市が地方創生推進交付金を活用して、研究推進に必要な人材・機材等の経費を負担している。

- 本県の「有機エレクトロニクス分野」「バイオ分野」は日本を代表する先端技術であり、国際競争力のある研究を推進していくためには、政府を挙げた取組みが必要である。 《有機エレクトロニクス分野》
- 新たな事業化への挑戦を後押しするために実施している、事業化実証施設の整備運営 に多額の費用を要しており、これらに対する政府の財政支援が必要である。
- 有機エレクトロニクス分野において、国際的な研究・事業化の拠点を形成し、さらに、 研究成果を地域の強みに変え、産業集積と人材育成を一体的に進めていくため、産学官 連携によるオープンイノベーションの取組みに対する政府の支援が必要である。

《バイオ分野》

- 世界最先端の研究に取り組み、国際競争力を持つ研究機関である慶應先端研の研究教育活動は、地方だけでは支援に限界があり、政府の財政支援が必要である。
- バイオベンチャー等の製品やサービスのブラッシュアップや販売拡大など段階に応じた支援に加え、新たなバイオベンチャーを生み出すためのシステム構築等に対する支援が必要である。
- 子育て支援施設をはじめ、研究者や若者等の定着促進に貢献する生活関連施設等への 整備運営経費など、政府による多面的な支援が必要である。
- 国立がん研究センター鶴岡連携研究拠点の整備運営経費は、政府が責任をもって長期 的視点で支援する必要がある。

≪有機エレクトロニクス事業化実証施設の沿革≫

平成 有機EL照明パネル等の製品開発拠点 「有機エレクトロニクス研究所」として使用開始 15年 平成 照明用有機ELパネル製造事業会社の 20 年 Lumiotec(株)が入居 平成 有機エレクトロニクスの事業化拠点「産学官連携有 機エレクトロニクス事業化推進センター」となる 22年 平成 「有機エレクトロニクス事業化実証施設」となる 有機EL分野の事業化に取組む中核企業が入居 30 年



有機エレクトロニクス事業化実証施設 (米沢市)

≪県内の大学・企業が有する有機エレクトロニクス技術・製品≫



ウェアラブルセンサー フレキシブル有機ELパネル

≪慶應先端研発ベンチャー企業の取組≫



メタホローム解析事業を実施している (株) HMTは、大阪大学の新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 予防用DNAワクチン開発事業に参画



MOON PARKA 令和元年 12 月発売 (Spiber㈱提供)



唾液でがんリスクを検査 サリバチェッカー 平成 28 年 12 月開始 (㈱サリバテック提供)

山形県担当部署:産業労働部 工業戦略技術振興課

TEL: 023-630-2697(有機) TEL: 023-630-3032(バイオ)

中心市街地・商店街活性化に向けた支援の充実・強化

【経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ中心市街地活性化室】

【経済産業省中小企業庁 経営支援部 商業課】

【提案事項】予算創設

郊外型大型店や県外への買い物客の流出等が全県的に加速し、中心市街地の活力低下や周辺商店街へ与える影響が懸念されている。地域の活力を維持し、持続的発展を図るには、中心市街地・商店街の活性化に向けた取組みへの支援が不可欠であることから、

- (1)中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画に基づくハード・ソフト両面の新たな支援制度を創設するとともに、地域に行き渡るよう十分な財政支援を行うこと
- (2)百貨店等、核となる施設を失った中心市街地・商店街において、商業機能や 集客機能を再生するための出店支援や、影響を受ける既存施設の事業継続の ための支援等、中心市街地・商店街活性化に向けて地方の実情に沿った政府 の支援の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 高齢者を含む地域住民が安心して暮らしていくため、将来にわたり身近な商店街を維持していく必要があるが、全国的に中心市街地・商店街の衰退傾向に歯止めがかからない状況にある。
- 政府は、中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画を認定し、その計画に基づく事業を重点的に支援していたが、支援は年々減少している。
- また、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組み に対しても支援額が減少している。
- 県都山形市では、中心商店街の核となる施設であった百貨店が、令和2年1月に経営 破綻したことにより、来街者が減少し、既存施設の経営にも大きな影響がある。

- 本県では、下記取組みにより、中心市街地・商店街活性化の活動を市町村と連携して 支援している。
 - ・ 市町村を中心に商店街組織や市民団体などの連携による地域の活性化計画作成へ の支援及び作成した計画に基づく事業実行への立ち上げ支援
 - ・ 商店街の賑わいづくりへの支援(個店の魅力向上に繋がる取組みや、商店街が行 う新たなイベント等への支援)
- また、山形県商店街振興組合連合会が行う各種研修会への支援や、新しい視点でこれ からの商店街を考えるきっかけづくりを目的に研修会を開催するとともに、空き店舗等 遊休資産を活用したまちづくりを進めるためのセミナーを開催している。
- さらに、山形市で営業していた百貨店が、令和2年1月に経営破綻したことを受け、 中心市街地の魅力や活力を維持するために、県と山形市が連携し、百貨店に入居してい たテナントの中心市街地における出店を促進するため、テナントの移転費用等に対し支 援を行うこととしている。

○ 平成29年4月に、「地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)」 を活用し、収容台数 202 台の立体駐車場、子育て支援施設やコミュニティカフェ、ア ンテナショップ・街なか案内所が入る「街なかコミュニティ機能型交流拠点『N-G ATE』」をオープンし、山形市中心市街地の賑わい創出に取り組んだところであるが、 百貨店の閉店による来街者の減少により、その経営も厳しくなっている。

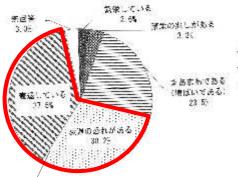
【解決すべき課題】

- 中心市街地の活性化を図るには、民間事業者による事業の促進が重要であり、現在、 中心市街地活性化法及び地域商店街活性化法に基づく支援制度がないことから、両法 に基づく意欲的な再開発の取組みに係るハード・ソフト両面に対する支援が必要であ る。
- 百貨店など、核となる施設を失ったことにより影響を受ける中心市街地の維持・魅 力向上のためには、百貨店が有していた商業機能及び集客のために欠かすことができ ない駐車場の維持等、地方の実情に沿った取組みへの支援が必要である。

《平成 30 年度商店街実態調査(中小企業庁)》

商店街の最近の景況(H30)全国

商店街の最近の景況(H30人口規模別)全国



(c) 专作文章((c) · 特別区(c) (2/1) (人口20~30万人未込めだっじ460 年 (3000年) (4.5000年) (4.500

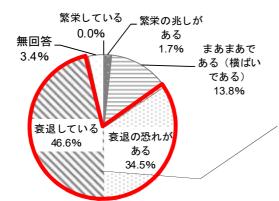
> (株) 製造している 製造の非しがある台で: ▼ 変型している(変型の恐れがある歯引)

●回答

開まあまあである。様はいである。

「衰退している」、「衰退の恐れが ある」が全体の3分の2を占める

人口規模の小さい都市の商店街ほど「衰退 している」と感じている商店街が多い



商店街の最近の景況(H30)山形県内

「衰退している」、「衰退の恐れがある」が 全体の約8割を占める



令和2年1月に閉店した老舗百貨店



街なかコミュニティ機能型交流拠点「N-GATE」

山形県担当部署:産業労働部 商業・県産品振興課 TEL: 023-630-3370

特色ある文化資源を活かした地方創生の推進

【文部科学省 文化庁 地域文化創生本部】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

地域の文化芸術資源を活かした文化プログラムの展開、観光や産業振興の 取組みは、地方創生に大きく寄与するものであるため、

- (1) 地方の特色あるオーケストラや美術館、文化財などの優れた文化資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組みへの支援を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために非常に厳しい運営を強いられている地方の文化芸術団体及び個人に対する支援を行うこと
- (2) 文化財の確実な保存継承と観光やまちづくり等への多様な活用を図るため、所有者等が行う保存修理及び維持管理への助成支援に係る財源を十分 に確保すること
- (3) 国際観光旅客税財源事業の支援メニューをさらに充実させる等により、日本 遺産の認定地域への支援制度を拡充するとともに、日本遺産の更なる認知度 向上、ブランディングに向けて PR を強化すること

【提案の背景・現状】

- 本県では、県民挙げて文化を推進するため、平成30年3月に文化基本条例を制定するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、山形交響楽団や山形美術館、山形県総合文化芸術館(令和2年5月開館)、日本遺産などの優れた文化資源を活用した国内外との交流拡大に取り組んでおり、これらへの支援の拡充及び継続が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、山形交響楽団、山形美術館をはじめとする県内の文化芸術団体及び個人は、活動自粛を余儀なくされ事業活動の継続に大きな支障をきたしている。
- 文化財は、観光、経済施策の推進、さらには、地方創生実現のための重要な文化芸術 資源として、観光やまちづくり等への積極的な活用が期待されており、本県では、出羽 三山や出羽百観音などの精神文化が代表的な例である。その貴重な文化財の確実な継承 と総合的な保存活用を図るためには、地域社会総がかりで継承に取り組むことが必要で ある。
- 日本遺産については、認定地域によって取組みに差があり、また、知名度・認知度が 高くない。

【山形県の取組み】

○ 県及び県内の中核的文化団体から成る実行委員会において、文化庁の補助金を活用 し、優れた文化芸術の鑑賞機会の創出と国内外への本県文化の魅力発信による交流人口 の拡大の取組みを進めている。

- 県民の文化活動の活性化を図るため、本県も beyond2020 プログラムの認証取得促進に努めているところであり、徐々に県民に浸透しつつある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために大きな影響を受けている文化芸術団 体及び個人対して休業期間の支援金給付等事業継続の支援を行っている。
- 本県では、「知る」「守る」「活かす」を基本として、文化財の保存・継承の支援、文 化財の活用に向けた地域活動を推進している。
- 平成 25 年度からは「未来に伝える山形の宝」登録制度を創設し、文化財を地域で守り、観光などに活用し、未来に継承する取組みの拡大を図っている。
- 本県では、4件の日本遺産認定を受け、各地域で協議会を設立し、文化庁の補助事業 を活用し、観光振興、地域活性化に向けて取り組んでいる。

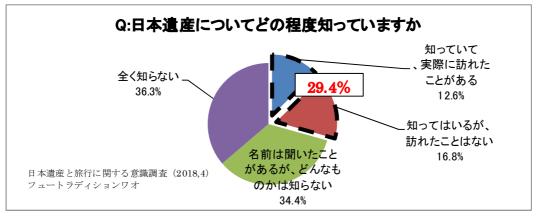
- 優れた文化芸術の鑑賞機会の創出と国内外への本県文化の魅力発信による交流人口の拡大のために文化庁の補助金を活用して取組みを進めているが、交付決定額は要望額の4割程度に留まっている。beyond2020 プログラムによる文化活動活性化の動きを一過性のものにせず、今後も継続させるため文化活動への支援の拡充が必要である。
- 文化財の活用をさらに進めるためには、計画的な保存修理等が必要であるが、国、県の助成を受けても所有者等の負担が大きく、また、国指定文化財への助成支援に係る財源が十分に確保されないため、事業期間の延長を余儀なくされるケースが多々ある。
- 日本遺産については、観光資源としての磨き上げ、インバウンド対応など課題も多く、 日本遺産のブランドが確立するまで文化庁の継続した支援が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために大きな影響を受けている文化芸術団 体及び個人の活動継続のため、文化庁による緊急の運営費支援が必要である。

山形県の主要な文化芸術資源









山形県担当部署: 観光文化スポーツ部 文化振興・文化財課 TEL: 023-630-2283

旅館・ホテル等のバリアフリー化の促進

【国土交通省観光庁観光産業課】

【提案事項】 予算拡充 予算継続

高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行の普及に向けたユニバーサルツーリズムを促進する必要があるため、

- (I) 旅館・ホテル等の宿泊施設のバリアフリー化に対する補助制度を継続する こと
- (2) 不特定多数の人が利用可能な民間事業者が所有する観光施設等におけるバリアフリー化に対する補助制度を継続すること 新規

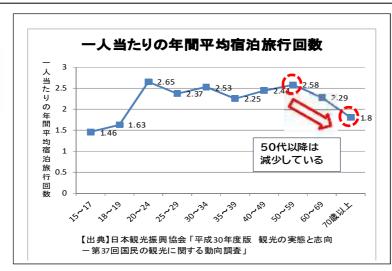
【提案の背景・現状】

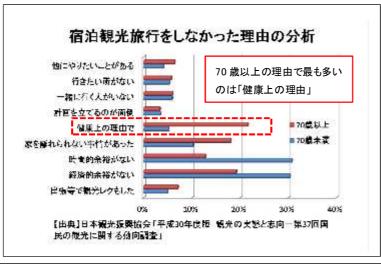
- 超高齢社会の進展に伴い、高齢者の旅行者は拡大が見込まれるが、旅行意欲があって も身体・健康状態に不安があり旅行を断念する高齢者もおり、また、生産年齢人口の減 少も進むことから、国内旅行者の減少が懸念される。
- このような中、国内旅行市場を維持・拡大するためには、インバウンドの拡大はもとより、高齢者や障がい者、その家族等が気兼ねなく安心して旅行できる観光地の受入態勢をさらに充実させ、観光消費額の増につなげていく必要がある。
- このため、不特定多数の人が利用可能な観光施設や観光客が訪れる飲食施設の公衆トイレ等のバリアフリー化(多機能トイレ等)についても、ストレスフリーで快適に旅行できる環境づくりを進めるうえで重要であり、宿泊施設とともに支援していく必要がある。
- 新型コロナウイルスの影響により外国人旅行客の激減に加え、日本国内でも移動自粛の動きが広がり、観光事業者は売上がほぼ皆無に近く、非常に深刻な状況に置かれている。

- 本県では、「おもてなし山形県観光計画」において、全ての来県者が快適かつ安心し て滞在してもらえるような受入態勢の充実を図っている。
- ユニバーサルツーリズムに関しては、具体的には以下の取組みを進めている。
 - ・ バリアフリー化によりサービスの向上を図る宿泊施設などの観光施設に対する融資 制度による支援
 - ・ 観光地における公衆トイレの洋式化等に対する支援等による受入態勢の充実
 - ・ 旅館・ホテル等の民間事業者において障がい者に対する取組みの中心的な役割を担 う「心のバリアフリー推進員」を養成し、民間事業所における障がいを理由とする差 別の解消、合理的配慮の提供及び障がい者雇用の促進

- 平成28年度には、観光庁「ユニバーサルツーリズムの促進に向けたモデル事業」により、観光案内所へバリアフリー観光相談窓口を設置した。しかしながら、県内35市町村すべてに温泉が湧き出す「温泉王国」である本県の温泉旅館等のバリアフリー化は改修負担が大きいため、進んでいない状況である。
- 平成29年度及び30年度に、県独自の「バリアフリー宿泊施設収益アップモデル事業」 を創設し、モデル的に宿泊施設のバリアフリー化工事や従業員のバリアフリーに関す る研修などを進めた。

- 高齢者や障がい者等が宿泊する旅館・ホテル等については、バリアフリー化等受入態勢の整備が十分でなく、高齢者・障がい者や訪日外国人が宿泊しにくい状況であるため、バリアフリー化を促進する必要がある。
- 高齢者や障がい者、訪日外国人等を含む不特定多数の人が利用可能な民間事業者が所有する観光施設等においても、バリアフリー化等受入態勢の整備が十分でないため、バリアフリー化を促進する必要がある。
- 厳しい経営環境の中、観光事業者がバリアフリー化を進めるためには、補助率の引き上げなど、事業者の負担軽減のための支援が必要である。







車いすでのパラグライダー体験



トイレのバリアフリー化

山形県担当部署: 観光文化スポーツ部 観光立県推進課 TEL: 023-630-2372

地方におけるインバウンドの推進

【国土交通省 観光庁 観光戦略課、航空局 空港計画課】

【提案事項】予算創設 予算拡充

政府が掲げる『観光先進国』を実現するためには、地方への外国人旅行者の訪問を増大させていく必要がある。本県においては『観光立県』を掲げてインバウンド拡大等に取り組んでいるが、東北地方で滑走路2,500m以上の空港を持たない県は山形県のみであり、新型コロナウイルスの影響を克服し、地方における速やかなインバウンド需要の回復を図り、観光振興による地方創生を進めるため、

- (1) 地方が地域の観光資源を活かして様々な取組みを行っていることを踏まえ、 国際観光旅客税の一定割合を、自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金 等により地方へ配分すること
- (2) 国際チャーター便の誘致拡大、国際定期便の就航誘致に必要な、滑走路 2,500m化に対する技術的・財政的支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 令和元年の外国人延べ宿泊者数は速報値で 9,071 万人となり過去最高となった。一方、東北は東日本大震災による甚大な被害や原発事故に伴う風評被害の影響が大きく、全国に占める割合は 1.7% (1,557,910 人) に過ぎない。
- 新型コロナウイルスの世界的蔓延及び国内・県内での感染者発生以降、人的交流が激減し、インバウンドはもとより国内旅行、海外旅行も極めて大きな打撃を受けている(訪日外客数 2020 年 1~4月の対前年同月比▲64.1%、4月単月では同▲99.9%)。
- 山形県では、インバウンド誘客拡大のため、国際航空チャーター便や外航クルーズ船の誘致、精神文化ツーリズムの推進等に取り組んでおり、このような地域の特性に応じた施策を強力に推進するため、政府の支援が必要である。
- 観光先進国を支えるためには、東アジアのみならず、より遠方の東南アジア諸国等からの誘致拡大が重要であり、受入れ可能な機能を持つ空港が必要であるが、東北地方で 滑走路 2,500m以上の空港がないのは、山形県だけとなっている。

【山形県の取組み】

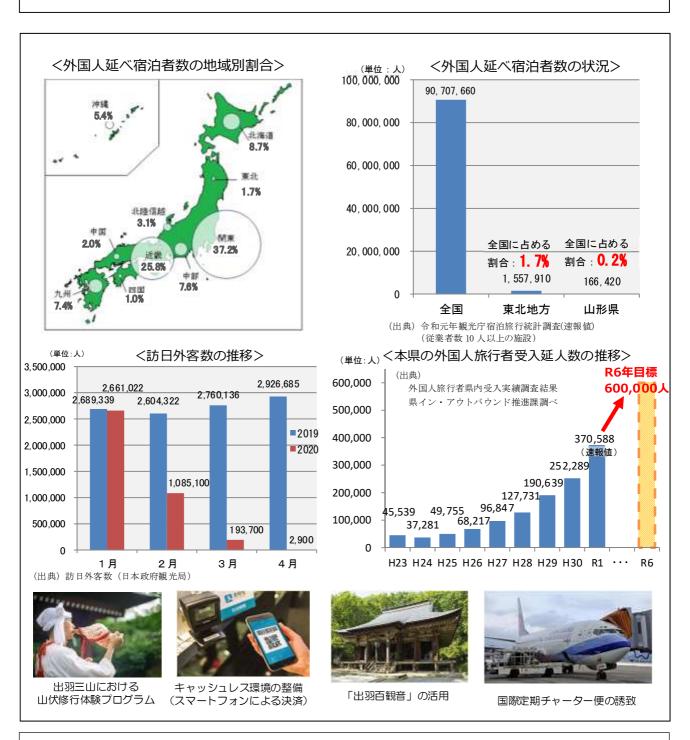
- 「東北観光復興対策交付金」を活用しながら、台湾、香港、中国、ASEAN、韓国のほか、新たに重点地域に位置付けた欧米豪を中心に市場の特性や嗜好を捉えた誘客を積極的に推進している。
- 具体的には、以下の取組み等を予定している。
 - ・ 日本遺産に認定された出羽三山等を核に、精神文化や食など特徴的で強みを持つコンテンツの磨き上げと広域での周遊ルートづくり
 - ・ 「出羽百観音」の観光資源としての活用を検討するプロジェクト会議の設置
- また、本県では国際航空チャーター便の誘致活動を強力に推進し、運航する航空会社 及びチャーター便を活用した旅行商品を造成販売する旅行会社への支援を行っている。

【解決すべき課題】

○ 2,500m滑走路や国際化に対応した空港施設、フル規格新幹線の未整備は、海外からの誘客拡大の制約要因となっており、「観光先進国」を支えるため、最低でも本県に1つは2,500mの滑走路を持つ空港が必要である。

- 新型コロナウイルス収束後のインバウンド需要は、ゴールデンルートと言われている 東京、大阪、京都などから回復していき、地方が回復するまでには相当な期間を要する と考えられる。
- 外国人観光客の更なる誘客拡大に向けて、県内空港の受入態勢の整備や二次交通の充 実、キャッシュレス環境の整備などの観光消費額拡大に向けた取組み、精神文化ツーリ ズムやスノーツーリズムなど地域の強みを活かした取組みを更に進める必要があるが、 そのための財源が不足している。
- 新型コロナ収束後における観光先進国の実現に向けて、

 国際観光資源の大きな柱であ る文化財の修繕・維持及び文化・観光素材としての磨き上げを図る必要がある。



山形県担当部署:観光文化スポーツ部 イン・アウトバウンド推進課 TEL: 023-630-3162 TEL: 023-630-2447

県土整備部空港港湾課

頻発・激甚化する自然災害を踏まえた、防災・減災、 国土強靱化に向けた対策の推進

【総務省自治財政局地方債課】

【国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課】

【提案事項】 予算継続 予算拡充 制度創設

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市一極集中に伴うリスクが明らかとなったことからも、国土強靱化計画の基本方針に記載された「東京一極集中からの脱却、『自立・分散・協調』型の国土構造の実現」に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、地方における対策を強力かつ継続的に推進する必要があることから、

- (1)防災・減災、国土強靱化に必要な財源については、令和3年度以降も別枠で確保するとともに、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」等の地方財政措置を継続すること
- (2)国土強靱化を実現するため、大規模な災害発生時に広域的な物流・人流の確保に大きな役割を果たす、空港、高速道路等の社会資本整備については、新規事業採択時の費用対効果の算定において、リダンダンシーの発現による早期の復旧復興等で得られる「経済的損失の低減効果」を加味するなど、地方に配慮した制度とすること

【提案の背景・現状】

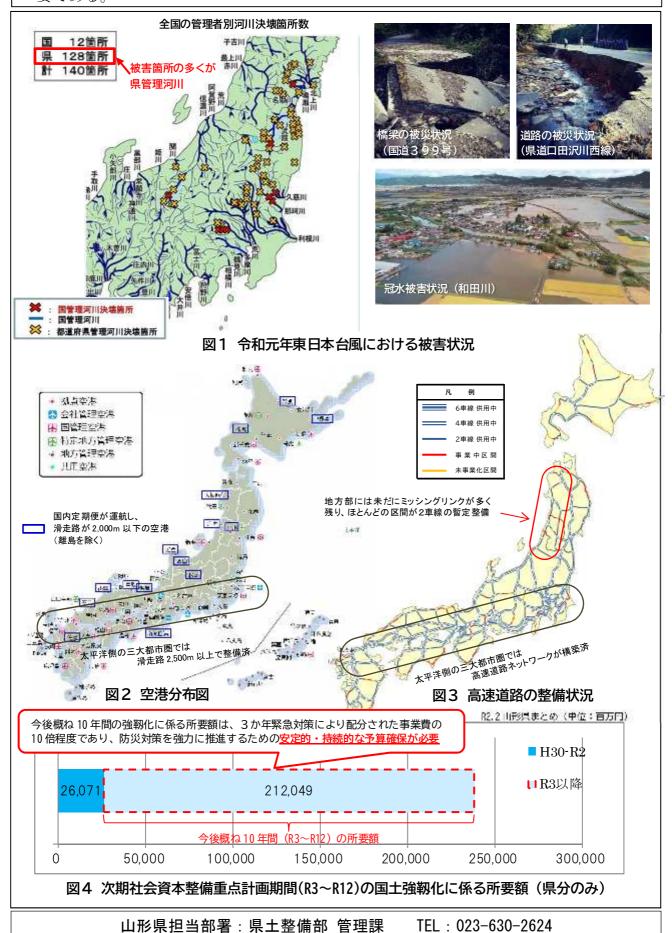
- 令和元年東日本台風(10月)では、県が管理する支川の氾濫により、多くの尊い人 命と国民の財産が奪われている。
- 大都市一極集中により、大都市部における水害や地震などの大規模災害時に経済社会 システムが機能不全に陥るリスクが懸念されるところであるが、このたびの新型コロナ ウイルスの感染拡大により、そのリスクが顕在化した。
- 東北で 2,500m以上の滑走路がないのは本県のみであり、離着陸における安全性確保が不安との理由で運航を断られるケースも多い。また、本県の高速道路については現在、東北で最多の 6 箇所のミッシングリンクが残っており、大規模かつ広域な災害発生時のリダンダンシーの確保が極めて不十分な状況である。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靭化計画」(H27 策定)に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等の予算を活用しながら対策を実施している。
- 東日本大震災を教訓とした広域的なリダンダンシーを確保するため、平成 26 年度に 山形空港小型駐機場の面積を拡大する機能強化を実施した。

- 毎年のように発生する大規模災害に対し、県の強靭化計画に基づく防災上必要となる 対策を、今後も計画的に進めるための安定的・持続的な財源の確保が必要である。
- 大都市部において、地震や津波、水害等の大規模災害や感染症が発生した場合、全国 レベルで経済社会システムが機能不全となるため、分散型国土を構築する必要がある。
- 新規事業採択時の費用対効果の算定において、時間短縮効果などの一般的な便益項目のほか、広域的なリダンダンシーの発現による早期の復旧復興で得られる経済的損失の 低減効果を加味するなど、地方部に配慮した便益の設定が必要である。

○ また、現在の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(H16.2)」については、 国債の実質利回りを基に設定されている社会的割引率(4%)は、設定後すでに15年 以上経過し、近年の国債の実質利回りからは大きく乖離しており、抜本的な見直しが必 要である。



中小河川における治水対策の推進

【総務省自治財政局地方債課】

【国土交通省 水管理・国土保全局 治水課、河川環境課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

近年頻発する豪雨の影響を受けやすい中小河川において、洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、治水対策の充実・強化が必要であることから、

- (1) 浸水被害軽減に効果がある、堆積土砂や支障木の撤去等に加え、河川の 上流から下流までの一貫した土砂の生産抑制、流出の調整等の流下能力確 保対策について、社会資本整備総合交付金や起債制度の対象とすること
- (2) 直轄河川の洪水が影響する支川背水区間において、道路橋や鉄道橋などがあり整備が遅れている区間についても、直轄河川の水準に合せた整備が可能となるよう、大規模特定河川事業など個別補助事業の補助率嵩上げや対象期間の延長など制度の拡充を図ること 新規
- (3) 地方自治体が行う内水被害軽減対策への支援を強化すること 新規

【提案の背景・現状】

- 近年、頻発化する浸水被害を軽減するため、堆積土砂や支障木の撤去に加え、土砂の 発生源対策として、河岸や河床の安定化対策や河床低下対策など上流から下流までの一 貫した対策が必要であるが、令和2年度創設の緊急浚渫推進事業は堆積土砂等の撤去に 係る費用に限定されている。
- 令和元年東日本台風では、直轄河川の水位上昇(バックウォーター現象)によって、 道路橋や鉄道橋など重要構造物が複数あるため整備に膨大な費用と時間がかかり、県単 独での対応が困難であったことから整備が遅れていた支川背水区間において、支川が氾 艦し沿川の住家等が浸水する被害が発生した。
- バックウォーターの影響で支川水位の上昇などに起因する、内水氾濫による浸水被害が発生した。また、人口減少や高齢化により樋管操作員の担い手が不足している。

【山形県の取組み】

- 河川の流下能力を確保するために、平成31年3月に「河川流下能力向上緊急対策計画」を策定し、防災・減災、国土強靱化予算や緊急自然災害防止対策事業を活用しながら3か年で集中的かつ効果的な河道内の堆積土砂や支障木の撤去等に取り組んでいる。
- 直轄河川の改修に伴い支川処理(バック堤整備)が必要となった支川の県管理区間については、これまで、自己流見合いの河川改修に取り組み、整備が完了しているものもある。
- 近年の豪雨災害を受け、内水被害の軽減を図るため、県が管理する排水樋管(496 箇所)の操作最適化や操作環境の改善、水防活動支援体制の強化に取り組んでいる。

- 浸水被害軽減に効果がある、堆積土砂や支障木の撤去等に加え、床止工や護床工など による土砂の流出抑制や調整など河川の上流から下流までの適切な土砂管理が実施 できるよう、社会資本整備総合交付金や起債制度の対象とする必要がある。
- 道路橋や鉄道橋等の改築に多額の費用と時間がかかり、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が高い支川背水区間の対策を推進するため、現行の個別補助制度では県の財政負担が大きく緊急的な対応が困難であることから、制度の拡充が必要である。
- 内水被害の軽減を図るため、<mark>樋管操作の自動化(フラップゲート化)の推進</mark>など、社会状況の変化に応じた施策が実施できるよう、財政支援制度の拡充が必要である。



農山漁村地域の防災・減災、強靭化に向けた支援の強化

【総務省自治財政局調整課 】

【農林水産省 農村振興局設計課・防災課、林野庁 森林整備部治山課・整備課】

【提案事項】予算拡充

近年、全国各地で甚大な気象災害が頻発する中、平成30年12月に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。本県でも地震や豪雨による想定外の災害が発生しており、農山漁村地域の防災力を高めるため、

- (1)政府の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の期間後においても、引き続き強力な対策を実施すること 新規
- (2) 防災・減災対策を計画的に実施するための事前調査・計画に係る<mark>定額助成制度の継続を</mark>図ること 新規
- (3) 農地・農業用施設災害復旧事業について、査定設計業務委託費を補助対 象として扱えるよう制度拡充を図ること
- (4)治山ダムの設置や土砂流出防止機能等の維持・向上のための森林整備など、 災害に強い森林づくりを強力に進めるため、治山対策に対する支援の拡充を図 ること

【提案の背景・現状】

- 平成30年8月の最上・庄内地域を中心とした豪雨では、農地・農業用施設の被害が平成以降最大(約41億円)となった。過去10年の本県の農林水産関係気象災害における平均被害額は約35億円で、令和元年度も山形県沖地震や台風第19号により、稲わら流出や山腹崩壊など、想定外の災害が発生している。
- 近年の農業用ため池に係る被災状況を踏まえて見直された農林水産省の新たな基準により<mark>防災重点ため池の再選定</mark>を行った結果、従来の 91 箇所から 374 箇所へと大幅に増加した。農業用ため池整備は利水の関係から施工時期が限られ、通常約 6 年の工期を要することから、整備完了までには相当の期間が必要と見込まれる。
- 防災減災事業にあっては、二次被害が予想される地区における<mark>施設の調査・計画にかかる費用の定額助成措置が令和2年度</mark>で終了することとなっているが、被害状況の激甚化や対策箇所の増加により、今後の防災・減災対策の進捗の遅れが懸念される。
- 農地・農業用施設災害復旧の申請に必要な<u>査定設計書の作成委託経費</u>に関して、補助 対象となるのは激甚災害に限られていることから、一般災害においては事業主体である 市町村の大きな負担となっている。

- 政府の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」予算を活用し、ため池下 流への影響度に応じて、防災重点ため池の補強や、土砂の流出防止の治山ダムの設置な どの対策を集中的に実施している。
- 近年では、平成30年の被害が甚大であり、農地・農業用施設に係る災害復旧の採択件数199件、査定額約10億円に上り、平成では件数、金額ともに最多となった。
- 平成30年及び令和元年は、政府の災害復旧事業の対象とならない小規模な被害が多数発生したことから、県独自の補助制度を創設し、被災農家の復旧支援を行っている。

- 非常時にも防災重点ため池の機能や安全性を確保するため、3か年緊急対策後も、引 き続き防災・減災対策を重点的かつ継続的に推進する必要がある。
- 令和2年度までの定額助成制度とされている防災減災事業の調査・計画に係る費用に ついて、激甚化する異常気象に対応し災害による被害の未然防止を図るため、引き続き 定額助成制度を継続し、今後も計画的な防災・減災対策を加速的に実施する必要がある。
- 一般の災害について、市町村が農地・農業用施設災害復旧の申請を諦める箇所が生じ ることのないよう、負担軽減を図る必要がある。
- 森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるた めには、治山施設等の迅速な整備と森林整備等に対する支援の拡充(補助率の引上げな ど)が必要である。

<農業用ため池の状況>



防災重点ため池の再選定 91 個所⇒374 個所

<平成30年災害に係る査定設計委託費>

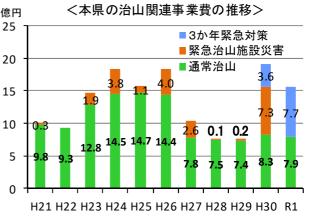
実支出額A	補助金額B	割合B/A
160,618千円	22,977千円	14.30%

- ・申請した12市町村の委託費用は約1億6千万円
- ・国の補助金額は約2千3百万円で実支出額の14%

査定設計業務委託費の負担感から申請をあきらめる 個所もあり、復旧に支障が生じている。

<本県の農地・農業用施設災害被害額(5年平均)>





<平成 30 年8月豪雨災害の被災状況>





(水田の土砂流出)

(民家裏の山腹崩壊)

(渓流内の大量の倒木)

TEL: 023-630-2539

山形県担当部署:農林水産部農村計画課

TEL: 023-630-2157 農村整備課 森林ノミクス推進課 TEL:023-630-2532

防災・減災対策及び発災直後の被災地支援への 財政措置の充実

【内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)】 【総務省自治行政局公務員部公務員課、自治財政局地方債課】 【総務省消防庁総務課】

【提案事項】予算継続 予算拡充

近年、自然災害が全国的に多発化、激甚化しており、更なる防災・減災対策 及び被災地支援の充実が求められていることから、

- (1) 緊急防災・減災事業を継続すること
- (2) 大規模災害時の被災地支援に適用される「被災市区町村応援職員確保システム」により行われる応援に要した経費について、災害救助法の救助の種類の拡大により政府が全額措置する制度とすること

【提案の背景・現状】

- 近年全国的に大きな災害が頻発しており、本県においても、平成30年8月の豪雨災害、令和元年6月の山形県沖を震源とする地震、同年10月の東日本台風などによる被害が発生し、更なる防災・減災対策の推進が必要となっている。
- 防災拠点となる公共施設等の中には、耐震化が進んでいないものもあり、整備する必要がある。また、活火山火口付近の防災対策として避難施設等の着実な整備や緊急消防援助隊の車両の整備が必要だが、財政状況が厳しい。
- 防災情報の伝達については、すべての住民に確実に伝達するため、防災行政無線に加 えて戸別受信機を導入する等、伝達手段の多重化の推進が求められている。
- 大規模災害時の被災地支援に適用される「被災市区町村応援職員確保システム」により、被災地への応援職員の派遣に要した経費の負担については、法令の定めによるほか、 応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都 道府県とが協議して定めるものとされている。
- 北海道胆振東部地震の際は、避難所運営支援に要した経費は災害救助法に基づく求償により被災都道府県が支弁し、罹災証明書交付支援に要した経費は8割が応援側に特別交付税措置され、2割が被災市町村負担となった。

- 平成 23 年度の制度創設以来、緊急防災・減災事業を活用し、県防災行政通信ネット ワークの整備、市町村同報系防災行政無線の整備、消防防災へリコプターの更新、緊急 消防援助隊の車両の整備、避難所の耐震化などを課題がありつつも進めている。
- 平成30年9月の北海道胆振東部地震の際は、北海道厚真町に対して避難所運営及び 罹災証明書交付の支援を、令和元年10月の東日本台風の際には、宮城県角田市に対し て罹災証明書交付の支援を行うため、県職員及び市町村職員を派遣した。

- 厳しい財政状況下においても、大規模地震や津波、火山災害への対応として、防災・ 減災対策のために必要な防災施設の整備を着実に推進するためには、令和2年度までを 事業期間としている緊急防災・減災事業の継続が不可欠である。
- 被災地支援において、受援・応援自治体に経費負担が発生することは、速やかに応急 対策を進めるうえで、積極的な受援・応援を阻害するおそれがあるため、「被災市区町 村応援職員確保システム」による被災地支援を適用する場合、災害救助法の救助の種類 の拡大により、被災証明書交付等の応援に要した経費について、政府が全額措置する制 度が必要である。

<防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況>

(平成31年3月31日現在)

区分	全棟数 (A)	S56年以 前棟数	H30年度末 耐震棟数(B)	H30年度末耐震 率 (B/A)
体育館(市町村)	75	28	60	80.00%
消防本部·消防署(市町村)	59	22	55	93.30%



<同報系防災行政無線の整備例 (河北町) >

<県内緊急消防援助隊車両更新計画 > (単位								
種類	2年度	3年度	4年度	5年度	合 計			
消防ポンプ自動車		1			1			
水槽付消防ポンプ自動車	1				1			
救急自動車	2	1	1		4			
救助工作車		1			1			
支援車			1		1			
合 計	3	3	2		8			
概算額(百万円)	140	140	110		390			



<緊急消防援助隊の更新予定車両>

平成30年9月の北海道胆振東部地震

緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、 県警察広域緊急援助隊、保健師(4名)、看護師(1名)、

避難所運営支援(30名)、罹災証明交付支援(20名)等



北海道厚真町 (避難所運営・罹災証明書交付)

令和元年10月の東日本台風

緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、 県警察広域緊急援助隊、保健師(延べ117名)、 罹災証明交付支援(延べ40名)



宮城県角田市 (罹災証明書交付)

山形県担当部署: 防災くらし安心部 防災危機管理課 TEL: 023-630-2230/2255

消防力の充実・強化のための財政措置の拡充等

【総務省 消防庁総務課】

【提案事項】 | 予算拡充 | 制度創設 |

全国的に自然災害が頻発、激甚化している中、迅速かつ的確な災害対応が重要であるため、地域の消防力の充実強化及び消防防災へリコプターの安全な運航体制の整備・強化が必要であることから、

- (1) 市町村の消防施設設備整備や、県が運営する消防学校の訓練用資機材整備のため、「消防防災施設整備費補助金」の適用範囲を拡充すること
- (2) 「消防防災へリコプターの運航に関する基準」に基づく安全な運航を確保するため、操縦士の養成及び確保する体制の整備を図ること。また、都道府県への財政支援を拡充すること。 新規

【提案の背景・現状】

- 消防庁の「消防力の整備指針」等により、市町村が目標とすべき消防用施設や設備、 人員数が示されているが、本県の充足率は、消防本部が有する消防ポンプ自動車が 94.1%、はしご自動車が72.7%、消防水利が67.4%と、当該基準を満たしていない。
- 「消防防災施設整備費補助金」において、常備消防車両が補助対象外となっている。 耐震性貯水槽は、豪雪地帯にあって不可欠な「立上り吸水管」が、補助基準に加算され ていないほか、補助率が 1/2 とされているものの、実際の補助率は実整備費の 3 割程度 に留まっている。
- 県が運営する消防防災へリコプターや消防学校の経常的な経費は、普通交付税で措置 されているものの、ヘリコプターの修繕や消防学校で使用する訓練車両の整備等には措 置されておらず、財源確保に苦慮している。
- 特に消防学校については、石油コンビナート災害やNBC災害、救急業務の高度化な どの多様な課題への教育訓練が求められる中、これに対応する訓練用車両や各種資機材 の整備が進まず、実践的な訓練が十分にできていない状況である。
- 近年の消防防災活動において、優れた機動性を持つ消防防災へリコプターへの期待が高まる一方、多発する墜落事故等を踏まえ安全性の向上が課題となっている。消防庁は、都道府県知事等に対し、令和元年9月「消防防災へリコプターの運航に関する基準」を勧告し、二人操縦士体制の導入や教育訓練の更なる充実など安全な運航体制の整備を求めている。

- 市町村と連携し、消防防災施設整備費補助金等既存の補助制度を活用し、計画的な消 防力の整備に取り組んでいる。
- 市町村と連携し、消防設備更新の際には消防学校設備として再利用することにより教育訓練の維持を図っている。
- 「消防防災へリコプターの運航に関する基準」を受け、二人操縦士体制の導入をはじめとする安全な運航体制の確保に向け検討を行っているが、人材確保や教育訓練の充実に必要な財源確保が課題となっている。

- 「消防防災施設整備費補助金」において、消防用車両整備費等の補助対象項目への 追加、補助基準額の引上げ、耐震性貯水槽の立上り吸水管整備経費の追加等、地域の 実情に応じた財政措置の拡充が必要である。
- 消防防災ヘリコプターの修理部品・資機材調達、基地等の維持管理には多額の費用 が必要であり、特に<mark>修繕等への財政支援がないことから、支援措置</mark>が必要である。
- 消防学校の運営経費については、消防学校費として普通交付税措置されているものの、訓練用車両の整備費は補助制度がなく、高額な救助工作車などの更新に要する経費を補助対象とすることが必要である。
- 消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制の導入に向けては、全国的に操縦士が不足しており、操縦士の資格取得には多大な時間と費用を要することから、政府において、操縦士志願者増加策や経済的負担支援策など、消防防災ヘリコプター操縦士の養成及び確保の取組みを行う必要がある。
- 消防庁の運航に関する基準勧告では、二人操縦士体制のための人材育成費や運航委 託費が増加するとともに、運航安全管理者の配置やシミュレーターを用いた緊急操作 訓練の実施等、安全運航に要する費用が新たに発生することから、財政支援の充実が 必要である。

〈「消力の整備論」、等に基づく県内整備状況

		平成31	年4月1日現在
設備等	整備證等算定数	整備数	整備率
はしご自動車	11台	8台	72. 7%
消防ポンプ自動車(署所管理分)	85台	80台	94. 1%
救急自動車	69台	67台	97. 1%
消防水利	27,927箇所	18,823箇所	67. 4%

山形県消防防災へリコプター 「もがみ」



耐震性貯水槽

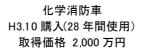




立上り吸水管

消防学校訓練用車両







救助工作車 H3.3 購入(29 年間使用) 取得価格 3,200 万円

山形県担当部署:防災くらし安心部 消防救急課 TEL:023-630-2226

日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と 津波防災対策への支援の拡充

【内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)】

【文部科学省研究開発局地震·防災研究課】

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課、都市局都市安全課、

水管理 · 国土保全局砂防部保全課海岸室】

【提案事項】予算拡充

日本海側は、東北地方太平洋側と比較して津波の到達時間が短いため、大地 震発生時における沿岸住民の速やかな避難など津波防災対策を一層推進する 必要があることから、

- (1) 日本海東縁部における地震・津波観測体制を充実・強化すること
- (2) 津波防災対策への支援を拡充すること

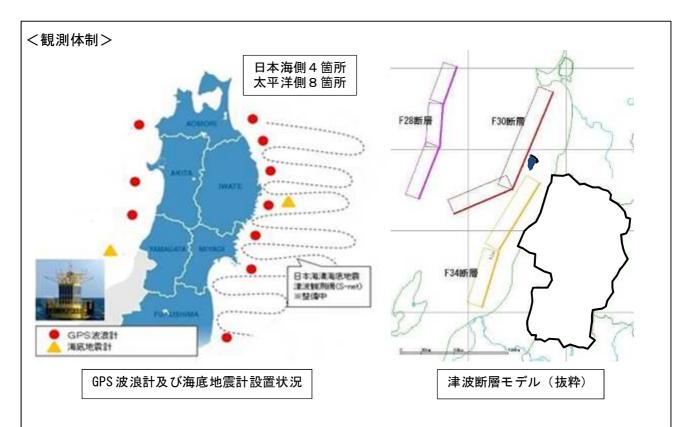
【提案の背景・現状】

- 日本海側における統一的な津波断層モデルの公表を受け、本県を含む日本海側の道府 県は、津波防災地域づくり法により「最大クラスの津波」に係る津波浸水想定や津波災 害警戒区域の指定に取り組むなど、これに基づく津波防災対策を推進している。
- 東北地方太平洋側にはGPS波浪計や海底地震計8箇所と日本海溝海底地震津波観 測網(S-net)が整備されているのに対し、日本海東縁部の海域にはGPS波浪計3箇 所と調査観測・研究用の海底地震計が整備されているのみである。

【山形県の取組み】

- 〇 平成 26 年 8 月公表の津波断層モデルを踏まえ、津波防災地域づくり法に基づく津波 浸水想定を設定し、被害想定と併せて平成 28 年 3 月に公表している。
- この津波浸水想定では、津波最高水位が最大 16.3 m、高さ 20 cm の津波の最短到達時間が 11 分から 1 分未満と大変厳しい結果となっている。
- 被害想定では、発災後すぐに避難を開始した場合、人的被害を最大 95%減少させる ことができる結果となっている。
- 〇 平成31年3月に東北初となる津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定を遊佐町において行った。さらに、酒田市・鶴岡市も令和2年3月に指定済である。これにより本県沿岸部の指定は完了している。
- 指定が完了したこれらの市町が避難誘導案内標識(夜間の避難に対応した視認性の高いもの)を設置する際には、県独自の補助を行っている。

- 東北地方太平洋側と比較して津波の到達時間が短いことから、沿岸住民の速やかな避難のためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を急ぐ必要がある。
- 住民による速やかな避難を軸とした津波防災対策を推進するには、避難場所・避難路の整備や、津波防災地域づくり法に基づく市町村の推進計画の作成等を円滑に進める必要があり、整備についての国庫負担割合の引上げ、推進計画を作成する市町村への財政支援の拡充が不可欠である。



日本海側の観測計器数は、太平洋側に比べて少ない。しかも、断層が近距離にあるため、津波到達までの時間が限られている。

<避難行動パターンの比較による人的被害の差異(死者数)>

*ロカモド 水二番上、2カー・・・			F30斷層		F34断層		
避難行動パターン	単位	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10, 280	11,710	10, 630	10, 250	11, 410	10, 480
人的被害(死者) 早期避難者比率 が低い場合	人	2, 610	3, 070	2, 830	5, 060	3, 130	4, 580
			-				
人的被害(死者) 全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小數点以下四拾五入)	%	95	94	92	81	92	86

※ 上表では、断層別に次のマグニチュードを想定している。 F30 断層…7.8、F34 断層…7.7

山形県担当部署:防災くらし安心部 防災危機管理課 TEL:023-630-2654

常時観測火山における観測体制の充実及び避難施設整備に 係る財政支援の拡充

【内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)】 【文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課】 【国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課、保全課】 【国土交通省 気象庁 地震火山部 管理課、火山課】

【提案事項】予算拡充

御嶽山の噴火災害等を踏まえ、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く 捉え伝達することが重要であり、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難 体制の整備が必要であることから、

- (I) 火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火による被害を最小限にするため、本県の常時観測火山(鳥海山)における観測体制の充実・強化に取り組むこと
- (2) 突発的な噴火から身を守るために必要な、退避壕や退避施設等の避難施 設整備に対する財政支援を拡充すること 新規

【提案の背景・現状】

- 平成26年9月に発生した御嶽山の噴火災害や、平成30年1月に発生した草津白根山の噴火災害では、火口周辺において、噴石等により多くの登山者等が死傷するなど、大きな被害が発生した。
- 活動火山対策の強化を図るため、平成27年7月に活動火山対策特別措置法が一部改正され、同法に基づく基本指針に沿って、火山監視観測体制の充実や噴火に備えた施設の整備などを推進することとされた。
- 本県の常時観測火山である鳥海山では、国内有数の広い想定火口域に対応した充分な 観測機器や避難施設が設置されていない。

【山形県の取組み】

- 本県では、火山毎に設置した火山防災協議会において、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、被害想定等を踏まえた噴火警戒レベルの設定や火山防災対策など、 警戒避難体制の検討を行っている。
- 平成 27 年 10 月に蔵王山、平成 30 年 5 月に吾妻山、平成 30 年 10 月に鳥海山において、噴火警戒レベルに応じた周辺住民、登山者・観光客等を対象とした避難計画を策定した。
- 平成30年1月に蔵王山、同年9月に吾妻山に火口周辺警報(噴火警戒レベル2)が発表された。気象台が火山観測により噴火の予兆現象を的確に把握して警報等を発表し、その情報を速やかに伝達するとともに、関係機関が一連の防災対応を実施することにより、地域住民や火口周辺の観光地を訪れる観光客等の安全確保を図った。

【解決すべき課題】

○ 蔵王山及び吾妻山に一定程度の観測機器が設置された一方で、国内有数の広い想定火口域を有する鳥海山においては充分な観測機器が設置されていないことから、観測体制の充実・強化のため、監視カメラや地震計の増設が必要である。

- また、噴火による被害を最小限にするためには、予兆現象の把握による噴火前の避難 及び入山規制の実施や、突発的な噴火時に登山者等が緊急的に身を隠す避難施設の整備 が必要である。
- 鳥海山においては、突発的な噴火時に避難することとしている山小屋等 18 施設のうち 12 施設が木造であり、噴石に耐えるための屋根等の補強や、退避壕等の設置に取り組む必要があるため、消防防災施設整備費補助金の避難施設整備に係る補助率の引上げ等、財政支援の拡充が必要である。



<火山観測用遠望カメラ>



<退避壕(アーチカルバート型)>



山形県担当部署:防災くらし安心部 防災危機管理課 TEL:023-630-2654

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)】

【提案事項】制度改正

現行の被災者生活再建支援制度の適用基準では、被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合や被災者間に不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) 支援金の支給対象を半壊まで拡大すること
- (2) 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、同一災害による全ての被災区域を支援の対象とすること

【提案の背景・現状】

- 令和元年6月の山形県沖を震源とする地震では、県内の観測史上最大となる震度6弱を記録し、鶴岡市を中心とする庄内地域において、半壊4棟、一部損壊900棟超という住宅被害が発生した。被災者生活再建支援法の適用には至らなかったが、仮に適用されていたとしても、大規模半壊に至らない被害は支給対象にならず、被災者にとって大変大きな負担となっている。
- 令和元年10月の東日本台風による災害では、同一の台風により東北や関東全体で被害が発生したにもかかわらず、市町村毎の被害状況の違いにより、被災者生活再建支援 法の適用に差が出ている。
- 地震や台風等の災害により被災した県内自治体からは、適用範囲の拡大等、被災者生活再建支援制度の充実について要望が出されており、全国知事会でも、平成30年7月に支援制度の検討組織を立ち上げ、「支援金の支給対象を半壊まで拡大すること」などを内容とした提言をまとめ、政府に対して要望を行っている。

【山形県の取組み】

- 山形県沖を震源とする地震及び東日本台風により半壊以上の被害となった世帯に対して、県独自の見舞金を支給した。
- 山形県沖を震源とする地震では、住宅の復旧が生活を再建するうえで極めて重要であったため、住宅被害の状況を踏まえ、新たに「被災住宅復旧緊急支援事業」を創設し、 被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。

- 半壊世帯の場合、相応の再建費用がかかる場合があるにもかかわらず、支援金の支給 対象外となり迅速な生活再建に結び付かない事例があるため、適用範囲を見直す必要が ある。
- 複数の都道府県・市町村にまたがる災害にもかかわらず、市町村の区域によっては支援の要件にあてはまらず、制度が適用される市町村とされない市町村とが発生し、被災者間に不均衡が生じる事例があるため、対象区域を見直す必要がある。

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

住家の屋根瓦が破損・落下し、 ブルーシートによる応急対応を 実施(鶴岡市小岩川地区)





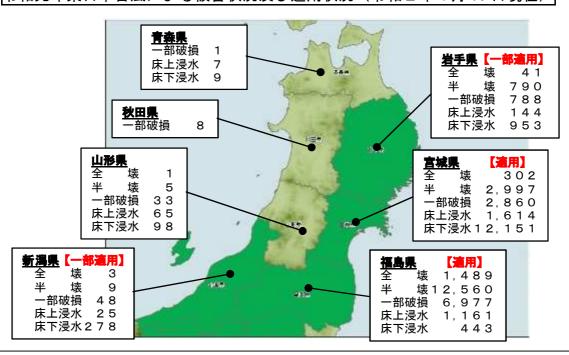
屋根瓦が落下した 住居と屋根瓦 (鶴岡市小岩川地区)



被災者生活再建支援制度の見直し検討結果(全国知事会)より抜粋

被災者生活再建支援法は、現行規定の「生活基盤に著しい被害」として、全壊、解体、長期避難、大規模半壊を支給対象としている。これは、所有する住宅を失うことは生活基盤に大きな影響を与えることから支給対象としている。全壊、半壊等が、どの程度の被害が出ているかを算出すると、全壊が約24百万円、大規模半壊が約14百万円、半壊が約10百万円、その他が約3百万円となる。半壊の場合は、約10百万円程度の損害が発生している状況にあるため、「生活基盤に著しい損害」を受けている可能性が高い。

|令和元年東日本台風による被害状況及び適用状況(令和2年4月10日現在)



山形県担当部署: 防災くらし安心部 防災危機管理課 TEL: 023-630-2230

冬期間の安全・安心な交通を確保する雪対策の強化

【国土交通省 大臣官房 技術調査課、総合政策局 公共事業企画調整課、 道路局 環境安全・防災課、航空局、気象庁】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

冬期間の安全な道路交通と航空機の離着陸の安全性を確保するため、風雪対策経費の充実及び支援制度の拡充が必要であることから、

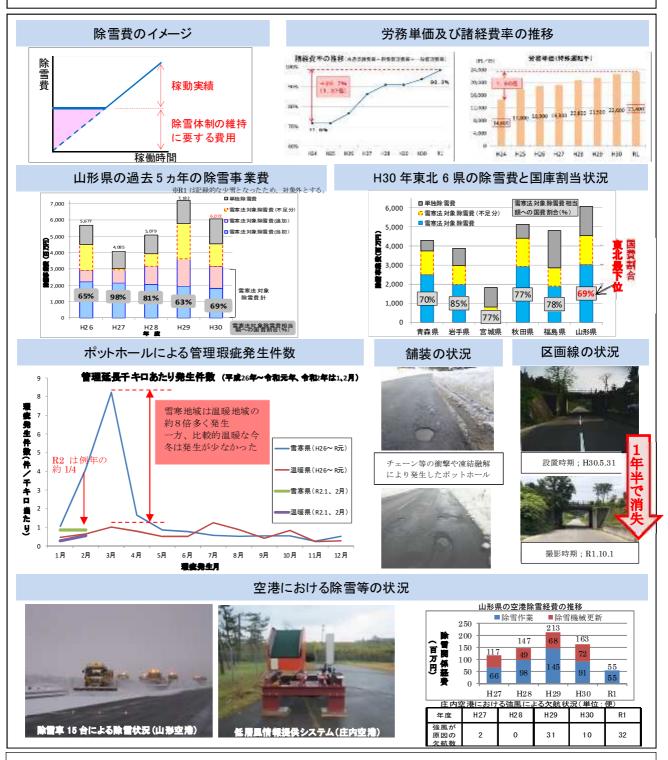
- (1)除雪機械稼働等の有無にかかわらず、少雪・無雪時においても除雪体制の 維持に要する費用を交付金の対象とすること 新規
- (2) 雪寒事業費について十分な予算を確保すること
- (3) 雪国の舗装等の損傷は低温・凍結融解などの影響を受けることから、雪寒事業の対象とすること 新規
- (4) 冬期間の安全な空港運営を確保するため、除雪経費を支援する補助制度の 創設を行うこと
- (5) 冬期間の風による影響が大きい庄内空港等において、「低層風情報提供シ ステム」を航空気象業務として導入すること

【提案の背景・現状】

- 少雪時においても除雪体制の維持に必要となる<mark>除雪機械オペレーターの確保費用は</mark> 除雪受注者負担となっている。
- 雪寒法に基づく<mark>国費の配分額が不足</mark>していたが、近年の労務単価の高騰や諸経費率 の上昇によりさらに深刻な状況となっている。
- 積雪寒冷地の舗装は、冬期間の路面の凍結・融解作用やチェーンを装着した大型車の 通行等により損傷を受けやすく、冬期間の「路面のポットホール」に係る管理瑕疵発生 件数は、温暖な地域の約8倍発生している。
- 空港の除雪作業および除雪車両更新に係る経費は維持管理費の約4割を占め大きな 負担となっているが、補助制度がなく全て単独事業で対応している。
- 庄内空港では、特に冬期間において乱気流の発生が多く、乗客からも不安の声が寄せられており、航空業界団体からは対策が求められている。

- 除雪機械オペレーターの人件費など待機及び最低補償制度を少雪に対応できるよう 検討している。
- 過去5ヶ年の道路除雪費の雪寒法対象除雪費に対する国費(交付金・補助金対象事業費)の割合は、当初配分で約40%、最終的な追加配分を含めると約75%となり、財政状況が厳しい中において、不足分を単独事業でカバーしている。
- 冬期間に破損された舗装の補修や区画線の再設置は県単独費により対応している。
- 山形空港では15台、庄内空港では14台の除雪機械で除雪を行い、冬期の安全確保に 努めている。
- 庄内空港では平成30年度~平成31年度にかけて、「低層風情報提供システム」の実 証試験を行っており、パイロットからの評価も高く継続運用の要望が多かった。

- 交付金で<u>除雪体制の維持に要する費用を対象とするよう財政支援が必要である</u>。
- 雪寒事業費について実情に合った十分な予算の確保が必要である。
- 積雪寒冷地における道路損傷原因は、雪国特有の過酷な環境等にあるため、舗装補修 及び区画線の再設置については<mark>雪寒事業としての財政支援が必要</mark>である。
- 安全な冬期間の空港運営のため、除雪作業経費の負担軽減及び除雪機械の適切な更新 が必要である。
- 冬期の安全な離着陸を支援するため、航空気象業務として<mark>低層風情報システムの導入が必要</mark>である。



山形県担当部署:県土整備部 道路保全課 TEL:023-630-2608、2904

県土整備部 空港港湾課 TEL: 023-630-2447

いきいき雪国やまがたの実現に向けた 総合的な雪対策の推進

【総務省 自治財政局地域自立応援課、自治財政局財政課】 【国土交通省 国土政策局地方振興課】

【提案事項】 予算拡充 予算創設 制度創設

短期集中的な降雪から住民の生命と財産を守る「雪に強いまちづくり」を推進するとともに、少子高齢化を伴う人口減少に対応した、持続可能な地域除排雪体制を構築するため、

- (1) 豪雪地帯に対して、過疎地域や離島等の他の条件不利地域に準じた総合 的な財政措置を講ずる制度の創設を図るなど、特に特別豪雪地帯に対する 財政支援の充実を図ること
- (2) 高齢者世帯の間口除雪など、地域の実情に応じた多様な除排雪の取組みが効果的・継続的に展開されるよう、広域で登録・マッチングが可能な、企業 や大学等の除雪ボランティアを活用できる仕組みを創設すること
- (3) 雪下ろし・除排雪の自動化や省力化、雪氷熱の利活用等、快適な雪国の生活を実現する技術の研究開発から製品化までの支援制度を創設すること

【提案の背景・現状】

- 全国有数の豪雪県である本県は、高齢化や過疎化が急速に進行する中、雪下ろしや除 排雪を行うことが困難な世帯が増加しており、<mark>高齢者を中心に雪害事故も多数発生</mark>して いる状況にある。
- 地域における除排雪の取組みに関しては、国土交通省の地域除排雪体制の立ち上げに 係るモデル事業などがあるものの、離島地域等で措置されている交付金制度がないな ど、政府の施策展開が十分とはいえない。
- 地域住民の大きな労力となっている除排雪の省力化等に資する技術の研究開発の促進が求められているが、豪雪地帯の課題解決のための技術イノベーションに対する支援制度は、現在のところ存在しない。

【山形県の取組み】

- 平成30年12月に総合的な雪対策の条例としては東日本で初めてとなる「いきいき雪国やまがた基本条例」を制定。令和2年3月は条例に基づき第4次雪対策基本計画を策定し、雪に関する施策を総合的に展開している。
- 地域における多様な雪対策の促進に向け、「いきいき雪国やまがた推進交付金」(平成 24 年度創設)による市町村への支援や、ボランティアの登録制度による担い手確保に 取り組んでいる。

- 減災の観点からの道路や消雪設備等の整備や、広域ボランティアの効率的・効果的な活用等、地域の実情に応じた除排雪体制の仕組みづくりの促進が大きな課題である。
- 冬期間の快適な生活の実現と産業振興を図り、豪雪地帯への人口定着を図る。

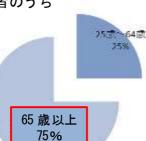
<山形県における雪害事故の発生状況(過去10年間)>

(人)	
R1	

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
死傷者数	232	311	167	102	139	48	92	170	67	14
死者数	17	17	14	3	7	3	5	16	10	0

<雪害事故の年齢割合(H30年度)>

・雪害事故の被害者のうち 3/4 が高齢者





(要援護者世帯の状況)

<豪雪地帯における経費負担増嵩の例>

・ 光熱水費の負担 (都道府県別)

1世帯あたり1か月の支出額

	. = 1,7 0570	7 1 70 71 072		•	(円)
1	山形県	28, 526	43	山口県	18, 880
2	新潟県	25, 542	44	高知県	18, 644
3	秋田県	25, 468	45	大分県	18, 635
4	青森県	25, 018	46	鹿児島県	18, 526
5	岩手県	24, 239	47	宮崎県	17, 944

出典:「平成 26 年全国消費実態調査」

※負担額上位 10 県全てが、豪雪地帯の指定

(特豪含む) を受けている

<豪雪地帯等の指定状況>

- 県内35市町村全てが豪雪地帯
- ・さらに26市町村が特別豪雪地帯 (うち3市町は一部区域のみ特別豪雪地帯)



<広域除雪ボランティアの状況(R元年度)> ボランティア登録者数 987 人



※企業の自主的な CSR の取組みも始まって いる (H30 年度 70 名 (尾花沢市))

<他の条件不利地域における交付金の例>

<u> </u>			
区	分	根拠法	交付金措置
豪	雪	豪雪地帯対策特別措置法	なし
離	島	離島振興法	離島活性化交付金(H25 創設)
山	村	山村振興法	山村活性化支援交付金 (H27 創設)
過	疎	過疎地域等自立促進特別措置法	過疎地域等自立活性化推進交付金
半	島	半島振興法	半島振興広域連携促進事業 (H27 創設)

山形県担当部署:みらい企画創造部 移住・定住推進課 TEL: 023-630-2680

日本海沿岸部における北朝鮮からの漂流・漂着船等への対応強化

【内閣府 国家公安委員会 警察庁 警備局 外事情報部 外事課】

【法務省 出入国在留管理庁 総務課】

【農林水産省 水産庁 資源管理部 管理調整課】

【国土交通省 海上保安庁 総務部 政務課】

【提案事項】規制継続

北朝鮮からと見られる木造船の漂流・漂着や北朝鮮漁船による違法操業による影響が及んでおり、海上・沿岸警備の強化等が必要であることから、

- (1) 外国漁船の漂流・漂着等を未然に防ぐとともに、我が国の漁船など船舶の海上での事故を防止するため、また、外国からの不法入国・不法上陸を防止するため、関係機関が連携して海上・沿岸警備を強化すること
- (2) 大和堆水域をはじめとする我が国の排他的経済水域における<mark>違法操業の</mark> 取締りを引き続き強化すること
- (3) 沿岸住民や漁業者等の不安を払拭するため、地元自治体及び漁業者等に対して、漂流物の情報等の迅速かつ正確な情報を提供すること
- (4) 日本海沿岸部への北朝鮮からの漂流・漂着船等への対応については政府 が責任を持って対処すべきであり、自治体がこれらに要した経費については、 政府が全額措置すること

【提案の背景・現状】

- 北海道・東北地方の日本海沿岸各地に北朝鮮からと見られる乗員や遺体を伴った木造 船の漂流・漂着等が相次いでいる。
- 大和堆をはじめとする排他的経済水域で北朝鮮漁船が違法ないか釣り操業を行うな ど、本県いか釣り漁船の操業に甚大な悪影響を及ぼしている。
- 平成 29 年 8 月以降、全国知事会や北海道東北地方知事会は政府に対し、違法操業の取締り強化について要望しているところである。
- 朝鮮半島からのものと思料される漂流・漂着船の処分に係る経費については、県及び 地元自治体が負担しているが、財源については、政府が補助事業や特別交付税により、 全額措置されている。
- 漂着した身元不明の遺体の処理は地元自治体が対応し、その経費は、県が負担している。その財源については、県に対し普通交付税措置がされているものの、実質的に、県に財源負担が発生している。

- 県、沿岸市町、消防、警察、酒田海上保安部、山形県漁業協同組合などの関係機関による「庄内沿岸への漂流・漂着船等に係る関係機関連絡調整会議」を開催し、情報共有を図っている。
- 「庄内沿岸への漂流・漂着船等に関する対応マニュアル」を作成し、関係機関と共有 している。(令和元年4月1日に第4版に改定)

- 県、沿岸市町、警察、酒田海上保安部で連携して、沿岸住民に対して漂流・漂着物等 への注意を呼びかけるチラシを作成・配布している。
- 平成29年8月1日、平成30年11月2日に本県から政府に対し、違法操業の取締り強化と排除の要望書を提出するとともに、現場レベルでは水産庁漁業調整事務所や海上保安部に取締り強化を依頼している。

- 大和堆をはじめとする排他的経済水域での違法操業が原因と考えられる木造船などの漂流・漂着等は、海上事故や漁業への甚大な影響が懸念され、漁業関係者に大きな不安を与えていることから、排他的経済水域での違法操業の取締りは、引き続き政府による対応が必要である。
- 漂着した身元不明の遺体の処理に係る経費については、実質的に、県に財源負担が発生していることから、これらに要した経費については、政府が全額措置する必要がある。

【朝鮮半島からと思われる漂流・漂着件数等】(令和2年5月14日現在 海上保安庁調べ)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
漂流•漂着件数	104 件	225 件	158 件	61 件
遺体	35 遺体	14 遺体	5 遺体	0 遺体
生存	42 名	0 名	6 名	0 名

【本県海岸に漂着した木造船等の状況】(山形県調べ)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
漂着件数	5 件	18 件	13 件
遺体確認	11 遺体	0 遺体	0 遺体

※平成29年度は11月以降







庄内沿岸への漂流・漂着船等に係る 関係機関連絡調整会議

山形県担当部署:防災くらし安心部 防災危機管理課 TEL:023-630-2231

農林水産部 水産振興課 TEL: 023-630-2477 健康福祉部 地域福祉推進課 TEL: 023-630-2274

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府 消費者庁 総務課】 【内閣府 消費者庁 地方協力課】

【提案事項】 予算継続 予算拡充

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移し、また内容も深刻化している。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症や特別定額給付金に関連した相談をはじめ、住民の生活に密接に関わる相談に直接向き合うことになるため、地方自治体における消費者行政サービスの維持・充実は重要な課題である。このため、「地方消費者行政強化交付金」を地方のニーズに適応した制度内容とすることが必要であることから、

- (1) 人的・財政基盤のぜい弱な自治体が、一定水準の消費者行政サービスの 提供を維持できるよう、交付金の必要額を確保すること
- (2) 地方の実情を反映した制度となるよう、強化事業の事業メニューの拡大を 図るとともに、補助期間の延長を図ること

【提案の背景・現状】

- 平成30年度政府予算で新設された地方消費者行政強化交付金(以下「強化交付金」という。)について、多くの自治体の財政状況は依然として厳しく、消費者に直接向き合う自治体における消費者行政サービスの大幅な低下が懸念されることから、消費者行政の維持・充実を図るために強化交付金の必要額を確保する必要がある。
- 「強化交付金」の「強化事業」について、ICTに関連する高齢者の消費者トラブル 防止に向けた啓発に係る事業メニューが無いなど対象事業が限定されており、地方が真 に必要としている課題に対応しているとは言い難く、また、補助期間は最長3年である が、例えば、成年年齢引下げに係る若年者への消費者教育の推進等の重要課題に継続し て取り組むには3年では短く、効果的な事業展開ができない。

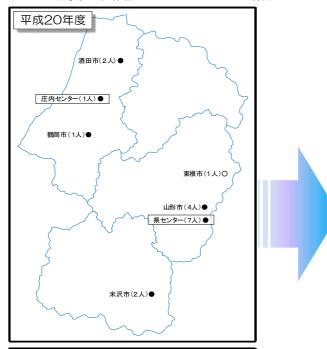
【山形県の取組】

○ 県独自の取組として、消費生活サポーター(県民ボランティア)や消費生活センターのキャラクターを活用した消費者教育・消費者啓発を実施するとともに、成年年齢引き下げを見据え、自立した消費者を育成するため、大学と連携した「消費者ホットライン188」の周知のためのパンフレットの作成など啓発活動を積極的に行っている。

【解決すべき課題】

○ 消費者に直接向き合う自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を推進していくためには、地方のニーズに沿った財政支援となるよう、事業メニューの拡大や補助期間の延長とともに、交付金予算の拡充が必要不可欠である。

図1:消費生活相談ネットワークの整備状況



	県	市町村
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人
PIO-NET配備	2か所	4か所

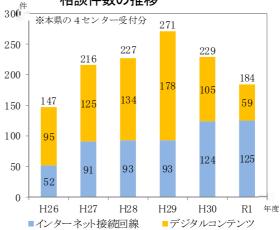
__ 令和2年度 (4月1日現在) 遊佐町★ 酒田市(3人)●★ 金山町(1人)〇 三川町★ 新庄市(2人)● 庄内センター(1人)● 最上センター(1人)● 庄内町★ 鶴岡市(2人)● 尾花沢市(1人)〇 村山市(1人)О☆ 河北町☆ 西川町☆ | 実河江市(1人) ●☆ 東根市(1人) ●☆ | 大江町☆ 天童市(1人) ●☆ | 中山町(1人) ○☆ 山辺町(1人) ○☆ 朝日町☆ 山形市(6人)●☆ 県センター(6人)● 上山市(1人)●☆ 長井市(1人)● 南陽市(1人)〇 米沢市(2人)● ☆:連携中枢都市圏に よる連携体制 置賜センター(1人)● : 定住自立圏構想に よる連携体制

	県	市町村
消費生活センター	4 か所	10か所
消費生活相談員	9人	26人
PIO-NET配備	4 か所	19か所

図2:県・市町村における消費者行政予算の推移



図3:60代以上におけるICT関係の 相談件数の推移



本県の特色ある消費者教育・啓発関係事業例



写真上: 消費生活サポーター 委嘱状交付式及び 研修会の開催

写真下:

東北芸術工科大学の学 生が作成した「消費者 ホットライン188」 パンフレット





写真上: 消費生活センターキャ ラクター"ケロちゃん" を活用した啓発活動(消 費者力アップイベント)

啓発チラシの作成



山形県担当部署:防災くらし安心部 消費生活・地域安全課 TEL:023-630-3306

医師偏在の是正や自治体病院への経営支援強化等 ~地域住民が安心して暮らせる医療提供体制の構築~

【総務省自治財政局準公営企業室】

【厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課 保険局医療課】

【提案事項】予算拡充

人口減少・高齢社会が急速に進展している中、地域において必要な医療提供 体制の確保を図るとともに、持続可能な病院経営を確立するため、

- (1) 医師の都市部への偏在を是正し、地域で医師が定着するためのより実効性のある対策を講じること
- (2) 都道府県が実施する医療従事者の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の拡充及び柔軟な運用を行うこと
- (3) 自治体病院の実態に即して、運営費や施設・設備整備、再編・ネットワーク 化等に係る地方財政措置の更なる拡充等を行うこと
- (4) 消費税率10%への税率引き上げに伴い、医療機関に消費税相当額に係る持ち出しが生じていないか検証し、持ち出しが生じている場合は、速やかに対応すること

【提案の背景・現状】

- 平成 16 年度に新医師臨床研修制度(2年間の臨床研修の必修化、研修先病院の選択の自由化等)が導入されて以降、<mark>臨床研修医の都市部集中等</mark>が生じ、医師の地域偏在が顕在化した。
- 平成30年度から開始された<mark>新専門医制度</mark>については、専門医の質を担保し、患者や家族にとって受診の指標となるものと期待されるものの、都道府県間・地域間の<mark>医師偏在を助長</mark>するのではないかなどの懸念が強い。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医師・看護師などの医療従事者の不 足の解消に向けた施策を展開しているところであるが、同基金は地域ごとの実態を反映 できる運用方針となっていない。
- 医療機器や医療情報システムの維持修繕費、派遣医師以外の臨時医師(医師個人との雇用契約)に係る人件費や再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立等への財政措置が不十分であることに加え、会計年度任用職員に係る人件費など、地方自治体は、地域医療体制を維持・確保していくため交付税措置額を大幅に超える多額の繰出を余儀なくされている。
- 診療報酬によって措置されている額を超えて医療機関が負担している消費税は経営 を圧迫している。

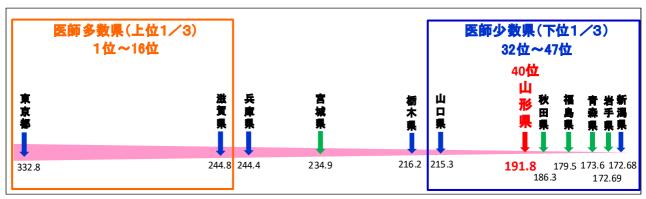
【山形県の取組み】

- 平成30年7月の医療法改正を受け、本県では地域医療対策協議会を設置し、厚生労働省が示した医師偏在指標に基づき、医師確保計画を策定している。
- 本県は全国順位で下位3分の1にあたる医師少数県となり、令和5年度までに県全体でさらに80名の医師確保が必要とされたため、自治医科大学の運営への参画や医師修学資金の貸与、さらに、臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスの開催などに取り組んでいる。

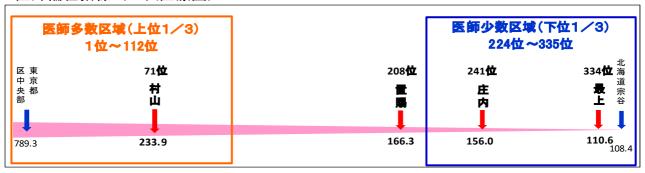
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策をより実効的に進めていくには、
 - ・臨床研修制度及び新専門医制度において、都市部における研修医の募集定員を絞り込み、受入人数を大幅に削減するなど運用の見直し
 - ・都市部で研修を終えた医師に出身大学や出身地の都道府県での勤務を促すなど、若手 医師が地域に分散される仕組みの創設
 - ・都道府県知事から大学に対して要請できる地域枠の設置、増員について、各地域での 合意形成を促進するための厚生労働省の積極的な対応 などが必要である。
- 医療従事者の確保・定着に向け、地域医療介護総合確保基金については、医師修学資金制度等を一律の基準によらない、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする必要がある。
- 地域の医療提供体制を維持・確保していくためには、自治体病院の経営の実態に即した次に掲げる財政支援が必要である。
 - ・救急や感染症など不採算部門を抱える自治体病院の運営実態を踏まえた交付税措置の 実施、施設・設備の維持修繕経費や臨時医師の人件費等の繰出基準の対象拡大、会計 年度任用職員に係る人件費への交付税措置の充実
 - ・電子カルテをはじめとする医療情報システムの標準化の推進
 - ・病院の再編・ネットワーク化に向けた新たな経営主体の設立時の出資を交付税措置の 対象とすることや、地域における医療機能の分化・連携を伴う単独病院の建替えに係 る交付税措置の拡充 等
- 医療機関で消費税相当額の持ち出しがないか、引き続き検証していく必要がある。

医師偏在指標 (三次医療圏)



医師偏在指標 (二次医療圏)



山形県担当部署:健康福祉部 医療政策課 TEL: 023-630-3133

みらい企画創造部 市町村課 病院事業局 県立病院課 TEL: 023-630-3268 TEL: 023-630-2765

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】予算拡充

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度として確立し続けることが必要であることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、子育て支援の観点から子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するなど、国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充すること
- (2) 医療保険制度間における保険料負担の平準化を図るため、早期にすべて の医療保険制度の一元化を実現すること

【提案の背景・現状】

- 平成30年度の国保制度改革に合わせた毎年3,400億円の財政支援措置など、国庫による公費負担は拡充されているものの、加入者の高齢化や医療の高度化により今後も医療費の増嵩が見込まれ、国保財政運営は厳しい状況が続くことが予想される。
- 国民健康保険は、加入者の年齢構成や医療費水準が高い一方で所得水準が低い傾向に あり、被用者保険と比べて保険料負担が重いといった構造的問題を抱えている。
- 国民健康保険料のうち均等割保険料については、収入のない子どもについても賦課されているため、特に子育て世帯にとって重い負担となっている。
- 本県の国民健康保険の1人当たり平均保険料は9.9万円と被用者保険より低いものの、保険料負担率(加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したもの)は12.9%と被用者保険と比べて5.4~7.1ポイント高くなっている。
- 本県の国民健康保険加入者の約半数は、医療費が高額となる 65 歳以上の高齢者であり、今後も高齢者の割合が上昇する見通しであることから、加入者1人当たりの医療費は増加していくことが見込まれ、それに伴い本県の保険料も今後上昇することが見込まれる。

【山形県の取組み】

○ 国民健康保険法の一部改正により、平成29年11月に「山形県国民健康保険運営方針」 を策定し、平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営にあたってい る。

【解決すべき課題】

- 今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を含め、国民健康保険への財政支援 措置を一層拡充する必要がある。
- 医療保険制度間における加入者の保険料負担の平準化を図るため、早期にすべての医療保険制度の一元化を実現する必要がある。

◆各保険者の比較

平成29年度

	市町村国保	市町村国保	被用者保険		
	(山形県)	(全国)	協会けんぽ (全国)	組合健保 (全国)	共済組合 (全国)
保険者数 (H30.3月末)	32	1, 716	1	1, 394	85
加入者数 (H30.3月末)	24万人	2,870万人	3,893万人	2,948万人	865万人
加入者平均年齢	56.0歳	52.9歳	37.5歳	34. 9歳	33.0歳
加入者1人当たり 医療費	37.9万円	36.3万円	17.8万円	15.8万円	16.0万円
加入者1人当たり 平均所得	77万円	86万円	151万円	218万円	242万円
加入者1人当たり 平均保険料	9.9万円	8.7万円	11.4万円	12.7万円	14.2万円
保険料負担率	12.9%	10.1%	7.5%	5.8%	5.9%

出典:厚生労働省保険局国民健康保険課資料、平成29年度国民健康保険実態調査 平成29年度山形県国民健康保険事業年報

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況(山形市在住、年間所得 255 万円の場合)



+88,500円の負担増 (子どもに係る均等割 29,500円×3人の負担増)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

	Н26	H27	H28	H29	H30(速報値)
1人当たり医療費(円)	341, 954	362, 260	367, 283	378,970	385, 433
対 H26 伸び率 (%)	100.0%	105. 9%	107.4%	110.8%	112.7%

出典:山形県国民健康保険事業年報

山形県担当部署:健康福祉部 健康づくり推進課 TEL:023-630-3122

がん対策の充実と骨髄移植ドナー確保のための支援制度の創設

【厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、難病対策課 労働基準局監督課、安全衛生部労働衛生課】

【提案事項】規制強化 予算創設

がん患者もドナーも、安心して就労できる社会に向けて、

- (I) がん患者等の治療と就労の両立に向けたがん対策の充実が必要であることから、
 - ① がんの早期発見・早期治療に向け、事業者に対し労働者のがん検診受診を法改正により義務化すること
 - ② がん患者の治療と就労の両立に向け、時間単位の有給休暇の付与を義務 化すること
 - ③ がん患者の療養生活の質の向上、治療と就労の両立に向け、ウイッグ及び乳房補整具の購入費に対する補助制度を設けること
- (2) 骨髄移植ドナーが骨髄等の提供をする際の通院や入院のための休業等による影響を補う財政支援制度を設けること

【提案の背景・現状】

- がん検診の実施は、健康増進法により市町村に努力義務があるのみで、医療保険者や 事業者については任意実施となっている。
- **働きながら通院するがん患者**にとって、治療内容に合わせて日数に限りのある有給休暇を効率的に活用できる時間単位の有給休暇の需要が高まっている。
- 女性特有のがんは、働き盛り世代である 40~50 歳代から増加傾向にあり、治療に伴う脱毛や乳房切除など外見の悩みは療養生活上の大きな苦痛となることから、ウイッグや乳房補整具などは必要不可欠であるが、政府による経済的な支援制度がない。
- ドナーは、骨髄移植のため7日程度の入院や通院が必要であることから、自営業者やパート・アルバイトで働く人、主婦などについては、働けない期間がそのまま本人の負担となっている。

【山形県の取組み】

- がん患者の治療と就労の両立に向け、関係者による連絡会議を開催し連携体制を構築 するとともに、がん総合相談支援センター設置など相談体制の充実を図っている。
- がん患者に対する医療用ウイッグ購入経費の助成事業を実施しており、令和2年度から乳がん患者への乳房補整具の購入経費に対する助成も新たに実施する。
- 〇 ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成する「骨髄ドナー助成制度」を平成 28 年度 に創設 (1日あたり2万円、上限7日間)。

【解決すべき課題】

- がん患者が、その状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにするには地方 自治体それぞれの対策では不十分であり、全国統一的に対策を強化する必要がある。
- がん患者は、退職や治療に伴う長期休暇等により収入が減少する者も多く、治療費に加えウイッグや乳房補整具購入などの経済的負担が大きく、政府による経済的な支援制度が必要である。

○ 骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象としているもので、自治体の枠組みを 超えて、全国統一的に実施することが望ましいものであることから、事業の普及を図る ため、政府において、ドナーが骨髄等の提供をする際の休業等による影響を補う財政支 援を行うことが必要である。



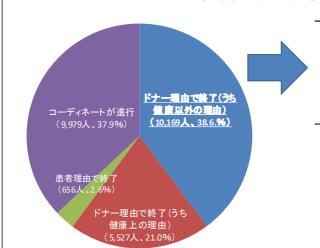
がん患者の 約<u>3人に1人</u> は<u>20~60代</u> で罹患して いる

(厚生労働省 資料より)

ウイッグの価格内訳(平成30年度申請者) 1万円台 6万円台8万円台 20万円台 6% 4% 3万円台 4万円台 5万円台 9万円台 10万円台 14% 8% 7% 19% 2万円台 7万円台 30万円台 1%

- ・女性特有のがん(乳がん・子宮がん)は、働き盛り世代である40~50歳代から増加傾向
- ・脱毛や乳房切除等の悩みや苦痛に対し、**ウイッグ・乳房補整具**は女性の患者にとって、 治療を不安なく進めていくうえで**必要不可欠**

コーディネート開始後の状況(日本骨髄パンク調べ) [平成30年度]



延べドナー登録者数(複数の移植希望者と白血球の型が適合)のうち、一定数(約 4 割)が、健康上以外の理由によりコーディネートが終了し、移植に至っていない

≪主な理由≫

- ・ 自営業であり休みが取れない
- パート勤務時間のやり繰りがつかない
- ・ 飲食店経営のため休めない (日本骨髄バンクに聞取り)

山形県担当部署:健康福祉部 医療政策課 TEL: 023-630-3172

健康づくり推進課 TEL: 023-630-3035

高齢者もその家族も安心して暮らせる社会の実現

【厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課、老人保健課 労働基準局労働条件政策課、雇用環境·均等局職業生活両立課】

【提案事項】予算拡充

高齢化が一層進展する中で、高齢者が安心して介護サービスの提供を受ける 上では、特に介護職員の確保を図る必要があることから、

- (1) 介護職員の賃金上昇及び勤務環境の改善を図り、介護人材の確保定着が 図られるような介護報酬体系とすること
- (2) 介護ロボット・ICTの導入や介護助手・運転業務専任従事者の配置等、質の高い介護サービス提供が可能となるよう介護報酬を見直すこと 新規
- (3) 介護離職ゼロに向け、介護保険サービスや介護休業制度などについての周知・普及に向けた取組みへの支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 山形県の介護分野の有効求人倍率は約4倍で介護職員不足は厳しい状況にある。
- 介護施設・事業所の運営において積雪による作業の負担が大きい一方で、山形県の介護職員の1月あたりの賃金は全国平均に比べて約2万円低い。
- 身体介護の周辺業務(送迎、給食・配膳、施設修繕など)を行う職員の不足により介護職員が代わりに行っているケースでは、質の高い介護サービスの提供に影響を与えるおそれがある。
- また、デイサービスなどの介護輸送にあたり介護職員自らが送迎車両を運転し、近年、 冬季間の凍結路面等での交通死亡事故が発生している。
- 平成29年就業構造基本調査では、介護をしている雇用者が全国で299万9千人に上り、過去1年間で介護・看護を理由とする離職者は約9万9千人である一方、介護休業制度の利用者は25万8千人にとどまっている。

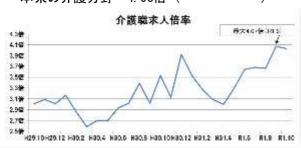
【山形県の取組み】

- 「介護職員等特定処遇改善加算」の取得を促進するセミナーを開催している。
- 介護助手の配置に向けた研修事業を実施している。
- 令和2年度は、介護ロボット、ICTの積極的な導入を図る介護事業者を支援するとともに、介護保険サービス・介護休業制度を分かりやすく解説した動画を制作し、メディアを通じて効果的にPRを実施する。

【解決すべき課題】

- 利用者に安全で安心なサービスを提供するために、介護ロボット・ICTの導入や専任従事者の配置等ができるよう、介護報酬を見直す必要がある。
- 介護分野への新たな人材の参入を促進するため、介護の魅力を正しく伝える必要がある。
- 介護保険サービス制度及び介護休業制度についてあまり詳しくない一般住民向けに、 制度の周知・普及を図るため、政府による支援施策を充実する必要がある。

- ■山形県の介護分野の有効求人倍率は上昇傾向にある。
- ■介護職員の賃金は、全産業平均に比べ、山形県で38.2千円、全国で79.9千円低い。
- ■山形県の介護職員の賃金の平均は、全国平均に比べて、20.5千円低い。
- ○有効求人倍率 (ハローワークやまがた調) 1.67倍(令和元年10月) 本県全体 本県の介護分野 4.03倍(



〇全産業及び全国との賃金比較

	介護職員	全産業平均	全産業平均 との差額
山形県	205.8千円	244.0千円	△38.2千円
全国平均	226.3千円	306.2千円	△79.9千円
全国平均 との差額	△20.5千円	△62.2千円	

出典:平成30年賃金構造基本統計調査

- ■介護ロボット、ICTの導入、介護助手の配置を制度的に推進することで、介護 職員の確保・定着化が期待できる。
- 〇山形県内の介護施設・事業所で介護ロ ボット、ICTの導入率が低い

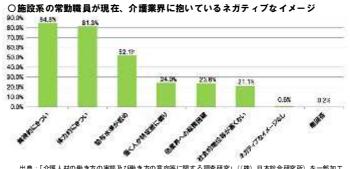
〇例えば介護助手を導入した三重県の 老健施設は介護職員の離職率が低下



- ■山形県の離職率は全国に比べ高く、医療・福祉分野の離職率はさらに高い。
- ■介護職員自身も、介護業界に対してネガティブなイメージを抱いている。

○離職率(平成29年) 全国 山形県 全業種 14.9% 17.0% 医療·福祉 14.5% 19.5%

出典: H29雇用動向調査



出典:「介護人材の働き方の実態及び働き方の意向等に関する調査研究」((株) 日本総合研究所)を一部加工

〇クリエイティブの力による介護のブラン ディング化に向け「KAiGO PRiDE@YAMAGATA トークセッション&写真展」を開催 (主催:山形県 令和2年2月)



■KAiGO PRiDE@YAMAGATA「介護職員写真展」

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課 保険局国民健康保険課】

【提案事項】制度創設 制度改正 予算拡充

全ての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現に向け、障がい者の自立及び社会参加の支援の充実・強化や、発達障がいに係る医療提供体制強化のため

- (1)重度障がい者を対象とした全国一律の医療給付制度を創設するとともに、 自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額措置を完全に廃 止すること
- (2) 障がい福祉施設の整備等を促進するため、引き続き、国庫補助予算を確保するとともに、事業規模に合わせて複数年度で活用できる基金など、地域の要望に対応できる仕組みを創設すること
- (3) 発達障がいの診療等に関し、診療実態にあった診療報酬水準に見直すとともに、通常長期の通院となることから、発達障がいについては「小児特定疾患カウンセリング料」の2年の年数制限の対象外とすること 新規

【提案の背景・現状】

- 全ての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の現実に向けて、自治体は、受療機会の多い重度障がい者への医療費の助成を行っているが、助成内容が自治体により差があるほか、全国一律でないため、他県において受療し、一時的に多額の支払いが生じる場合もある。
- 自治体が独自に現物支給により医療費を助成した場合、国民健康保険の国庫負担金が 減額されている。
- 政府は令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行することを目標として掲げているが、地方では依然として障がい者の地域移行の受け皿となるグループホーム等の整備が不十分である。
- また、医療的ケア児を受け入れる通所事業所等、ニーズの高い大規模な施設整備の要望も増えている。
- 県立こども医療療育センター等の県内医療機関では、発達障がいの診断にかかる初 診待機期間が6か月を超えるなどの長期化の問題が生じており、その背景として、診 療報酬など、発達障がいの診断に医師や医療機関が取り組みにくい環境がある。

【山形県の取組み】

- 本県では、全市町村が重度障がい者に対して医療費を助成しており、県は市町村に対 して補助金を交付している。
- 本県における社会福祉施設等整備計画にあっては、第5期山形県障がい福祉計画に資する事業や安全安心を推進する耐震化事業等を優先採択し補助することとしている。
- 発達障がいの初診待機期間の長期化に対応するため、県立こども医療療育センターに おける初診前のアセスメント体制の構築、発達障がいの診療等に対応可能な医療機関情報の公表、かかりつけ医向けの研修等を実施している。

【解決すべき課題】

- 住んでいる地域にかかわらず、障がい者が安心して等しく医療を受けるためには、**政 府による全国一律の制度が必要である**。
- 政府は、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額措置を行わないこととしているが、障がい者の自立及び社会参加を支援する取組みについても同様の扱いとすべきである。
- 本県におけるグループホームの整備について、県財政が厳しい中で、単年度事業では 採択に向けた申請を限定せざるを得ず、第5期障がい福祉計画で目標としている利用見 込み量と実利用人数との乖離を生み出す要因となっている。(R1年度の乖離数:83人)
- また、大規模及び工期が長期にわたる要望に対応するため、複数年度にわたり活用できる基金の創設など地域の実情に応じた制度を充実させる必要がある。
- 発達障がい児の適切な受診機会確保のためには、これまでの取組みに加え、<mark>診療実態に見合うよう、診療報酬水準の見直しや発達障がいを小児特定疾患カウンセリング料の2年の年数制限の対象外とする</mark>ことにより、医療機関が診療に取り組みやすい環境を整備し、医療提供体制を強化する必要がある。

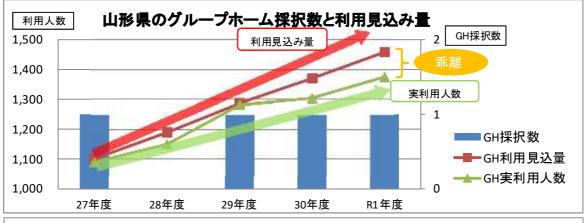
<山形県重度心身障がい(児)者医療>

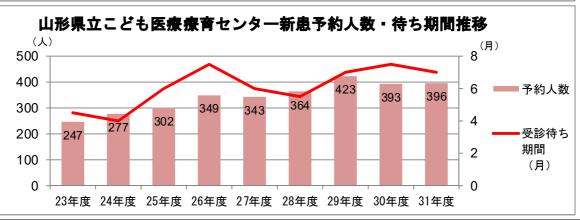
対象者	身体障害者1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 重度の障がいを持つ方で、市町村民税所得割23万5千円未満の方
助成内容	① 所得税非課税者は医療費の自己負担額を全額軽減 ② 所得税課税者は医療費の自己負担額を1割に軽減 ただし、上限額を設定(入院:57,600円、外来:14,000円)

<国庫負担金の減額措置の状況>

≪山形県重度心身障がい(児)者医療≫(試算、県計)

	" 戸 / / / / ユ/		3//3 \
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
293, 377 千円	287,627 千円	290, 353 千円	284, 198 千円





山形県担当部署:健康福祉部 障がい福祉課 TEL:023-630-2679

子育て世代の経済的負担の軽減

【文部科学省 初等中等教育局 高等教育課】 【厚生労働省子ども家庭局 保険局】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

子育てに係る経済的な不安を取り除き、安心して子どもを生み育てられる環境整備が重要であるため、出産や子育てへの経済的な支援の充実・強化が必要であることから、

- (1) 政府の制度として、子どもの医療費が中学生まで無償となる、全国一律の制度を創設するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額措置を完全に廃止すること
- (2) 不妊治療については、高額な治療費がかかることから、
 - ① 医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性 不妊治療)、及び人工授精について、医療保険の適用対象とすること 新規
 - ② 保険適用化までの経過措置として、現行の特定不妊治療費助成事業を拡充 (特に第2子以降の助成回数上限の緩和、並びに助成上限額の増)すること
 - ③不育症の治療及びがん患者の妊よう性温存治療に係る助成制度を創設すること
- (3) 放課後児童クラブについて、多子世帯や所得に応じた利用料軽減措置を 創設すること
- (4) 多子世帯における高校・大学等の教育費について、低所得世帯に限らず負担 軽減措置を創設すること

【提案の背景・現状】

- 多くの自治体が独自に子どもの医療費助成を実施しているが、助成の内容は自治体により差が生じている。小・中学生を対象とした子育て支援医療を行う市町村は、国民健康保険の国庫負担金減額措置がとられており、財政的な負担を強いられている。
- 晩婚化の影響などにより不妊に悩む夫婦が増えているが、医療保険が適用されない特定不妊治療等には高額な治療費がかかり、経済的負担が大きくなっている。また、現行の政府の助成事業では、特定不妊治療により出産した後に次子を望んでも、助成回数上限に達してしまい助成を受けられない場合がある。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用料負担軽減制度がなく、多子世帯にとって養育費・教育費は、低所得世帯に限らず家計の大きな負担となっている。
- 学齢が上がるほど経済的負担感が大きくなり、若い世代が2人目・3人目の出産を控える大きな要因となっている。

【山形県の取組み】

○ 本県では、全市町村が外来・入院ともに中学3年生まで窓口負担を無料化しており、 県はこの制度の経費の2分の1(外来:小学3年生まで、入院:中学3年生まで)を補助しているが、制度の対象を高校生まで拡大している市町村もあり、地域によって助成内容が異なっている。

【県内市町村における子どもの医療費助成の実施状況(令和2年4月現在)】

	助成対象	小学3年生まで	小学6年生まで	中学3年生まで	18歳まで
入院	市町村		13市町村		22市町村
八阮	県				
外来	市町村	13市町村			22市町村
71米	県				

○ 本県では、国庫補助制度を活用し、特定不妊治療及び男性不妊治療に要する費用の助 成事業を実施している。

【平成30年度特定不妊治療助成実績】

夫婦数	助成件数	1件あたりの 平均助成額	平均治療費
544組	859件	177千円	391千円

- 特定不妊治療による出産後、次の子を望んで治療を再開した夫婦について、政府の助成制度による上限回数に達した後、初回治療開始時の妻の年齢に応じ、出産1回あたり最大6回(治療開始年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回)まで助成している。
- 放課後児童クラブについては、政府の負担軽減措置が無いことから兄弟姉妹で同時利 用している世帯、低所得世帯(要保護・準保護世帯)に対する利用料軽減を行っている。

【解決すべき課題】

- 医療費助成対象を高校生まで拡大する市町村が半数を超え、地域により助成内容が異なっている状況である。子どもは、どこに生まれ、どこに住んでも等しく大切に育てられるべきであり、子どもの医療費無償化に向けて政府による全国一律の制度が必要である。
- 一般的な特定不妊治療費が1回30万円から60万円ほど、妊よう性温存治療の卵子、 卵巣組織等の1回の採取等費用が15万円から60万円ほどかかるのに対し、経済的負担 の軽減が十分とはいえず、国民が自分の人生設計の中で希望する数の子どもを持てるよ う、政府の助成制度の拡充が必要である。
- 政府が実施する高校・大学等の授業料等減免や給付型奨学金については、低所得世帯 向け等の所得制限がある制度となっており、多子世帯を対象とした制度はない。

<山形県における特定不妊治療助成制度の上乗せ>

事業内容	妻年齢	助成回数	1回あたり助成上限額
特定不妊治療費助成(次子以降)	39歳まで	1出産あたり6回まで	15万円/7.5万円
	40~42歳	1出産あたり 3回まで	(治療内容による)

※特定不妊治療により出産後、さらに次の子を希望する場合も同様



1 1 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000				
妻年齢	助成回数	1回あたり助成上限額		
39歳まで	通算6回まで	15万円/7.5万円		
40~42歳	通算3回まで	(治療内容による)		



山形県担当部署:子育て若者応援部 子育て支援課 TEL:023-630-2117 子ども家庭課 TEL:023-630-2008

困難を有する子どもや家庭等に対する支援の充実・強化

【内閣府政策統括官(共生社会政策担当)】 【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課】

【提案事項】予算拡充 制度創設

すべての子どもたちが未来に夢と希望を持ち、安心して成長できる環境づくりが必要であり、困難を有する子どもや家庭等に対する総合的な支援の充実・強化が必要であることから、

- (I)就職に有利な資格取得に取り組むひとり親への高等職業訓練促進給付金の 支給額を増額すること
- (2)ひとり親家庭に対するピアサポーターによる支援の実施及び住居に関する支援制度を創設すること 新規
- (3)「地域子供の未来応援交付金」の活用による地域の実情に応じた子どもの貧困対策等の取組みを継続的に実施できるよう財源を十分に確保すること
- (4) 増加・困難化する児童虐待に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の 人材確保及び資質向上のための財政支援を行うこと 新規
- (5)「都道府県社会的養育推進計画」を確実に実行し、社会的養護が必要な子 どもの自立支援を推進するため、財政支援の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 高等職業訓練促進給付金の現行の給付額(月額10万円(課税世帯は7万5百円)、最終 年限1年間は月額4万円加算)では、安定した就労・経済的自立を図るのに十分でない。
- ひとり親家庭の自立に向けては、精神的に寄り添った支援が必要。また、ひとり親家 庭等の専用住宅は戸数が限られている。
- 本県は相談窓口の設置等子どもの貧困対策をサポートする取組みを地域子供の未来 応援交付金を活用して実施している。子どもの貧困対策の取組みを定着させるのは短期 間では難しいが、交付金を今後いつまで活用できるか不透明である。
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化 (グループホームの開設)にあたり、 補助限度額(800万円)では十分な環境整備ができない。現在の措置制度では、県内就職 において必要不可欠である自動車運転免許の取得経費の手当がなく、自立支援に充てる 就職支度費・進学支度費の額も十分でない。

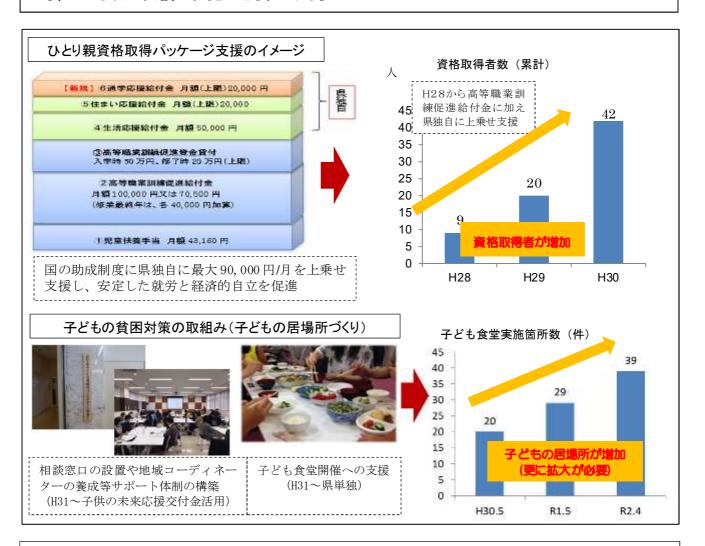
【山形県の取組み】

- ひとり親家庭の親が安心して修学し資格取得に取り組めるよう、県独自に生活費(月額5万円)、家賃補助(月額上限2万円)及び通学費補助(月額上限2万円:令和2年度~)を上乗せし、パッケージで支援している。(令和元年度支援実績24人)
- 地域子供の未来応援交付金を活用し、市町村、関係機関と連携した地域における居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む実施団体に対し、運営費の助成を県単独で実施している。(子ども食堂の開設状況:10市5町の39箇所(令和元年12月現在)
- 政令等で定められた基準に沿って、児童福祉司・児童心理司の計画的な増員、スーパ

- ーバイズやOITにより職員の資質向上に取り組んでいる。
- 市町村子ども家庭総合支援拠点の県内全市町村(35 市町村)への設置、グループホーム8か所の設置等を目標として、「山形県社会的養育推進計画」の推進に取り組んでいる。
- 社会的養護が必要な児童の自立支援を強化するため、県単独で、私立高等学校への 入学時納付金 (2/3 補助、上限 193 千円) や自動車運転免許の取得経費 (300 千円上限) を助成している。

【解決すべき課題】

- ひとり親家庭の自立し安定した生活の確保や、子どもの貧困対策を推進するためにも、 給付額の増額や、経済的負担の軽減、継続した支援が必要である。
- 政府は、2022 年度までに全国で児童福祉司を 2,020 人程度、児童心理司を 790 人程度増員するなどの強化策を示しているが、児童虐待の早期発見・早期対応、適切な保護及び自立支援に至る切れ目のない施策を総合的に推進するため、児童相談所専門職員の人材確保及び資質の向上が急務である。
- 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく、家庭養育優先原則の徹底、社会的養護が必要な子どもの自立支援の推進のため、市町村・児童養護施設等への財政支援や措置 費による自立支援の拡充が必要である。



山形県担当部署:子育て若者応援部 子ども家庭課 TEL:023-630-2267・2259

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた子ども・子育て支援 新制度における施策等の拡充

【内閣府 子ども・子育て本部】 【文部科学省初等中等教育局幼児教育課】 【厚生労働省子ども家庭局 保育課、総務課少子化総合対策室】

【提案事項】予算拡充

子ども・子育て支援新制度において、保育所や認定こども園などでの保育の「質の改善」や、施設整備などの「量の拡大」に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) 保育士等の一層の給与水準の引上げに向け、保育現場が処遇改善に取り 組みやすい制度を確実に構築するとともに、配置基準の改善や障がい児等の 受入れ実態に見合った保育士等の確保に向けた財政支援を行うこと
- (2) 病児・病後児保育事業の更なる推進のため、人数区分を細分化するなど、 施設負担の少ない、市町村が取り組みやすい支援制度に見直すこと
- (3)保育所・幼稚園等における医療的ケア児の受入れには、看護師等の配置が 必要なことから、体制が構築可能な人件費に対する財政支援を行うこと 新規
- (4)「幼児教育・保育の無償化」に伴う事務管理費の増に対応した公定価格の 単価設定を行うこと 新規

【提案の背景・現状】

- 平成 30 年度における県内保育士養成施設の卒業生は、ほとんどが県内出身者であるにもかかわらず、保育施設に就職した者の 12.7%が県外に就職している。市部と地方の賃金格差も要因となって、若い保育人材が県外に流出している実態がある。
- 保育の質の改善のため、見直しが必要とされた1歳児と4・5歳児の配置基準について、加算制度が未だ創設されていない。
- 障害児の受入れに関する地方交付税措置の基準(障がい児2:保育士1)が、現場に おける保育士の配置実態と乖離している。
- 県内の病児・病後児保育施設は令和元年度で 25 施設にとどまっている。補助基本額が 2,469 千円と低額なこと、加算が 200 人単位で区分設定されていることにより、特に年間利用者数が少ない市町村では実施に踏み切れていない。
- 「幼児教育・保育の無償化」により、副食費の実費徴収や納付延滞者への対応、一時 預かりを行った時の提供証明書の発行等、保育所等における業務が増加したが、公定価 格に反映されていない。

【山形県の取組み】

- 拡大する保育需要に対応するため、若年保育士の正規雇用を増やす場合の奨励金の交付、新任保育士を対象にした合同入職式の開催、保育士・保育所相談窓口の設置、保育士修学資金や潜在保育士を対象とした就職準備金の貸付等の支援を行っている。
- 県内には、独自の保育士配置基準を設定し、加配している市町もある。

【解決すべき課題】

- 保育士等の人材不足を解消するためには更なる処遇の向上とともに、保育士等の給与 水準の引き上げなどの確保策が必要である。また、財政力の弱い地方では独自財源によ り保育士を確保するといった対応は困難であることから、財政支援が必要である。
- 保育所や幼稚園等における医療的ケア児の受入体制の整備にあたっては、有資格者の 増員を図るとともに、人材確保のための給与水準の引上げに係る人件費への増嵩に対す る手当てが必要である。

<保育士の給与水準>

(単位:月額、円)

	全産業	保育士	差
全 国	336, 700	239, 300	▲ 97, 400
東京都	410, 800	293, 600	▲ 117, 200
山形県	267, 500	213, 400	▲ 54, 100

保育士の給与水準は他産業に比較して依然として低い

(出所) H30 賃金構造基本統計調査

<保育士の配置基準>(こども:保育士)

	配置基準	今後見直し
0歳児	3:1以上	同左
1~2歳児	6:1以上	5:1以上
3歳児	20:1以上	15:1以上
4・5歳児	30:1以上	25:1以上

※3歳児のみ、実施した場合の加算あり

消費税増税に伴う0.3兆円メニューが未実施

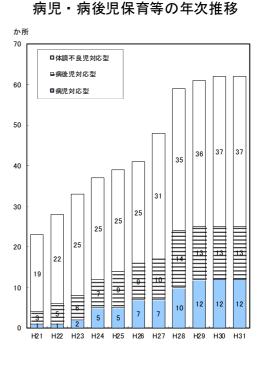
<保育士の人材確保>

県外保育士養成校における県内就職ガイダンス



<病児・病後児保育>

戻り、房外りの存在の



病児・病後児保育実施施設は増えている ものの、まだ足りない

保育士の人材確保・離職防止に向け、様々な施策の展開が必要

山形県担当部署:子育て若者応援部 子育て支援課 TEL:023-630-2117

未来を担う若者政策の推進

【内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

人口に占める子ども・若者の割合の減少や、若者と地域のつながりの希薄化等の課題に対応するため、郷土愛の醸成に加え、持続可能な地域づくりに向けた若者の活躍を促進する取組みの充実・強化が必要であることから、

- (1) 若者の地域活動への積極的な取組みを推進するための「地域子ども・若者 育成支援交付金(仮称)」の創設など、地方公共団体が地域の実情に応じ て、柔軟に活用できる十分な財源を確保すること
- (2) 若者活躍担当の専任部署を創設し、政府主導による積極的な若者活動に 対する支援(都道府県を跨いだ交流活動への支援や若者活動の事例の収 集、公表等)のほか、政府広報などにより地域活性化に資する若者活動応援 の気運醸成を図ること 新規

【提案の背景・現状】

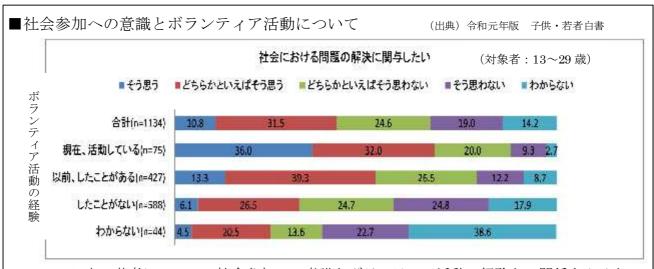
- 人口減少が急激に進展する中、地域経済・社会の活性化のためには、全ての若者が将来に夢と希望を持ちながら、持てる力を十分に発揮して、生き生きと活躍できる社会の 実現に向けた取組みの推進が重要な課題となっている。
- 若者の社会形成への参画として、若者の地域活動(ボランティア等)への参加が望まれるが、そのためには、若者の活躍に対する職場や地域の理解及び社会全体の気運醸成が求められている。
- 「子供・若者育成支援推進大綱」では、地域で活躍する若者の応援について重点課題 として位置付けられているが、政府において、地域活性化につながる若者の主体的な活 動に対する支援事業は実施されていない。

【山形県の取組み】

- 本県では、令和2年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」に基づき「若者 が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進」に取り組んでいる。
- 若者が地域活動に関して気軽に相談できる窓口として「若者支援コンシェルジュ」を 設置し、若者の主体的な活動や元気創出活動の取組みに対する支援を実施するととも に、地域で活躍する若者たちの活動紹介などラジオ等による情報発信を行い、若者活躍 応援の気運醸成を図っている。
- 令和2年度から複数団体で若者が気軽に交流・協働する場を創出するとともに、多様な分野で活躍する若者の活動をSNS等により県内外に発信する取組みを展開し、これまで活動に加わっていない若者を巻き込むことで、活動する若者の増加を図っている。

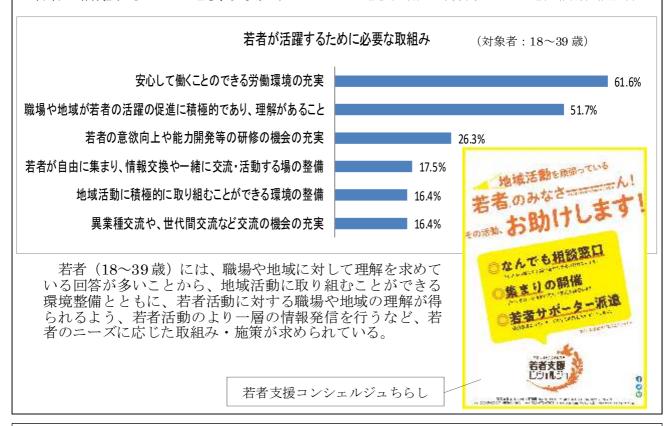
【解決すべき課題】

- 地域においては若年層の流出など様々な課題を抱えているため、流出の抑制とともに、若者によるボランティア活動等の積極的な社会参加が求められているが、地域の課題解決や元気創出に向けた若者の主体的な取組みを地方公共団体が支援するための仕組みや財源が限られている。
- 若者が地域で活躍するために必要な環境整備として、若者同士が交流・活動する場の 充実や世代を超えた人と人とのつながりの強化、若者に対する職場や地域の理解など、 地域全体で若者を応援する気運を醸成していく必要がある。



日本の若者について、社会参加への意識とボランティア活動の経験との関係をみると、ボランティア活動について「現在、活動している」又は「以前、したことがある」と回答した者ほど、「社会をよりよくするため、私は社会における問題の解決に関与したい」に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が高かった。

■若者が活躍するために必要な取組みについて (出典) 平成30年度県政アンケート調査報告書(山形県)



山形県担当部署:子育て若者応援部 若者活躍・男女共同参画課 TEL:023-630-2262

女性活躍による経済活性化のための総合的な施策展開

【文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課】 【内閣府 男女共同参画局 総務課】

【厚生労働省 雇用環境·均等局職業生活両立課·雇用機会均等課、職業安定局首席職業指導官室】

【提案事項】 予算拡充 予算継続 制度創設

人口減少に伴い、社会活力の低下が懸念される中、女性も活躍できる環境づくりが重要であることから、

(1) 根強く存在する性別による固定的な役割分担意識を解消するため、「女性も 男性も互いに尊重し合い、ともに支え合い、社会に貢献する」という教育の必修 化により、学校教育段階からの意識改革と子供たちの理解醸成を図ること

新規

- (2) 地域や企業等における男女共同参画及びウーマノミクスの加速化を図る取組みを積極的に推進すること
 - ① 働き方改革や仕事と子育ての両立支援に関する政府助成金の拡充などの インセンティブの充実や事務手続きの簡素化など、中小企業の実態に合わせ た個別具体的支援の創設
 - ② 中小企業の経営者層の意識改革
- (3) すべてのハローワークへのマザーズコーナー(託児併設)の設置と、地方と連携した子育てと就職に関する「ワンストップ就労支援窓口」の拡大による女性の 再就業支援を強化すること
- (4) 自然災害や感染症など突発的な状況に際して繁忙となる現場には、看護・介護・教育・保育など女性が多く就労していることから、子育て・介護と仕事を両立させながら安心して働き続けられるよう社会的セーフティネットを充実すること

新規

- (5) 女性の活躍に本気で取り組むため、地域女性活躍推進交付金の増額と柔軟で使いやすい制度運用、財源の恒久化を実現すること
- (6) 就労時間等に制約があり、安定した収入を得にくいひとり親が自立して活躍 できるよう、養育費の不払いを政府が立て替える等の制度を創設すること 新規

【提案の背景・現状】

- 「男女共同参画社会に関する世論調査 (R元. 内閣府)」によると、「職場」「政治の場」「法律・制度上」「社会通念・慣習・しきたり」の分野で、男性の方が「優遇されている」と感じており、性別による固定的な役割分担意識が、前回同様に根強く存在している結果となった。
- 女性の企業等における管理的職業従事者に占める割合、自治会長に占める割合、地方 議員全体に占める割合は依然として低く、女性の政策・方針決定過程への参画が進んで いない。
- ひとり親は、仕事と子育てなど一人で何役もこなす必要があることから、就労の面で時間的制約等もあり、特に母子家庭では年間就労収入が200万円未満の割合が半数以上を占めている。ひとり親の安定し、自立した生活は、地域社会の活性化につながる。

【山形県の取組み】

- 令和2年度から、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業・小規模事業者のす そ野拡大を図るため、一般事業主行動計画の策定に向けた技術的な助言や各種支援策の 情報提供を行う「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー」を派遣する仕組みを講 じている。
- 女性活躍への理解促進や女性自身の意欲向上を図るため、「ウーマノミクスで経済活性化塾」や「ビジネスウーマン交流会」を開催する。

【解決すべき課題】

- 「ジェンダー・ギャップ (男女格差) 指数 2019」において、日本は過去最低の 121 位/153 ヵ国中となり、これを克服するため、賃金・雇用面での男女間の格差や、根強く存在する性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性も、あらゆる分野における方針・決定過程への参画を実現する必要がある。
- 地方の大宗を占める中小企業・小規模事業者における、ワーク・ライフ・バランスの 実践と女性活躍の一層の促進が必要である。

■「山形県民」の男女の役割分担状況 ■「国民」の男女の地位の平等感 ■主として男性 ■共同して分担 ■主として女性 ■わからない ■該当しない ■無回答 家庭生活 7.2 ■女性の方が優 遇されている 家事 2.9 19.8 68.4 0.22.56 職場5.0 53.5 30.7 10.9 ■男性の方が優 遇されている 学校教育の場っ 17.7 子育て 0.3 28.5 41.7 1.0 18.3 10.2 政治の場 14.4 5.4 ■わからない 介護 2.5 18.3 28.5 3.3 35.3 12.1 法律・制度上 4.4 46.9 9.0 36.6 12.5 2.9 8.1 8.6 地域行事への参加 社会通念・慣習・しきたり 2.3 70.1 22.6 5.0 四内会等の自治会活動 地域活動の場 10.2 46.5 8.8 6% 60% 80% 10 世典) 田野県78 元 WLB・万女士 引 参回・女性活躍県 兄倉蔵変在 40% 20% 60% 固定的な性別役割分担意 (出典) 内閣府/R 元.男女共同参画社会に関する世論調査 識が、根強く存在 依然として ■政策・方針決定過程への女性の参画状況 低い状況。 項目 山形県 全国平均 管理的職業従事者に占める割合 14.6% 11.8% 自治会長に占める割合 1.5% 5.9% 政府の目標:「社会の

(出典) 山形県/H30 労働条件等実態調査、厚労省/H30 雇用均等基本調査、内閣府/「全国女性の参画マップ R 元.12 月」

4.7%

13.1%

8.6%

■養育費について (出典) 山形県ひとり親家庭実態調査 R 元. 10 月

●取決め状況【母子家庭】

・都道府県議会議員に占める割合

市議会議員に占める割合

町村議会議員に占める割合

状 況	山形県R1	全国 H28
取決めをしている	58. 5	42. 7
取決めをしていない	37. 8	54. 2

●受給状況【母子家庭】

10.0%

15.3%

10.1%

状 況	山形県 R1	全国 H28
現在も受けている	35. 5	24. 3
受けていない	62. 0	71.5

あらゆる分野において、2020年までに、指

導的地位に占める女

性の割合を 30%」

山形県担当部署:子育て若者応援部 若者活躍・男女共同参画課 TEL:023-630-2262

地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

【国土交通省航空局航空ネットワーク企画課、空港計画課、総務課政策企画調査室、 航空事業課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

国内外からの交流人口の拡大による地方創生を実現するためには、地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充は必要不可欠であることから、

- (1)国際チャーター便の誘致拡大、国際定期便の就航誘致に必要な、滑走路 2,500m化に対する技術的・財政的支援を行うこと
- (2)空港ターミナルビル改修など地方空港の受入れ体制の整備について支援を 拡充すること
- (3)羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田=山形線は、利用拡大を推し進め大きな実績を上げてきた点を踏まえ、恒久的に2便化運航が確保されるように措置すること
- (4)また、羽田=庄内線は、庄内地域にとって、ビジネス・観光等の交流拡大のために極めて重要な高速交通の基盤であり、地方創生に不可欠なものであることから、更なる増便に向けて同コンテストにおける枠の拡大等を図ること

【提案の背景・現状】

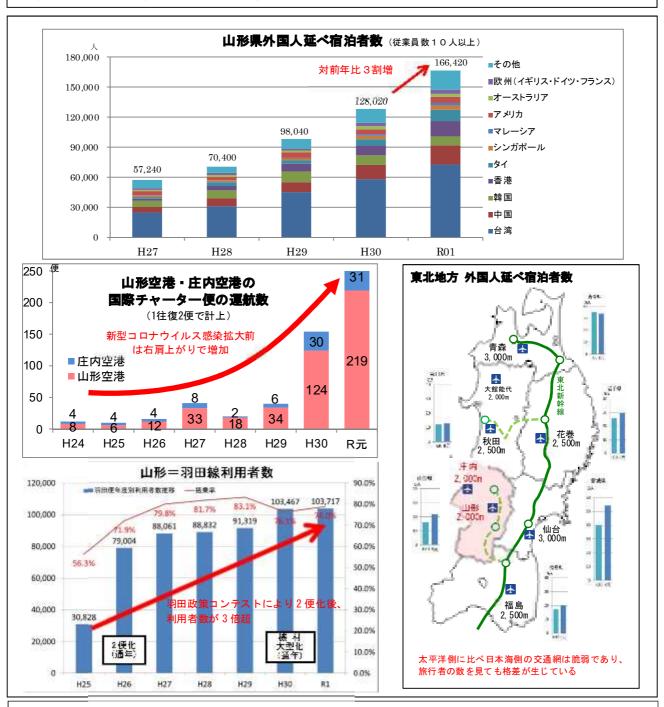
- 政府が掲げる 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人の目標の達成に向けては、地方 部における外国人旅行者の受入れ拡大が不可欠であるが、東北地方では太平洋側と日本 海側に格差がある。
- また、現在、来県の多い台湾、韓国等に加え、より遠方のASEAN諸国等からの誘客拡大が重要であるが、東北地方で滑走路 2,500m以上の空港を持たないのは山形県のみであり、2,000mの滑走路では離着陸における安全基準を満たさないとして国際チャーター便の運航を断られる等、誘致上の制約要因となっている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染拡大により、インバウンドは極めて大きな打撃 を受けており、本県の台湾からの国際チャーター便も春夏期全ての便が運航見合わせと なっている。
- 新型コロナウイルス収束後に、国際チャーター便の速やかな回復を図るとともに、より多く、より多様な国・地域からのチャーター便の就航を実現していくためにも、着実に受入れ体制の整備等を進めていくことが重要となる。
- また、国内線についても、現在、利用者数が大幅に減少しているが、ビジネスや観光 などの交流を通して地域経済を発展させる上でも、<mark>路線の維持・拡充が不可欠</mark>である。

【山形県の取組み】

- 県では「観光立県」を掲げてインバウンド拡大に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年の外国人宿泊者数は、前年の3割増しとなり、全国で2番目の伸びとなっている。
- 令和元年度から国際チャーター便の誘致拡大、国際定期便の就航誘致に必要な滑走路 延長を実現するための方向性を探るため、山形空港、庄内空港の将来需要の予測を行い、 滑走路延長によって得られる便益と概算事業費の算出等の検討を行っている。

【解決すべき課題】

- 山形空港、庄内空港における滑走路延長に係る調査の結果を踏まえ、需要予測手法や 概算事業費の算出の妥当性など、国土交通省の指導・助言を受けながら滑走路延長に向 けた検討をする必要がある。
- チャーター便の誘致に向け、運航する旅行会社やチャーター便による旅行商品を扱う 旅行会社への支援、空港受入体制の整備(地上業務体制、施設整備等)が必要である。
- 特に地上業務については、就航路線が少なく最小人員・機材で実施しており、運航可能な時間帯が制限されるなど、さらなるチャーター便の誘致拡大における課題となっている。
- 厳しい状況下にある国内路線の維持・拡充のため、速やかな需要回復に向けて利用拡大に取り組んでいくとともに、羽田=山形線の恒久的な2便化、羽田=庄内線の更なる増便に向けた措置が必要である。



山形県担当部署:県土整備部 空港港湾課 TEL:023-630-2447

みらい企画創造部 総合交通政策課 TEL: 023-630-3079

酒田港の機能強化 ~やまがた創生を牽引する酒田港~

【国土交通省港湾局計画課】

【国土交通省道路局企画課、国道·技術課】

【提案事項】予算拡充

物流の活性化により地方創生を牽引し、国内外との交流拡大に貢献するため、 県内唯一の重要港湾「酒田港」の機能強化が必要であることから、

- (1)日本海特有の冬期風浪による荷役障害等を低減するため、防波堤の整備・ 改良を着実に実施すること
- (2) リサイクルポートとして、金属くず輸出先の遠隔地化に必要な船舶の大型化に対応するため、また、増加が見込まれるクルーズ船の確実な受入れを行うため、既存岸壁の大型化(延伸・増深)に着手すること 新規
- (3) 酒田港と県内陸部や太平洋側を結ぶ、新庄酒田道路等について、重要物流道路として重点的に整備を推進すること

【提案の背景・現状】

- 酒田港は、国内外との交流の拡大に貢献し、やまがた創生を牽引している。その一方で、冬期には風浪等による
入出港障害や荷役障害が発生している。
- 平成 15 年の<mark>リサイクルポート</mark>指定後、リサイクル取扱貨物量は順調に推移してきたが、中国、韓国における金属くずの受け入れが減退傾向にある。
- 〇 現在、一般貨物船用の大型岸壁(水深 10m超の岸壁)は、古湊埠頭第1号岸壁のみであり、クルーズ船やバイオマス発電燃料等を運ぶ貨物船による<mark>岸壁利用の輻輳が懸念される。</mark>
- 酒田港と県内陸部を結ぶ国道 47 号は、狭隘箇所や雨量規制区間があり、コンテナ車 両や観光バスの通行に支障を来たすことがある。

【山形県の取組み】

- 県では、取扱貨物量の増加に向け、荷主助成などのソフト施策の充実を図るとともに、 新たな荷主を開拓するため、毎年、県内・外でポートセミナーを開催するなど、ポート セールスを強力に推進している。また、物流の効率化に向け、国際コンテナターミナル の機能強化に取り組んでいるほか、船社に対し増便や航路の充実を要請している。
- 金属くず等の輸出先の遠隔地化に対応した船舶の大型化や、合積みなどによる効率的 な輸送について、国や他のリサイクルポートの港湾管理者等と共に検討を行っている。
- コンテナ取扱貨物量の増加、外航クルーズ船寄港の増加、バイオマス発電所の立地等、 酒田港を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに対応するため、昨年度、14 年 ぶりに港湾計画の改訂を行い、大型船舶に対応した岸壁の改良を位置づけている。

【解決すべき課題】

- 安全で適切な入港環境を確保する防波堤の整備・改良を着実に行う必要がある。
- 懸念される岸壁利用の輻輳を回避し、船舶の確実な受け入れを行うため、大型の岸壁 を整備する必要がある。
- 大型車両の通行の安全性を確保し、物流・人流の活性化を図るため、酒田港と県内陸 部を結ぶ道路整備が必要である。



山形県担当部署:県土整備部 空港港湾課 TEL:023-630-2447 道路整備課 TEL:023-630-2626

国土の強靭化と交流拡大に不可欠な福島~米沢間トンネル 及び奥羽・羽越新幹線の早期実現

【内閣官房 国土強靱化推進室】

【国土交通省 鉄道局総務課、幹線鉄道課、施設課】

【提案事項】予算拡充

大規模災害時のリダンダンシー機能の確保などの国土強靭化や日本海・太平洋 2面活用型国土の形成、さらには、将来の感染症発生に備えた分散型社会構築の ため、

- (1) 自然災害等による輸送障害が多発する福島~米沢間のトンネル整備について、全国新幹線ネットワークにも寄与する次の観点を踏まえ、新たな支援スキームの創設等も含め、早期事業化に向けた財政支援を行うこと
 - ① 東北新幹線に接続する山形新幹線(在来線特急)の安定性向上
 - ② フル規格仕様でのトンネル整備による、将来の奥羽新幹線の効率的な整備の実現
- (2) 昭和48年に基本計画に定められた奥羽・羽越新幹線について、整備計画策 定に向けた法定手続きに着手するとともに、新幹線関係予算を増額すること

【提案の背景・現状】

- 山形新幹線は、本県と首都圏を結ぶ県民生活やビジネス、観光に欠かせない重要な社会基盤であるが、特に福島〜米沢間において自然災害等による輸送障害が多発し、安全性や安定輸送の確保が喫緊の課題となっている。
- JR東日本が行った調査において、同区間の短絡トンネル整備により、輸送障害の低減、地滑り等の災害リスクの完封、10分強の時間短縮が可能との結果が示された。
- 昭和 47 年に基本計画とされた路線の整備進展により、北海道から鹿児島までフル規格新幹線で結ばれた太平洋側に比べ、日本海側は昭和 48 年に基本計画に定められて以降 40 年以上進展がなく、東北では秋田・山形県だけが未整備と大きな格差が生じている。
- 国土全体の強靱性の確保と国内外の交流促進による活力ある国土の形成に向けて、諸機能が集中する太平洋側だけでなく、日本海側の機能の強化を図るとともに、この間を結ぶ整備新幹線等のネットワーク形成を通じて、日本海・太平洋2面活用型国土を形成していく必要がある。

また、東北地方の一体的な発展に向け、フル規格新幹線の整備実現を通して、<mark>周遊性の高い自律的な広域交流圏域を形成</mark>していくことも重要である。

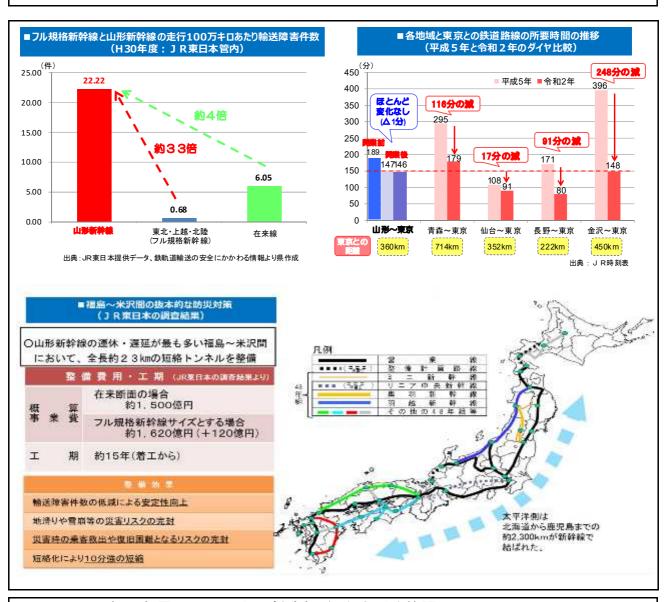
○ 新型コロナの拡大は、東京をはじめとする大都市部への過度な人口集中に伴うリスクを改めて顕在化させた。将来の感染症発生に備え、企業・生産拠点の多元化・分散化、テレワークや二地域居住等による分散型社会構築のためにも、こうした動きを加速、実現する基盤としての新幹線ネットワークの着実な整備が求められる。

【山形県の取組み】

- 県・県議会・市町村・経済界等が一丸となって、地域の一層の機運醸成や政府等への 要望活動等の取組みを展開している。
- 関係6県が連携して、両新幹線の効率的な整備手法等の調査・検討を進めている。

【解決すべき課題】

- 山形新幹線の安全・安定輸送の確保は喫緊の課題であり、福島〜米沢間トンネルの早期事業化が必要であるが、同事業は莫大な事業費を要する大規模プロジェクトであることから、政府による財政支援が不可欠である。
- 特に、同トンネル整備は、北海道・東北新幹線をはじめ全国新幹線ネットワークの安定性向上にも寄与するものであり、また、国土強靱化上も重要な意義を有し、将来のフル規格新幹線を見据えた整備を行うことで効率的な奥羽新幹線整備にもつながることから、これらの視点からの新たな支援スキームの創設についても検討する必要がある。
- また、国土強靱化、分散型社会の構築を図る上でも全国新幹線ネットワークの早期整備は急務であり、関係予算の増額を図るとともに、財政的制約がある中で、効率的整備が可能な路線について優先的に整備していくことも重要と考えられる。



山形県担当部署:みらい企画創造部 総合交通政策課 TEL:023-630-2161

高速道路等の整備効果を高める施策の推進 ~「道の駅」とアクセス道路の強化~

【国土交通省道路局 企画課、国道・技術課、環境・安全防災課】

【提案事項】予算拡充

本県では、令和8年度までに高速道路等の整備が格段に前進することが見込まれ、この整備効果を県内全域に最大限に波及させるには、圏域の様々な観光、地域情報を発信する「道の駅」及びアクセス道路の充実・強化が必要であることから、

- (1) 高速道路の「休憩施設空白区間」において、IC近傍に位置しSA・PAの機能を有する「道の駅」の整備について、個別補助対象とするなど財政支援の拡充を図ること
- (2) 新設ICへのアクセス道路整備に対する個別補助事業について、実質的なアクセス道路整備についても個別補助対象とすること

【提案の背景・現状】

〔道の駅〕

- 高速道路の有料区間では、道路管理者が一定の間隔でSA・PAを整備しているが、 無料区間では休憩施設は整備されず、IC近傍の「道の駅」を高速道路から案内し、休 憩施設として活用するなど、地域と連携したサービスを提供することとしている。
- 「道の駅」は、単なる休憩施設から交流施設、防災施設など多様な機能が求められる 施設へと役割は大きく変化し、地方創生を具体的に実現していくための極めて有効な手 段である。特に、高速道路と連携することで、県外からの来訪者を広く圏域に導く観光 拠点機能の整備や物販施設などの集客機能の充実とあわせて、広域的な利用者増加によ る地域活性化の拠点として期待されている。

[アクセス道路]

○ 個別補助事業である、高速道路等の「I Cアクセス道路事業」の採択基準については、 新設中の I Cへ直結する 1 次アクセス道路事業のみとなっている。

【山形県の取組み】

- 「道の駅」を計画的かつ積極的に整備し、既存「道の駅」も含めた機能強化を図るための方針や、その実現の考え方を示すものとして、「やまがた道の駅ビジョン2020」を平成30年3月に策定するとともに、その実現のため、市町村に対して、県単独事業による支援を実施している。
- 高速道路等の整備効果を高めるために、追加 I Cやアクセス道路の整備を市町村と連携し取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 本県では、高速道路網の整備路線の約半分が無料区間であるため、休憩施設の計画がなく、適切な位置に休憩施設としての「道の駅」の整備が必要である。「道の駅」の設置者となる市町村が主体的、計画的に整備促進を図るためには、個別補助事業化などの安定的な財政支援が必要である。
- 県内において、整備中の地域高規格道路 I Cへの唯一のアクセス道路であるが、途中で別路線になることから 2 次アクセスと見なされ個別補助事業に採択されない箇所がある。 I C整備に合わせたアクセス道路の整備促進を図るためには、採択要件の緩和による個別補助事業化など財政支援が必要である。



山形県担当部署:県土整備部 道路整備課 TEL:023-630-2156

地域公共交通の維持・確保に向けた取組みへの支援

【国土交通省自動車局旅客課、総合政策局地域交通課、モビリティサービス推進課】 【総務省自治財政局財政課】【国土交通省鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室、総務課企画室、技術企画課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

高齢化の進行による免許返納の増加などに伴い、高齢者をはじめ住民の日常 生活の足となる地域公共交通の維持・確保が不可欠であることから、

(1) バス運行に関する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の予算の 拡充を図るとともに、地域の実情に応じた補助算定基準の緩和や、補助対象 事業の拡充を図ること

また、地域鉄道の維持・確保に係る地方負担の支援措置を拡充すること

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者が大幅に減少し、今後の早急な移動需要の回復も見込めない中、感染拡大防止策を講じながら運行を継続している地域交通事業者に対し、経営維持・安定化のための支援策を講じること 新規
- (3) 各自治体が行う乗用タクシーを活用した取組みについて、持続可能な地域 公共交通を維持・確保していくための手段と位置付け、補助対象とするなどの 制度整備を行い、積極的な支援を行うこと 新規
- (4) MaaS の早期導入に向けた基盤整備に関する支援事業の予算の確保を図るとともに、これに資する交通系ICカードの普及につながる導入支援事業の拡充及び関連する予算の確保を図ること 新規

【提案の背景・現状】

- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(サバイバル補助)」のうち、路線維持に係る「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」は全国一律の算定基準等により、特に地方部では十分な支援となっていないうえ、年々補助額も減少している。
- サバイバル補助のうち車両更新(購入)に係る「車両減価償却費等国庫補助金」については、多額の経費が一括で必要となるが、補助は5年間分割であり、また、市町村が主体となって運行するコミュニティバスは補助対象とはなっていない。
- 本県の地域鉄道である山形鉄道フラワー長井線は、鉄道施設の老朽化により、維持・ 修繕に今後多額の自治体負担が見込まれる状況にある。
- こうした中にあって、新型コロナウイルス感染症拡大による利用者減少に伴い、地域のバス・鉄道・タクシー等の事業者の資金繰りが厳しい状況にある。地域公共交通を将来的に維持・存続させていくためにも、事業者への早急な支援が求められる。
- 地域公共交通の担い手に関して、政府の「地域交通フォローアップ・イノベーション 検討会」では、新たに乗用タクシーも位置付けるよう提言がなされており、市町村から も、過疎地域におけるタクシーの積極的な活用などに対し支援を求める声が多い。
- 地方へのインバウンドやFIT (個人旅行) 受入拡大のため、鉄道やバス等の複数の 交通手段のスムーズな乗り継ぎが求められており、本県においても、MaaS の将来的な 導入や仙台圏との連携も含む交通系ICカード導入等について、検討を進めていくこと としている。

【山形県の取組み】

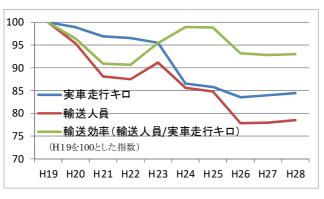
- サバイバル補助については、コロナ禍での事業者負担軽減のため、<mark>県補助分について、 概算払いも可能となるよう制度を見直した。</mark>
- フラワー長井線については、平成28年度に沿線2市2町が「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けて上下分離方式を導入し、施設修繕等に対する財政支援や利用促進等に取り組んでいる。また、JR左沢線とを結ぶDMV導入等、地域間ネットワークツールの充実に向けた検討を進めている。
- 令和2年4月には、MaaS の早期導入も含め、持続可能な地域公共交通ネットワーク の構築に向け、国や市町村、交通事業者等とともに県単位の協議会を立ち上げた。

【解決すべき課題】

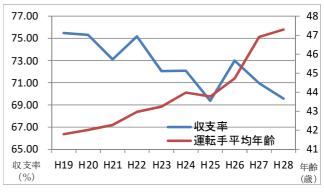
- バス事業者は、沿線自治体と連携し生産性向上に取り組んでいるが、人口減少下において大幅な利用改善は困難であり、沿線の実態に合わせて国庫補助事業の要件を緩和するなど、支援拡充が必要である。
- また、コロナ禍により、厳しい状況にある地域公共交通事業者の経営安定に向けて、 国庫補助金の支払い方法の見直し(補助金の概算払い)等の支援が必要である。
- 地域鉄道の特別交付税措置(現行 30%)について、路線バス等と一体となった地域 公共交通の維持・確保の観点から、地方バス路線と同等(80%)の措置が必要である。
- 地域公共交通の維持・確保の取組みに乗用タクシーを活用した場合、現在、政府の補助制度はなく自治体の負担が大きいことから、新たな制度整備が必要である。
- 交通系ICカードの導入には多大なコストと維持費を要し、中小のバス・地域鉄道の 事業者にとっては大きな負担となるため、交通事業者への支援が必要である。

県内主要路線バス事業者の現状

<需要の大幅減少と効率維持のためのサービス供給の絞り込み>



<運送事業収支率の悪化と人手不足の進行> (新規採用減・運転手高齢化)



唯体のためた必要な設備更新の停滞と				
	\sim H27	$\rm H28{\sim}$	R3~	
自治体負担	6400 万円	8000 万円	自治体負担のかさ上げを検討中	
施設整備等へ	1/3	1/2	補助率1/3に減額予定	
の国庫補助率				
備考	H28から上下分離方式に		開業当初に地元自治体で 6 億円	
	移行し、地域による様々		を拠出した基金残高は現在 5000	
	な支援を実施		万円強	
			開業以来30年以上の老朽化車両	
			の更新(約2億円)等が喫緊の	
			課題	

<乗用タクシーの活用例・R1.10.1 運行開始セレモニー>



南陽市において高齢者を対象に商業施設等の指定乗降箇所と の間をワンコイン (500円) で利用できるタクシーサービス

山形県担当部署:みらい企画創造部 総合交通政策課 TEL:023-630-2161

安全で持続可能なエネルギー供給体制の確保

【経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課】

【経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 エネルギー制度改革推進室】

【提案事項】制度創設

より安心して暮らせる社会を将来世代につないでいくため、安全で持続可能な エネルギー供給体制を確保する必要があることから、

- (I)「エネルギー基本計画」の推進にあたっては、現在の電源構成にとらわれる ことなく、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて意欲的に取り組むこと
- (2) 固定価格買取制度(FIT)の見直しにあたっては、地球温暖化対策の大きな 柱となる再生可能エネルギーの導入拡大が地域において更に推進されるような 制度設計とすること 新規
- (3) 原子力発電については、その依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは 原子力には頼らない「卒原発社会」の実現を目指すこと

【提案の背景・現状】

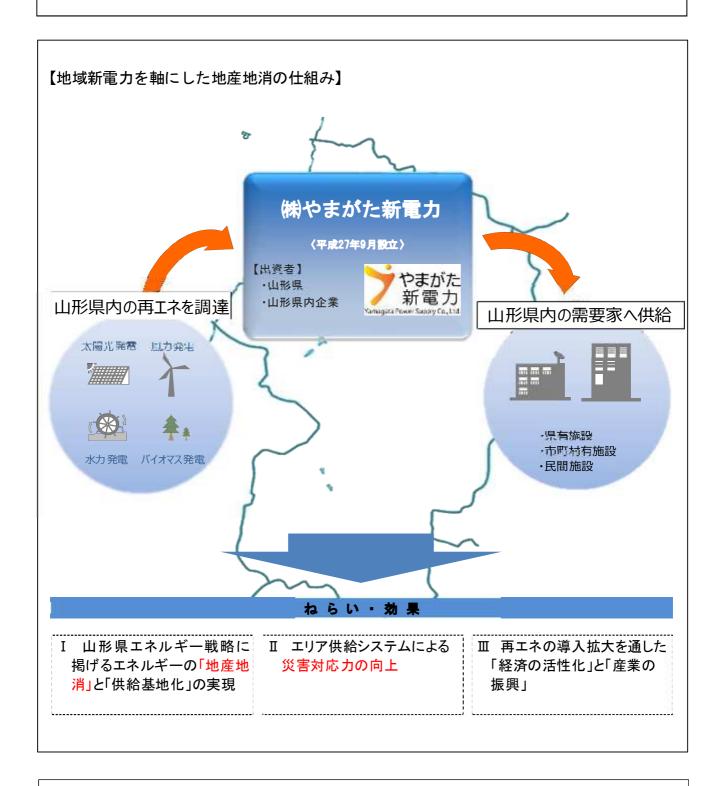
- 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)では、再生可能エネルギーの主力電源化が初めて明記された一方、原子力発電については、「重要なベースロード電源」と位置付けたこれまでの方針が維持された。
- 現行の固定買取価格制度 (FIT) については、現在、令和3年度以降の制度設計が行われているが、引き続き FIT が適用されるためには「地域活用電源」の要件を満たす必要があるとされており、政府において詳細な要件の検討が行われている。その検討の中で「地域が自ら取り組む再エネ発電事業」については、「地域活用電源」の一類型とされている。
- 原子力発電所については、使用済み核燃料の処分方法が未定であること、我が国が世界有数の地震国であること、更にはテロの脅威もあることなどを背景に、国民の不安は大きく、これまで行われた複数の世論調査では、国民の約半数が再稼働に反対している。

【山形県の取組み】

- 福島第一原発の事故は、広範な地域にわたって様々な面で影響を及ぼす甚大な事故になり、隣県の本県にも、観光や農業などの面で風評被害をもたらした。また、現在も数多くの方々が本県に避難しており、県では支援を続けている状況である。
- この事故を教訓として、本県では平成24年3月、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図り、県民生活や産業活動に必要なエネルギー供給基盤を確保するという視点に立った「山形県エネルギー戦略」を策定し、「大規模事業の県内展開促進」及び「地域分散型の導入促進」を基本として、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて様々な施策を展開している。
- 本戦略では、令和12年度までに約100万kWの新たなエネルギー資源を開発することを 目標に掲げており、平成30年度末の進捗状況は53.6万kWとなっている。

【解決すべき課題】

- 固定価格買取制度の見直しにあたっては、地域において再生可能エネルギーの導入拡大が進むよう、引き続きFITが適用される「地域活用電源」の要件として「地域が自ら取り組む再エネ発電事業」に加え、「地方自治体の出資する地域新電力に売電する場合」も含めることが必要である。
- ゆくゆくは原子力に頼らない社会を目指すためにも、将来の世代がより安心して暮らせるよう、地域経済活性化にも資する再生可能エネルギーを中心とした新たなエネルギーへの転換を着実に進めていくことが必要である。



山形県担当部署:環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 TEL:023-630-3068

系統制約の克服に向けた対策の推進

【経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課】 【経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課】

【提案事項】制度創設 制度改正

系統の空き容量不足が再生可能エネルギー導入拡大の妨げとなっているため、 再生可能エネルギーの主力電源化の前提となる接続容量の拡大を図る必要が あることから、

(I) 送電網の運用改善

- ① ノンファーム型接続の適用を早期に実現するとともに、より実態に即した運用となるよう更なる見直し**!を行うこと
- ② 地域住民の理解が得られず長期間進展が見られない大規模事業は、系統の接続枠を圧迫することから、早急に契約を解除する等の仕組みを構築すること

(2) 送電網の増強対策

再エネの大量導入手段として期待される洋上風力発電を促進するため、民間事業者による送電線整備の負担軽減あるいは国による系統増強策^{※2}を講じること

また、既に系統増強が決定しているエリアに新たに接続する場合の工事負担金の負担方法を、全額負担から出力按分による負担^{※3}に見直すこと

- ※1 時間帯などによって系統に空きがあるときには送電することができるノンファーム型接続のほか、 電源ごとに電力量(潮流)をより実態に近い適正な条件で計算する「想定潮流の合理化」において、 電力量(潮流)が最大出力で計算されている原子力を実態に即して計算するなどの更なる見直し。
- ※2 洋上風力について、欧州では、政府の責任において必要な系統増強を行うことにより系統接続が確保されている。
- ※3 現行の取扱いでは、既に系統増強が決定しているエリアで後発の事業者が接続しようとする場合、接続量にかかわらず増強工事費全額の一時負担を求められている。

【提案の背景・現状】

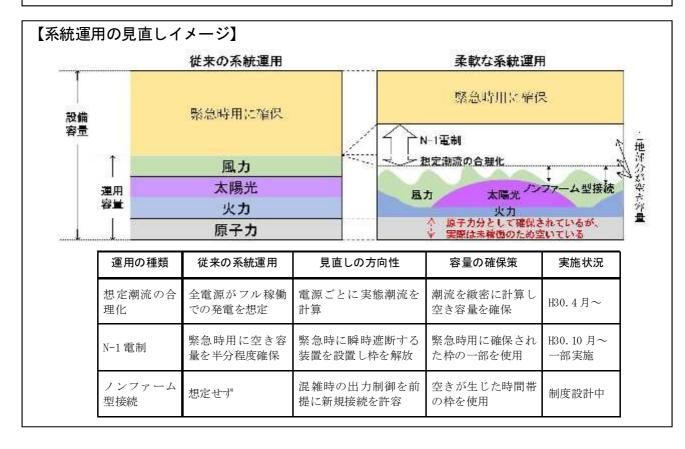
- 全国的に系統制約が顕在化しているなか、送電網の運用改善が進められているが、 再エネの導入拡大に向けて、十分な接続量は確保されていない状況。
- 本県の系統については、想定潮流の合理化等や先行事業者の接続申込取下げにより、庄 内地域及び米沢市の一部を除き系統制約は解消されているが、空き容量はごくわずかであ り、今後も再エネ開発により系統連系が進むことで空き容量が不足することが想定されて いる。
- 特に庄内地域においては、現在、大部分において空き容量は生じているものの、洋上風力発電を導入するための事業規模に見合った系統の空き容量がないため、系統の増強工事が必要となっている。
- 再エネ海域利用法における洋上風力の促進区域の指定基準では、「十分な系統を既に 事業者が確保していること」とされている。

【山形県の取組み】

- 平成24年3月に策定した「山形県エネルギー戦略」において、2030年度までに100万kWの新たなエネルギー資源を開発することを目標に掲げ、意欲的に取り組んでおり、平成30年度末の開発目標に対する進捗は53.6万kWとなっている。
- 再エネ導入拡大の最も重要な課題である系統制約の問題について、本県では、平成 29 年度から有識者や電力会社の参加を得て「系統制約対策の研究会」を開催し、系統 制約の改善に向けた研究を行うとともに、全国知事会、北海道東北地方知事会及び新 潟・福島・山形三県知事会議などにより、関係都道府県と連携した要望活動を実施して いる。
- また、洋上風力発電導入に向けた検討を進めており、再エネ海域利用法に基づく促進 区域指定の要件である系統の確保を実現する必要がある。

【解決すべき課題】

- 再エネの導入拡大に向けて、系統制約を解消するために、<mark>送電網の運用の更なる見直し</mark>を図るとともに、長期間進展が見られない大規模事業について、下記の仕組みの構築が必要である。
 - FIT(固定価格買取制度)事業計画認定時に地元自治体の意見を反映させる仕組み
 - ・ 長期間運転開始に至っていない案件の FIT 事業計画認定を取り消す仕組み
 - ・ 上記の仕組みの導入により FIT 事業計画認定が受けられない又は取り消された 案件の系統接続契約を解除する仕組み
- 洋上風力について、特に系統制約がある地域においては、<mark>系統接続費用の負担を軽減</mark> する仕組みの構築や、国による系統の増強が必要である。



山形県担当部署:環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 TEL:023-630-3068

洋上風力発電の円滑な導入に向けた環境整備

【経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課】

【国土交通省 港湾局 海洋・環境課】

【農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課】

【提案事項】

再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るため、地域における洋上風力発電の円滑な導入を進める必要があることから、再エネ海域利用法の運用において、

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(促進区域)の指定の前提となる「有望な区域」の選定に当たっては、基準の一つである「系統接続の確保」の取扱いについて、個別の事案に即して柔軟に対応すること
- (2) 公募占用指針に定める供給価格上限額の設定に当たっては、漁業協調や地域振興の実現など、洋上風力発電と地域との共生が十分に図られる水準となるよう考慮すること
- (3)漁業協調策を効果的に実施するため、促進区域内における漁業操業や魚礁 の設置等について、安全確保等のための最小限の範囲を除き、制限しないこ

と新規

【提案の背景・現状】

- 我が国の一般海域における洋上風力発電の導入を促進するため、政府が風力発電設備の設置エリア(促進区域)を指定し、事業者を公募で選定し、占用許可を付与することを旨とする再エネ海域利用法が平成31年4月に施行され、令和元年6月には、法律の具体的な運用方針を示すガイドライン等が策定された。
- 促進区域の指定に当たっては法律上6つの基準が定められているが、基準の一つである「系統接続の確保」では、ガイドライン上、基準への基本的な適合事例が数例示されているのみである。
- 事業者の選定に当たっては、再エネ導入に伴う国民負担の増大を抑制するため、コスト面が最も重要視されている(配点全体の50%)。
- 促進区域内での漁業操業や魚礁設置等に関する取扱いは、洋上風力発電と漁業との協調策を検討するうえで重要となるが、明示されていない。

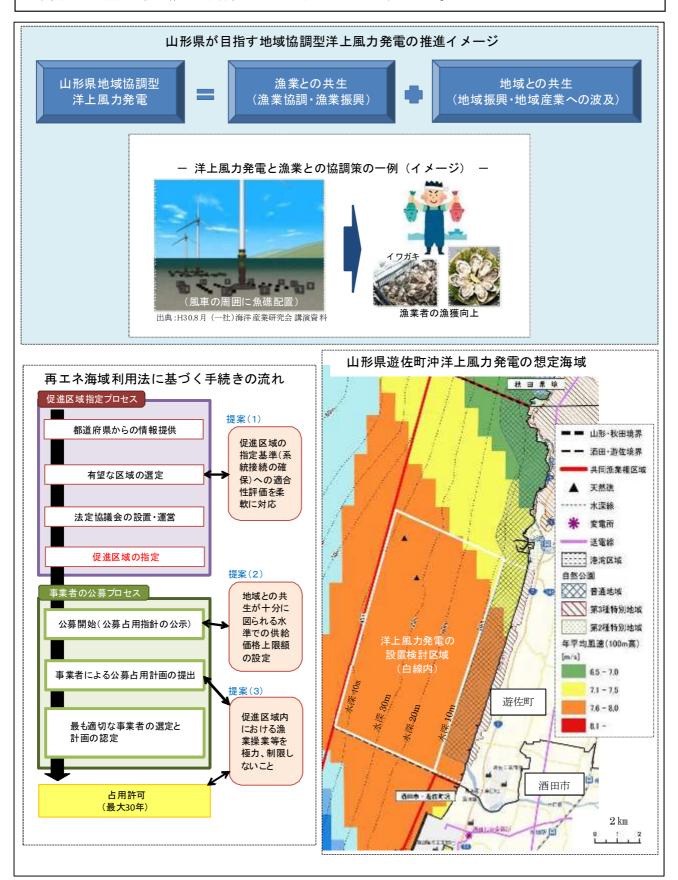
【山形県の取組み】

- 平成30年7月、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」を立ち上げ、その下部組織として、遊佐町沿岸域を対象として具体的な検討を行う「遊佐沿岸域検討部会」を設け、地域の住民や商工観光団体、地元漁業者も委員に含め、様々な調査・研究や議論を行ってきた。
- これらの取組みの結果、令和元年 12 月、漁業協調や地域振興の実現を前提に、法定 協議会を設置し議論を進めていくことについて関係者の合意形成が図られた。

【解決すべき課題】

○ 促進区域指定基準の一つである「系統接続の確保」については、ガイドラインで事業者が系統接続を確保する蓋然性が高い場合として想定される事例を列挙しているが、各地域における事情は多様であり、それらを勘案のうえ、基準への適合性を柔軟に判断していくことが必要である。

- 洋上風力発電と地域とが共生していくためには、漁業協調や地域振興が不可欠であり、これらが実現可能となるような水準の供給価格の設定が必要である。
- 漁業協調策を効果的に実施するためには、事業者が政府から占用許可を受けた区域を 含む促進区域内での漁業操業や魚礁設置、さらには、風車の支柱や基礎部分を活用した 養殖への活用等を幅広く容認していくことが必要である。



山形県担当部署:環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 TEL:023-630-3049

地域環境の保全を考慮した採石法の改正

【内閣官房 水循環政策本部】

【経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課】

【提案事項】規制強化

採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめ 豊かな地域環境を保全することが出来るような制度が必要であることから、

- (1)採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境 に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正すること
- (2)「採石法」をはじめとする各業法の所管省庁が、水循環基本法の基本理念に則り、健全な水循環を保全する観点から、関係業法の検証及び見直しを適切に実施するよう、内閣官房水循環政策本部から働きかけを行うこと

【提案の背景・現状】

- 日本百名山の一つ、鳥海山の豊富な伏流水が流れる湧水の里・遊佐町において、鳥海山山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する遊佐町及び地域住民の対立が続いている。
- 採石法は産業振興のために昭和 25 年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は、 都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和 46 年の創設当時のままで、 水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。
- 採石業と一般公益との調整を図る総務省公害等調整委員会では、自治体における岩石 採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定で は、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に、岩石採取計画を不認可とする ことは認められないとの判断が示されている。
- 一方、平成 26 年に制定された水循環基本法では、「健全な水循環を維持するための取組みを積極的に推進していくこと」を基本理念とし、内閣に設置された水循環政策本部において、水循環に関する施策の総合調整を行うこととされている。

【山形県の取組み】

- 山形県は県土の約7割が森林におおわれ、豊かな自然に支えられた貴重な水資源が多く存在しており(ブナの天然林面積全国1位、滝の数全国1位)、県ではこうした水資源を保全していくため、平成25年に「山形県水資源保全条例」を制定した。
- また、遊佐町では、県の上記条例に呼応し、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、湧水の保全を図っているが、町が当該条例に基づき、鳥海山麓での岩石採取を認めない処分を行った(平成28年)ことに対し、採石業者が処分の取り消しを求めて提訴し、現在は仙台高等裁判所において係争中となっている。

- 第1審の山形地方裁判所の判決では、遊佐町にとって健全な水循環を維持することは 重要で、地下水脈を保全する必要性は高いとの判断が示され(令和元年12月)、環境保 護への関心が全国で高まる中、司法の場においても、地域環境を保全するために岩石採 取を規制した行政の判断や取り組みの正当性が認められた画期的な判決である。
- また、山形県は上記業者の岩石採取計画の認可申請に対し、採石法の認可基準に基づく審査を行い、不認可処分(平成30年)としたが、業者が取り消しを求め、公害等調整委員会に裁定を申請し、現在係争中である。県では、現行の認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ず、環境の保全を理由とした不認可処分はできなかった。

【解決すべき課題】

- これまでの公害等調整委員会での裁定では、岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られると判断されており、認可事務が自治事務であるにも関わらず、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」がないことから、自治体が地域環境を保全するために不認可処分を行うことは出来ない制度となっている。
- 環境保護への関心の全国的な高まりや、 地域環境を保全する必要性を踏まえた司法 判断が出されるなど、環境に配慮した事業 実施が求められている中、自治体が積極的 に豊かな地域環境を保全していくために は、採石事業の根本となる、採石法の認可 基準に「水資源・景観・環境の保護等、環 境に配慮した項目」を加えるよう採石法を 改正する必要がある。



鳥海山の伏流水が湧き出る「胴腹滝」(遊作り



鳥海山と山麓の採石場(遊佐町)



採石現場(遊佐町)

山形県担当部署 産業労働部 商工産業政策課 TEL: 023-630-2361

環境エネルギー部 環境企画課 TEL: 023-630-3161

地方財政基盤の確立

【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

【提案事項】予算拡充

地方の安定的な財政運営には、各団体が必要とする一般財源が確保されることが不可欠であることから、

- (I) 地方創生の推進への対応や社会保障の充実をはじめとする<mark>財政需要を地方財政計画へ的確に反映すること</mark>
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、人口減少が著しい地方が地域社会の持続可能性を確保するために必要な財政需要をなお一層考慮すること 新規
- (3) 地方交付税の法定率の引上げ等、適切な財源対策による臨時財政対策債 の発行に依存しない持続可能な地方交付税制度を確立すること

【提案の背景・現状】

- 令和2年度地方財政計画では、交付団体ベースでの一般財源総額が前年度比1.8%の増となり、歳出に地域社会再生事業費が4,200億円計上されたものの、本県の令和2年度予算編成においては118億円の財政調整基金の取崩しを余儀なくされるなど、いまだに財源不足額が生じている状況にある。
- また、本県人口が年々減少している中で地域社会の維持・再生に取り組んでいくこと、 高齢者人口が増加するため社会保障関係経費が自然に増加すること等により、今後も歳 出規模は現状程度で推移する見込みである。
- その結果、中期的な財政収支の推計では毎年度 150 億円以上の財源不足に対応してい かなければならないなど、引き続き厳しい財政状況が想定されている。

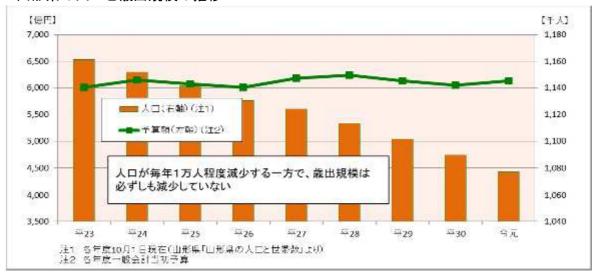
【山形県の取組み】

○ このような状況を踏まえ、本県では「山形県行財政改革推進プラン」(平成 29 年 3 月 策定)に基づき、持続可能な財政運営の確保に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいる。

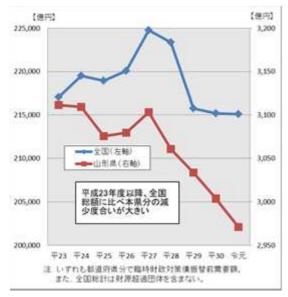
- 今後も、さらなる地方創生の推進や社会保障の充実等の財政需要を的確に捉え、地方 財政計画において適切に一般財源総額を確保していく必要がある。
- その上で、その配分においては多くの費目で人口が基礎とされているため、本県は歳 出規模が縮小しないにも関わらず基準財政需要額は減少傾向となっている。
- さらに、依然として巨額の財源不足が解消されておらず、臨時財政対策債の発行に頼る状況が続いている。

【参考資料】

1. 山形県の人口と歳出規模の推移



2. 全国及び山形県の基準財政需要額の推移

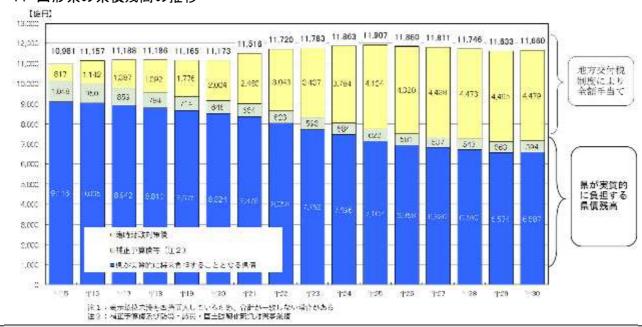


3. 今後の財政収支の見通し

			_			令2	令 3	令4	令 5	令6
	県				税	1, 107	1, 131	1, 139	1, 159	1, 177
歳	地	方	交	付	税	1,976	1, 999	1, 993	1, 960	1,919
	国	庫	支	出	金	721	681	682	677	674
l_	県				債	686	605	592	614	582
入	そ		の		他	1,526	1, 515	1, 523	1, 532	1,548
		計		(A)		6,016	5, 931	5, 929	5, 942	5,900
	人		件		費	1,547	1, 539	1, 517	1, 487	1,475
歳	社	会 保	障関	係紹	費	671	683	696	710	724
~~	公		債		費	890	901	915	933	949
١.	_	般	行	政	費	2,072	2, 075	2, 091	2, 099	2, 109
出	投	資	的	経	費	954	883	870	889	855
		計		(B)		6, 134	6, 081	6, 089	6, 118	6, 112
財	源	不 足	額	(C=A	-B)	△118	△150	△160	△176	△212
	調•	整 基 財		残 高 赤 字	-	105	△45	△ 205	△381	△ 593

| 注1:山形県財政の中期展望(令和2年2月)より作成。 注2:「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。 注3:「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。 注4:各数値は財源確保対策を講じる前(令和2年度は講じた後の当初予算)。

4. 山形県の県債残高の推移



山形県担当部署:総務部 財政課 TEL: 023-630-2044

地方創生の充実・強化に向けた財政支援の拡充

【内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局】 【内閣府 地方創生推進事務局】

【提案事項】予算拡充

地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組みを進めるため、

- (1)地方創生推進交付金について、移住・定住の促進など、地方が政府の地方 創生関連施策と一体となって展開することで、より高い効果の発揮が可能とな る施策については、個人等に対する給付経費も交付対象とするなど、より一層 の自由度の向上を図るとともに、十分な予算を継続的に確保すること
- (2)地方創生拠点整備交付金について、複数年度にわたる計画的な事業実施が可能となるよう、当初予算での予算措置を拡充すること 新規

【提案の背景・現状】

- 本県の総人口は、1950 (昭和 25) 年の約 135.7万人をピークに、1990 年代以降、少子高齢化の進行や若者の県外転出等により、減少傾向が続いている。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後はさらに人口減少が加速すると推計されている。
- こうした人口減少は、本県を含め、多くの地方で共通する課題となっており、政府では、地方公共団体の人口減少問題の克服と成長力の確保に向けた地方創生の取組みを支援するため、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金を平成28年度に創設した。
- 地方創生推進交付金については、特定の個人や個別企業に対する給付経費は、個人等 の資産形成につながることや、その効果が一過性で地方創生への波及効果が低いこと等 から、原則対象外経費となっているなどの制約がある。こうした課題に対しては、全国 知事会等においても改善を求めている。
- 地方創生拠点整備交付金については、これまでの補正予算での措置に加え、令和2年度は当初予算で措置され、複数年度にわたる施設整備が可能となったが、その予算額は30億円(事業費ベース60億円)にとどまっている。

【山形県の取組み】

○ これまで、平成27年10月に策定した「やまがた創生総合戦略」に基づき、地方創生 推進交付金も活用しながら、若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、ICT導入に よる地域産業の生産性向上等に取り組んできた。

特に、移住・定住の促進については、県・市町村・産業界・大学等からなる推進組織の設立や、本県の暮らしを実際に体験できるプログラムの充実等を図っている。

- また、地方創生拠点整備交付金を活用し、農業総合研究センター園芸試験場や工業技術センター等の試験研究機関の機能強化、6次産業化の拠点施設整備等を実施し、これらの施設を核とした産業の競争力向上に向けた取組みを進めている。
- 令和2年度からスタートした「第4次山形県総合発展計画」(計画期間:概ね10年間) 及び地方版総合戦略に位置付ける同実施計画(計画期間:5年間)に基づき、人口減少問題の克服等に向けた取組みを強化していく。

【解決すべき課題】

- 移住・定住を促進していくためには、移住・定住を決定する前段階として、移住希望 者に実際に地方での暮らしや仕事を体験してもらうことが重要である。そのため、地方 公共団体が行う「お試し移住」等の事業について、若者や学生がより参加しやすくなる よう、参加者の旅費等を交付対象とするなど、地方創生推進交付金の運用の見直しが必 要である。
- 地方創生に必要不可欠な施設整備等を効果的に実施するためには、施設の機能を十分 に検討したうえで、施設の設計から、工事、設備・備品の設置までを実施することが必 要であるが、こうした施設整備は、単年度での実施が困難である。

<総人口の推移>

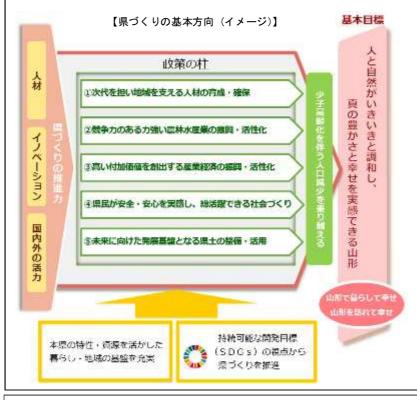


<交付金活用事業>



「オールやまがた」による 移住推進組織 (R2.4事業開始) 【地方創生推進交付金活用】

<第4次山形県総合発展計画の概要>





【地方創生拠点整備交付金活用】

事業期間

平成 30 年 11 月~ 設計 令和元年5月~ 工事 機器設置 令和2年2月~ 令和2年3月 完成

山形県担当部署:みらい企画創造部 企画調整課 TEL: 023-630-2896

みらい企画創造部 移住・定住推進課 TEL: 023-630-2235

新たな過疎対策法の制定と支援の充実

【総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室】 【総務省 自治財政局 財務調査課】

【提案事項】制度創設

過疎地域が有する豊かな自然や歴史・文化、水資源の涵養など多面的・公益的機能を将来にわたって維持していくことが重要であるため、過疎地域の自立促進・活性化に向けた支援の充実・強化が必要であることから、

- (1) 現行の過疎対策法の期限終了後も、過疎地域の課題解決や地域振興に向けた支援の充実・強化を図るため、新たな過疎対策法を制定すること
- (2) 新たな過疎対策法においても、人的・財政基盤のぜい弱な過疎市町村が過 疎対策事業を効果的に実施できるよう、過疎対策事業債及び交付金等の各 種支援制度の維持・拡充を図ること
- (3) 新たな過疎対策法においても、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし 過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して対象とすること 新規

【提案の背景・現状】

- 過疎地域は、人口では全体の 8.6%に留まるものの、面積はおよそ 60%を占め、農産物や食文化、里山の景観、名水・滝、山々などの恵まれた資源があり、豊かな自然や歴史・文化を形成し、食料の供給、水資源の涵養など多面的・公益的な役割を担っている。
- 一方で、若者の流出等による人口減少と少子高齢化が都市部と比べて急速に進行し、 地域における様々な分野での担い手の確保も厳しい状況にある。
- 過疎地域の課題や地域資源は様々であるが、人口減少による地域コミュニティ機能の低下等に伴い、買い物支援、地域公共交通の確保、地域除排雪の仕組みの確立など、多様化・複雑化する行政ニーズに対応していく必要がある。
- 本県では、全35市町村のうち21市町村が過疎市町村(うち1市1町が「みなし過疎」、うち1市が「一部過疎」)であり、今後30年間で県内14市町村で人口が半減すると推計されており、人的・財政的基盤はぜい弱である。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末に失効する。

【山形県の取組み】

- 過疎対策法に基づき過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画を策定(H27年度)し、市町村と連携し、過疎債など過疎関連施策を活用して対策に取り組んでいる。
- 過疎市町村の土木・農林など専門的技術職員不足に対応するため、「県・市町村連携推進方針」を策定(H30年3月)し、実践的な助言、計画策定支援や人材育成のための研修など、市町村間又は県・市町村間の連携による取組みを展開している。

- 現行の過疎対策法の期限終了後も過疎地域の課題解決や地域振興に向けた支援が重要であり、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策を充実していく必要がある。
- 効果的な過疎対策の展開に向けて、地域の実情に応じた施策が実施できるよう、過疎 債の必要額の確保をはじめ、柔軟に活用できる制度の運用など、各種支援策の維持・拡 充が必要である。

【全国の過疎地域の市町村数、人口、面積】

(総務省「平成30年度版過疎対策の現況」)

(単位:団体、人、賦、%)

区 分	市町村	人口	面 積
過疎地域	817 (47. 5)	10, 878, 797 (8.6)	225, 468 (59.7)
非過疎地域	902 (52. 5)	116, 215, 948 (91. 4)	152, 503 (40, 3)
全 国	1,719 (100.0)	127, 094, 745 (100. 0)	377, 971 (100. 0)

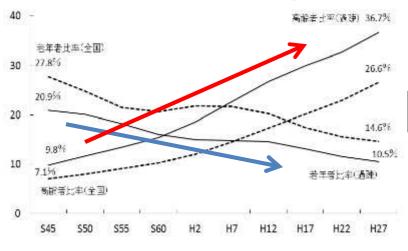
(備考) 1 市町村数は平成31年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。

2 人口は平成 27 年国勢調査による。

【高齢者比率及び若年者比率の推移】

(過疎問題懇談会「中間的整理」)

過疎地域の人口は 8.6% 面積はおよそ 60%



過疎地域の少子高齢化 が急速に進行

【本県過疎地域】

35 市町村のうち 21 が過疎市町村 (うち鶴岡市と庄内町が「みなし過疎」、酒田市が「一部過疎」)





過疎債ハード事業 大江町 にじいろ保育園



過疎債ソフト事業 舟形町 英語指導助手派遣

<本県過疎指定市町村の人口の状況等>

県内市町村	人口減少率 (H27/H2)	高齢者比率 (H27)	若年者比率 (H27)	財政力指数 (H27)
過疎地域	▲ 22. 2%	34.3%	11.1%	0. 29
過疎以外	4 .6%	29.3%	13.4%	0. 55

水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実

【厚生労働省医薬·生活衛生局水道課】

【提案事項】予算拡充

水道事業の基盤強化を促進するため、市町村等水道事業者が行う水道施設の耐震化や市町村の枠を超えた広域連携に対する支援の拡充が必要であることから、

- (I) 水道施設の耐震化を促進するための交付金事業について、地方要望額を 充足する政府予算を確保すること
- (2) 水道施設の耐震化を促進するための交付金事業について、交付率の引上 げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和を図ること
- (3) 市町村の区域を越えた水道事業の広域連携を促進するための交付金事業について、交付率の引上げ、採択基準の緩和を図ること 新規

【提案の背景・現状】

- 平成 30 年北海道胆振東部地震災害において、水道施設に被災、断水が生じ、住民に 多大な影響を及ぼしたことから、水道施設の強靭化を図っていく必要がある。
- 水道施設の耐震化にかかる交付金については、平成28年度に交付率が引き下げられたことや対象施設が限定されていること等から、交付金の活用を見送る水道事業者が出ている。
- 人口減少や節水機器等の普及により水需要が減少しており、今後より一層厳しい状況 となることが予想される。
- 特に本県の水道事業は小規模な事業が多く、持続可能な水道事業のためには、市町村の区域を越えた「広域連携による経営基盤の強化」が有効な手段である。広域化の類型には管理一体化や施設共同化等様々な形態があることや、先進事例でも広域化には10年程度の時間がかかっているが、交付金の採択基準はそうした多様な広域化に対応していない。

【山形県の取組み】

- 県内の水道事業者も水道施設の耐震化を進めているが、耐震化率は未だ低く、特に多額の経費を要する浄水施設や配水池の耐震化が全国に比べ進んでいない。
- 平成 29 年度に策定した「山形県水道ビジョン」に基づき、平成 30 年 11 月に市町村等の水道事業者並びに水道用水供給事業者等で構成する「水道事業広域連携検討会」を県内 4 地域ごとに設置し、広域連携に向けた検討を行っている。

- 県内の水道事業者が、水道施設の耐震化を早期に進めるためには、経営基盤の脆弱さもあり国庫補助事業に頼らざるを得ない状況にあることから、交付率の引上げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和が必要である。
- 広域連携を促進するためには、広域化・広域連携を支援する交付金事業の<mark>交付率の引上げ及び採択基準(広域化の規模や類型、時限措置等)の緩和が必要である。</mark>

耐震化・広域連携交付金の主な課題(抜粋)※赤字部分

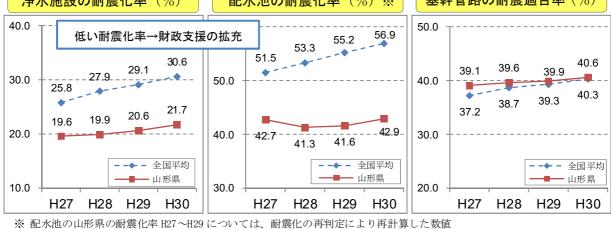
主な事業内容(対象施設)	交付率	採択基準
基幹水道構造物の耐震化 (浄水場・配水池)	1/4 【H27 以前 1/3】	計画資本単価 90 円/ ㎡以上 【H21 以前 70 円/ ㎡以上】
水道管路の緊急改善(40年以上の塩ビ・ダクタイル・鋼管等で導水管・送水管・配水本管)	1/3	給水収益に占める企業債残高300%以上 等
広域連携に向けた施設整備等	1/3	3 市町村以上の水道事業者による 5 年 以内の事業統合実現 等

耐震化・広域連携の推進→交付率の引上げ、資本単価の引下げ、多様な広域化に対応等、活用しやすい交付金

浄水施設の耐震化率(%)

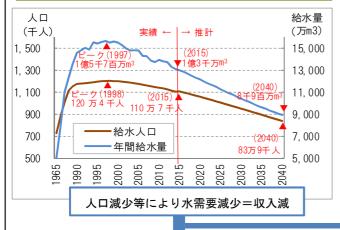
配水池の耐震化率(%)※

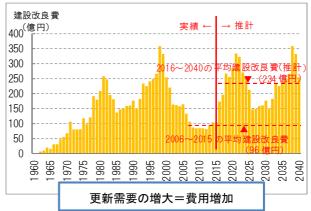
基幹管路の耐震適合率(%)



県内の給水人口と年間給水量の実績と推計

県内水道事業の建設改良費の実績と推計





水道供給単価の推移予測(県内上水道集計)

山形県水道事業広域連携検討会









検討状況 (上:検討会、下:作業部会)

山形県担当部署:防災くらし安心部 食品安全衛生課 TEL: 023-630-2160

社会資本のメンテナンス確立への支援 ~点検・診断から措置まで~

【総務省自治財政局地方債課】

【国土交通省道路局環境安全・防災課、水管理・国土保全局河川環境課】

【提案事項】 予算創設 予算拡充

社会資本の老朽化対策を推進するため、点検・診断及びこれにより確認された膨大な数の要対策施設の修繕に対する支援が必要であることから、

- (1)個別補助化されたメンテナンス事業対象に道路本体である「組立歩道」や 横断歩道橋と同じ立体横断施設である「地下横断道」の点検・診断・修繕も 加えること
- (2)河川堤防等のメンテナンスにおいてICT等を活用した効率的かつ経済的な 点検・診断手法を確立すること
- (3)社会資本メンテナンスに係る安定的な財源の確保のため、公共施設等適正 管理推進事業債の措置期間を継続すること

【提案の背景・現状】

県及び市町村が管理する社会資本は相当の数に上る中で、政府の交付金等による支援制度、自治体の単独事業により点検・診断・修繕を行っている。

- 道路橋、トンネル、道路付属物等の場合、防災安全交付金や令和2年度より創設される「道路メンテナンス事業費補助」の対象となっており、適切に実施されている。
 - 一方、組立歩道や地下横断道は、通学路などにも指定されているなど重要な構造物であり、損傷や老朽化などにより第三者被害も懸念される施設であるが、「メンテナンス補助」の対象とはなっていない。また、交付金事業の「重点」事業に位置付けることができない為、今年度の内示率については 36%となっており、必要な措置が適切に対応できない状況となっている。
- 組立歩道は、国から移管を受けた箇所が多く、県内 42 箇所、総延長約 5 km となっており、点検・診断の結果、半数近くの 19 箇所が修繕の必要なⅢまたはⅣ判定となっている。また、地下横断道はⅢが 2 箇所となっているが漏水が著しい箇所や上屋の老朽化が進んでいる箇所が多くなっておりエレベーターの更新も近づいている状況である。
- 小規模な排水樋管等の河川構造物の多くは設置から 40 年を経過し、老朽化が進行しており、堤防や護岸等についても流水の作用や植物等を主要因とした経年的な劣化が懸念されている。令和元年東日本台風において全国で中小河川の堤防が決壊し深刻な浸水被害が発生している状況を踏まえ、これら河川管理施設の安全を確保していく必要があることから、厳しい財政事情が続く中においても戦略的に維持管理・更新等を実施していくことが求められている。

【山形県の取り組み】

- 組立歩道と地下横断道に関しては、H30 年度までに全数の点検・診断を実施済みであり、強靭化予算や県単独事業を活用し、修繕事業を実施している。
- 河川構造物のうち水門や小規模な排水樋管については、平成22年度に長寿命化計画を 策定し施設の補修や更新等を進めている。堤防や護岸等については、河川管理者による 目視点検を実施し、必要に応じて補修等を行っている。

【解決すべき課題】

- 組立歩道、地下横断道は修繕が必要な箇所が同時期に増えてくることが予想され、点 検・診断を含めて財政的な支援が必要である。
- 河川管理施設についても、定期的な点検・診断に基づく個別施設計画の見直し(対象 施設の追加含む)が必要であるが、対象施設数・延長(例:排水樋管 492 箇所、堤防延 長 662 km) が膨大であり、厳しい財政状況が続き対応ができていないため、ICT等を 活用した効率的かつ経済的な点検・診断手法の確立が必要である。
- 個別施設計画は、安定的な財源確保を前提として策定しており、計画どおりに対策を 進められるよう、公共施設等適正管理推進事業債制度の継続が必要である。

山形県の交付金内示率比較 平成30年度と平成31年度の当初予算比較(強靭化除く) ##:BRE (非重点と重点パッケージの内示率比較) 5000 和立步道中 4000 田内市 実重点パッケージ 重点バッケージ (老朽化対策)

組立歩道の損傷状況(Ⅳ判定)

(国) 345号(旧7号) 吹浦 (遊佐町吹浦) 床版腐食状況

地下横断道施設の老朽化状況

地下横断道の損傷状況(Ⅲ判定)





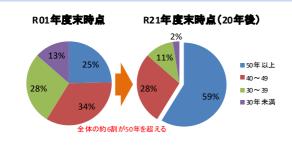
舗装の老朽化対策(公適債の活用)



河川の排水樋管の老朽化



河川の排水樋管の建設経過年数



山形県担当部署:県土整備部 道路保全課 TEL:023-630-2608 河川課 TEL: 023-630-2619

東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続

【復興庁】

【文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課】 【厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課】 【国土交通省 道路局 高速道路課】

【提案事項】予算継続

東日本大震災に伴う広域避難者は、避難生活の長期化により抱える課題が個別化・多様化しており、今後も引き続き支援が必要であることから、

- (1) 被災児童生徒の保育料減免や就学支援、避難者に対する高速道路無料 措置など、避難者の経済的負担を軽減する施策を継続すること
- (2) 避難者の見守りや相談活動など、避難先において受入支援に取り組む地 方自治体に対する財政措置として、被災者支援総合交付金を継続すること

【提案の背景・現状】

- 本県は、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からピーク時には全国で最も多い1 万3千名を超える広域避難者を受け入れ、9年を経過した今なお、約1,600名の方々が 避難している。
- 避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・多様化しており、中には生活困窮や心身の健康問題など複数の課題を抱え、特に支援の必要な世帯がある。
- 本県が毎年度実施している避難者アンケートにおいて、今の生活で困っていること、不安なことを尋ねたところ、生活資金のことが約6割と最も多く、<mark>経済的に不安を感じている世帯が多い</mark>という結果となった。また、身体の健康が約5割、心の健康が約3割となっており、これまで以上に心身の健康に資する取組みが必要となっている。
- また、世帯分離により二重生活を強いられている世帯は約4割となっており、避難生活の長期化により、経済的、精神的に厳しい状況に置かれ、負担が更に重くなってきている。

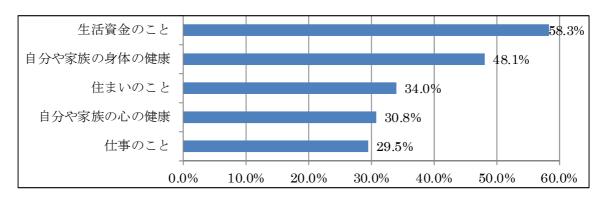
【山形県の取組み】

○ 本県では、「被災者支援総合交付金」を活用し、避難者が孤立化しないよう相談会の 開催や生活支援相談員等による訪問・相談活動など官民一体となってきめ細かな支援を 行っている。

- 経済的支援として、被災幼児児童生徒への就学支援や、原発事故による警戒区域等からの避難者及び母子避難者に対する高速道路の無料措置などの継続が必要な状況にある。
- <mark>今後も避難を継続する意向の方が多い</mark>ことから、困難な課題を抱えた世帯に対する支援や心身の健康に資する適切な支援を行うことができるような財政措置が引き続き必要である。

今の生活で困っている事、不安なこと(複数回答)

(令和元年度 避難者アンケート結果から)



本県における避難者支援策実施状況

・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」による支援(避難者相談会、支援者意見交換会の開催)







(支援者意見交換会)

・特に支援の必要な避難者に係る個別支援 (ケースマネジメントの実施)



(個別支援計画検討会)



(研修会)

・「復興ボランティア支援センターやまがた」運営支援 (避難者向け情報誌・ホームページ等による情報発信、支援者に対する支援の実施)



(情報誌「うぇるかむ」)



(支援者のつどい)

- ・避難者支援センターの運営への助成(2箇所(山形市、米沢市)設置)
- ・生活支援相談員による訪問・相談活動 (9市町・19名配置)
- ・山形・新潟・福島三県による「心のケア」に係る連携事業 (生活支援相談員等のスキルアップ合同研修・情報交換会等の開催)
- ・子育て支援団体による子育て支援交流(研修・交流・意見交換会等の開催)

山形県担当部署:防災くらし安心部

防災危機管理課 復興·避難者支援室 TEL: 023-630-3164

